

〔附〕 秩田縣にては縣費負擔の河川に於て竹木を川流する者に對し次の合にて河川使用料を徴收す。

1. 河川使用區域の延長一里未滿なるとき。

薪材以外の木材——石に付——金一錢五厘。

薪材——棚に付——金一錢五厘。

2. 河川使用區域の延長一里以上なるとき。

薪材以外の木材——石に付——金六錢。

薪材——石に付——金六錢。

山形縣青龍寺川普通水利組合及び東西田川郡内川普通水利申合組合にては從來の慣行により夫々各川の流木者より流木金を徴收せり、但料金は河川により又木材及筏の大きさによりて一様ならず。

(二) 竹木流下業税 (筏乗税、筏乘業税、木流業、運送夫業税)

府縣により其の名稱區々なるも、要するに木材流下を業とするものに課する課税にして勞賃税若くは職業税の性質を有するものなり、大正十一年度に於ける現況を示せば次表の如し。

大正十一年度竹木流下業税表 (前表に同じ)

道府縣	名稱	課税標準	課率	税額	備考
千葉	筏乗税	一年一人	1,200	54	大正十年三月増率許可。
三重	竹木流下業税	一年一人	1,400	568	大正十年二月増率許可。
静岡	筏乗税	一年一人	800	748	大正九年三月變更許可。
鳥取	運送夫業税	一年一人	1,000	(5,623)	運送夫業税中筏乘に課するものあり、上掲の金額は同税全體なり。
岡山	運送夫業税	一年一人	1,600	(19,325)	同上
廣島	筏乘業税	一年一人	1,200	332	明治四十一年變更許可。但し年齢六十歳以上、十五歳未滿は半額。
	木流業税	一年一人	600		
山口	筏乗税	一年一人	960	159	大正十年三月變更許可。木流をするものを含む。
和歌山	筏乗税	一年一人	1,500	2,033	大正十年三月増率許可。
	木流業税	一年一人	700		
徳島	筏乗税	一年一人	2,000	364	大正十年三月新設許可。
高知	竹木流下業税	一年一人	1,700	100	
計				5,613	但し運送夫業税は含まず。

(ホ) 炭焼税。(炭産税)

炭焼税は青森縣に於て炭産税は宮城、福島兩縣に於て施行せられ居るのみ、前者は自ら製炭に従事し販賣するものに對して課税し、後者は炭焼の爲めに小屋掛をなし一戸を構えたるものに課税す(福島)と規定せり、大正十一年

年度の豫算によるに現況次の如し。尙前述の營業税中に之と同性質のものあることに注意するを要す。

大正十一年度炭焼税 (前表に同じ)

府縣	名稱	課税標準	課税率	税額	備考
宮城	炭焼税	{ 石炭1個 土炭1個 }	{ 1,500 800 }	3,077	大正九年三月變更許可
福島	炭焼税	1産	1,000	10,000	大正九年三月變更許可
青森	炭焼税	賣上金額	7 1,000	2,587	{ 大正九年度より炭焼税 を炭産税と改む、大正 十一年度實算 3,100圓 }
計				15,664	

其三 市町村税

納税義務者——府縣税に於けると同様なるにより關係法條を示すに止む。市町制第八條。市町制百十八條。市町制百十九條。大正二年皇室令第八號。村制第六條。村制第九十八條。村制第九十九條。

課税物件——府縣税に於けると同様なり、參照法條次の如し。

明治四十四年九月勅令第二四一號第三條。市町制第一百二十條。村制第一百條。

非課税物件——府縣税に於けると同様なり、參照法條も府縣制第一百條の代りに市町制第一百二十二條の他は全部府縣税の場合と同一なり。只、國稅附加税たる府縣税に對する附加税を賦課し得ざる一項目が加はるのみ。

(市町制百十七條) (村制第九十七條)

(1) 國稅附加税 (段別割を含む)

一、國稅附加 賦課の税目及び其の制限率。

1. 市町村税として國稅附加税の賦課を認めたる税目は、府縣税の場合と同様なり、次に林業に關係ある税目と其の制限率とを掲ぐ。(明治四十一年三月法律第三十七號地方税制限に關する件)

地租附加税 { 沖繩縣の { 宅地——地租、百分の三十四。
市町村 { 其の他の土地——地租、百分の八十三。
のみを課す }
るとき { 其の他の { 宅地——地租、百分の二十八。
市町村 { 其の他の土地——地租、百分の六十六。

段別割のみを課するとき 一段歩に付毎地目平均一圓。

所得稅附加税(第二種所得稅を除く) 所得稅——百分の十四。

2. 前記の制限に拘らず、都市計畫の費用に充つる必要あるときは、地租に對しては特別税として左の制限内の課税を爲すことを得べし。(都市

計画法第八條) 地租割——地租百分の十二半以内。

3. 段別割を除く外、前各號に於ける制限内の課税は上級官廳の許可を要することなく市町村會の議決により直に課税することを得るものとす。
4. 段別割は特別税に屬するを以て假令制限内の課税なりと雖、之を新設し、増額し、又は變更せんとするときは上級官廳の許可を必要とするものとす。
5. 段別割の課税は地租附加税にては課税の權衡を得ざるとき、又は無租地等に對し課税する必要ある場合に於て新設すべきものにして、單に法定の制限内の課税額を増さんとするが如き爲には課税すべきものにあらず。

(参考) 地價割は町村制に許したる課税に非ずと謂ふも地租に對する附加税にして之を地價割と稱すると單に名稱の別あるに過ぎずして何等兩者の間に實質上の差異あるに非ざるを以て正當の賦課なり。(大正元年九月二十七日訴願裁決)

二、地租附加税と段別割の併課。

府縣税の場合と全く同様なり。(地方税制限法第一條参照)

三、府縣費分賦の場合に於ける附加税制限率。

1. 府縣費の全部を市に分賦したる場合に於ては市は第一項に掲げたる地租附加税、所得稅附加税及段別割に對する制限の外分賦金額以内に限り府縣税制限に達する迄課税することを得るものとす。(地方税制限法第四條第一項)
2. 府縣費の一部を市町村に分賦したる場合に於ては市町村は本節第一項に掲げたる制限の外其の分賦金額以内に限り課税することを得るものとす。但し府縣の賦課額と市町村の賦課額との合算額は府縣税の制限を超過することを得ず。(同上第四條第二項)

四、制限外の課税。

府縣税の場合と同様なり、参照法條次の如し。

地方税制限法第五條。大正九年勅令第二百八十二號。大正十年勅令第四百十二號第一條。

五、課率。府縣税に於て述べしところと同様なり。

六、國稅附加税の現況。

林業に關稅ある國稅附加税即ち地租附加税、所得稅附加税、及び段別割の概況次の如し。

1. 總額。(大正十一年度豫算額)

種別	市	町村	計
地租附加税	4,435,947	39,455,323	43,891,270
段別割	218,026	4,138,302	4,356,328
所得稅附加税	11,345,610	7,733,952	19,079,562

(参考) 市町村歳入總額。(大正十一年度地方財政概要に據る)

種別	市	町村	計	備考
稅收入	97,479,917	280,478,960	377,958,877	稅收入一人當り
稅外收入	290,123,186	118,049,596	408,172,782	市 9,475厘
歳入總計	387,603,103	398,528,556	786,131,659	町村 6,199厘

2. 課率。 次の各表の如し。

累年度比較

年度	地租附加税 (地租一圓當)			段別割 (一段步當)			所得稅附加税 (所得稅一圓當)		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
大正3年度	—	—	218	—	—	—	—	—	142
大正4年度	—	—	225	—	—	—	—	—	146
大正5年度	—	—	221	—	—	—	—	—	147
大正6年度	—	—	216	—	—	—	—	—	146
大正7年度	1,833	5	235	13,000	3	427	750	10	148
大正8年度	4,008	61	330	14,340	5	552	840	30	220
大正9年度	1,056	179	502	—	—	—	1,410	45	155
大正10年度	2,460	50	613	5,604	2	507	922	36	141
大正11年度	2,376	40	659	7,500	1	456	540	40	144

備考 上掲の地租附加税、段別割は宅地以外に對する課率なり。以下同じ次に示すは總て町村税の課率にして、市税は含まざるものなり。(市税は林業に關係比較的少なき故に省略すること、せり)

地方町村税課率 (大正十一年度地方財政概要に據る)

道府縣	地租附加税 (地租一圓當)			段別割 (一反步當)			所得稅附加税 (所得稅一圓當)		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
北海道	720	210	592	2,240	4	456	210	140	141
東京都	1,160	210	669	1,000	65	507	288	110	149
大阪府	1,900	199	649	7,500	1	670	280	70	141
神奈川県	1,650	330	660	881	518	754	280	90	141
兵庫県	990	330	660	—	—	—	210	50	141
長崎県	924	170	641	1,000	20	461	196	67	139
新潟県	660	330	654	—	—	—	140	100	140
埼玉県	1,348	210	673	600	150	300	252	40	144
群馬県	660	339	638	250	240	245	140	90	139
千葉県	891	400	666	300	200	266	189	110	140
茨城県	1,320	462	602	400	400	400	280	80	141
栃木県	872	550	661	—	—	—	184	40	140

道府縣	地租附加税 (地租一圓當)			段別割 (一段歩當)			所得税附加税 (所得税一圓當)		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
栃木	690	460	651	682	30	267	140	97	139
奈良	1,320	400	642	1,000	600	833	280	140	142
三重	1,270	40	641	1,000	90	353	182	77	149
静岡	1,092	111	608	1,000	50	418	231	50	138
山梨	1,180	105	642	1,000	20	209	252	58	141
滋賀	1,782	210	660	1,500	60	971	378	100	142
岐阜	600	336	602	760	10	(?)2,421	140	110	138
長野	1,157	211	698	—	—	—	280	100	145
富山	1,616	330	661	1,470	1,280	1,375	240	112	142
石川	2,376	429	872	—	—	—	540	91	181
福井	990	210	636	1,000	50	625	210	57	138
山形	897	300	654	100	20	73	190	100	140
秋田	990	330	645	120	30	116	160	98	139
岩手	1,320	360	703	3,380	390	1,855	280	93	150
青森	1,428	660	691	610	610	610	302	140	146
宮城	990	310	651	—	—	—	220	72	139
山梨	801	236	625	—	—	—	156	70	139
福島	1,542	211	609	800	100	486	198	62	136
茨城	1,650	900	692	—	—	—	297	140	147
栃木	990	363	660	1,000	160	543	140	100	140
群馬	1,998	410	714	1,000	900	966	340	98	152
山梨	1,000	210	627	3	3	3	312	40	138
山梨	1,068	210	641	520	3	207	160	70	140
山梨	990	363	654	860	25	226	210	98	141
山梨	1,112	330	619	953	20	306	169	130	141
山梨	990	210	664	243	243	243	157	91	141
山梨	990	330	655	1,000	40	263	260	100	237
山梨	739	336	617	400	35	171	175	120	135
山梨	1,231	330	685	632	633	633	330	50	149
山梨	990	333	650	177	130	154	260	50	140
山梨	943	330	618	904	904	904	140	95	138
山梨	990	310	652	1,000	192	755	156	126	140
山梨	990	495	640	—	—	—	210	112	141
山梨	990	210	658	—	—	—	210	120	141
山梨	1,245	560	814	—	—	—	210	100	142
全管	2,376	40	659	7,500	1	456	540	40	144

次に数ヶ村に於ける山林の段別割を例示せん。

道府縣	郡	村	課税物件	課率 (一反歩に付)	備考
埼玉	秩父	浦山	山林	200	2,369圓74錢
〃	〃	白鳥	山林	160	
〃	〃	〃	山林	100	
栃木	十六ヶ	ヶ村	山林	40-140	

道府縣	郡	村	課税物件	課率 (一反歩に付)	備考
岩手	氣仙	下陵	山林	20	749圓88錢
〃	〃	〃	山林	20	
〃	〃	〃	山林	300以内	
〃	〃	〃	山林	200以内	
〃	〃	〃	山林	20以内	大正十一年度より施行
〃	〃	〃	山林	20以内	
〃	〃	〃	山林	40以内	明治三十四年内務省許可
〃	〃	〃	山林	900以内	
〃	〃	〃	山林	7以内	明治三十四年内務省許可
〃	〃	〃	山林	50以内	
〃	〃	〃	山林	30以内	41,560圓99錢 (大正十一年度又は大正十年度)
〃	〃	〃	山林	最高-300 最低-50 平均-163	

備考 本表は帝國森林會の照會に對する府縣山林會の回答に依る、年度明かならざるも恐らく大正十一年度又は大正十二年度のものとする。

(2) 府縣稅附加稅

府縣稅に對する附加稅の賦課は戶數割に制限の定めあるものの外法令上何等の制限なしと雖も一般納稅者の負擔力を考査し過度の課稅を爲さざることと留意せざるべからず、但し北海道の市町村に於ては北海道地方稅に對し其の二分の一を超過する附加稅を賦課せむとするときは北海道長官の許可を必要とせり。

(4) 營業稅、雜種稅に對する附課稅。

1. 總額。 (大正十一年度地方財政概要に據る)

稅目	市	町	村	計
道府縣營業稅附加稅	3,109,020	5,501,518		8,610,538
雜種稅附加稅	13,910,316	21,820,622		35,730,938

2. 課率。町村稅の附加率次の如し。

累年比較

年度	道府縣營業稅附加稅			雜種稅附加稅		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
大正7年度	3,500	25	512	20,000	50	548
大正8年度	3,000	30	610	15,000	50	682
大正9年度	—	—	—	—	—	—
大正10年度	4,000	30	745	15,000	100	778
大正11年度	4,000	100	737	7,000	100	754

地方別 (大正一十年度地方財政概要に據る)

道府縣	道府縣營業稅附加稅			雜種稅附加稅		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
北海道	1,800	500	1,090	7,000	470	1,116
東北	2,500	500	1,104	2,200	500	1,067
東京	1,200	100	577	1,200	100	573
大阪	2,790	400	977	3,500	400	952
奈良	1,200	200	746	1,200	200	774
兵庫	1,800	400	856	1,500	300	858
長崎	2,500	500	1,204	3,000	400	1,049
新潟	2,000	150	740	1,500	200	718
群馬	1,200	500	752	2,500	500	721
千葉	1,000	500	724	1,000	400	720
茨城	1,000	400	744	1,000	500	742
栃木	1,500	500	933	1,500	500	927
群馬	1,200	400	821	1,200	400	821
奈良	1,200	300	604	1,200	200	613
三愛	1,000	300	784	1,000	200	783
靜岡	1,000	200	640	1,000	200	678
山梨	1,300	400	846	1,300	400	842
滋賀	1,000	100	459	1,000	100	461
岐阜	2,000	250	638	1,500	200	546
長野	1,000	300	652	1,000	300	635
宮城	1,000	300	592	1,000	300	591
福島	2,000	300	740	2,000	400	727
岩手	1,000	150	571	1,000	150	572
青森	1,500	250	788	1,500	400	786
山形	3,000	400	1,152	2,900	400	985
秋田	1,000	200	629	1,000	200	630
福井	4,000	500	1,012	4,000	500	975
石川	1,000	150	527	1,000	250	525
富山	1,000	150	407	1,000	150	501
鳥取	1,000	100	388	1,000	100	396
島根	900	150	513	900	150	512
岡山	1,500	200	576	1,500	200	572
広島	1,900	450	814	1,900	450	815
山口	1,400	300	772	1,400	300	771
徳島	1,200	400	772	1,200	400	772
香川	1,500	500	836	1,200	500	831
愛媛	1,500	150	569	1,200	150	564
高松	1,200	250	689	1,000	250	671
福岡	1,500	300	796	1,500	300	795
大分	1,100	500	823	1,000	500	818
佐賀	1,300	450	901	1,300	450	902
熊本	2,000	500	1,036	2,000	500	1,034
宮崎	1,000	400	767	1,000	500	763
鹿児島	1,300	200	804	1,300	200	800
沖縄	1,200	600	895	1,200	600	916
全管	1,520	500	1,004	1,520	500	991
	2,814	140	991	3,200	140	1,033
	4,000	100	737	7,000	100	754

各税目に対する町村附加税は町村に依り異なるを以て其の税率を知り得ざるも次に其の判明せるもの二三を掲ぐることにせり。

イ不動産取得税(不動産移轉税又は歩一税等を含む)に対する附加税の課率は市町村に於て特別税として新設する場合に於ける不動産取得税の制限課率以内即ち本税と附加税とを合せ不動産価格の千分の二十を超過せざる範圍に於て附加税の課率を定むるものとす。

ロ立木伐採税に対する附加税の課率の一、二を示せば次の如し。

群馬縣——縣稅の4—10割 (平均7割4分2厘)。

福島縣——(賦課村數七ヶ村) $\frac{10}{1,000}$ (稅額18,807圓)。

ハ木材川下税(流木税)に対する市町村の附加税は本税賦課の市町村に於て其の稅額全部を標準として課税すべきものに非ず、木材流下による關係各市町村長協議の上本稅額を各市町村長に分割して附加税を課するものとす。

木材を筏に組立つる行爲が二町村に渉る場合に於て其の行爲に対する縣稅を分別して納めざる者に対し附加税を賦課せんとするときは關係町村長は協議の上本稅額を分割して賦課するものとす。

木材川下税に対する附課率の二、三を示せば次の如し。

岡山縣——縣稅の5—10割。岩手縣——縣稅1圓につき80錢。山梨縣

——縣稅1圓につき15—50錢(大正十年度總額2,895圓)。青森縣——縣稅1,670圓06錢に對して1,206圓79錢(大正十年度?)。

岐阜縣——
 (筏網場稅附加稅)——縣稅9,967圓63錢に對して4,895圓92錢(大正十年度)。
 (木材川下稅附加稅)——同 2,293圓28錢に對して1,242圓52錢(同上)。
 (段木川下稅附加稅)——同 497圓16錢に對して157圓52錢(同上)。

(參考) 木材の流下行爲に対する縣稅川下税に付村稅として附加税を賦課するは適法なり。(大正四年六月十六日行政裁判所宣告)

ニ竹木流下業稅に対する市町村の附加税の二、三を示せば次の如し。

廣島縣——
 (筏乘稅附加稅)——縣稅307圓20錢に對し245圓76錢(大正十年度)。
 (木流業稅附加稅)——縣稅6圓90錢に對して5圓52錢(同上)。

岡山縣——(運送夫業稅)——縣稅の5—10割。

ホ炭燒稅(炭竈稅)に対する附加税の一、二を示せば次の如し。

福島縣——(炭竈稅附加稅)——炭竈一個に付平均1圓(大正十年度總額5,338圓)。

青森縣——(炭燒稅附加稅)——縣稅3,099圓92錢に對し3,379圓22錢(大正十一年度決算)。

(ロ) 戶數割に対する附加税。

1. 總額。(大正十一年度豫算)

市—7,972,520圓。 町村—181,908,786圓。 計 189,881,306圓。

2. 課率。

累年比較

年度	戸数割			附加税		
	本税壹圓に對する課率			納税者一人に對する平均課額		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
大正3年度	—	—	—	—	—	7,770
大正4年度	—	—	—	—	—	7,533
大正5年度	—	—	—	—	—	7,744
大正6年度	—	—	—	—	—	8,595
大正7年度	43,000	150	5,836	84,280	1,260	11,729
大正8年度	53,010	350	6,041	106,666	850	17,155
大正9年度	—	—	—	—	—	22,766
大正10年度	45,000	350	4,779	197,133	1,530	22,024

地方別 (大正十一年度地方財政概要に據る)

道府縣	戸数割			附加税		
	本税壹圓に對する課率			納税者一人に對する平均課額		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
北海道	26,700	1,200	8,855	29,829	4,615	15,032
東北	7,618	1,000	3,026	28,658	10,228	8,713
東京	14,955	1,217	4,577	71,570	10,630	30,647
大坂	20,314	400	5,125	49,525	4,389	18,757
神奈川	17,000	1,000	5,179	159,000	4,010	23,557
兵庫	16,764	1,239	5,750	54,363	6,146	24,776
長崎	15,890	1,436	6,457	43,329	6,705	27,102
新潟	14,978	274	4,468	49,323	2,470	21,491
埼玉	13,500	900	3,809	44,389	5,780	19,744
群馬	10,270	1,442	4,458	42,382	8,339	22,657
千葉	9,000	1,011	3,484	45,912	6,080	18,920
茨城	12,650	2,650	5,053	41,191	8,985	20,146
栃木	7,744	850	3,204	39,057	6,039	18,907
奈良	12,369	1,500	4,567	56,969	10,240	27,256
和歌山	7,907	980	3,245	38,979	5,609	17,190
愛知	16,310	1,168	5,120	52,374	2,221	23,162
静岡	11,815	845	4,147	44,320	5,280	18,928
山梨	15,920	1,076	5,072	51,778	5,081	20,639
滋賀	8,340	1,400	3,786	45,981	5,757	24,319
岐阜	8,472	1,557	3,742	37,460	6,496	20,900
長野	20,000	1,650	6,197	100,623	2,880	36,402
富山	21,771	2,490	6,881	69,775	14,773	30,353
石川	13,834	460	5,392	69,171	7,080	28,049
福井	18,600	2,398	4,939	56,194	13,400	27,118
青森	10,104	1,788	4,870	52,014	3,084	26,430
山形	14,717	1,790	5,604	52,896	22,010	32,079
秋田	11,835	1,967	5,222	58,362	5,425	30,725
福島	9,038	1,028	3,892	52,755	7,806	25,676
岩手	10,891	377	4,551	50,536	11,242	30,097
宮城	9,979	1,040	4,636	54,160	4,555	23,637

道府縣	課率	戸数割			附加税		
		本税壹圓に對する課率			納税者一人に對する平均課額		
		最高	最低	平均	最高	最低	平均
鳥取	13,617	1,930	6,117	52,589	11,951	26,474	
島根	14,750	2,490	6,302	48,045	12,257	25,299	
岡山	11,416	260	3,467	48,010	4,382	20,511	
廣島	15,250	1,500	4,780	58,630	4,883	22,150	
山口	14,520	2,000	5,082	45,840	11,413	21,519	
徳島	12,826	1,000	4,063	52,946	4,341	20,051	
香川	10,400	1,125	3,850	57,368	4,186	29,735	
愛媛	16,852	1,635	5,377	44,905	13,128	21,071	
高知	6,740	500	3,360	61,939	6,470	24,629	
福岡	13,202	1,000	5,049	34,134	5,532	19,803	
大分	11,325	1,870	6,062	43,000	9,000	23,538	
佐賀	15,276	1,667	3,938	86,329	12,682	26,198	
熊本	50,000	10,337	22,387	50,000	10,337	21,402	
宮崎	13,000	870	5,827	31,774	3,100	24,106	
鹿児島	7,828	1,784	4,151	6,360	2,670	4,196	
沖縄	9,301	1,520	5,220	50,969	8,257	27,536	
全管	11,142	2,105	5,273	27,094	7,446	14,189	
全管	50,000	260	5,037	159,000	2,221	23,114	

(3) 特別税

特別税は市町村限り特に税目を起して賦課するの必要あるとき課税するものにして、其の賦課徴収に關する事項に付ては總て市町村條例を以て規定するものとす。(市制百十七條)

特別税を新設し又は税率を増額し若しくは賦課徴収上に付變更を爲さんとするときは内務大臣及大藏大臣の許可を要するものとす。(市制百六十六條)

而して市町村に於て特別税の許可を受けたる後府縣に於て同一税目の課税を爲すに至りたるときは市町村は特別税の賦課を停止し府縣税の附加税として賦課徴収するものとす、但し府縣の課税範圍外に於て市町村が特別税として賦課するは妨げなし。

特別税條例の廢止は監督官廳の許可を要せず、市町村の任意に依り廢止することを得べきものとす、但し北海道の區町村に於ては此限にあらず。(大正十年九月勅令第四百十二號第三條)

大正八年度の課税課目に依れば特別課税種目は四十九種(單に名稱の異なるのみにして實質の同一なるものは一種類とせり)にして、其の中林業に關係あるものを次に掲ぐることにせり。

(イ) 不動産取得税。(不動産移轉税歩一税を含む)

不動産取得税の課税に付ては、國稅附加税、府縣稅附加税並に戸數割の賦課が既に一定の限度に達せるときに非ざれば新設又は繼續することを得ざるものとす。其の課率は千分の十以内、但し特別の場合に於ては千分の二十

まで許可せらるゝことあるべし。而して存続期間は五ヶ年以内とし、家督相續及び遺産相續に因る取得に對しては課税せざるものとす。
大正十一年度に於て不動産取得税を賦課せるもの六十四市町村にして其の税額 52,858 圓なり。

(ロ) 立木伐採税。(伐採税、森林伐採税、山林立木伐採税、
山林立木伐採割、民有山林立木伐採割、)

一概に立木伐採税と云ふも、其の性質同一のものに非ずして大體に於て二大別するを要す。

甲種一樹木伐採の行爲に對して、其の伐採者に賦課するもの。

乙種一伐採の目的を以てする立木の賣買譲與又は自營伐採に對して賣渡人、譲與人又は自營伐採者に賦課するもの。

即ち前者甲種は前述の府縣税の伐採税と同種のものなれど、後者乙種は夫れと全然異なるものなり、甲種は岐阜縣、福岡縣、京都府等の府縣税として立木伐採税の賦課なき府縣の町村に於て行はれ居るも其の數は別表の如く五ヶ村に過ぎず、乙種は三重縣、和歌山縣の如く既に府縣税として甲種と同種の立木伐採税を賦課せる府縣の町村に於て行はるゝものにして、其の數別表の如く二十餘村に及べり。

而して此等の町村に於ても縣税立木伐採税を受くる部分に對しては附加税を賦課することとし、別に町村税立木伐採税を賦課せず。

尙課税標準に就て見るに甲種は府縣税伐採税と同様に伐採する立木の價格(明言するものなきも恐らくは賣買見積價格ならん)を標準とせるが、乙種は一、賣買の時は立木賣買價格、二、譲渡の時は立木見積價格、三、自營伐採の時は立木見積價格と規定せり。

次に参考の爲めに和歌山縣東牟婁郡田原村(縣下他の町村の條例も同様なり)及び三重縣南牟婁郡五郷村に於ける立木伐採税の條例を掲ぐ。

●和歌山縣東牟婁郡田原村山林立木伐採條例

第一條 本村ニ於テハ町村制第九十條第一項第二號ニ依リ山林立木伐採税ヲ賦課徵收ス。

第二條 山林立木伐採税ハ伐採ノ目的ヲ以テ本村内山林ノ立木ヲ賣買贈與シ又ハ自營ノ爲メ伐採セントスル場合ニ其立木ニ對シ賦課ス。

前項賣買及贈與トハ立木ノ儘賣買又ハ贈與シ買受人若クハ受贈者ニ於テ伐採スルモノヲ謂ヒ自營トハ所有ノ立木ヲ自ラ伐採スルモノヲ謂フ、但公有山林ヲ取得スル伐採者ニ限リ自營者ト見做スモノトス。

第三條 本税ノ課率ハ賣買ハ其代價贈與及自營ハ其見積價格ノ百分ノ三トス、但代價又ハ價格拾圓未滿ノモノニハ課税セス。

第四條 本税ハ賣買譲與ニ在リテハ賣渡人贈與者自營ニ在リテハ伐採人ヨリ之ヲ徵收ス。

第五條 本税ノ徵收ハ第六條ノ申告ヲ受ケ又ハ第七條第八條但書ノ評價決定後七日以内ニ村長ハ其納人ニ對シ徵稅令書ヲ發シ納人ハ令書ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ令書ニ税金ヲ添ヘ收入後ニ納付シ領收證ヲ得テ納稅義務ヲ終ルモノトス。

第六條 山林立木ヲ伐採ノ目的ヲ以テ賣買贈與シタルトキハ當事者雙方連署ヲ以テ又自營ノ爲メ伐採セントスルトキハ其本人ヨリ伐採著手前ニ左ノ事項ヲ明記セル書面ヲ以テ村役場ニ申告スヘキモノトス。

一、伐採地名及伐採木種類。二、代價又ハ價格。三、伐採ニ著手スヘキ日。四、納稅人ノ住所氏名。

但納稅人本村外ニ住スルモノナルトキハ本村ニ於テ納稅管理人ヲ定メ申告書ニ連署ヲ要ス。

第七條 前條申告ノ代價又ハ價格不相當ト認ムルトキハ村長ハ評價人ヲ選定シ審査セシメ其ノ査定額ニ依リ税金ヲ賦課徵收ス。

第八條 第六條ノ申告ヲ爲サス又ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタルトキハ町村制第九十一條ニ依リ金壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス、但本條ノ處分ヲ受ケタルモノニ對シテハ評價人ヲ選定シ評價セシメ其査定額ニ依リ税金ヲ賦課徵收ス。

第九條 第五條ノ期日内ニ税金ヲ完納セサルトキハ村稅督促條例ニ依リ處分スルモノトス。

第十條 本條例ハ縣税立木伐採税ヲ賦課スル部分ニ之ヲ適用セス。

(附則) 本條例ハ大正十一年度ヨリ之ヲ施行ス。

●三重縣南牟婁郡五郷村特別稅細則

第一條 本村五郷尋常高等小學校舎増築並ニ改築費支辨ノ爲メ起シタル公債ヲ償却シ且其設備ヲ完成センカ爲メニ要スル費用ヲ支辨シ猶進ムテ教育基本財産ヲ造成センカ爲メ山林立木伐採價格割ノ特別稅ヲ設ク。

第二條 前條ノ山林立木伐採價格割ハ本村内ニ於ケル山林ノ立木ヲ賣却シ若クハ譲渡シタルモノノ内縣税ヲ賦課セラレザル部分ニ對シ左ノ課率ヲ以テ徵收ス。

一、立木賣買價格千分ノ二十五以内。一、立木譲渡見積價格千分ノ二十五以内。

第三條 立木ヲ賣却若クハ譲渡セスト雖モ自己ノ都合ニヨリ伐採スルモノニハ自己所用ノ分ヲ除ク外前條ノ特別稅ヲ徵收スルモノトス此場合ニ於テハ見積價格ニヨリ徵集ス。

第四條 第二條及第三條ノ價格又ハ見積價格不相當ト認ムルトキハ村長ニ於テ二名ノ評價人ヲ指定シ其評價額ニヨリ徵收ス此場合ニ於テ二名ノ評價人カ各其評價ヲ異ニスルトキハ各評價額ヲ合セ之ヲ二分シタルモノヲ其評價額ト見做ス。

第五條 所有者ニシテ前條ノ評價額ニ異議アルトキハ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ拾日以内ニ村長ニ申立ツルコトヲ得。

第六條 前條ノ異議申立アルトキハ更ニ他ノ二名ノ評價人ヲ指定シ其各評價額ト第四條ノ評價額ト合セ之ヲ三分シタルモノヲ其評價額ト見做ス、但此場合ニ於テハ異議ノ申立ヲナスコトヲ得ス。

第七條 所有者立木ヲ賣却若クハ譲渡又ハ伐採シタルトキハ七日以内ニ其地番區域立木ノ種類及數量並ニ其價格若クハ見積價格ヲ具シ村長ニ届出スヘシ。

第八條 前條ノ届出ヲナサス又ハ詐欺ノ届出ヲナシタルモノハ金壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處シ且並稅ニ係ル本稅ヲ追徴ス。

第九條 本稅ハ第七條ノ届出アリタル毎翌月拾日限り之ヲ徵收ス。

第十條 本稅ノ稅率ハ第二條ノ範圍内ニ於テ毎年村會ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム。

(附則)第十一條 本條例ハ明治三十九年度ヨリ施行ス。

立木伐採稅一覽表(甲) (内務省地方局の備本に據る)

府縣	郡	村	名稱	課率	備考	
岐阜	大野	清見	立木伐採稅	300圓以上 1,000圓未満	100分の2	村外に輸出するものにして其の伐採する立木に課す、但し本村内に於て使用の目的を以て伐採したる立木と雖も他日賣買の上本村外へ輸出する時は其の賣買價格を標準として課稅す。
				1,000圓以上 10,000圓未満	100分の2.5	
				10,000圓以上	100分の3	
				100圓以上 300圓未満	100分の1	
岐阜	大野	白川	立木伐採稅	300圓以上 500圓未満	100分の2	雖も他日賣買の上本村外へ輸出する時は其の賣買價格を標準として課稅す。
				500圓以上 1,000圓未満	100分の2.5	
				1,000圓以上	100分の3	
				100圓に付——	1圓	
福岡	京都	伊良原	森林伐採稅	100圓に付——	1圓	自大正八年
京都	築土	友枝	森林伐採稅	100圓に付——	2圓	自大正八年
京都	加佐	倉梯	森林伐採稅	1,000分の7以内		立木の價格百圓以下は免除

立木伐採稅一覽表(乙) (内務省地方局の備本に據る)

縣	郡	村	名稱	課率	備考
三重	安濃	河内	山林立木伐採價格割	1,000分の20以内	
"	南牟婁	入鹿	"	1,000分の20以内	
"	"	神川	"	1,000分の25以内	
"	"	五郷	"	?	
"	"	飛鳥	"	100分の3以内	
和歌山	東牟婁	小口	立木伐採稅	100分の3	10圓未満免除
"	"	三輪崎	"	100分の3	10圓未満免除
"	"	敷屋	山林立木伐採稅	100分の3	30圓未満免除
"	"	高田	"	1,000分の22	10圓未満免除
"	"	佐本	伐採稅	100圓に付3圓	10圓未満免除

縣	郡	村	名稱	課率	備考
和歌山	東牟婁	小川	立木伐採稅	100分の2	30圓未満免除
"	"	田原	伐採稅	100分の3	10圓未満免除
"	"	上太田	"	100分の2.5	10圓未満免除
"	"	下太田	"	100分の2.5	10圓未満免除
"	"	本宮	"	100分の3	10圓未満免除
"	"	二川	立木伐採稅	1,000分の20	30圓未満免除 木材川下稅を受くるものは課稅せず
"	"	色川	山林立木伐採稅	160分の2	10圓未満免除
"	"	周參見	"	100分の3以内	自家用伐採は免除
"	"	三川	伐採稅	100分の1	10圓未満免除 木材川下稅を賦課されたるものは免除
"	西牟婁	大都河	山林立木伐採稅	100分の3	
"	"	市ノ瀬	民有山林立木割	100分の5	
"	"	鮎川	伐採稅	100分の10	
"	"	川添	立木伐採稅	100分の3以内	

(ハ) 木材輸出稅 (林産物輸出稅)

木材輸出稅は當該村内より輸出する林産物に對し其の輸出者に對して賦課する特別稅にして、多くは材木と其他とを區別し、見積價格を標準として課稅せり。課率も多くは町村條例には千分の五十以内又は百圓に付五圓以内等と規定して、此の範圍内に於て毎年町村會に於て確定することとせり。

府縣	郡	村	名稱	課稅物件	課率
奈良	吉野	十津川	木材輸出稅	一、木材 二、小割物類 三、樟丸 四、木炭 五、厚板類	尺ノ1本に付—4錢以下 1束に付—3錢 1丸に付—2錢以下 1俵—8圓 1間に付—3錢
"	"	高見	"	—	價格20分の1以下
"	"	小川	"	—	價格20分の1
"	"	四郷	"	—	?
"	"	吉野	"	一、木材 二、板類、樽類、割物類、雜駄物類	100圓に付—5圓以内
"	"	大塔	"	一、" 二、"	100圓に付—5圓以下 100圓に付—4圓以下

府縣	郡	村	名稱	課税物件	課率
奈良	吉野	國樺	木材輸出税	一、木材 二、同上製品	100圓に付—5圓 100圓に付—3圓
"	"	龍門	"	一、木材 二、板類其他雜駄物	100圓に付—5圓以内 100圓に付—2圓以内
"	"	中龍門	"	一、木材 二、板類其他雜駄物	100圓に付—3圓以内 100圓に付—1圓50錢以内
"	"	中莊	"	一、材木 二、材木より製造したる椀丸類、樽類、板類、割物類、挽割物類、柱口東口類	100圓に付—5圓以内
"	"	下北山	"	一、材木 二、板、樽、割物、雜駄物類	100圓に付—5圓以内 100圓に付—4圓以内
"	"	宗檜	"	一、材木 二、板、樽、割物、雜駄物類	1,000分の50以内 1,000分の40以内
"	"	黒瀧	"	一、材木 二、板、樽、割物、雜駄物類	1,000分の50以内 1,000分の40以内
"	"	丹生	"	一、材木 二、板、樽、割物、雜駄物類	1,000分の50以内 1,000分の40以内
"	"	川上	"	一、材木 二、板類、樽類、木炭、割物、類雜駄物類	100圓に付—5圓以内
"	"	天川	木竹材輸出税	一、材木 二、竹材、板、樽、割物、雜駄物類	1,000分の40以内 1,000分の30以内
"	"	加名生	木材輸出税	一、材木 二、板、樽、割物、雜駄物類	1,000分の50以内 1,000分の40以内
"	"	秋野	"	一、" 二、"	" "
"	"	白銀	"	一、" 二、"	100圓に付—5圓以内 100圓に付—4圓以内
三重	飯南	森	林産物輸出税	一、木竹材 二、薪炭、椎茸、板類、樽類、割物其他木竹材加工品並に雜駄物類	1,000分の28以内 1,000分の21以内

府縣	郡	村	名稱	課税物件	課率
三重	飯南	波瀬	林産物輸出税	一、木竹材 二、薪炭、椎茸、板類、割物其他木竹材加工品並に雜駄物類	1,000分の30以内 1,000分の25以内
宮城	桃生	大川	木材輸出税	一、木材 二、板類、割物類	100圓に付—5圓以内 100圓に付—3圓以内
高知	土佐	本川	"	木材、板類、柱類、割物類、雜駄物類 一、陸上輸出物 二、河川による輸出物にして縣稅袋稅を受くるもの	100圓に付—1圓50錢 100圓に付—1圓
大阪	南河内	天見	移出税	一、木材 二、樽類、割物類、雜駄物類、薪炭	100圓に付—3圓以内

備考 (内務省地方局備本に據る)

(二) 炭 竈 税 (炭竈割)

炭竈税又は炭竈割は炭竈に對し其の所有者に賦課するものにして左の三村に於て行はる。

縣	郡	村	名稱	課率	備考
秋田	平鹿	山内	炭竈割	一竈に付 { 一人燒—35錢 二人燒—65錢 三人燒—1圓	地方局備本に據る
千葉	夷隅	老川	炭竈税	一竈に付 25錢以内	
愛知	北設樂	富山	炭竈税	(不明)	

(木) 山林評價割

山林評價格に從つて山林所有者に賦課するものにして三重縣南牟婁郡五郷飛鳥村に於て行はる。課率は山林評價格十圓につき九錢以内なり。(地方局備本に據る)

(へ) 川下薪割

販賣する川下薪材に對してその販賣者に賦課するものにして、秋田縣平鹿郡山内村に於て行はる。一張(長さ三尺五寸、積立小口五尺、四尺)に付金五錢の稅率なり。(地方局備本に據る)

(四) 林産物關稅

(1) 主要林産物 現行
林産製品

部 類	品 名	現 行 税 率		舊條約時代	明 治 三十二年
		單位	稅 率		
【第二類】 穀物、穀粉、澱粉類及種子	(29の2) インヂャンラバー樹、ガメパーチヤ樹及木藍の種子		無 稅	5 分	5 分
	(29の3) 別號に掲げざる採油用種子(桐子を除く)		無 稅	5 分	5 分
	(30) 別號に掲げざる穀物及種子(醫藥用のものを除く)	從 價	1割5分	5 分	5 分
【第五類】 油、脂、蠟及其製品	(95) 植物性揮發油		無 稅	(1) 桂皮油 1斤 ^圓 5分 0.202 (1割)	
	(1) 芳香性のもの			(2) シトロネラ油 5分 1割	
				(3) ラゲエンダ油パーカモット油 5分 1割	
	(2) 其他				
	(甲) 松精油				
	(イ) 罐入又は樽入のもの	每百リットル	圓 1.500 (割2分)	5 分	1ガロン ^圓 0.076 (1割)
	(ロ) 其他	從 價	2 割	5 分	1 割
	(乙) 其他	〃	2 割	5 分	1 割
	(99) 椰子油	每百斤	圓 1.500 (1割)	5 分	100斤 ^圓 0.181 (1割)
	(103) 桐油	〃	圓 1.900 (1割5分)	5 分	1 割

關 稅 率 及 沿 革

〃	〃	〃	〃	〃	〃	大 正	〃
三十四年	三十六年	三十八年	三十九年	四十一年	四十三年	五 年	九 年
		1割5分	1割5分		1割5分	無 稅	
		1割5分	1割5分		1割5分		無 稅
		1割5分	1割5分		1割5分		
	1斤 ^圓 0.158 (1割)	1斤 ^圓 0.232 (1割5分)	100斤 ^圓 45.000 (3割)			無 稅	
		1割5分	32.300 (1割5分)				
		1割5分	120.000 (1割5分)				
	1ガロン ^圓 0.106 (1割)		10米カロ ^圓 0.408 (1割5分)			100リットル ^圓 5.200 (1割5分)	
			2 割			2 割	
			3 割			2 割	
						圓 1.500 (1割)	
		1割5分	2 割			100斤 ^圓 1.900 (1割7分)	

部類	品名	現行税率		舊條約時代	明治三十二年
		單位	税率		
	(104) カメリア油	每百斤	4.900 (3割)	5分	1割
	(115) 漆蠟及植蠟	"	6.000 (4割)	5分	1割
	(115の2) 柏油		無税	5分	1割
【第六類】 藥材、化學藥、製藥、其調合品及爆發藥	(127) 桂皮		無税	5分	100斤圓 0.723 (1割)
	(128) キナ皮		無税	5分	1.732 (1割)
	(137) 丁香		無税	100斤圓 0.315	1.385 (1割)
	(138) 沈香	每百斤	51.900 (3割)	5分	8.688 (1割)
	(139) 白檀				"
	(1) サンタラムアルナム		無税	100斤圓 0.394	1.434 (1割)
	(1) 其他	每百斤	3.850 (3割)	0.394	1.434 (1割)
	(140) 没食子、五倍子、ミロパ ン、檳榔子、オーク樹皮、ミモサ樹皮、栲皮、クエ アラチョー木片 其他類似的タン ニン材料		無税	(1) 没食子及五倍子 100斤圓 17.150 5分 (1割) (2) 栲皮 100斤圓 0.047 (1割) (3) 鞣皮用樹皮 5分 1割 (4) 其他?	

"	"	"	"	"	"	大正五年	"
三十四年	三十六年	三十八年	三十九年	四十一年	四十三年		九年
		(1割5分)	2割		100斤圓 4.900 (3割)		
		(1割5分)	2割		" 6.000 (4割)		
		(1割5分)	2割		" 6.000 (4割)		無税
	100斤圓 0.902 (1割)	100斤圓 1.372 (1割5分)	100斤圓 3.500 (2割)			2割	無税
	" 3.022 (1割)	" 4.719 (1割5分)	" 6.500 (2割)		100斤圓 6.650		無税
	" 1.822 (1割)	" 2.836 (1割5分)	" 7.200 (3割)		" 6.100		無税
	" 12.581 (1割)	" 30.897 (2割)	" 62.700 (4割)		" 51.900 (3割)		
	" 1.085 (1割)	" 2.306 (2割)	" 4.600 (4割)		" 3.850 (3割)	無税	
	" 1.085 (1割)	" 2.306 (2割)	" 4.600 (4割)		" 3.850 (3割)	圓 3.850 (3割)	
	100斤圓 2.892 (1割)	100斤圓 4.290 (1割5分)	100斤圓 3.750 (1割5分)				
	" 0.149 (1割)	" 0.201 (1割5分)	" 2.000 (1割5分)				
		1割5分	" 0.420 (1割)			無税	

部 類	品 名	現 行 税 率		舊 條 約 時 代	明 治 三十二年
		単 位	税 率		
	(141) 阿仙薬其他 のダンニンエキス	無	税	(1) 阿仙薬 100斤 圓 0.236	100斤 圓 0.977 (1割)
				(2) 檳榔膏 100斤 圓 0.142	" 0.927 (1割)
				(3) 其他五分	1 割
	(142) 生インゲヤ ラツパー、生ガ タバーチヤ及其 代用物	無	税	(1) 生インゲ ヤラバ 5 分	5 分
				(2) 生ガータ バーチヤ 5 分	5 分
				(3) 其他	
	(144) アラビヤゴ ム、セルラツク、 松脂其他別號に 掲げざる護膜及 樹脂（醫藥用の ものを除く）	無	税	アラビヤゴム 100斤 圓 1.307 5 分 (1割)	100斤 圓 1.307 (1割)
				セルラツク 1斤 圓 0.055 5 分 (1割)	1斤 圓 0.055 (1割)
				松脂 100斤 圓 0.298 5 分 (1割)	100斤 圓 0.298 (1割)
				其他 ?	
(154) 醋 酸	每百斤	11.000 (5割)	5 分	1 割	
(193) 醋酸石灰	"	0.410 (5割)	5 分	1 割	
(194) アセトン	"	15.130 (3割)	5 分	1 割	
(195) フォルマリン	"	5.100 (2割)	5 分	1 割	
(196) 木 精	"	5.950 (2割)	5 分	1 割	

"	"	"	"	"	"	大 正	"
三十四年	三十六年	三十八年	三十九年	四十一年	四十三年	五 年	九 年
100斤 圓 1.311 (1割)	100斤 圓 1.785 (1割5分)	105斤 圓 2.000 (1割5分)				100斤 圓 0.500	無 税
" 1.311 (1割)	" 1.785 (1割5分)	" 2.000 (1割5分)					
100斤 圓 5.855 (5分)							
" 5.855 (5分)							
100斤 圓 1.463 (1割)	100斤 圓 2.224 (1割5分)	100斤 圓 2.900 (1割5分)					
1斤 圓 0.043 (1割)	1斤 圓 0.080 (1割5分)	" 17.900 (1割5分)					無 税
100斤 圓 0.348 (1割)		" 0.600 (1割5分)					
1斤 圓 0.024 (1割)	1斤 圓 0.034 (1割5分)	100斤 圓 5.600 (3割)	100斤 圓 8.000	100斤 圓 11.000 (5割)			
	1割5分	2 割	" 0.410	" 0.410 (5分)			
	1割5分	2 割	" 15.130	" 15.130 (3割)			
	1割5分	100斤 圓 6.900 (2割)		" 5.100 (2割)			
	1割5分	" 3.380 (2割)		" 5.950 (2割)			

部 類	品 名	現 行 税 率		舊 條 約 時 代	明 治 三十二年
		單 位	稅 率		
	(205) 龍腦、艾片 及人造龍腦	每百斤	圓 250.000 (5割)	龍腦 5分 艾片	龍腦 1割 艾片 1斤圓 0.377 (1割)
	(235) 燐寸	從價	4割	5分	2割
【第七類】	(240) ログウード	從價	5分	5分	1割
染料、顏料、塗料及填充料	(241) ログウード エキス	每百斤	圓 1.850 (1割)	5分	100斤圓 0.384 (1割)
	(256) 漆	"	6.850 (1割5分)	5分	" 3.272 (1割)
	(258) 木タール	"	0.500 (1割)	無 稅	" 0.322 (5分)
【第十一類】	(361) 製紙用パ ルプ				
製紙用パ ルプ、紙、 紙製品、 書籍及繪 畫	(1) メカニカル パルプ	每百斤	圓 0.220 (5分)	5分	100斤圓 2.297 (5分)
	(2) 其他	"	0.270 (5分)	5分	" 0.297 (5分)
【第十七類】	(606) コブラ		無 稅	5分	1割
雜品	(609) 籐				
	(1) 割らざるもの		無 稅	其他 100斤圓 0.142	100斤圓 0.393 (5分)
	(2) 其他	每百斤	圓 1.500 (1割)	割りたるもの 皮籐、肉籐 5分	圓 0.393 (5分)
	(610) 竹	從價	2割	5分	
	(611) コルク及コ ルク製品				
	(1) 樹皮		無 稅	5分	5分
	(2) 板	從價	1割	5分	1割

"	"	"	"	"	"	大 正	"
三十四年	三十六年	三十八年	三十九年	四十一年	四十三年	五 年	九 年
	1斤圓 0.466 (1割)	2割 1斤圓 1.187 (1割)	1斤圓 3.000 (3割)		100斤圓 250.000 (5割)		
		3割	4割		4割		
	100斤圓 2.166 (1割)	100斤圓 3.221 (1割5分)	100斤圓 3.300 (1割5分)		5分 100斤圓 1.850 (1割)		
	" 4.173 (1割)	" 6.290 (1割5分)	" 6.300 (1割5分)		" 6.800 (1割5分)		
	" 0.317 (5分)	" 0.676 (1割)	" 1.100 (1割5分)		" 5.500 (1割)		
	100斤圓 0.342 (5分)		100斤圓 0.250 (5分)		100斤圓 0.270 (5分)		
	" 0.342 (5分)		" 0.250 (5分)		" 0.270 (5分)		
無 稅					無 稅		
	100斤圓 0.482 (5分)	圓 1.014 (1割)	圓 0.940 (1割)		(1) 割ら ざるもの 無稅		
	圓 0.482 (5分)	1.014 (1割)	1.320 (1割)		(2) 其他 100斤圓 1.500 (1割)		
		1割	2割		2割		
	100斤圓 0.990 (5分)		100斤圓 1.660 (1割)		無 稅		
		1割5分	(1割)		1割		

部 類	品 名	現 行 税 率		舊 條 約 時 代	明 治 三十二年
		單 位	税 率		
(3) 栓及輪	(甲) コルクのみにて製したるもの	每百斤	圓 9.300 (1割)	栓 5分	1割
			其他 5分		
(4) 屑及故	(乙) 其他	從 價	4割	5分	1割
	(5) 其他	從 價	2割	5分	1割
(612) 木材	(1) 單に切り挽き又は割りたるもの	每百斤	圓 0.500 (1割5分)	花梨木、鐵刀木、黃楊木、紅木、紫檀、黑檀	紫檀 100斤 圓 0.175 (5分) 其他 5分
				(甲) 花梨木、鐵刀木、黃楊木、紫檀及黑檀(編黑檀を除く)	5分
	(乙) リグナム ヴァイタ	無	税	5分	5分
	(丙) チーキ	無	税	5分	100立方 フキート 圓 7.628 (5分)
	(丁) マホガニ	從 價	1割	5分	5分
	(戊) オーク	從 價	5分	5分	5分
	(巳) バイン、フアー及シダー			オレゴンバイン、フアー及シダー	
	(巳の1) 長さ20センチ、幅7センチ、厚さ7ミリを超へざるもの	無	税	(甲) 板	5分
	(巳の2) 其他				

#	#	#	#	#	#	大 正	#
三十四年	三十六年	三十八年	三十九年	四十一年	四十三年	五 年	九 年
	100斤圓 9.500 (1割)		100斤圓 8.920 (1割)		(甲) 100斤圓 9.300 (1割)		
		1割5分	(1割)		(乙) 4割 無 税 2割		
		1割5分	1割		單に切り挽き又は割りたるもの		
		1割5分	1割		花梨木鐵刀木黃楊木紫檀黑檀(編黑檀を除く)		
	100斤圓 0.166 (5分)	100斤圓 0.323 (1割)	100斤圓 0.630 (2割5分)		100斤圓 0.500 (1割5分)		
	5分	5分			無 税		
	100立方 フキート 圓 10.035 (5分)	100立方 フキート 圓 11.800 (5分)			每立方尺 圓 4.200 (5分)		
		1割5分			1割		
		1割5分			5分		
			厚1インチにて 100平方 フキート 圓 0.600 (1割)		バイン、フアー及シダー		
					長20センチ幅7センチ厚7ミリを超へざるもの		無 税

部 類	品 名	現 行 税 率		舊 條 約 時 代	明 治 三十二年
		單 位	税 率		
	(イ)厚65ミ リを超へ ざるもの	毎立方 米突	圓 3.100 (1割)	(乙)丸材及 角材 5分	
	(ロ)其他		無 税		
	(庚)桐	毎百斤	圓 0.900 (2割)	5分	5分
	(辛)椴柳竹	毎百斤	圓 1.500 (2割)	5分	5分
	(壬)縞黒檀、 ドロノキ ハコヤナギ 及胡桃		無 税	縞黒檀 5分	5分
	(癸)其他	從 價	1割5分	其他 5分	5分
	(1) 其他				
	(甲)經木	從 價	2割5分	5分	5分
	(乙)木粉	從 價	2割	5分	5分
	(丙)鱗寸軸木	無 税		5分	5分
	(丁)其他	從 價	2割5分	5分	5分
	(615) 薪 材	從 價	1割	5分	5分
	(616) 木 炭	從 價	1割5分	5分	5分
	(626) 本品製(別 號に掲げざるも の (1) 貴金屬、貴 金屬を鍍した る金屬、貴石、 半貴石、眞珠、 珊瑚、象牙又 は龜甲用を用 ひたるもの	從 價	5割	?	

〃	〃	〃	〃	〃	〃	大 正	〃
三十四年	三十六年	三十八年	三十九年	四十一年	四十三年	五 年	九 年
			100立方 フキート 圓 4.560 (2割)		厚65ミリ を超えざ るもの毎 立方米 圓 3.100 (1割)		
					立方米 圓 1.800		無 税
			100斤圓 0.520 (2割)		100斤圓 0.900 (2割)		
			1割5分		" 1.500 (2割)		
			100斤圓 0.630 (2割5分)		" 0.500 (1割5分)	縞黒檀 ドロノキ ヤナギ 無 税	無 税
			1割5分		1割5分	胡桃 1割5分	
			1割5分		1割5分	1割5分	
			1割5分		2割5分		
			1割5分		2割		
			1割5分		2割5分		無 税
			1割5分		2割5分		
			100斤圓 0.050 (1割)		1割		
		1割	1割5分)		1割5分		
					5割		

部 類	品 名	現 行 税 率		舊條約時代	明 治 三十三年
		單位	稅 率		
	(2) 其他			木製品	
	(甲)花梨木、 鐵刀木、黃 楊木、紫檀 黑檀の製品	每百斤	圓 13.100 (4割)	紫檀器及黑 檀器 5分	2割5分
				吸煙器具 5分	3割
				其他 5分	2割
	(乙)				
	(イ)額縁及 天井縁	〃	圓 8.100 (4割)	5分	2割
	(ロ)曲木椅 子(籐を 張りたる もの)	〃	13.700 (4割)	5分	2割
	(ハ)管	從 價	2割5分	5分	2割
	(ニ)	從 價	2割5分	5分	2割
	(ホ)其他	從 價	4割	5分	2割

備考 { 舊 條 約
明治三十二年
同 三十四年
同 三十六年

關稅定率法
コブラ無稅改正
從量稅改正

同 三十八年
同 三十九年
同 四十一年(三四號)
同 四十三年(五四號)

(2) 關稅改正に関する問題

歐洲大戰終局以來我國輸出品の海外販路杜絶、外國優良品の廉價輸入、並に國內物價の高値に依り我國經濟界は俄然逆境に沈淪するに至れり。茲に於てか國內一部に關稅改正を行ひ以て之を救済すべしとの輿論蔚然として起り、又政府當局に於ても關稅に對する根本的改正の必要なるを認め臨時財政經濟調査會に關稅改正に関する調査を諮問せり、同會は特別委員を設け更に同委員より小委員を選び之が調査に従事せしめ、大正十二年初秋特別委員會決定案を得たり。今、同特別委員會の調査方針を概述すれば次の如し。

(イ) 關稅率の一般改正に関する大體方針

〔一、稅制〕

稅制は原則として現行の如く國定及協定稅率制を採用すること。

〔二、課稅の有無及輕重を決すべき大體の標準〕

〃	〃	〃	〃	〃	〃	大 正	〃
三十四年	三十六年	三十八年	三十九年	四十一年	四十三年	五 年	九 年
		3割5分	4割				
		4割	4割			圓 13.100 (4割)	
		3割					
		3割	5割			圓 8.100 (4割)	
		3割				13.700 (4割)	
		3割				2割5分	
		3割				2割5分	
		3割				4割	

非常特別稅法改正
關稅定率法全部改正
醋酸石灰外二の改正
關稅定率法全部改正

大正 五 年(八 號)
同 九 年(四 號)
同 十 年(七八號)

一部改正

1. 産業保護の見地よりする標準。

イ、保護稅は本邦に於て現に存立し且つ未だ發達せざる産業にして而も將來發達の見込あるもの又は既に存立し且つ相當發達せるものと雖、將來其の維持を必要とする重要産業若くは現に存立せざるも將來發達の見込ある重要産業に對してのみ之を設くること。

ロ、原始産業用の物品、動植物、天產品、工業用原料品及材料品(輸出品の原料包裝材料及容器を含む)にして本邦に生産せられざるか、又は生産せらるるも將來供給増加の望なきものは原則として之を無稅とすること。

ハ、保護稅率は原則として内地產品が本邦市場に於て外國品と正常なる競争に耐へ得る程度を以て其限度とすること。

ニ、半製品に對しては原料品に對するよりも比較的高率の課稅を爲し全製品に對しては半製品に對するよりも一層高率の課稅を爲すこと。

2. 歳入上の見地よりする標準。

イ、收入關稅は財政上の需要に應ずることを目的とするものなるが故に

歳入を確保し得べき輸入品に對し之を課し其稅率を當該物品の輸入額を減少せしめざる程度に止むること。

ロ、收入關稅を課するには先づ最終の消費に供せらるる物品中奢侈品に屬すべきものを選び之に對し比較的高率の課稅を爲し其他の物品に對しては國民生活上の必要程度に應じ其の稅率を按配すること。

ハ、内地に於て消費稅を課せらるべき物品にして輸入の際消費稅を課せざるもの等に對しては、消費稅と權衡を得せしむる様課稅すること。

3. 次の物品に就ては前二項に拘らず、成るべく次の標準に據ること。

イ、生活必需品就中食料品に對しては成るべく課稅せざること。假令之に課稅するも出來得る限り低稅を課すること。

ロ、軍事上の用途のみに供せらるる物品又は主として軍需品として使用せらるる物品にして本邦に於て生産の見込あるものに對しては、相當の保護稅を課すること。但し本邦に於て自給し得る見込無き物品に對しては課稅せざること。

ハ、文化教育及び衛生上必要なる物品は成るべく之を無稅とし又は之に對し低稅を課すること。

〔三、課稅の標準〕

イ、課稅標準は原則として從量稅を採用すること。

ロ、從量稅品に於ける貨物の從量は原則として正味量を採用すること。

ハ、從價稅品に於ける貨物は現行の如く輸入の際に於ける到着價格を採用すること。

ニ、從量稅品にして價格變動の爲め著しく其の標準率の變化を來したる物品に於ては一定期間の平均價格により其の從量稅率を設定し得るの制度を設くること。

ホ、從價稅品にありても適用上從量稅を課するを便とするものに於ては一定期間の平均價格により從價稅より換算したる從量稅に変更し得るの制度を設くること。

以上の方針に依り小委員會は審議をなし既に特別委員會に於て答申案の議決をなせり、今其の概要を摘記するに關稅率は從價に依り大體次の如く區分す。

無稅。甲稅——五分乃至一割五分。乙稅——一割五分乃至三割。

丙稅——三割乃至四割五分。丁稅——四割五分以上。

次には課稅率の決定せる品目中、林業に關係あるものを掲げれば次の如し。

甲稅に屬するもの——醋酸石灰、木精。乙稅に屬するもの——フォルマリン。丙稅に屬するもの——アセトン。無稅に屬するもの——桐子、其他の採油用種子。

(ロ) 關稅改正に關する帝國森林會大日本山林會の建議。

兩會は政府に關稅改正の議あるを聞き特に調査委員を設け該問題に付調査研究をなし、大正十一年六月建議書を大藏大臣、農商務大臣及財政經濟調査會長に提出せり、今其建議書を掲げれば次の如し。

林産物及林産製品關稅改正に關する件

我國に於ける林産物及林産製品の海外貿易關係は從來輸出を主とし輸入は甚だ少量なりしが最近に至り之が趨勢逆轉し輸入量の急激に増加せるものあり就中北米産木材、醋酸石灰及「バルブ」の輸入量増加は特に顯著にして本邦の林業並に林産工業に少からざる影響を與ふるに至れり。

本會等は目下政府に於て一般輸入品に對する關稅改正の議あるを機とし今回特に調査委員を設け我國林業に關係ある物品の貿易及び生産狀態並に之が國民經濟上に及ぼす關係を調査したるに木材、醋酸石灰、木精及「バルブ」に對する關稅率は別紙意見書の通り之を改正するの必要あり而て其他の林産物及林産製品に於ては現行稅率を改正するの必要なきものと認めたり。右建議候也。

帝國森林會長
大日本山林會長

大藏及農商務大臣並財政經濟調査會長宛

木材中「バイン」「フアー」「シダー」に對する關稅改正意見

木材(第十七類 第六一、二項)「バイン」「フアー」「ダシー」(第一、己)の關稅を左の如く改正せられんことを望む。

一、品名

「バイン」「フアー」「シダー」「レッドウッド」「ヘムロック」「スプルース」其他軟木

一、稅率

(己の一) 長20「センチメートル」、幅7「センチメートル」厚7「ミリメートル」を超えざるもの 無稅(現行通り)

(己の二) (イ)、厚130「ミリメートル」を超えざるもの(改正)

每立方「メートル」 3圓10

(ロ)、厚130「ミリメートル」を超えたるもの(改正)

無 稅

(ハ)、丸木材、割材、其他(新設)

無 稅

理由

北米産木材の我國に對する輸入數量は大正九年木材關稅の一部撤廢せられてより漸次増加の傾向にありしが昨年六、七月の交より俄に急激なる増加を來し爲めに同年中の輸入總額は實に三百萬石の多きに達したり、即ち之を大正七、八年頃の輸入に比すれば約十倍の増加にして又我國建築用材一々年の消費量に比すれば約二割に當る之が爲め我國木材市場も其影響を蒙り即ち所謂米松と略同様の用途を有する樺、榎、松等の大角材の如きは相當相場の下落を見るに至れり。

然るに其他の小角材、羽柄物、小割物等に至りては昨年上半期より昂騰の趨勢に赴き就中秋田材の如き既に一昨春恐慌以前の相場に引返したるものあり之れ主として我國森林備蓄の近來減少し來れる大正九年經濟界恐慌以來の伐採手控及一般勞銀の昂騰により市場に對する供給量が著しく減少したるに基く一時的現象にして若し米國材が永く現時の如く繼續輸入せらるるに於ては我國林業殊に殖林事業に對し相當惡影響を及ぼすべきや必せり而

して將來に於ける米材輸入の趨勢につきては素より彼地一般の經濟界並に林業事業を知悉するに非れば輕々に之を推斷するを許さずと雖も尙相當數量の輸入は繼續せらるるものと看做すを穩當とすべし故に此際我國林業家並に木材業者は自ら進んで技術的乃至經營的手段に依り又政府當局も之に對し一般物價政策其他財政的施設により木材生産費の低下を圖り以て米國材に對抗するの策を講ずると同時に一方相當保護關稅を課し以て輸入を緩和するの策を講ずるの必要あるべし。

而して今我國林業の將來を察するに歐洲時局以來一般經濟界未曾有の好況を呈したる結果木材の需要増加相場の高騰を來し従て各地林業者は競ふて森林の伐採を行ひ爲めに森林備蓄は漸次減少を來せるにも拘はらず一方一般物價殊に勞銀の高騰により造林事業は不振を極めつつあるを以て木材供給の將來は寧ろ憂慮すべき状況にありと云ふべし、故に此際徒らに高率の關稅を課するは獨り木材消費者たる一般國民に多大の苦痛を與ふるのみならず製材業及其他の木材工業を萎微せしめ森林保續作業の原則にも悖り結局林業家自身に不利益を及ぼすべきなり。

以上の見地より我國に於て生産殆んど不可能なる大材及鉛筆用材等につきては無稅に据置き只現行課稅の範圍を幾分擴張して各種の小材にのみ及ぼすを適當なりと信ず。蓋し最近著しく輸入量の増加し來れる小材は彼地に於ては比較的利用價值少きものより製材せられ得るが故に我國林業に多大の影響を及ぼすべきを以てなり、依りて此際現行法木材(己の二)(イ)、に於て厚65「ミリメートル」とあるを厚130「ミリメートル」と改正せば四寸二分以下の小角材其他の製材一石につき約八十五錢の課稅を受くることとなりその輸入を相當緩和し得べく又(己の二)(ロ)、は無稅に据置くべきも之を丸太材、割材、大角物等に區分せば材種別輸入數量を知るに多大の便益を得べく又近來の輸入材樹種は「バイン」「フアー」「シダー」以外に「ヘムロツク」「スプルース」「レッドウッド」其他各種の所謂軟木多きを以て品目改正をも併せて之を行へば關稅取扱上の疑義を避くる事を得べし。

以上の理由に依り前掲の如く改正の必要ありと認む。

醋酸石灰及木精關稅に對する改正意見

醋酸石灰(第六類、第一九三項)及木精(第一九六項)の關稅率を左の如く改正せられんことを望む

醋酸石灰	100斤につき	1圓500
木 精	100斤につき	8圓350

理 由

本邦に行けるる醋酸石灰製造には三種ありて一は「マイヤー」式 其他「レトルト」を用ふる方法即ち「レトルト乾溜法」、二は本邦在來の炭窯に改造を加へたるものに依る乾溜即ち窯内乾溜法、三は我國在來の炭窯より副産物として醋酸石灰を製造する方法之なり、在來の炭窯による醋酸石灰製造業は明治三十七年頃より和歌山縣下に於て相當盛に實行せられしか歐洲大戰開始後同縣は固より埼玉縣秩父地方其他に於て大に發達し其装置も漸次改良せられ又之と乾溜窯とを折衷せる日本式の窯内乾溜法續々考案せられ醋

酸石灰と共に木精をも製造し得るに至れり。

歐洲式の「レトルト」乾溜法は明治二十七年創始せられ、同四十年日本醋酸製造株式會社にて鹽原に工場を設立してより從來の面目を一新し優良なる製品を市場に供給して外國品を驅逐し得るに至れり。爾後各所に之と同様或は小規模の「レトルト」式乾溜工場を設置せらるゝに至れり。

如斯三種の乾溜事業は年を逐ふて漸次發達し歐洲戰亂中醋酸及「アセトン」の需要旺盛なりし際に於ても尙其原料は全部内國製品を以て供給し得るの状況なりしに大正八年以來廉價にして優良なる外國製品續々輸入せらるるに及び大正九年の如き其輸入額實に百萬圓を超へ其價格は又急轉直下し戦前の相場に迄低下し之が爲めさしも隆盛を極めし斯業も殆んど廢絶の悲運に陥れり。

元來在來炭窯による醋酸石灰製造事業は副業的に醋酸石灰の製造をなすものにして即ち一方に於ては國民生活の必需品たる木炭を製造し、此際空しく消散し去る廢煙を利用し副収入を擧ぐるものなれば全く遺利を收むるものなり、又此の副収入あるが爲め或る程度に木炭價格の高騰を防ぎ或は炭價下落の場合には之に依りて製炭収益の缺損を補ひ結局木炭の供給を安全圓滑ならしむ、而して其優良品を製造するには相當技術の熟練を要するものにして殊に山間の製炭業者をして之を十分に習得し且つ實行せしむることは頗る困難とする所なり、故に永く現状の儘に放置せんか斯業の再興は全く絶望に歸し貴重なる富源は空しく消散し國家の損失多大なるのみならず後日輸入品の價格騰貴し或は一朝有事の時に當り俄かに多量の生産供給をなすこと能はざるべし。

依て此際之が恢復の途を講ずるは國家政策上機宜を得たる處置なるべしと信ず、而してその方策としては先づ或る程度に關稅率を引上げる必要あり、然れども此事たる其影響する所頗る廣汎にして若し甚だしく高率の關稅を課せんか忽ち他の工業に影響を及ぼし又僅少の引上にては已に廢業に歸したる事業を恢復せしむる效力なかるべし、仍て左記の如き本事業現時の收支關係を考察し醋酸石灰百斤につき一圓五拾錢の輸入稅を課するを適當と認む。

和歌山縣に於ける本邦在來炭窯による醋酸石灰製造事業の收支

事業別	醋酸百斤當り生産費	同上價格(産地に於ける)	差引損失
最良條件の事業	6圓800	6圓000	0圓800
最不利なる條件の事業	8圓112	6圓000	2圓112

此計算に依れば最も有利なる條件にあるものも現行關稅率百斤當り四拾壹錢の保護あるに拘らず八拾錢の損失となるべきを以て今壹圓五拾錢の關稅を課せば最有利なるもの以外に或る程度迄事業の恢復を得べきなり、而して其不利なるものに至りては關稅率引上のみにより之を復活せしめんとするときは他の工業に悪影響を及ぼすべし、故に關稅引上は前記の壹圓五拾錢に止め政府は更に相當補助金を交附し又技術上の指導、製品取引の方法を改善する等其他適宜の方法を講じ斯業の恢復を計る必要あるべし、若し

以上の方策にして實行せられんか在來炭窯による製造を相當恢復し又日本式、歐洲式乾溜による醋酸石灰製造事業も收支相償ふに至るべく、又若し之と同時に木精に對し百斤につき八圓參拾五錢の關稅を課せば漸く其事業を有利ならしむることを得べし、何となれば歐洲式乾溜事業の現時收支關係は次の如くなればなり。

品目	百斤當り生産費	同上價格	差引損失
醋酸石灰	9圓120	8圓000	1圓120
木精	37圓280	35圓200	2圓080

以上の理由により醋酸石灰及木精の關稅率は前掲の通り改正するを適當と認む。

「パルプ」關稅に對する改正意見

「パルプ」(第十一類、第三六一項)の關稅率を左の如く改正せられんことを望む。

- (一) メカニカル「パルプ」 從價一割に相當する從價稅
 (二) 其他 同上

理由

「パルプ」製造業は其原料の關係に於ては林業と、又其用途の關係に於ては製紙業と夫々密接なる關係を有するを以て之が關稅率につきは林業政策上並に工業政策上公正なるを期せざる可からず。

之を單に製紙業の方面のみより觀るときは外國品たると内國品たるとを問はず良質にして廉價なる「パルプ」の供給を得ば足るが如しと雖も「パルプ」製造業は相當多額の固定資本と熟練なる技術を要し又吾人の文化生活上一日も缺くべからざるものなるを以て相當原料材を有する以上は成るべく之を自國に於て發達せしむるを要す、又之を林業政策上の見地よりするも未だ普通用材として十分に利用せられざる森林にして製紙原料の如き化學的利用によるにあらざれば開發せられ難き場合には進んで斯業の發展を圖り其利用を促進すべきなり、今之を我國「パルプ」製造業の狀況に就て見るに時局以來當業者の努力により急速なる發展を來たし略自給自足の域に進み供給の基礎漸く確實ならんとするに至れり、然るに最近廉價なる「パルプ」の輸入俄に増加し爲めに我國「パルプ」製造工場中採算不能に陥れるもの少からず若し現状の儘推移せんか「パルプ」工場の大部分は甚しき打撃を蒙るに至るべし。

故に此際「パルプ」製造業の維持を圖るため相當保護關稅を課するは國家政策上機宜に適せる處置なるべし。

而して之と同時に我「パルプ」工業に於ける技術的及經濟的の改良進歩を圖り殊に原料木材の濫費を慎み森林備蓄の利用能率を高むることに注意し優良にして且つ廉價なる製品の供給に努力せば此際甚だしく關稅率を高めざるも輸入「パルプ」に對し十分競争し得べし。

以上の理由により「パルプ」關稅率は前掲の如く從價一割に相當する從價稅を課する様改正するを適當と認む。

第十六 森林行政

(一) 宮内省

(1) 帝室林野局

沿革——宮内省に始めて御料局を置かれしは明治十八年十二月にして當時は主に帝室御用地を管理するに止まりしが明治二十二年各府縣に於ける官有山林原野並鐵山等の御料地に編入せらるや佐渡、生野、静岡、木曾に支廳を設け翌二十三年諸縣度會に事務所、札幌に支廳を置かれたるが同二十五年名古屋に支廳を設けて木曾支廳を廢し、同二十九年佐渡、生野兩支廳を廢止せり。

明治三十年佐渡、東京、前橋、宇都宮、盛岡、青森に事務所を設け二十二年來地方廳に委託したる御料地を管理せしめたり、翌三十一年前橋事務所を宇都宮に合し三十二年新に京都事務所を置けり、三十四年豊住貯材所を設け、三十六年再び木曾支廳を設置す、三十九年甲府支廳を新設せらる。明治四十年十月御料局を廢し帝室林野管理局を設置せられ、同四十一年青森、盛岡、宇都宮、佐渡、東京の事務所を廢して青森と東京に支廳を設置す、又度會事務所を廢し名古屋支廳に屬せしめ、京都事務所を出張所と改めたる等此年に於て全部事務所の名稱を廢せられ各支廳の管轄區域著しく増大せられたり、同四十四年山梨縣下御料地の縣有財産として下賜せらるや甲府支廳は東京支廳に併合せられ其後大正三年に於て各支廳並本局直轄出張所の一大改廢を行はれ以て今日に至れり。

官制——參考として帝室林野局官制(抄)を掲ぐれば次の如し。

1. 帝室林野局は宮内大臣の管理に屬し土地及林野の管理經營に關する事務を掌る。
1. 帝室林野局に左の職員を置く
 - 長官、次長、事務官、事務官補、屬、技師、技手。
 - 1. 長官は勅任とす局務を掌理し所部職員を監督す。
 - 1. 次長は勅任とす長官を輔け長官事故あるときは其の職務を代理す。
 - 1. 事務官は專任十人奏任とす内一人を勅任と爲すことを得庶務を分掌す。
 - 1. 事務官補は專任六人奏任とす事務官を助く。
 - 1. 屬は判任とす庶務に従事す。
 - 1. 技師は專任三十六人奏任とす内二人を勅任と爲すことを得技術のことを分掌す。
 - 技手は判任とす技術に従事す。
1. 帝室林野局に支局を置き支局に出張所を置く其名稱位置及管轄區域は宮内大臣之を定む。
 - 支局長は事務官又は技師を以て之に充て、出張所長は事務官補屬技師又は技手を以て之に充つ。
 - 1. 帝室林野局に林業試験場を置く、林業試験場長は技師を以て之に充つ。
 - 1. 支局長出張所長及林業試験場長は上官の指揮を承け廳務を掌理し所部

職員を監督す。

尙帝室林野局臨時職員官制によれば次の如し。

1. 御料地の整理に関する事務に従事せしむる爲帝室林野局に臨時左の職員を置く
 1. 御料地の整理に関する事務に従事する職員
事務官補 専任二人(奏任)、屬、技手 専任四十二人(判任)。
 1. 御料地の調査及測量に関する事務に従事する職員
技師 専任一人(奏任)、技手 専任十八人(判任)。
 1. 森林鐵道の調査及設計及工事に従事する職員
技師 専任二人(奏任)、技手 専任十二人(判任)。
 1. 臨時伐木事業に従事する職員
技手 専任十三人(判任)、技手補 専任五人(判任)。

分課規程次の如し。

帝室林野局は監理課、業務課、整理課の三課に分れ其の分掌事務次の如し。

- | | | | | | | |
|-------------|---|---|---|---|---|-------------------------|
| 監
理
課 | { | 1. 機密に関する事項、2. 職員の進退身分に関する事項、3. 官印の管守に関する事項、4. 文書の接受、發送、編纂及保管に関する事項、5. 支局、林業試験場、出張所、分擔區、及分場の存廢變更に関する事項、6. 統計報告に関する事項、7. 經費及諸収入の豫算、決算並會計に関する事項、8. 營繕及物品に関する事項、9. 土地建物の管理、取得及處分に関する事項、10. 御料地の改廢區分に関する事項、11. 土地建物の圖簿の登録、整理及保管に関する事項、12. 訴訟、爭議及森林司法警察事務に関する事項、13. 御料地制度の調査に関する事項、14. 前各項の外他課に屬せざる事項。 | | | | |
| | | 業
務
課 | { | 1. 事業の計劃及實行に関する事項、2. 基本圖、林業圖及境界圖簿の調製及保管に関する事項、3. 林業の調査及試験に関する事項、4. 産物、貯材及生産品に関する事項、5. 事業用種子、苗木肥料に関する事項、6. 保安林及部分林に関する事項、7. 境界に関する事項、8. 被害及有害鳥獸驅除に関する事項、9. 事業上の工事の設計並實行に関する事項。 | | |
| | | | | 整
理
課 | { | 1. 土地の賣拂に関する事項、 |
| | | | | | | 2. 不要存地の管理、調査及處分に関する事項。 |

職員——本局に於ける職員數次表の如し。(大正十三年四月現在)

高等官					判任官		判任待遇		雇員		計
長官	次長	事務官	事務官補	技師	屬	技手	技手補	雇員	備人		
1	1	3	3	9	30	40	9	3	47	146	

(2) 帝室林野局支局

事務分掌——帝室林野局支局には監理課、業務課、整理課(木曾支局はなし)

の三課を置き其の分掌事務次の如し。

- | | | | | | | |
|-------------|---|--|---|---|---|-------------------------|
| 監
理
課 | { | 1. 機密に関する事項、2. 職員の進退身分に関する事項、3. 官印の管守に関する事項、4. 文書の接受、發送、編纂及保管に関する事項、5. 出張所、分擔區及分場の改廢變更に関する事項、6. 統計報告に関する事項、7. 經費及諸収入の豫算、決算並會計に関する事項、8. 營繕及物品に関する事項、9. 土地建物の管理、取得及處分に関する事項、10. 土地建物の圖簿の登録整理及保管に関する事項、11. 訴訟、爭議及森林司法警察事務に関する事項、12. 前各號の外他課に屬せざる事項。 | | | | |
| | | 業
務
課 | { | 1. 事業の計劃及實行に関する事項、2. 基本圖、林業圖、及境界圖簿の保管に関する事項、3. 林業の調査及試験に関する事項、4. 産物、貯材及生産品に関する事項、5. 事業用種子、苗木及肥料に関する事項、6. 保安林部分林に関する事項、7. 境界に関する事項、8. 被害及有害鳥獸驅除に関する事項、9. 事業上の工事の設計並實行に関する事項。 | | |
| | | | | 整
理
課 | { | 1. 土地の賣拂に関する事項、 |
| | | | | | | 2. 不要存地の管理、調査及處分に関する事項。 |

名稱、位置及管轄區域——次表の如し。

名稱	位置	管轄區域
札幌支局	北海道札幌區	膽振、石狩、天鹽、釧路、日高、渡島の六ヶ國
東京支局	東京府東京市	陸奥、羽後、陸中、陸前、岩代、磐城、下野、上野、常陸、上總、下總、武蔵、相模、伊豆、甲斐、佐渡の十六箇國及駿河國の内駿東郡及富士郡
名古屋支局	愛知縣名古屋市	遠江、三河、尾張、美濃、飛騨、伊勢、志摩、山城、大和、攝津、播磨の十一箇國及駿河國の内駿東郡富士郡を除きたる各郡
木曾支局	長野縣西筑摩郡福島町	信濃國

(3) 札幌支局及支局出張所

札幌支局は北海道札幌市にあり明治二十三年の創設にして出張所數14、分擔區數74を算す其名稱位置及管轄區域を表示せば次の如し。

出張所名稱位置及管轄區域表

出張所名	位置	管轄區域	分擔職員區數
函館	渡島國函館市	渡島國函館市、茅部郡、上磯郡、松前郡	7 8
江差	渡島國檜山郡江差町	渡島國檜山郡	4 5
苫小牧	膽振國勇拂郡苫小牧町	膽振國千歳郡(千歳山の内、紋別嶽分水嶺及千歳川本流以南)勇拂郡白老郡	7 7

出張所名	位置	管轄區域	分擔區數	職員數
札幌	石狩國札幌市	膽振國千歳郡(恵庭村、千歳村の内紋別岳分水嶺及千歳川本流以北)石狩國札幌市、札幌郡、厚田郡濱益郡	10	9
夕張	石狩國夕張郡同町	石狩國夕張郡	8	7
空知	石狩國空知郡蘆別村	石狩國空知郡(富良野町、山部村、南富良野村、音江村及蘆別の内尻岸馬内川左岸分水嶺以東を除く)	6	8
深川	石狩國雨龍郡深川町	石狩國雨龍郡(幌加内村を除く)上川郡(神居村の内伊納川左岸分水嶺以西)空知郡(音江村)	4	6
留萌	天鹽國留萌郡同町	天鹽國増毛郡、留萌郡	4	6
羽幌	同國苫前郡羽幌村	天鹽國苫前、蘆郡	4	5
富良野	石狩國空知郡富良野町	石狩國空知郡(南富良野村、山部村、富良野町及浮別村の内尻岸馬内川左岸分水嶺以東)	3	12
上川	石狩國上川郡神楽村	石狩國上川郡(神居村の内伊納川左岸分水嶺以東)	5	10
士別	天鹽國上川郡士別村	石狩國雨龍郡幌加内村、天鹽國上川郡上士別村、士別町	3	7
名寄	天鹽國上川郡名寄町	天鹽國上川郡(名寄町、名寄村)、中川郡、天鹽郡	6	22
川上	釧路國川上郡弟子屈村	釧路國川上郡	3	10

職員——札幌支局及同出張所を通じたる職員数次の如し。(大正十三年一月現在)

高等官	判任官	判任待遇	職員	計			
事務官補	技師	屬	技手	技手補	雇員	備人	
1	7	10	80	20	3	65	191

備考 此内支局職員は支局長(技師1)、事務官補1、技師3、屬、技手、雇員37、計43名あり。

(4) 東京支局及支局出張所

東京支局は東京市赤坂區にあり大正十三年四月再設せられたるものにして出張所数12、分擔區數60あり其名稱位置及管轄區域次の如し。

出張所名稱位置及管轄區域表

出張所名	位置	管轄區域	分擔區數	職員數
豊住	東京市	—	—	9

出張所名	位置	管轄區域	分擔區數	職員數
野邊地	青森縣上北郡野邊地町	陸奥國東津輕、三戸、上北、下北の各郡、羽後國北秋田、山本郡	8	18
盛岡	岩手縣盛岡市	陸奥國二戸郡、陸中國岩手、和賀膽澤上閉伊郡、陸前國遠田、登米郡	5	9
宇都宮	栃木縣宇都宮市	若代郡岩瀬、安積郡、磐城國西白河、石川、田村郡、下野國宇都宮市、河内、芳賀、上都賀、鹽谷、安蘇、那須郡	5	15
前橋	群馬縣前橋市	上野國新田、山田、利根、勢多、群馬、吾妻、碓氷、北甘樂郡	5	11
横山	東京府南多摩郡横山村	常陸國東茨城、鹿島郡、上總國君津、夷隅、長生、市原、山武郡、下總國千葉、東葛飾、香取、印旛郡、武藏國南多摩、西多摩、北多摩郡、相模國津久井郡	5	8
大磯	神奈川縣中郡大磯町	武藏國横濱市、伊豆國田方郡(熱田町、宇佐美村、綱代村、多賀村)相模國三浦、鎌倉、愛甲、足柄上、足柄下、中郡	6	10
甲府	山梨縣甲府市	甲斐國甲府市、南都留、北都留、西山梨、東山梨、東八代、西八代、北巨摩、南巨摩、中巨摩の各郡	6	9
沼津	静岡縣沼津市	駿河國駿東郡、富士郡	8	15
天城	静岡縣田方郡上狩野村	伊豆國田方郡(熱田町、宇佐美村、綱代村、多賀村を除く)	5	9
河津	静岡縣賀茂郡上河津村	伊豆國賀茂郡	5	9
佐渡	新潟縣佐渡郡河原田町	佐渡國佐渡郡	2	2

職員——東京支局及同出張所を通じたる職員数次の如し。(大正十三年一月現在)

高等官	判任官	判任待遇	職員	計			
事務官補	技師	屬	技手	技手補	雇員	備人	
1	8	13	67	20	4	41	154

備考 此内支局職員は支局長(技師)1、事務官補1、技師2、屬10、技手7、技手補、雇員15、計36人なり。

(5) 名古屋支局及支局出張所

名古屋支局は名古屋市にあり明治二十五年の新設にして出張所15、分擔區數65あり其名稱位置及管轄區域次の如し。

出張所名稱位置及管轄區域表

出張所名	位置	管轄區域	分擔區數	職員數
直轄	分擔區	—	11	3
熱田	愛知縣名古屋市	—	—	10
大阪	大阪府大阪市	—	—	6
千頭	静岡縣榛原郡上川根村	遠江國榛原郡上川根村、中川根村(大字水川字札山を除く)駿河國静岡市、庵原郡、安倍郡、志太郡東川根村、徳山村、笹間村	4	8
掛川	静岡縣小笠郡掛川町	遠江國小笠郡 盤田郡(掛塚町、熊村、上阿多古村、下阿多古村、二俣村、光明村、龍山村、龍川村、山香村、佐久間村、浦川村を除く)榛原郡(上川根村、中山根村を除く)周知郡(天方村、森町、一宮村、岡田村、飯田村、宇刈村、久努西村、山梨町、三會村)駿河國志太郡(東川根村、徳山村、笹間村を除く)	3	6
氣田	静岡縣周知郡氣多村	遠江國磐田郡(二俣村、光明村、龍山村、龍山村、山香村、佐久間村、浦川村)周智郡(氣多村、熊切村、大居村、奥山村、城西村)榛原郡(中川根村、大字水川字札山)	6	7
濱松	静岡縣濱松市	遠江國濱松市、濱名郡、引佐郡、磐田郡(掛塚町 熊村、上阿多古村、下阿多古村)	6	11
豊橋	愛知縣豊橋市	三河國豊橋市、碧海郡、額田郡、渥美郡、寶飯郡、八名郡、東加茂郡(加茂村の内大字明川、大多賀、連谷、平澤、安寶京、東大見、椿立、山ヶ谷、葛澤、山ノ中立、御内蔵連、綾波、大蔵連、漆畑、室口、有洞を除く)(盛岡村の内大字川端、戸中を除く)(下山村の内大字羽布、立岩、大林、高野、野原、吉平、宇連野、阿蔵、梨野を除く)西加茂郡	5	9
愛知縣南設樂郡新城町	新城	三河國北設東郡、南設樂郡、東加茂郡(加茂村の内大字明川、大多賀、連谷、平澤、安寶京、東大見、椿立、山ヶ谷、葛澤、山ノ中立、御内蔵連、綾波、大蔵連、漆畑、室口、有洞、盛岡村の内大字川端、戸中下山村の内大字羽布、立岩、大林、高野、野原、吉平、宇連野、阿蔵、梨野)	4	8

出張所名	位置	管轄區域	分擔區數	職員數
中津	岐阜縣惠那郡中津町	美濃國惠那郡(中津町、坂本村、三郷村の内大字野井佐々良木、椋實、武並村、長崎村、大井町、東野村、落合村、阿木村、本郷村、上村、岩村町、遠山村、下原田村、明知村、靜波村、串原村、三濃村、吉田村、陶村、鶴岡村)	3	6
付知	岐阜縣惠那郡付知町	美濃國惠那郡(加子母村の内字西股入、渡合、岡山、笠置村、中野方村、蛭川村、福岡村、苗木村、坂下村、川上村、付知町)加茂郡佐見村の内大字上佐見、黒野村、東白野村の内大字神土、越原	4	16
小坂	岐阜縣益田郡小坂町	飛騨國益田郡小坂町、萩原町、川西村但し大字跡津、西上田を除く	5	11
高山	岐阜縣大野郡大谷田村	飛騨國益田郡朝日村、高根村	3	9
下呂	岐阜縣益田郡下呂村	美濃國惠那郡加子母村但し字西股入、渡合、尾山を除く、益田郡馬瀬村、竹原村、上原村、下原村、中原村、下呂村、川西村の内大字跡津、西上田	4	10
太田	岐阜縣加茂郡古井村	岐阜市、武儀郡、加茂郡(佐見村の内大字上佐見、黒川村、東白川村の内大字神土、越原を除く)、可兒郡、郡上郡、本巢郡、山梨郡、羽鳥郡、安八郡、揖斐郡、海津郡	6	9
京都	京都府京都市	山城國京都市、紀伊郡、葛野郡、愛宕郡、宇治郡、大和國奈良市、高市、磯城郡、攝津國大阪市、神戸市、播磨國明石市、明石郡	1	8

職員——名古屋支局及同出張所を通じたる職員數次の如し。(大正十三年一月現在)

高等官	判任官	判任待遇	雇員	計			
事務官補	技師	屬	技手	技手補	雇員	備人	
2	5	21	83	22	8	72	213

備考 本表の内支局には支局長(技師)1、事務官補2、技師2、屬、技手、雇員40人あり。

(6) 木曾支局及支局出張所

木曾支局は長野縣西筑摩郡福島町にあり明治三十六年の創設にして出張所12、分擔區數40あり其名稱位置及管轄區域等次の如し。

出張所名稱位置管轄區域表

出張所名	位置	管轄區域	分館區數	職員數
上松運輸	長野縣西筑摩郡駒ヶ根村	—	—	14
諏訪	長野縣諏訪郡上諏訪町	信濃國諏訪郡、上伊那郡(上片桐村、七久保村、飯島村、赤穂村、宮田村、西春近村、片桐村を除く)	6	10
飯田	長野縣下伊那郡飯田町	信濃國上伊那郡上片桐村、七久保村、飯島村、赤穂村、宮田村、西春近村、片桐村、下伊那郡	4	7
奈良井	長野縣西筑摩郡檜川村	信濃國西筑摩郡檜川村	3	7
敷原	同縣同郡木祖村	同國同郡木祖村、奈川村	4	10
福島	同縣同郡福島町	同國同郡新開村、日新村、福島町(王瀧及木曾川右岸の部分を除く)開田村、三岳村(王瀧川右岸の部分、宇三郎澤馬留、三郎澤、三郎澤鏡平、樽澤を除く)	4	8
王瀧	同縣同郡王瀧村	同國同郡三岳村の内三郎澤馬留、三郎澤、三郎澤鏡平、樽澤、澤渡、工久保、小澤、大日白左平、王瀧村(宇赤澤「キツカフ」より赤其までを除く)	3	13
上松	同縣同郡駒ヶ根村	同國同郡駒ヶ根村、福島町の内王瀧川及木曾川右岸の部分、三岳村の内王瀧川右岸の部分(宇澤渡、工久保、小澤、大日白左平を除く)王瀧村の内宇赤澤「キツカフ」より赤其迄	4	15
野尻	同縣同郡大桑村	同國同郡大桑村、讀書村の内三ヶ其、箱壘、八人石澤	4	12
三殿	同縣同郡讀書村	同國同郡讀書村(宇三ヶ其、箱壘、八人石澤を除く)	3	8
妻籠	同縣同郡吾妻村	同國同郡山口村、田立村、吾妻村	4	11
湯舟澤	同縣同郡神坂村	同國同郡神坂村	1	6

職員——木曾支局同出張所を通じたる職員數次の如し。(大正十三年一月現在)

高等官		判任官		判任待遇		職員		計
事務官補	技師	屬	技手	技手補	職員	傭人		
1	10	12	86	15	6	74	204	

備考 此内支局には支局長(技師)1、事務官補1、技師4、屬技手雇員41人あり。

(7) 林業試験場

官制を再録せば皇室林野局に林業試験場を置く、林業試験場長は技師を以て之に充つ、場長は上官の指揮を承け職務を掌理し所部職員を監督す、其名稱位置次の如し。

皇室林野局林業試験場——東京府南多摩郡横山村

職員は場長の外技師 1、技手 8、雇員傭人 6、計 15名なり。

(二) 農商務省

(1) 山林局

沿革——明治維新前に於ては我邦の森林原野は各藩行政の下に支配せられしも王政復古して廢藩置縣となるや中央政府に於て之れが行政事務を掌ることとなり従來官山、御山、御林等と稱せし所謂國有森林原野は民部省の所管に屬せり明治四年七月民部省の廢止せらるゝと共に大藏省の所管に移り同省管理の下に府縣に於て直轄し來り尋て明治七年一月内務省に屬し同省内地理寮(十年一月地理局とす)の所管する所となり同寮の一課(木石課後に地理局の山林課と改む)として其事務を掌りしが地理局となりて樞要の地に地理局出張所を置けり、國運の進歩は業務の擴張となり明治十二年五月内務省内に山林局を設置し始めて專管の局を見るに至り一般森林行政を掌ると共に全國を數林区に分ち明治十三年七月此制を廢して山林局出張所を置き國有林野の管理經營を掌理せしめ又一部の官有山林原野は内務省監督の下に府縣をして管理の任に當てしめたり、然るに明治十四年四月農商務省の設置と共に従來内務省の所管たりし森林原野は農商務省の所管に移り同時に内務省山林局は農商務省山林局となり同年九月従來の山林局出張所を農商務省山林事務所と改稱し各地に山林事務所を増設し國有林野の管理經營の業務は大に進展するに至れり、次で明治十九年四月大小林区署官制發布せられ爾來數次の改制ありしも一般森林行政は依然として農商務省山林局の主宰する所に屬し森林法、國有林野法其他必要の法規發布あり逐次林政整備して今日に及べり。

事務分掌——山林局は農商務省官制に基く同省内の一局にして森林原野に關する行政事務を掌り局内に地方、林務、林業、及林産の四課を置き其事務を分掌す。

地方課に於ては次の事務を掌る。

1. 地方林政上諸般の調査に關する事項。
2. 營林の監督、保安林、森林警察其他森林法施行に關する事項。
3. 治水事業に關する事項。
4. 公有林野の統一、管理區分及入會整理に關する事項。
5. 公有林野官行造林地の豫選に關する事項。

林務課に於ては次の事務を掌る。

1. 林区署及公有林野官行造林署の廢置分合に關する事項。

2. 國有林野及公有林野官行造林地の管理及處分に關する事項。
3. 國有林野、治水事業、林業獎勵及公有林野官行造林に關する豫算決算の調理及配付に關する事項。
4. 林區署會計事務の監査に關する事項。5. 山林局所管管轄に關する事項。
6. 訴願、訴訟其他爭議に關する事項。7. 他課の主宰に屬せざる事項。

林業課に於ては次の事務を掌る。

1. 國有林野の存廢區別及不要存置林野の處分に關する事項。
2. 國有林野の境界査定及測量並公有林野官行造林地の測量に關する事項。
3. 國有林野及公有林野官行造林地の施業、工事其他營林に關する事項。
4. 國有林野公有林野官民造林地の産物及製品に關する事項。
5. 製材場及貯木場に關する事項。
6. 土地、森林、原野の買上及交換に關する事項。

林産課に於ては次の事務を掌る。

1. 林業の改良に關する事項。2. 林産物の改良増殖に關する事項。
3. 山林會、森林組合其他林業團體に關する事項。
4. 林業講習に關する事項。5. 林野及林産物の調査に關する事項。
6. 林業試験場に關する事項。

職員——山林局判任官以上職員數 (大正十二年十二月現在)

高等官				判任官					合計
勅任官	同待遇	委任官	計	地方課	林務課	林業課	林産課	計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2	—	24	26	9	15	10	5	39	65

備考 高等官は局長1、參事官1、書記官2 事務官6、技師6、なり。

(2) 林 區 署

沿革——明治十一年四月全國(五畿、七道)に於ける國有林野管理經營の爲め内務省主管の下に之れを五大林區に分ち各地に擔當員を派出して官林の調査保護及經營に従事せしめたるを林區制の嚆矢とす、同年七月更に全國を六大林區に改め其下に五十の中林區を置きて一般官林を管理せしめ明治十二年七月第一林區を茨城縣下水戸に第二林區を青森縣下青森に第三林區を長野縣下長野に第四林區を岐阜縣下岐阜に第五林區を岡山縣下岡山に第六林區を長崎縣下長崎に置きしも其翌十三年六月大中林區の制を廢し内務省山林局出張所を置き以て官林の管理經營事務を掌理せしめたるも明治十四年四月農商務省の所管に屬すると共に山林局出張所は山林事務所と改稱せられ明治十九年四月大小林區署官制發布せらるゝに及び從來の山林事務所を廢し京都、兵庫、静岡、三重、岐阜、岡山、廣島、山口、福岡、大分、宮崎、鹿兒島、和歌山、高知、愛媛、木曾、石川、茨城、宮城、秋田、青森の二十一大林區署を設け管理區域を定め更に各大林區署管内を通じて百二十七小林區署と六十七の派出所を設置せり、然るに二十一年三月新潟、岩

手、熊本の三大林區署を増設せるも其翌二十二年長野、岐阜兩縣下の官林の一部及静岡、愛知、山梨、神奈川四縣下の官林を皇室財産に編入せられたるを以て林區署の廢合を行ひ同年九月宮城、秋田、青森、岩手、栃木、東京、長野、石川、大阪、兵庫、廣島、高知、愛媛、福岡、熊本、鹿兒島の十六大林區署と爲し其下に百九十二の小林區署と百五十四の派出所とを併置せられたり、爾後數次の官制改正ありて現在七大林區署百七十二小林區署、千二百八十九保護區によりて全國(北海道、樺太、朝鮮、臺灣を除く)の國有林野を管理經營せり、今明治十一年林區署設定以來の大小林區署事務所、派出所及保護區數の増減を表示せば次の如し。

大中小林區及保護區變遷表

年次	大林區數	中林區數	小林區及派出所數	出張所及事務所數	保護區數	備考
明治11年	6	50	—	4	—	始め五大林區を置き同年七月大に改め其下に中林區を置く
12年	6	50	—	12	—	
13年	—	—	—	12	—	大中林區制を廢し山林局出張所を置く
14年	—	—	—	事務所12	—	山林局出張所を山林事務所と改む
15年	—	—	—	15	—	三事務所増設
17年	—	—	—	18	—	三事務所増設
18年	—	—	—	20	—	二事務所増設
19年	21	—	派出所 127 67	—	—	林區署官制發布
20年	21	—	127 67	1	—	愛知縣下に事務所を置き二十一年大林區署に改む
21年	25	—	127 67	—	—	四大林區署増設
22年	16	—	192 145	—	—	九月改制改正にて變更
26年	10	—	324	—	981	十月同上
30年	16	—	300	—	1,037	六月同上
31年	16	—	313	—	1,096	小林區保護區増設
34年	16	—	323	—	1,150	同上
35年	16	—	325	—	1,198	同上
36年	10	—	270	—	1,259	十二月官制改正にて大小林區數を減す
40年	10	—	211	—	1,317	小林區を減じ保護區を増す
43年	10	—	205	—	1,280	小林區保護區の廢置分合を行ふ
大正2年	7	—	205	—	1,280	六月官制改正にて三大林區を減す
3年	7	—	170	—	1,280	八月官制改正にて小林區署を減す
10年	7	—	171	—	1,282	官制改正にて小林區保護區増加
12年	7	—	172	—	1,280	同上

事務分掌——参考の爲め次に林区署官制(抄)を掲ぐべし。

1. 林区署は大林區署、小林區署及公有林野官行造林署とす。

1. 大林區署は農商務大臣の管理に屬し其管轄區域内の國有林野及部分林並公有林野官行造林に關する事務を掌る。

小林區署は其管轄區域内の國有林野及部分林並公有林野官行造林署の管轄に屬せざる公有林野官行造林に關し大林區署の事務を分掌す。

公有林野官行造林署は其管轄區域内の公有林野官行造林に關し大林區署の事務を分掌す。(以下略す)

1. 大林區署に於ては各署を通じたる一定の分課規定ありて林務、林業及公有林野、官行造林課の三課を置き各事務を分掌す。

(イ) 林務課に於ては次の事務を掌る。

1. 職員の進退身分に關する事項。2. 文書取扱に關する事項。3. 臺帳に關する事項。4. 小林區、公有林野官行造林署の保護區及擔當區の廢置分合に關する事項。5. 林野の管理及處分並境界保護に關する事項。6. 保安林及部分林に關する事項。7. 豫算決算其の他會計に關する事項。8. 官有財産及物品(林産物品を除く)に關する事項。9. 廢中取締に關する事項。10. 統計に關する事項。11. 訴願、訴訟其他爭議に關する事項。12. 森林警察に關する事項。13. 他課の主宰に屬せざる事項。

(ロ) 林業課に於ては次の事務を掌る。

1. 林野の存廢、區別、境界査定及測量に關する事項。2. 施業工事其他營林に關する事項。3. 産物及製品に關する事項。4. 製材場及貯木場に關する事項。5. 樹病虫害等に因る森林被害に關する事項。6. 林業試験に關する事項。7. 土地、森林、原野の買上及交換に關する事項。

(ハ) 公有林野官行造林課に於ては次の事務を掌る。

1. 公有林野官行造林地の豫定、設定、管理及處分並境界保護に關する事項。2. 公有林野官行造林地の施業工事其他營林に關する事項。3. 公有林野官行造林地の測量に關する事項。4. 公有林野官行造林地の産物及製品に關する事項。

管轄區域——大林區署名稱、位置及管轄區域次の如し。

大林區署名稱、位置及管轄區域表

名稱	位置	管轄區域數	小林區署官行造林署數	保護區數	職員數(判任以上)
青森大林區署	青森縣東津輕郡瀧内村	宮城縣(刈田郡七ヶ宿村大字湯原の内字稻子山を除く)岩手縣(二戸郡田山村を除く)青森縣、秋田縣の内鹿角郡七瀧村大字上向(物草澤を除く)北秋田郡早口村大字早口字早口澤の内澄川外三小字	(小) 32 (官) 4	216	461

名稱	位置	管轄區域	小林區署官行造林署數	保護區數	職員數(判任以上)
秋田大林區署	秋田縣秋田市東振小屋町	秋田縣(鹿角郡七瀧村大字上向の内北秋田郡早口村大字早口字早口澤の内澄川外三小字を除く)山形縣(西置賜郡小國本村、南小國村、北小國村、津川村を除く)岩手縣の内二戸郡山田村	(小) 23 (官) 3	161	382
東京大林區署	東京府東京市	東京府、福島縣、栃木縣、茨城縣、千葉縣、神奈川縣、埼玉縣、群馬縣、宮城縣の内刈田郡七ヶ宿村大字湯原の内字稻子山山形縣の内西置賜郡小國本村、南小國村、北小國村、津川村、新潟縣、長野縣、山梨縣、静岡縣	(小) 35 (官) 9	272	637
大阪大林區署	大阪府大阪市	大阪府、富山縣、石川縣、福井縣、滋賀縣、京都府、岐阜縣、愛知縣、三重縣、奈良縣、和歌山縣、兵庫縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、鳥根縣、鳥取縣	(小) 25 (官) 8	204	437
高知大林區署	高知縣高知市	高知縣、徳島縣、愛媛縣、香川縣	(小) 16 (官) 1	119	286
熊本大林區署	熊本縣熊本市	熊本縣、福岡縣、大分縣(大野郡小野市村、重岡村を除く)佐賀縣、長崎縣	(小) 20 (官) 3	145	316
鹿兒島大林區署	鹿兒島縣鹿兒島市	鹿兒島縣、宮崎縣、大分縣の内大野郡小野市村重岡村、沖繩縣	(小) 21 (官) 2	172	366
計			(小) 172 (官) 30	1,289	2,885

(3) 青森大林區署

沿革——明治十一年七月青森縣下の官林は内務省の直轄に屬し地理局出張所を青森に置かれ後同十二年五月内務省に山林局の創設せらるゝや山林局出張所となり同十四年四月農商務省の設置せらるゝに及び其所管に移り青

森山林事務所と改稱せらる、同十九年四月大小林區署官制發布により同年五月青森大林區署を設置せられ青森縣一圓を管轄區域とす、明治三十六年十二月官制改正に依り同三十年六月再設せられたる岩手大林區署廢せられ其管轄たりし岩手縣を本署の管轄とす、大正二年六月官制改正の爲め宮城大林區署廢止となり其管轄たりし宮城縣を管轄區域に加ふるに至れり、大正三年八月及同八年四月に於て岩手縣二戸郡の一部を秋田大林區署に宮城縣刈田郡の一部を東京大林區署所管に移し秋田縣鹿角郡の一部及北秋田郡の一部を本署所管に編入せられ大正九年七月公有林野官行造林署の設置ありて現在管内に三十二小林區署、二百十六保護區、四官行造林署を有せり。

管轄區域——本署は青森岩手(一部分を除く)、宮城(一部分を除く)の三縣及秋田縣の一部を管轄區域とし其廣袤二千八十五方里弱にして其管理する所の國有林野面積は大正十一年三月末現在に於て九十八萬八千五百〇二町歩なり。

小林區署(官行造林署)名稱位置及管轄區域表

名稱	位置	管轄區域	林野面積	保護區數	職員數(判任以上)
青森小林區署	青森縣東津輕郡瀧内村大字沖館	青森縣の内青森市、東津輕郡瀧内村(大字西瀧、三内、浪館を除く)、横内村、大野村、荒川村、筒井村、造道村、原別村、東岳村、野内村、東平内村、西平内村、中平内村、高田村	33,598	7	10
内眞郡小林區署	青森縣東津輕郡奥内村大字内奥部	青森縣の内東津輕郡奥内村、油川村、役湯村、新城村、瀧内村の内大字西瀧、三内、浪館	7,326	4	7
蟹田小林區署	同縣同郡蟹田村大字蟹田	青森縣の内東津輕郡蟹田村、蓬田村、平館村	18,817	5	8
増川小林區署	同縣同郡三厩村大字増川	青森縣の内東津輕郡三厩村、今別村、一本木村	16,533	5	13
相内小林區署	同縣北津輕郡相内村大字相内	青森縣の内北津輕郡相内村、脇元村、小伯村、西津輕郡十三村	11,897	6	8
中里小林區署	同縣同郡中里村大字中里	青森縣の内北津輕郡中里村、武田村、内湯村	9,521	4	7

名稱	位置	管轄區域	林野面積	保護區數	職員數(判任以上)
喜良市小林區署	同縣同郡喜良市村字刈	青森縣の内北津輕郡喜良市村、金木村、三好村、嘉瀬村、飯詰村、柴村、鶴田村、松島村、五所川原町、七和村、長橋村、梅澤村、六郷村、活川村、小阿彌村、板柳町、中川村、南津輕郡大杉村	12,207	5	10
鯉ヶ澤小林區署	同縣西津輕郡鯉ヶ澤町大字本町	青森縣の内西津輕町(深浦村、岩崎村、大戸瀬村大字轟木、凡合瀬、田野澤中村大字芦范の内を除く)中津輕郡裾野村大字十面澤、大森、十腰内、岩木村西澤の内	20,909	6	8
深浦小林區署	同縣同郡深浦村大字深浦	青森縣の内西津輕郡深浦村、岩崎村、大戸瀬村大字轟木、凡合瀬、田野澤	35,283	5	10
弘前小林區署	同縣弘前市大字住吉町	青森縣の内弘前市、中津輕郡(裾野村大字十面澤、大森、十腰内、岩木村大字百澤の内を除く)西津輕郡中村大字芦范の内、秋田縣の内北秋田郡早口村大字早口の内	42,894	11	15
大鰯小林區署	同縣南津輕郡大鰯村大字虹貝	青森縣の内南津輕郡大鰯村、石川村、藏館村、碓ヶ關村	17,193	8	11
黒石小林區署	同縣同郡中郷村大字東野添	青森縣の内南津輕郡(大杉村、大鰯村、石川村、藏館村、碓ヶ關村を除く)	24,622	4	7
野邊地小林區署	同縣上北郡野邊地町大字野邊地	青森縣の内上北郡野邊地町、甲地村、天間林村、六ヶ所村(大字倉内、平沼、鷹架)七戸町、浦野館村	21,503	7	10

名 稱	位 置	管 轄 區 域	林 野 面 積	保 護 區 數	職 員 數 (判任 以上)
三 本 木 小 林 區 署	同縣同郡三 本木町大字 三本木	青森縣の内上北郡三本 木町、大深内村、藤坂村 三澤村、白石村、下田 村、六戸村、法奥澤村、 四和村、秋田縣の内鹿 角郡七瀧村大字上向の 一部	35,779	5	7
三 戸 小 林 區 署	同縣三戸郡 田子村大字 田子	青森縣の内三戸郡一圓	18,182	5	8
横 濱 小 林 區 署	同縣上北郡 横濱村字横 濱	青森縣の内上北郡横濱 村、六ヶ所村(大字泊、 出戸、尾鮫)下北郡東通 村田名部町(大字奥内、 中野澤)	19,960	7	8
大 畑 小 林 區 署	同縣下北郡 大畑村大字 大畑	青森縣の内下北郡大畑 村、田名部町(大字田名 部の内)凡間浦村	26,829	4	8
川 内 小 林 區 署	同縣同郡川 内町大字川 内	青森縣の内下北郡川内 町、脇野澤村、大湊村、 佐井村(大字長後の内) 田名部町(大字田名部 の内、關根)	37,657	8	15
佐 井 小 林 區 署	同縣同郡佐 井村大字佐 井	青森縣の内下北郡佐井 村(大字佐井、長後の一 部)大奥村	15,467	5	7
久 慈 小 林 區 署	岩手縣九戸 郡久慈町大 字下大川目	岩手縣の内九戸郡一圓 下閉伊郡安家村、普代 村	36,447	5	8
沼 宮 内 小 林 區 署	同縣岩手郡 沼宮内町大 字江刈内	岩手縣の内二戸郡(田 山村を除く)岩手郡沼 宮内町、御堂村、川口 村、巻堀村、田頭村、大 更村、松尾村、濫民村 (大字下田の内)平館 村、一方井村	54,692	11	13
宮 古 小 林 區 署	同縣下閉伊 郡宮古町	岩手縣の内下閉伊郡 (安泉村、普代村を除 く)	77,692	10	11

名 稱	位 置	管 轄 區 域	林 野 面 積	保 護 區 數	職 員 數 (判任 以上)
盛 岡 小 林 區 署	同縣盛岡市 字大澤川原 小路	岩手縣の内盛岡市、紫 波郡一圓、岩手郡藪川 村、玉山村、浅岸村、米 内村、中野村、濫民村 (大字下田の一部を除 く)厨川村、瀧澤村、西 山村、雫石村、御神朋 村、御所村、太田村、本 宮村、築川村	60,953	13	15
遠 野 小 林 區 署	同縣上閉伊 郡遠野町	岩手縣の内上閉伊縣遠 野町、綾織村、附馬牛 村、松崎村、土淵村、青 笹村、大槌町、栗橋村、 金澤村、甲子村(大字大 檜園有林を除く)上郷 村、釜石町、鶴住居村 (達曾部村)(宮守村)鯉 澤村、小友村、和賀郡谷 内村	43,665	6	8
花 巻 小 林 區 署	同縣稗貫郡 花巻町大字 北方丁目	岩手縣の内稗貫郡一 圓、和賀郡小山田村、十 二鎗村、上閉伊郡(達曾 根村)(宮守村)	27,899	6	9
川 尻 小 林 區 署	同縣和賀郡 湯田村字二 跨	岩手縣の内和賀郡(小 山田村、十二鎗村谷内 町を除く)鷹澤郡相去 村、金ヶ崎村の一部	65,351	8	10
水 澤 小 林 區 署	同縣鷹澤郡 水澤町大字 鹽釜	岩手縣の内鷹澤郡(相 去村、金ヶ崎の一部を 除く)江刺郡一圓、西磐 井郡一圓、東磐井郡(大 津保村を除く)	39,781	7	10
盛 小 林 區 署	同縣氣仙郡 盛町字館ノ 下	岩手縣の内氣仙郡一 圓、上閉伊郡甲子村の 内大檜園有林、東磐井 郡大津保村、宮城縣の 内本吉郡鹿折村、唐桑 村、大島村、氣仙沼町、 新月村、岩松村、御岳 村、歌津村、小泉村、大 谷村、階上村	15,498	7	11
川 渡 小 林 區 署	宮城縣玉造 郡温泉村	宮城縣の内玉造郡一 圓、栗原郡一圓、志田郡 一圓、遠田郡一圓、加美 郡(中新田町、鳴瀬村、 色麻村、小野田村の一 部を除く)	44,060	7	10

名 稱	位 轄	置 管 區 域	林 野 面 積	保 護 區 數	職 員 數 (判任以上)
仙 臺 小 林 區 署	同 縣 仙 臺 市 字 北 六 番 丁	宮 城 縣 の 内 仙 臺 市、名 取 郡 一 圓、柴 田 郡 一 圓、 黒 川 郡 一 圓、宮 城 郡 一 圓、加 美 郡 中 新 田 町、鳴 瀬 村、色 麻 村、小 野 田 村 の 一 部	44,446	10	13
石 巻 小 林 區 署	同 縣 牡 鹿 郡 石 巻 町 大 字 門 脇	宮 城 縣 の 内 牡 鹿 郡 一 圓、桃 生 郡 一 圓、登 米 郡 一 圓、本 吉 郡 志 津 川 町、 入 谷 村、戸 倉 村、横 山 村、柳 津 町、十 三 濱 村	14,819	8	10
白 石 小 林 區 署	同 縣 刈 田 郡 白 石 町	宮 城 縣 の 内 刈 田 郡 (セ 々 宿 村 大 字 湯 原 字 稻 子 山 を 除 く) 伊 具 郡 一 圓、 亙 理 郡 一 圓	25,021	7	9
青 森 公 有 林 野 官 行 造 林 署	青 森 縣 東 津 輕 郡 瀧 内 村	青 森 縣、秋 田 縣 の 内 北 秋 田 郡 早 口 村 大 字 早 口 の 内、鹿 角 郡 七 瀧 村 大 字 上 向 の 内			7
一ノ関公 有 林 野 官 行 造 林 署	岩 手 縣 西 磐 井 郡 一ノ関 町	岩 手 縣 (氣 仙 郡、二 戸 郡 田 山 村、上 閉 伊 郡、九 戸 郡 久 慈 町、長 内 村、夏 井 村、侍 濱 村、中 野 村、種 市 村、大 野 村、山 形 村、 大 川 目 村、字 部 村 野 田 村 山 根 村 を 除 く)			9
高 田 公 有 林 野 官 行 造 林 署	同 縣 氣 仙 郡 高 田 町	岩 手 縣 の 内 氣 仙 郡、上 閉 伊 郡			8
仙 臺 公 有 林 野 官 行 造 林 署	宮 城 縣 仙 臺 市	宮 城 縣 (刈 田 郡 七 々 宿 村 大 字 湯 原 の 内 字 稻 子 山 を 除 く)			10
計			988,505	216	347

職員——判任官以上職員數 (大正十二年末現在)

高 等 官				判 任 官			合 計
勅任官	同待遇	奏任官	計	大 林 區 署	小 林 區 署 官 行 造 林 署	計	
人	人	人	人	人	人	人	人
—	—	17	17	104	310	444	461

備考 本表の内大林區署高等官には署長(技師)1、事務官3、技師6、計10名あり。
小林區署長には、技師4、副事務官2、屬、技手26、計32名あり。
官行造林署長には、技師1、技手3、計4名あり。

(4) 秋 田 大 林 區 署

沿革——明治十一年七月秋田縣下の官林は内務省の直轄に屬し地理局出張所を秋田に置かる、同十四年四月農商務省の設置せらるゝや其管轄となり同年九月秋田山林事務所と改稱せらる、同十九年四月大小林區署官制發布と共に同年五月秋田大林區署を設置せられ秋田縣一圓を管轄區域とし大正二年に及び同年六月官制改正の結果宮城大林區署廢止せられ其管轄たりし山形縣は本署の管轄に移れり、大正三年八月又官制の改正により山形縣の一部は東京大林區署の管轄に、秋田縣の一部は青森大林區署の管轄に移り岩手縣の一部は本署の管轄に移さる、八年四月官制改正により秋田縣北秋田郡の一部を青森大林區署に移され、九年七月官有林野官行造林署の設置ありて大正十二年に於ける本署管内には二十三小林區署、百六十一保護區と三官行造林署とを有せり。

管轄區域——本署は秋田、山形の二縣(一部分を除く)及岩手縣の一部を管轄區域とし其廣袤面積壹千三百三十四方里餘其管理する所の國有林野面積は大正十一年三月末現在にて七十三萬四千三百九十町歩なり。

小林區署(官行造林署)の位置及管轄區域表

名 稱	位 置	管 轄 區 域	林 野 面 積	保 護 區 數	職 員 數 (判任以上)
花 輪 小 林 區 署	秋 田 縣 鹿 角 郡 花 輪 町	鹿 角 郡 の 内 花 輪 町、尾 去 澤 町、錦 木 村、紫 平 村(大 湯 村)、(宮 川 村)、 曙 村、岩 手 縣 二 戸 郡 の 内 田 山 村	42,350	8	10
毛 馬 内 小 林 區 署	秋 田 縣 鹿 角 郡 毛 馬 内 町	鹿 角 郡 の 内 小 坂 町、毛 馬 内 町、(七 瀧 村)、(大 湯 村)	28,532	7	11
扇 田 小 林 區 署	秋 田 縣 北 秋 田 郡 扇 田 町	北 秋 田 郡 の 内 扇 田 町、 (早 口 村)、眞 中 村、(上 川 沿 村)、(西 館 村)、東 館 村、二 井 田 村、十二 所 町、大 鳥 村	11,135	5	9
大 館 小 林 區 署	秋 田 縣 北 秋 田 郡 大 館 町	北 秋 田 郡 の 内 長 木 村、 大 館 町、(上 川 沿 村)、下 川 沿 村、花 岡 村、釋 迦 内 村、矢 立 村	12,800	6	14
早 口 小 林 區 署	秋 田 縣 北 秋 田 郡 早 口 村	北 秋 田 郡 の 内 (早 口 村)、山 瀬 村、緩 子 村	19,148	6	13

名 稱	位 置	管 轄 區 域	林 野 面 積	保 護 區 數	職 員 數 (判任 以上)
七日市 小林區署	秋田縣北秋 田郡七日市 村	北秋田郡の内榮村、鷹 巢町、(西館村)、(澤口 村)、七日市村	10,528	5	9
阿 仁 合 小林區署	秋田縣北秋 田郡阿仁合 町	北秋田郡の内(阿仁合 町)、荒瀬村、米内澤町、 前田村	44,420	7	10
上小阿仁 小林區署	秋田縣北秋 田郡上小阿 仁村	北秋田郡の内上小阿仁 村、下小阿仁村、落合 村、上大野村、下大野 村、(七座村)、	21,568	8	15
荷 上 場 小林區署	秋田縣山本 郡荷上場村	山本郡の内荷上場村、 ニッ井町、常盤村、藤琴 村、種梅村、粕毛村、(七 座村)、坊澤村	21,277	5	10
能 代 小林區署	秋田縣山本 郡能代港町	山本郡の内東雲村、塙 川村、澤目村、八森村、 岩館村、扇淵村、鶴形 村、能代港町、礪村、檜 山町、金岡村、淺内村、 濱口村、下岩川村、上 岩川村、鹿渡村、鶴川 村、森岳村、響村、富根 村	12,957	6	14
秋 田 小林區署	秋田縣秋田 市手形新町	南秋田郡一圓、河邊郡 の内岩見三内村、和田 村、種平村、川添村、戸 米川村、豊島村	36,019	10	16
大 曲 小林區署	秋田縣仙北 郡大曲町	仙北郡の内六郷町、金 澤町、畑屋村、飯詰村、 大曲町、金澤西根町、藤 木村、千屋村、山内村、 横手町、榮村、醍醐村、 増田福、十文字町、三重 村、福地村、沼館町、館 合村、里見村、吉田村、 淺舞町、植田村、陸合 村、阿氣村、大森町、川 西村、角間川町、田根森 村、黒川村、境町村、旭 村、淺倉村、八木澤村、 横堀村、四ッ屋村、横澤 村、花館村、高梨村、長 信田村、(豊岡村)、清水 村、長野村、豊川村外十 三ヶ村、河邊郡の内船 岡村	21,403	7	11

名 稱	位 置	管 轄 區 域	林 野 面 積	保 護 區 數	職 員 數 (判任 以上)
角 館 小林區署	秋田縣仙北 郡角館町	仙北郡の内角館町、(神 代村)、(生保内村)、(田 澤村)、雲澤村、中川村、 西明寺村、檜木内村	20,377	6	13
生 保 内 小林區署	秋田縣仙北 郡生保内村	仙北郡の内(生保内村) (神代村)、白岩村、(豊 岡村)、(田澤村)	47,275	6	10
湯 澤 小林區署	秋田縣雄勝 郡湯澤町	雄勝郡一圓	43,789	8	9
本 莊 小林區署	秋田縣由利 郡本莊町	由利郡一圓	24,663	7	13
酒 田 小林區署	山形縣飽海 郡酒田町酒 田	飽海郡一圓	32,761	6	9
鶴 岡 小林區署	山形縣西田 川郡鶴岡村 家中新町	西田川郡一圓 東田川郡一圓	67,862	10	14
新 庄 小林區署	山形縣最上 郡新庄町	最上郡の内新庄町、八 向村、豊里村、鮭川村、 稻舟村、萩野村、金山 村、及位村、眞室川村、 安樂城村、豊田村、戸澤 村、(古口村)	55,025	10	16
舟 形 小林區署	山形縣最上 郡舟形村	最上郡の内舟形村、大 藏村、西小國村、東小國 村、堀内村、角川村、(古 口村)	58,720	9	15
楯 岡 小林區署	山形縣北村 山郡楯岡町	北村山郡一圓	30,133	7	11
寒 河 江 小林區署	山形縣西村 山郡寒河江 町	西村山郡一圓、最上郡 の内(大藏村)	48,587	7	10
山 形 小林區署	山形縣山形 市	山形市、東村山村郡一 圓、南村山郡一圓、東置 賜郡一圓	23,032	6	10
秋田公有 林野官行 造林署	秋田市手形 新町	秋田縣(由利郡、平鹿 郡、北秋田郡早口村の 一部、鹿角郡七瀨村の 一部を除く)岩手縣二 戸郡田山村	—	—	7

名稱	位置	管轄區域	林野面積	保護區數	職員數 (判任以上)
横手公有林野官行造林署	秋田縣平鹿郡横手町	秋田縣由利郡、平鹿郡、雄勝郡	—	—	8
山形公有林野官行造林署	山形縣山形市旅籠町	山形縣(西置賜郡小國本村、南小國村、北小國村、津川村を除く)	—	—	8
計			734,390	161	294

職員——判任官以上職員數 (大正十二年末現在)

高等官				判任官			合計
勅任官	同待遇	奏任官	計	大林區署	小林區署官行造林署	計	
—	—	17	17	78	287	365	382

摘要 本表の内大林區署高等官に署長(事務官)1、事務官2、技師7 計10名あり。

小林區署長に、技師4、副事務官2、屬、技手17、計23名あり。

官行造林署長に、技師1、技手2 計3名あり。

(5) 東京大林區署

沿革——我邦官有林野の事務は明治維新後民部省、大藏省、内務省等を経て明治十四年四月農商務省の所管に屬し茨城縣に於て山林事務所を置き同縣下の官林を管理せしが明治十九年四月大小林區署官制の發布により山林事務所を廢し茨城大林區署と爲せり、次で同二十二年九月官制改正ありて茨城大林區署を廢し東京に東京大林區署を置き東京府、埼玉、群馬、茨城、千葉の一府四縣を管轄區域とし管内の官林を管理經營するに至る、明治二十六年十月官制改正により栃木大林區署廢せられて本署に併合せられ栃木縣を管轄區域に編入し、更に明治三十年六月神奈川、静岡、山梨の三縣を管轄區域に編入せられ、尙同年十月從來地方廳委託管理の官有林野は全部林區署の主管に屬するに至れり、大正二年六月の官制改正により長野及宮城兩大林區署の廢止と共に長野大林區署の管轄なりし新潟、長野の兩縣及宮城大林區署の管轄なりし福島縣を本署に併轄せしめられ、大正三年八月官制(林區署管轄區域)改正の結果秋田大林區署に屬する山形縣の一部小國小林區署を本署の管轄に分屬せしめられ以て現在に及び事務分掌の爲め管内に三十五小林區署、二百七十二保護區、九官行造林署を有せり。

管轄區域——本署は東京府、福島縣、栃木縣、茨城縣、千葉縣、神奈川縣、埼玉縣、群馬縣、新潟縣、長野縣、山梨縣、静岡縣の一府十一縣及宮城縣

の一部、山形縣の一部を管轄區域とし其廣袤約七千九百六十八方里、其管理する所の國有林野面積は大正十一年三月末現在にて百四十一萬六千五百五十八町歩なり。

小林署(官行造林署)名稱、位置及管轄區域表

名稱	位置	管轄區域	林野面積	保護區數	職員數 (判任以上)
原町小林區署	福島縣相馬郡原町	福島縣の内相馬郡一圓、双葉郡津島村の一部	28,961	8	14
浪江小林區署	同縣双葉郡浪江町	福島縣の内双葉郡(久ノ濱町、大久保村、津島村の一部を除く)	39,394	11	18
平小林區署	同縣石城郡平町	福島縣の内石城郡一圓、双葉郡久ノ濱町、大久村	38,511	9	16
棚倉小林區署	同縣東白川郡棚倉町	福島縣の内東白川郡一圓、石川郡石川町、野木澤村、澤田村、淺川村、山橋村、中谷村、母畑村、山白石村	36,125	7	12
白河小林區署	同縣西白河郡白河町	福島縣の内西白河郡一圓、岩瀬郡湯本村、大屋村、牧本村、鏡石村、廣戸村、稻田村、須賀川町、濱田村、長沼町大字江花の一部	28,944	7	9
郡山小林區署	同縣安積郡郡山町	福島縣の内田村郡一圓、安積郡(赤津村、福良村、月形村、三代村、中野村を除く)石川郡大森田村、小鹽江村、川東村、泉村、須釜村、蓬田村、小平村、岩瀬郡長沼町(一部を除く)白方村、白江村、榎衝村、三袋村、仁井田村	33,885	10	15
福島小林區署	同縣福島市	福島縣の内福島市、信夫、郡一圓伊達郡一圓、安達郡一圓、宮城縣の内刈田郡七ヶ宿村の一部	49,751	11	17
		福島縣の内若松市、大沼郡一圓、北會津郡一圓、南會津郡長江村、二			

名 稱	位 置	管 轄 區 域	林 野 面 積	保 護 區 數	職 員 數 (判任 以上)
若 松 小林區署	同縣若松市	川村、田島町、楡原村、楡沼村、荒海村、旭村、安積郡赤津村、福良村、月形村、三代村、中野村、河沼郡日橋村、堂島村、坂下町、若宮村、金上村、笈川村、勝常村、廣瀬村、柳津村、川西村、搭寺村、氣多宮村、新館村、船形村、坂本村、倉戸村、高寺村、千咲村	56,193	11	15
喜 多 方 小林區署	同縣耶麻郡喜多方町	福島縣の内耶麻郡一圓、河沼郡野澤町、飯谷村、東松村、新郷村、尾野本村、登世島村、陸合村、下谷村、芹草越村、正中村、片門村、群岡村、上野尻村、寶坂村	47,811	10	16
山 口 小林區署	同縣南會津郡大宮村	福島縣の内南會津郡大川村、伊南村、大宮村、伊北村、布澤村、富田村、八幡村、朝日村、小梁村、楡枝岐村、館岩村	110,589	5	6
小 國 小林區署	山形縣西置賜郡小國本村	山形縣の内西置賜郡小國本村、南小國村、北小國村、津川村	52,156	6	9
小 笠 原 小林區署	東京府小笠原島父島大村	東京府小笠原島一圓	7,806	2	7
秩 父 小林區署	埼玉縣秩父郡大宮町	埼玉縣一圓、東京府の内西多摩郡一圓、山梨縣の内東山梨郡一圓、北都留郡一圓	16,603	6	8
高 崎 小林區署	群馬縣高崎市	群馬縣の内高崎市一圓、多野郡一圓、北甘樂郡一圓、碓井郡(烏淵村を除く)群馬郡(伊香保町大字湯中子、室田町大字榛名山を除く)	27,627	10	14
中 之 條 小林區署	同縣吾妻郡中之條町	群馬縣の内吾妻郡一圓、碓井郡烏淵村、群馬郡伊香保町大字湯中子、室田町大字榛名山	71,462	9	14

名 稱	位 置	管 轄 區 域	林 野 面 積	保 護 區 數	職 員 數 (判任 以上)
沼 田 小林區署	同縣利根郡沼田町	群馬縣の内利根郡一圓	94,818	10	14
大 間 々 小林區署	同縣山田郡大間々町	群馬縣の内山田郡、佐波郡、新田郡、勢多郡、邑樂郡、前橋市各一圓、栃木縣安蘇郡、足利郡、下都賀郡各一圓、上都賀郡足尾町、永野村、粕尾村	25,940	7	11
今 市 小林區署	同縣上都賀郡今市町	群馬縣の内上都賀郡(足尾町、永野村、粕尾村を除く)、河内郡一圓、鹽谷郡栗山村、三依村、藤原村(一部を除く)宇都宮市	71,502	10	13
大 田 原 小林區署	同縣那須郡大田原町	群馬縣の内那須郡一圓、鹽谷郡(栗山村、三依村、藤原村の一部を除く)	37,210	10	16
笠 間 小林區署	茨城縣西茨城郡笠間町	茨城縣の内西茨城郡、眞壁郡、結城郡、新治郡、稻取郡、筑波郡、北相馬郡、猿島郡各一圓、東茨城郡小川町、堅倉村、竹原村、上野合村、栃木縣の内芳賀郡一圓	11,038	8	13
水 戸 小林區署	同縣水戸市	茨城縣の内水戸市、那珂郡、行方郡、鹿島郡各一圓、東茨城郡(小川町、堅倉村、竹原村、上野合村を除く)久慈郡太田町、東小澤村、西小澤村、幸久村、譽田村、久慈町、佐部村、河内村、中里村、久米村、佐竹村、郡戸村、金郷村、世喜村、山田村、機初村、世矢村、坂本村、染和田村の一部、諸富野村の一部、金砂村の一部	13,453	11	16

名 稱	位 置	管 轄 區 域	林 野 面 積	保 護 區 數	職 員 數 (判任 以上)
大 子 小林區署	同縣久慈郡 大子町	茨城縣の内久慈郡大子町、袋田村、上小川村、下小川村、依上村、宮川村、黒澤村、佐原村、小里村、加美村、生瀨村、天下野村、高倉村、諸富野村の一部、染和田村の一部、金沙村の一部	12,426	7	11
高 萩 小林區署	同縣多賀郡 松原町	茨城縣の内多賀郡一圓	21,602	8	13
久 留 里 小林區署	千葉縣君津 郡久留里町	千葉縣一圓	8,981	6	10
飯 山 小林區署	長野縣下水 内郡飯山町	長野縣の内下水内郡、下高井郡各一圓、新潟縣の山中魚沼郡秋成村の一部、上郷村の一部、倉俣村の一部	33,500	5	8
長 野 小林區署	同縣長野市	長野縣の内長野市、上水内郡、上高井郡、更級郡、埴科郡各一圓、新潟縣の内東頸城郡、西頸城郡、中頸城郡、刈羽郡、高田市各一圓	48,569	8	12
上 田 小林區署	同縣小縣郡 上田町	長野縣の内小縣郡一圓、北佐久郡芦田村	28,199	8	13
岩 村 田 小林區署	同縣北佐久 郡岩村田町	長野縣の内北佐久郡(芦田村を除く)	13,485	5	11
白 田 小林區署	同縣南佐久 郡白田町	長野縣の内南佐久郡、諏訪郡各一圓	23,512	6	11
松 本 小林區署	同縣松本市	長野縣の内松本市、東筑摩郡、南安曇郡各一圓	50,222	7	12
大 町 小林區署	同縣北安曇 郡大町	長野縣の内北安曇郡一圓	41,213	6	9
六 日 町 小林區署	新潟縣南魚 沼郡六日町	新潟縣の内南魚沼郡、北魚沼郡、古志郡、長岡有各一圓、中魚沼郡(秋成村の一部、上郷村の一部、倉俣村の一部を除く)	75,523	8	11

名 稱	位 置	管 轄 區 域	林 野 面 積	保 護 區 數	職 員 數 (判任 以上)
村 松 小林區署	同縣中蒲原 郡村松町	新潟縣の内新潟市、東蒲原郡、西蒲原郡、南蒲原郡、三島郡、中蒲原郡各一圓	53,685	7	10
新 發 田 小林區署	同縣北蒲原 郡新發田町	新潟縣の内北蒲原郡一圓	38,124	7	10
村 上 小林區署	同縣岩船郡 村上町	新潟縣の内岩船郡一圓	66,928	8	11
本署直轄		新潟縣の内佐渡郡、長野縣の内上伊那、西筑摩各郡一圓、山梨縣(北都留、東山梨各郡を除く)東京府(西多摩郡、小笠原島を除く)神奈川、静岡各縣一圓	407		
郡山公有 林野官行 造林署	福島縣安積 郡郡山町	福島縣、宮城縣の内刈田郡七ヶ宿村大字湯原の内稻子山			9
前橋公有 林野官行 造林署	群馬縣前橋 市	群馬縣、栃木縣、埼玉縣			5
平塚公有 林野官行 造林署	神奈川縣中 郡平塚町	神奈川縣、山梨縣(南巨摩郡、西八代郡を除く)			7
静岡公有 林野官行 造林署	静岡縣静岡 市	静岡縣、山梨縣の内南巨摩郡、西八代郡			10
上田公有 林野官行 造林署	長野縣上田 市	長野縣の内小縣郡、南佐久郡、北佐久郡、埴科郡、上田市			6
長野公有 林野官行 造林署	長野縣長野 市	長野縣の内更級郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、長野市、新潟縣の内中魚沼郡			6
松本公有 林野官行 造林署	長野縣松本 市	長野縣の内諏訪郡、東筑摩郡、西筑摩郡、北安曇郡、南安曇郡、松本市			9

名 稱	位 置	管 轄 區 域	林 野 面 積	保 護 區 數	職員數 (判任 以上)
飯田公有 林野官行 造林署	長野縣下伊 那郡飯田町	長野縣の内上伊那郡、 下伊那郡			10
新潟公有 林野官行 造林署	新潟縣新潟 市	新潟縣(中魚沼郡を除 く)山形縣の内西置賜 郡小國本村、北小國村、 南小國村、津川村			11
計			1,416,158	272	497

職員——判任官以上職員數。(大正十二年未現在)

高 等 官				判 任 官			合 計
勅任官	同待遇	奏任官	計	大 林 區 署	小 林 區 署 官 行 造 林 署	計	
人	人	人	人	人	人	人	人
1	—	27	28	124	485	609	637

備考 本表の内大林區署高等官は署長(技師)1、事務官3、書記官1、副事務官2、技師10、計16名なり。

小林區署長には、技師8、副事務官2、屬、技手26、計36名あり。

官行造林署長には、技師3、技手5、計8名あり。

(6) 大阪大林區署

沿革——明治十四年四月從來内務省主管たりし國有林野の農商務省主管に移りてより明治十九年四月林區署官制發布後明治二十二年九月官制改正に依り始めて本署の設置を見るに至りたるものにして當時の管轄區域は京都、大阪、奈良、滋賀、三重、和歌山の二府四縣とす、明治二十六年十一月官制改正により兵庫大林區署廢止せられ福井、兵庫の二縣を管轄區域に加ふ、同三十年六月官制改正ありて福井、兵庫の二縣を石川、岡山の二大林區署管轄に移し愛知縣を加へたり、同三十六年十二月の官制改正は岡山、石川の二大林區署を廢し岡山大林區署の管轄區域は廣島大林區署に移し石川大林區署の管轄たりし福井、石川、富山、岐阜の四縣を本署の所管に加へ大正二年六月の官制改正によりて廣島大林區署廢せられ其所管たりし兵庫、鳥取、岡山、廣島、山口、島根の六縣を管轄區域に編入せられて現在に及び管内に二十五小林區署、二百〇四保護區、及七官行造林區署を有せり。

管轄區域——本署は京都、大阪、奈良、滋賀、三重、和歌山、福井、石川、富山、岐阜、兵庫、鳥取、岡山、廣島、山口、島根の二府十四縣を管轄區域とし其廣袤實に二千百十九方里にして其管理する所の國有林總面積は大正十一年三月末現在に於て三十七萬三千百六十二町歩なり。

小林區署(官行造林)署名稱、位置及管轄區域表

名 稱	位 置	管 轄 區 域	林 野 面 積	保 護 區 數	職員數 (判任 以上)
莊 川 小林區署	岐阜縣大野 郡莊川村大 字新淵	大野郡莊川村、白川村、 清見村、富山縣東礪波 郡上平村、同縣西礪波 郡太美山村	40,535	9	6
高 山 小林區署	鳥阜縣大野 郡高山町大 字川西	大野郡(莊川村、白川 村、清見村大字森茂を 除く)吉城郡細江村、古 川町、小鷹利村、國府 村、河合村、坂上村、坂 下村(大字集納谷を除 く)益田郡一圓、富山縣 の内東礪波郡利賀村	26,510	11	12
船 津 小林區署	岐阜縣吉城 郡船津町大 字船津	吉城郡船津町、阿曾布 村、袖川村、上寶村、坂 下村大字集納谷	33,388	7	7
富 山 小林區署	富山縣富山 市安野屋町	富山市、高岡市、中新川 郡、上新川郡、下新川 郡、婦負郡、氷見郡、東 礪波郡(上平村、利賀村 を除く)、西礪波郡(太 美山村を除く)	76,946	9	10
大 聖 寺 小林區署	石川縣江沼 郡大聖寺町 大字八間道	福井縣の内福井市、坂 井郡、大野郡、足羽郡、 吉田郡各一圓、石川縣 一圓	20,234	6	7
教 賀 小林區署	福井縣教賀 郡松原村大 字松島	福井縣の内教賀郡、今 立郡、丹生郡、南條郡、 三方郡、遠敷郡、大飯郡 各一圓、滋賀縣の内東 淺井郡、伊香郡各一圓、 高島郡今津町、三谷村、 川上村、百瀬村、西庄 村、海津村、劔熊村	4,738	4	5
京 都	京都府京都	京都府の内京都市、紀 伊郡、宇治郡、北桑田 郡、南桑田郡、船井郡、 葛野郡、乙訓郡、天田 郡、阿鹿郡、加佐郡、與 謝郡、中郡、熊野郡、竹 野郡各一圓、大阪府の 内大阪市、三島郡、東成 郡、西成郡、豊能郡、中			

名稱	位置	管轄區域	林野面積	保護區數	職員數 (判任以上)
小林區署	市上京區岡崎成勝寺町	河内郡、北河内郡各一圓、滋賀縣の内大津市、滋賀郡、栗東郡、野洲郡、蒲生郡、神崎郡、犬上郡、愛知郡、阪田郡各一圓、高島郡、朽木村、廣瀬村、安曇村、高島村、大溝町、水尾村、青柳村、本庄村、新儀村、饗庭村、甲賀郡(長野村、小原村、多羅尾村を除く)	9,213	16	16
龜山 小林區署	三重縣鈴鹿郡龜山町大字東丸	三重縣の内鈴鹿郡、安濃郡、河藝郡、桑名郡、員辨郡、三重郡、一志郡、飯南郡、阿山郡、名賀郡、宇治山田市、津市、四日市各一圓、滋賀縣の内甲賀郡長野村、小原村、多羅尾村	6,940	9	12
奈良 小林區署	奈良縣奈良市登大路町	奈良縣一圓、京都府の内相樂郡、久世郡、綴喜郡一圓、大阪府の内堺市、南河内郡、泉南郡、泉北郡各一圓	3,393	5	8
高野 小林區署	和歌山縣伊都郡九度山町大字入郷	和歌山縣の内和歌山市、伊都郡、有田郡、海草郡、那賀郡各一圓	4,998	7	9
田邊 小林區署	和歌山縣西牟婁郡田邊町大字上屋敷	和歌山縣の内西牟婁郡、日高郡各一圓	3,973	4	8
新宮 小林區署	同縣東牟婁郡新宮町字下熊野	和歌山縣の内東牟婁郡、三重縣の内南牟婁郡、北牟婁郡各一圓	6,829	5	10
神戸 小林區署	兵庫縣神戸市荒田町三丁目	兵庫縣の内姫路市、神戸市、尼崎市、武庫郡、津名郡、三原郡、有馬郡、川邊郡、多紀郡、氷上郡、美嚮郡、明石郡、神崎郡、飾磨郡、加古郡、印南郡、加東郡、加西郡、多可郡、揖保郡、赤穂郡各一圓	10,168	10	15

名稱	位置	管轄區域	林野面積	保護區數	職員數 (判任以上)
山崎 小林區署	同縣宍粟郡栗崎町大字鹿澤	兵庫縣の内宍粟郡、佐用郡各一圓	11,994	6	9
鳥取 小林區署	鳥取縣鳥取市東町	鳥取縣の内鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡各一圓、兵庫縣の内美西方郡、養父郡、朝來郡、出石郡、城崎郡各一圓	16,632	10	14
津山 小林區署	岡山縣苫田郡津山町大字南新座	岡山縣の内苫田郡、勝田郡、英田郡、久米郡、眞庭郡各一圓	10,019	3	11
岡山 小林區署	岡山縣岡山市西中山下	岡山縣の内岡山市、上道郡、御津郡、邑久郡、和氣郡、赤磐郡、都窪郡、兒島郡、小田郡、浅月郡、後月郡各一圓、吉備郡(水内村、富山村、大和村を除く)	8,110	8	11
新見 小林區署	同縣阿哲郡新見町大字新見	岡山縣の内阿哲郡、上房郡、川上郡各一圓、吉備郡の内水内村、富山村、大和村	9,593	10	12
三次 小林區署	廣島縣双三郡三次町大字五日市	廣島縣の内双三郡、比婆郡各一圓、高田郡(三田村、市出村を除く)山縣郡壬生町、川迫村、新庄村、鳥根縣邑智郡出羽村	8,305	7	10
福山 小林區署	同縣福山市大字松山町	廣島縣の内福山市、深安郡、沼隈郡、蘆品郡、神石郡、甲奴郡各一圓	10,510	10	10
西條 小林區署	同縣賀茂郡西條町字西大坪	廣島縣の内賀茂郡、豊田郡、御調郡、世羅郡、尾道市各一圓、安藝郡上蒲刈島村、下蒲刈島村	10,053	10	12
廣島 小林區署	同縣廣島市八丁堀	廣島縣の内廣島市、吳市、安佐郡、佐伯郡各一圓、安藝郡(上蒲刈島村、下蒲刈島村を除く)山縣郡(壬生町、川迫村、新庄村を除く)高田郡三田村、市川村、山口縣の内玖珂郡、熊毛郡、大島郡各一圓	10,539	10	14

名稱	位置	管轄區域	林野面積	保護區數	職員數 (判任以上)
日原 小林區署	島根縣鹿足郡日原村大字沈瀨	島根縣の内鹿足郡、美濃郡各一圓、山口縣の内吉敷郡、佐波郡、阿武郡、美禰郡、厚狹郡、大津郡、豊浦郡、都農郡各一圓、下關市	12,250	9	11
川本 小林區署	同縣邑智郡川本村大字川本	島根縣の内邑智郡(出雲村を除く)邇摩郡、那賀郡、安濃郡各一圓	6,965	7	9
倉吉 小林區署	鳥取縣東伯郡倉吉町大字東町	鳥根縣の内松江市、八東郡、能義郡、周吉郡、隱地郡、知夫郡、海士郡、大原郡、飯石郡、仁多郡、簸川郡各一圓、鳥取縣の内日野郡、西伯郡、東伯郡各一圓	11,170	7	10
岐阜公有 林野官行 造林署	岐阜縣岐阜市駒爪町三丁目	岐阜縣、愛知縣			9
京都公有 林野官行 造林署	京都府京都市岡崎圓勝寺町	京都府、奈良縣、滋賀縣			13
大阪公有 林野官行 造林署	大阪府大阪市東區久寶寺町二丁目	大阪府、兵庫縣、和歌山縣			10
鳥取公有 林野官行 造林署	鳥取縣鳥取市東町	鳥取縣			8
岡山公有 林野官行 造林署	岡山縣岡山市西中山下	岡山縣			8
松江公有 林野官行 造林署	島根縣松江市亨町	島根縣			12
山口公有 林野官行 造林署	山口縣吉敷郡山口町今道	山口縣			9

名稱	位置	管轄區域	林野面積	保護區數	職員數 (判任以上)
福井公有 林野官行 造林署	福井縣福井市	福井縣	●		11
計			373,162	204	340

職員——判任官以上職員數。(大正十二年末現在)

高等官				判任官			合計
勅任官	同待遇	奏任官	計	大林區署	小林區署 官行造林署	計	
1	—	22	23	85	339	414	437

備考 本表の内大林區署高等官は署長(事務官)1、事務官2、副事務官2、技師7、計12名なり。

小林區署長は技師4、副事務官2、屬、技手19、計25名なり。

官行造林署長は技師5、技手3 計8名なり。

(7) 高知大林區署

高知、愛媛、香川及徳島四縣下の官林事務は明治七年一月内務省所管に屬し其管理經營の事務は各地方廳をして其任に當らしめられたるも明治十四年四月農商務省の所管となり同十五年三月高知縣下の官林を本省直轄に移し高知山林事務所を設置せられ同十八年九月愛媛縣に愛媛山林事務所を置かれしも同十九年四月大林區署官制發布により高知、愛媛の二大林區署となり高知大林區署は高知縣一圓を其管轄區域とし愛媛大林區署は愛媛、香川、及徳島の三縣を管轄區域とせり、明治二十六年十月官制の改正により高知、愛媛の兩大林區署を合併し高知大林區署とす、明治三十年四月官制改正に依り愛媛大林區署を再興し愛媛外二縣を管轄區域とせしも明治三十六年十二月再び愛媛、高知の兩林區署合併し高知大林區署となり現在に及び管内に十六小林區署、百十九保護區及一官行造林署を有せり。

管轄區域——本署は徳島、香川、愛媛及高知の四縣を管轄區域とし其廣袤壹千二百十六方里餘にして其管理する所の國有林野面積は大正十一年三月末現在に於て十七萬八千六百六十二町歩なり。

小林區署(官行造林署)名稱、位置及管轄區域表

名稱	位置	管轄區域	林野面積	保護區數	職員數 (判任以上)
		香川縣一圓、徳島縣の内阿波郡、板野郡各一圓、美馬郡江原村、脇町、岩倉村、郡里村、重	町		

名 稱	位 置	管 轄 區 域	林 野 面 積	保 護 區 數	職員數 (判任 以上)
高 松 小林區署	香川縣高松市	清村、三好郡足代村、三野村、晝間村、佐馬地村、箸藏村、愛媛縣の内宇摩郡金生村大字山田井	9,582	9	13
西 條 小林區署	愛媛縣新居郡西條町	愛媛縣の内新居郡、越智郡、周桑郡各一圓、宇摩郡(金生村大字山田井を除く)	14,464	7	12
久 萬 小林區署	同縣上浮穴郡久萬町	愛媛縣の内上浮穴郡、温泉郡、伊豫郡、喜多郡、西宇和郡、松山市各一圓	15,482	7	13
宇 和 島 小林區署	同縣北宇和郡宇和島町	愛媛縣の内北宇和郡、東宇和郡各一圓	8,518	8	12
宿 毛 小林區署	高知縣幡多郡宿毛町	高知縣の内幡多郡宿毛町、和田村、橋上村、山奈村、平田村、中筋村、小筑紫村の内一部、東中筋村の一部、三原村の内一部、愛媛縣の内南宇和郡一圓	8,731	6	9
清 水 小林區署	同縣同郡清松村	高知縣の内幡多郡下川口村、月灘村、奥内村、沖島村、伊豆田村、上灘村、清松村、三崎村、小筑紫村の内一部、三原村の内一部	9,846	9	12
中 村 小林區署	同縣同郡中村町	高知縣の内幡多郡中村町、八東村、下田村、東山村、後川村、藤岡村、山中村、入野村、田ノ口村、七郷村、白田川村、江川崎村、津大村、大川筋村、具同村、小川村の内一部、東中筋村の内一部	12,511	9	13
大 正 小林區署	同縣同郡大正村	高知縣の内幡多郡大正村(大字折合を除く)西上山村、十川村の内大字大野、高岡郡橋原(大字初瀬の一部を除く)東津野村の内大字北川の一部	11,968	7	13

名 稱	位 置	管 轄 區 域	林 野 面 積	保 護 區 數	職員數 (判任 以上)
窪 川 小林區署	同縣高岡郡窪川村	高知縣の内高岡郡窪川村、仁井田村、松葉川村、東又村、上ノ加江村、大野見村の内大字三ツ又の一部	8,084	6	10
須 崎 小林區署	同縣同郡須崎町	高知縣の内高岡郡(窪川小林區署所屬區域を除く)吾川郡横島村、名野川村、大崎村	6,763	6	12
長 澤 小林區署	同縣土佐郡本川村	高知縣の内土佐郡本川村、大川村、吾川郡池川町、明治村、富岡村、上八川村、下八川村、清水村、小川村、三瀬村、長岡郡吉野村の内大字上津川の一部	17,078	10	15
本 山 小林區署	同縣長岡郡本山町	高知縣の内長岡郡(吉野村の内上津川の一部を除く)高知市、吾川郡(池川町、名野川村、大崎村、横島村、明治村、富岡村、上八川村、下八川村、清水村、小川村、三瀬村を除く)香美郡岩村、三島村、前濱村田村、立田村、明治村、山田町、大楠植村、在所村の内一部、土佐郡(本川村、大川村を除く)徳島縣の内徳島市、勝浦郡、名東郡、名西郡、麻植郡各一圓、三好郡(足代村、三野村、晝間村、佐馬地村、箸藏村を除く)美馬郡(江原村、東祖谷山村、脇町、岩倉村、郡里村、重清村を除く)	10,839	8	14
大 柝 小林區署	同縣香美郡横山村	高知縣の内香美郡横山村(大字大柝の一部を除く)西川村、赤岡町、岸本町、徳王寺村、香宗村、富家村、野市村、吉川村、佐古村、片地村、山南村、山北村、夜須村、東川村、佐岡村、曉霞村、美良布村、上韭布	14,632	7	14

名稱	位置	管轄區域	林野面積	保護區數	職員數 (判任以上)
		村、在所村(一部を除く)、徳島縣の内美馬郡東祖谷山村、海部郡上木頭村、中木頭村、奥木頭村			
安藝 小林區署	同縣安藝郡 安藝町	高知縣の内安藝郡安藝町、川北村、土居村、井ノ口村、赤野村、和食村、馬ノ上村、西分村、穴内村、伊尾木村、東川村、中山村の内一部、香美郡横山村の内大字大柵字檜谷山	6,342	5	12
馬路 小林區署	同縣同郡馬 路村	高知縣の内安藝郡馬路村、安田村、北川村の内一部、中山村の一部	13,267	5	14
奈半利 小林區署	同縣同郡奈 半利村	高知縣の内安藝郡奈半利村、田野村、室戸町、吉良川村、津品村、柳根村、野根村、甲浦村、佐喜濱村、北川村の一部、徳島縣の内海部郡(上木頭村、中木頭村、奥頭木村を除く)那賀郡一圓	10,555	9	16
徳島公有 林野官行 造林署	徳島縣徳島 市	徳島縣、香川縣各一圓			12
計			178,662	119	216

職員——判任官以上職員數。(大正十二年末現在)

高等官				判任官			合計
勅任官	同待遇	奏任官	計	大林區署	小林區署 官行造林署	計	
人	人	人	人	人	人	人	人
—	—	15	15	60	211	271	286

備考 本表の内大林區署高等官は署長(技師)1、事務官2、技師7 計10名なり。
小林區署長は技師5、屬、技手11、計16名なり。
官行造林署長は技手1名なり。

(8) 熊本大林區署

沿革——明治十四年四月九州一圓に於ける官林は内務省より農商務省所管に移り大分山林局出張所は大分山林事務所と改稱せられ、明治十五年六月鹿兒島縣下の官林を同十六年六月宮崎縣下の官林を農商務省直轄とし鹿兒島山林事務所を置き同十七年八月福岡縣に山林事務所を新設し、又鹿兒島山林事務所を割きて宮崎山林事務所を設置して各直轄官林の管理經營を掌らしむ、明治十九年四月大小林區署官制發布せらるゝに及び山林事務所を全廢し九州に福岡、大分、鹿兒島、宮崎の四大林區署の設置あり、明治二十一年三月官制改正に依り熊本大林區署初めて開設せられ熊本縣を管轄區域とす、明治二十二年九月官制改正ありて大分大林區署を本署に併合し大分、熊本兩縣を管轄區域とすることゝなれり、明治二十六年十月官制又改まり大分縣は福岡大林區署の管轄區域に移し鹿兒島大林區署(二十二年九月宮崎大林區署を併合す)を本署に併合し熊本、鹿兒島、宮崎の三縣を管轄區域とせり、明治三十六年六月官制又々改正せられ鹿兒島、宮崎二縣を分離して鹿兒島大林區署の設置と共に其管轄に移し福岡大林區署より大分縣を分離して本署管轄とす、其後明治三十六年十二月の官制改正により福岡大林區署を併合し福岡、佐賀、長崎、熊本、大分の五縣を管轄區域とし、明治四十三年四月大分縣大野郡の一部を鹿兒島大林區署管轄に移して現今に至り管内に二〇小林區署、一四五保護區、及三官行造林署を有せり。
管轄區域——本署は福岡、佐賀、長崎、熊本及大分(一部を除く)の五縣を管轄區域とし其廣袤四千四百五十六方里其管理する所の國有林野面積は大正十年三月末現在にて拾七萬六千八百四十町歩なり。

小林區署(官行造林署)名稱、位置及管轄區域表

名稱	位置	管轄區域	林野面積	保護區數	職員數 (判任以上)
直方 小林區署	福岡縣鞍手 郡直方町字 中町	福岡縣の内門司市、小倉市、若松市、遠賀郡、企救郡、鞍手郡、田川郡各一圓、嘉穂郡(千手村の一部を除く)	10,975	11	15
福岡 小林區署	同縣福岡市 因幡町	福岡縣の内福岡市、筑紫郡、粕屋郡、宗像郡各一圓、糸島郡(福吉村の一部を除く)早良郡一圓、朝倉郡夜須村	9,394	9	12
佐賀 小林區署	佐賀縣佐賀 市與賀町	佐賀縣の内佐賀市、佐賀郡、三養基郡、小城郡、神崎郡、東松浦郡各一圓、福岡縣の内糸島郡福吉村大字吉井の内一部	12,435	10	14

名稱	位置	管轄區域	林野面積	保護區數	職員數 (判任以上)
武雄 小林區署	同縣杵島郡 武雄町大字 富岡	佐賀縣の内杵島郡、西松浦郡、藤津郡各一圓、長崎縣の内佐世保市、壹岐郡各一圓、北松浦郡(笛吹村、柳村、前方村、平村、神浦村を除く)東彼杵郡川棚村、宮村、江上村、折尾瀬村、上波佐見村、下波佐見村、廣田村、崎針尾村、早岐村、日宇村、佐世村	9,026	10	13
長崎 小林區署	長崎縣長崎 市東上町	長崎縣の内長崎市、西彼杵郡、南高來郡、北高來郡各一圓、東彼杵郡大村町、三浦村、鈴田村、大村、西大村、菅瀬村、竹松村、福重村、松原村、千綿村、彼杵村	15,670	13	16
五島 小林區署	同縣南松浦 郡福江村大字 福江郷	長崎縣の内南松浦郡一圓、北松浦郡、笛吹村、柳村、前方村、平村、神浦村	3,194	2	5
對馬 小林區署	同縣下縣郡 嚴原町大字 日吉	長崎縣の内上縣郡、下縣郡各一圓	4,512	6	8
熊本 小林區署	熊本縣熊本 市京町	熊本縣の内熊本市、館託郡、天草郡、宇土郡、玉名郡各一圓、鹿本郡山内村、田原村、山本村、菱形村、櫻井村、植木町、山東村、吉松村、田底村、菊池郡大津町、平眞城村、護川村、合志村、西合志村、北合志村、泗水村、清泉村、原水村、津田村、陳内村、瀬田村、旭野村、田島村、上益城郡河原村、津森村、福田村、白水村、木山町、廣安村、中島村の一部、七瀬村、飯野村、瀧尾村、高木村、大嘉村、大島村、木倉村、瀧川村、小坂村、宮内村、水越村、御船町、秋津村、阿蘇郡(馬見原町、小峯村、内牧町大字	7,912	10	13

名稱	位置	管轄區域	林野面積	保護區數	職員數 (判任以上)
		西浦字深葉、南小國村、北小國村を除く)下益城郡(東砥用村、西砥用村、年福村、中山村、豊野村を除く)			
濱町 小林區署	同縣上益城 郡濱町	熊本縣の内上益城郡濱町、下矢部村、名連川村、御嶽村、朝日村、白糸村、甲佐町、籠野村、乙女村、白旗村、豊秋村、陳村、中島村の一部、下益城郡東砥用村、西砥用村、年福村、中山村、豊野村、阿蘇郡馬見原町、小峯村	12,370	6	12
菊池 小林區署	同縣菊池郡 隈府町大字 隈府	熊本縣の内菊池郡隈府町、磐村、城北村、龍川村、河原、花房村、菊池村、加茂川村、戸崎村、水源村、迫間村、鹿本郡(山内村、田原村、山本村、菱形村、櫻井村、植木町、山東村、吉松村、田底村を除く)阿蘇郡の内牧町の内大字西湯浦字深葉、大分縣の内日田郡上津江村	7,023	6	10
八代 小林區署	同縣八代郡 太田郷村字 横手	熊本縣の内八代郡一圓、葦北郡日奈久町、二見村、田浦村、百濟來村、吉尾村、球磨郡神瀬村の一部、山江村の一部、五木村の一部	11,087	9	13
水俣 小林區署	同縣葦北郡 水俣町	熊本縣の内葦北郡水俣町、津奈木村、久木野村、湯浦村佐敷町、大野村、球磨郡一勝地村の内大字一勝地字尾白園有林	4,996	4	7
人吉 小林區署	同縣球磨郡 大村字上青 井町	熊本縣の内球磨郡大村、人吉町、藍田村、西瀬村、中原村、渡村、一勝地村(大字一勝地字尾白園有林を除く)神瀬村(一部を除く)山江村(大字萬江の一部を除く)	9,436	7	11

名稱	位置	管轄區域	林野面積	保護區數	職員數 (判任以上)
多良木 小林區署	同縣同郡多 良木村	熊本縣の内球磨郡多良木村、黒肥地村、須惠村、深田村、水上村、木上村、湯前村、久米村、岡原村、上村、兔田村、一武村、西村、川村、四浦村、五木村(一部分を除く)	14,759	7	11
臼井 小林區署	大分縣北海 部郡臼井町 大字臼井	大分縣の内南海郡一圓、北海部(佐賀關町、神崎村、佐賀市村、小佐井村、大在村、丹生村、川添村を除く)	5,995	5	9
竹田 小林區署	同縣直入郡 竹田町大字 竹田	大分縣の内直入郡(下竹田村大字上田北の一部、都野村大字有氏の一部を除く)大野郡西大野村、上井田村、緒方村、上緒方村、南緒方村、長谷川村、小富士村、白山村、合川村、牧口村	11,575	6	9
大分 小林區署	同縣大分市 字駄原	大分縣の内大分市、大分郡各一圓、速見郡(立石町を除く)、大野郡三重町、犬飼町、菅尾村、百枝村、新田村、今市村、柴原村、井田村、長谷村、東大野村、川登村、田野村、野津市村、南野津村、戸上村、東國東郡一圓、西國東郡(河内村、高田町の一部を除く)直入郡下竹田村大字上田北の一部、玖珠郡野上村大字野上の一部	6,183	5	9
森 小林區署	同縣玖珠郡 森町大字森	大分縣の内玖珠郡(森町大字日出生の一部、野上村大字野上の一部を除く)直入郡都野村大字有民の一部、熊本縣の内阿蘇郡南小國村、北小國村	5,905	4	7

名稱	位置	管轄區域	林野面積	保護區數	職員數 (判任以上)
日田 小林區署	同縣日田郡 日田町大字 北豆田	大分縣の内日田郡(上津江村を除く)、福岡縣の内八女郡、三池郡、山門郡、三井郡、三潁郡、浮羽郡各一圓、朝倉郡(夜須村を除く)嘉穂郡千手村の内一部、久留米市一圓	6,055	9	12
中津 小林區署	同縣下毛郡 中津町	大分縣の内下毛郡、宇佐野郡各一圓、玖珠郡森町の内大字日出の内一部、速見郡立石町、西國東郡河内村高田町の一部、福岡縣の内築土郡、京都郡各一圓	8,338	8	13
熊本公有 林野官行 造林署	熊本縣熊本 市	熊本縣、福岡縣			10
佐賀公有 林野官行 造林署	佐賀縣佐賀 市	佐賀縣、長崎縣(南松浦郡、北松浦郡、笛吹村、柳村、前方村、平村、神浦村を除く)			11
大分公有 林野官行 造林署	大分縣大分 市	大分縣(大野郡小野市村、重岡村を除く)			4
計			176,840	145	243

職員——判任官以上職員數。(大正十二年末現在)

高 等 官		判 任 官		合 計
勅任官	同待遇	大 林 區 署	小 林 區 署 官行造林署	
人	人	人	人	人
—	—	16	63	237
		16	300	316

備考 本表の内大林區署高等官は署長(事務官)1、事務官3、技師6、計10名なり。

小林區署長は技師5、副事務官1、屬、技手14、計20名なり。

官行造林署長は技手3名なり。

(9) 鹿兒島大林區署

沿革——明治十五年六月從來地方廳に委託管理せる鹿兒島縣下の官林を

農商務省の直轄とし鹿兒島山林事務所を置き管理經營の任に當らしめ同十六年六月宮崎縣下の官林を本省直轄に移して鹿兒島山林事務所の管轄に屬せしめられ同十七年八月に至り鹿兒島山林事務所を割きて農商務省宮崎山林事務所を開設し宮崎縣下の官林を主管せしめらる、同十九年四月大小山區署官制發布せらるゝに及び山林事務所を廢して大林區署と爲す、明治二十二年九月の官制改正により宮崎大林區署を本署に併合す、同二十六年十月官制改正せられ本署は之を廢して管内全部熊本大林區署に移屬せらる、同三十年六月官制改正により鹿兒島大林區署再興せられ鹿兒島、宮崎、兩縣を管轄區域とせり、亞で同年十月從來各府縣管理の官有林野を當該大林區署管理に移さるゝ事となりたる結果管内の官有林野は全部本署の主管に歸屬せり、而して沖繩縣下の官有林野は明治四十一年七月に至り本署の所管に移り又明治四十三年四月管轄區域改正の際大分縣大野郡重岡村小野市町ニヶ村を熊本大林區署より分離して本署の所管に移され以て今日に至れり而して管内に二十一小林區署、百七十二保護區、及二官行造林署を置き事務を分掌す。

管轄區域——本署は鹿兒島、宮崎、沖繩の三縣及大分縣の一部を管轄區域とし其廣表東西二百三十九里南北二百六十七里に亙り其管理する所の國有林野面積は大正十年三月末現在に於て四十一萬六千二百二十二町歩なり。

小林區署(官行造林署)名稱、位置及管轄區域表

名稱	位置	管轄區域	林野面積	保護區數	職員數(判任以上)
延岡小林區署	宮崎縣東白杵郡岡富村大字岡富	宮崎縣の内東白杵郡、西白杵郡各一圓、大分縣の内大野郡小野市村、重岡村	23,907	10	17
高鍋小林區署	同縣兒湯郡高鍋町	宮崎縣の内兒湯郡一圓	26,888	10	18
宮崎小林區署	同縣宮崎郡宮崎町大字上別府	宮崎縣の内宮崎郡一圓、東諸縣郡高岡村、穆佐村、倉岡村、北諸縣郡山ノ口村の一部、南那珂郡北郷村の一部	23,616	10	14
綾村小林區署	同縣東諸縣郡綾村大字南俣	宮崎縣の内東諸縣郡綾村、八代村、本莊村、木脇村、西諸縣郡須木村の一部	24,638	7	13
小林區署	同縣西諸縣郡小林町大字細野	宮崎縣の内西諸縣郡小林町(大字南西方字出ノ山の一部を除く)高原村、野尻村、須木村の一部	20,005	7	10

名稱	位置	管轄區域	林野面積	保護區數	職員數(判任以上)
加久藤小林區署	同縣同郡加久藤村大字小田	宮崎縣の内西諸縣郡加久藤村、飯野村、眞幸村、小林町の内大字南西方の一部、始良郡吉松村大字川添の一部、栗野村大字木場の一部	14,573	5	9
都城小林區署	同縣北諸縣郡都城町大字宮丸	宮崎縣の内北諸縣郡都城町、五十市村、庄内村、志和地村、沖水村、中郷村、三股村、高城村、西岳村、山田村、高崎村、山ノ口村の一部、鹿兒島縣の内嚙嚙郡財部村、末吉村の一部、始良郡東小國分村の一部、福山村の一部	27,750	14	19
肥前小林區署	同縣南那珂郡肥前町大字楠原	宮崎縣の内南那珂郡肥前町、酒谷村、榎原村、南郷村、細田村、吾田村、油津町、東郷村、鶴戸村、北郷村(大字北河内の一部を除く)	22,502	13	20
福島小林區署	同縣同郡福島村大字西方	宮崎縣の内福島村、北方村、大東村、本城村、市木村、都井村、鹿兒島縣の内嚙嚙郡志布志町、松山村、岩川村月野村、末吉村の一部、西志布志村の一部	17,186	9	15
内ノ浦小林區署	鹿兒島縣肝屬郡内之浦村大字南方	鹿兒島縣の内肝屬郡内之浦村	12,161	5	9
大根占小林區署	同縣同郡大根占村大字城元	鹿兒島縣の内肝屬郡大根占村、小根占村、田代村、佐多村	15,544	8	12
鹿屋小林區署	同縣同郡鹿屋町大字中名	鹿兒島縣の内肝屬郡鹿屋町、新城村、花岡村、高隈村、百引村、垂水村、牛根村、高山村、始良村、大始良村、東串良村、西串良村、嚙嚙郡野方村、市成村、大崎村、恒吉村、西志布志村の内一部	19,900	9	13

名 稱	位 置	管 轄 區 域	林 野 積 面積	保 護 區 數	職 員 數 (判任以上)
加 治 木 小 林 區 署	同縣始良郡加治木町大字反土	鹿兒島縣の内始良郡(東國分村の一部、福山村の一部、吉松村の一部、栗野村の一部を除く)	13,582	8	12
山 野 小 林 區 署	同縣伊佐郡山野村	鹿兒島縣の内伊佐郡一圓	15,934	8	14
出 水 小 林 區 署	同縣出水郡上出水村大字武本	鹿兒島縣の内出水郡一圓、薩摩郡高城村大字城上	12,069	5	8
川 内 小 林 區 署	同縣薩摩郡東水引村大字宮内	鹿兒島縣の内薩摩郡(高城村大字城上を除く)日置郡串木野村	11,837	8	11
鹿 兒 島 小 林 區 署	同縣鹿兒島郡谷山村大字下福元	鹿兒島縣の内鹿兒島市、鹿兒島郡、川邊郡、揖宿郡各一圓、日置郡(串木野村を除く)龍毛郡(上屋久村、下屋久村を除く)	18,329	11	14
上 屋 久 小 林 區 署	同縣龍毛郡上屋久村大字宮之浦	鹿兒島縣の内龍毛郡上屋久村(大字楠川の一部、宮の浦の一部を除く)	19,029	6	6
下 屋 久 小 林 區 署	同縣龍毛郡下屋久村	鹿兒島縣の内下屋久村、上屋久村、大字楠川石塚、同大字宮浦字宮浦岳の一部	21,575	8	11
大 島 小 林 區 署	同縣大島郡名瀬村大字金久	鹿兒島縣の内大島郡一圓	12,201	6	9
沖 繩 小 林 區 署	沖繩縣那覇市美榮橋	沖繩縣一圓	38,396	6	8
鹿兒島公有林野官行造林署	鹿兒島縣鹿兒島市	鹿兒島縣(大島郡を除く)			8
延岡公有林野官行造林署	宮崎縣東臼杵郡延岡町	宮崎縣、大分縣の内大野郡小野市村、重岡村			4
計			411,622	172	274

職員——判任官以上職員數。(大正十二年十二月末現在)

高 等 官				判 任 官		合 計
勅任官	同待遇	奏任官	計	大 林 區 署	小 林 區 署 官 行 造 林 署	
人	人	人	人	人	人	人
—	—	17	17	82	267	349
						366

備考 本表の内大林區署高等官は署長(技師)1、事務官3、技師6、計10名なり。

小林區署長は技師5、事務官2、屬、技手14、計21名なり。

官行造林署長は技手2名なり。

(10) 林業試験場

沿革——林業に関する試験を政府に於て施行せるは明治十一年内務省主管の下に東京府北豊島郡瀧野川村西ヶ原に樹木試験場を創立したるを以て濫觴とす、明治十四年農商務省の設置せらるゝに當り該試験場は山林局の主管に移り明治三十三年現今本場所在地たる東京府荏原郡目黒町大字下目黒に移轉し目黒試験苗圃と名けられ明治三十八年山林局林業試験所と改稱し造林、林木の生長及收穫、林産物製造並木材工藝的性質試験等を施行し來りしが明治四十三年十一月事業の範圍を擴張して山林局林業試験場と改められ更に大正十一年四月官制の改革により山林局の主管を離れ直接農商務省の主管に屬することとなれり。

明治四十四年二月茨城縣多賀郡榎形村に高萩試験地を設け混農林業に関する試験を開始し又明治四十四年四月宮城縣玉造郡温泉村大字大口鍛冶谷澤に支場を設け鍛冶谷澤木工所と稱し我國に於て蓄積豊富なるアナ、ナラ、其他の潤葉樹の利用を促進する目的を以て主として是等の樹種に就き木工に関する製材製作の試験を爲し一面には其の製品を販賣して之を世に紹介したりしが此の支場は大正三年之を廢止せり、尙本場に於ては明治四十四年以降治水事業の一として開始せる森林測候所の事務をも分掌す。

林業試験は從來大林區署に於ても造林の一部として之を實行せしも大正七年四月に至り各大林區署に林業試験専務の職員を置いて之に當らしめ更に大正十年四月仙臺及熊本に林業試験支場を設置し大林區署の試験を繼承施行することとし又南洋及熱帶植物に関する調査及試験を爲すが爲め小笠原に試験地を設けたり、大正十一年四月本場の山林局主管を離れ直接農商務省主管となるや高萩及小笠原兩試験地は出張所と改稱せられたり。

事務分掌——本場に於ける事務分掌次の如し。

1. 林業試験場に造林部、生病理部、利用部、化學部、施業部、氣象部、及庶務課を置く。

2. 造林部に於ては左の事務を掌る。

種苗に関する事項、更新試験に関する事項、混農林業試験に関する事項、立地の調査に関する事項、林木種子の鑑定に関する事項、種苗の配布に関する事項。

3. 生病理部に於ては左の事務を掌る。

植物生理及病理に關する事項、種苗、林木及木材に對する有害森林に對する有益動植物の調査並増殖に關する事項。

4. 利用部に於ては左の事務を掌る。

木材の物理的性質試験に關する事項、木材の工藝的利用に關する事項、木材の處理及保存に關する事項。

5. 化學部に於ては左の事務を掌る。

林産物の製造に關する事項、林産物の分析鑑定に關する事項、土壤及肥料試験に關する事項。

6. 施業部に於ては左の事務を掌る。

森林の施業法に關する事項、林木の生長査定に關する事項、材積算定に關する事項。

7. 氣象部に於ては森林氣象の調査及觀測に關する事務を掌る。

8. 庶務課に於ては左の事務を掌る。

官印の保管に關する事項、場員の進退、身分に關する事項、場内取締に關する事項、文書の授受發送及保管に關する事項、豫算及決算並會計に關する事項、國有財産及物品に關する事項、他部の主掌に屬せざる事項。

支場及出張所に於ける主管業務次の如し。

1. 支場に於ては造林及保護に關する調査及試験、林業物利用に關する調査及試験、森林の施業に關する調査及試験。

2. 高萩出張所に於ては、混農林業試験に關する事務。

3. 小笠原出張所に於ては、熱帯混農林業試験、熱帯森林植物の試育試験、林産物利用に關する試験、造林及保護に關する試験。

所在地——農商務省林業試験場本場、同支場、同出張所及森林測候所の所在地次表の如し。

名 稱	位 置
農商務省林業試験場本場	東京府荏原郡目黒町大字下目黒。
同 仙臺支場	仙臺市北六番丁。
同 熊本支場	熊本市京町。
同 高萩出張所	茨城縣多賀郡蒲形村。
同 小笠原出張所	東京府小笠原島父島大村。
妙 義森林測候所	群馬縣北甘樂郡妙義町。
日 光	栃木縣上都賀郡日光町中宮祠菖蒲ヶ濱。
伊香保	群馬縣群馬郡伊香保町。
松 山	奈良縣宇陀郡政治村。
北小園	熊本縣阿蘇郡北小園村。
森 町	大分縣玖珠郡森町。

名 稱	位 置
沼宮内森林測候所	岩手縣岩手郡御堂村。
鳴 子	宮城縣玉造郡温泉村。
新 町	岩手縣和賀郡澤内村。
勝 山	福井縣大野郡勝山町。
本 山	高知縣長岡郡本山町。
新 見	岡山縣阿哲郡新見町。
院 内	秋田縣雄勝郡院内町。
角 館	秋田縣仙北郡角館町。
横 田	島根郡仁多郡横田村。
船 峯	富山縣上新川郡船峯村。
田 島	福島縣南會津郡田島町。
野 澤	福島縣河沼郡野澤町。
白 田	長野縣南佐久郡白田町。
十日町	新潟縣中魚沼郡十日町。
碓ヶ關	青森縣南津輕郡碓ヶ關村。
高 原	宮城縣四諾縣郡高原村高原。
白 鳥	岐阜縣郡上郡上保村。
木 祖	長野縣西筑摩郡木祖村。
根 尾	岐阜縣本巢郡東根尾村。
井 川	静岡縣安倍郡井川村。
白 河	福島縣西白河郡白河町。
十日市	廣島縣雙三郡十日市町。
智 頭	鳥取縣八頭郡智頭町。
白 絲	熊本縣上益城郡白絲村。
矢 嶽	熊本縣球磨郡葦田村。
橋 原	高知縣高岡郡東津野村。

管轄區域——林業試験場及其の支場の事務は次の區域に依り之を取扱ふ。

本 場——東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、新潟縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、奈良縣、三重縣、愛知縣、静岡縣、山梨縣、滋賀縣、岐阜縣、長野縣、福井縣、石川縣、富山縣、鳥取縣、島根縣、和歌山縣。

仙臺支場——宮城縣、福島縣、岩手縣、青森縣、山形縣、秋田縣。

熊本支場——長崎縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、福岡縣、大分縣、佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖縄縣。

職員——本場高等官——場長(技師)1、技師12、計13名。
 仙臺支場同——支場長(技師)1、技師2、計3名。
 熊本支場同——支場長(技師)1、技師2、計3名。
 小笠原出張所同——主任(技師)1、計1名。

(三) 内 務 省

(1) 府 縣 廳

沿革——舊藩時代にありては各藩多くは林野の管理及職制に関する規定を存したりしが明治政府の起るや森林は凡て官林と稱し明治二年民部省を建て勸農寮及租税寮に於て府縣林務を監督し、同四年同省に始めて山林局を置き林務一切を管掌せしが同六年末内務省を新設せられ亞で地理寮木石課の主管となり後山林課と改めらる、明治十年寮を改めて局となし、十二年内務省の一局として山林局を設置せられ之に數課を置き全國林野に関する事務を主掌せり、而して從來官林植伐の實行は地方廳をして當らしめたりしも林區署の設置せらるゝに及び數縣に於ける官林の管理を之に移せり、同十四年農商務省の新設せらるゝや山林局は同省の管轄となり爾來年々官林の管理は漸次府縣廳を離るゝに至り亞で明治二十二年全國官林を悉く農商務省の直轄となし大小林區を増設せられたり、而して府縣廳にては爾來専ら府縣内に於ける民林の監督に當りしが漸次世の進運に伴ひ森林法の發布を見るや民間林業の發達を圖るの必要あるを認め盛に指導獎勵を行ふに至れり、

明治四十四年治水事業の創始せらるゝや漸次林政機關進展の趨勢を示し來り大正六年度には林業の爲め特に獨立せる一課を設置し専門技術者を置きて林務を處理せしむるに至りしもの岩手、福島、山形、山梨、静岡、三重、岐阜、長野、滋賀、徳島、愛媛及宮崎の十二縣(其の嚆矢は岐阜縣なり)に上りしが爾來各種林業の發達に伴ひ公有林野官行造林の開始、公有林野整理統一及一般林業獎勵の擴張又は木炭検査の實施等ありて各府縣により擴張の程度を異にせしも大正九年地方産業職員制發布以來、林務職員を充實し最近林務課又は山林課として獨立せしもの栃木、宮城、愛知、兵庫、岡山、鳥取、高知の七縣を算するに至れり。又一般林野の保護取締を周到ならしむる爲め、明治四十四年林野警察制度を山梨縣に設けしを嚆矢とし其後該制度を採用せしもの徳島、長野、山形、青森の四縣に及べり、其詳細は後段林野警察の部に譲る。

事務分掌——府縣に於ける事務分掌は地方官官制を以て定めらる、其内關係あるものを掲ぐれば次の如し。

1. 府縣には通じて次の職員を置く但し東京府には警察部長を置かず。知事(勅任)。内務部長(奏任)。警察部長(同)。理事官(同)専任百九十一人。警視(同)専任二百四人。技師(同)専任二百九十人。東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、愛知縣及福岡縣には前項の外産業部長を置く、奏任とす。
1. 各府縣に部を置き事務を分掌せしむること次の如し。

内務部 1-7、(省略)

8、農工商森林水産に関する事項。

前記六府縣には別に産業部を置き内務部の掌る事項中農工商森林水産に関する事項は産業部長をして掌らしむ。又地方産業職員制の定むる處によれば次の如し。

1. 地方産業に関する事務又は技術に従事せしむる爲め北海道地方費、府縣費又は市費を以て各道廳、府縣郡又は市を通じて次の職員を置くことを得、

事務職員——産業主事(奏任待遇)専任二百人以内。

技術職員——産業技師(同)専任千二百人以内。

前項職員に對する道廳及各府縣内の定員は農商務大臣、府縣内各郡市の定員は地方長官之を定む。

1. 産業主事は産業組合、漁業組合、副業、産業統計其他の産業に関する事務に従事す、産業技師は農業、商業、工業、林業、水産業其他の産業に関する技術に従事す。
- 各府縣に於ける林務を掌る課は各府縣同しからず又其の分掌事務も必しも均一ならず依て茲に之を省き内務部、産業部(警察部)に於ける分課を表示すべし。

各 府 縣 内 務 部 分 課 一 覽

東京	内務部 (土木、學務兵事、庶務、會計、社會、營繕) 産業部 (農林、商工、權度)	新潟	(農務、林務、商工、地方、學務、土木、耕地整理、會計) 内務部 警察部 (4課)
京都	内務部 (學務、兵事、社會、社寺、庶務、土木、會計、都市計畫) 産業部 (農林、商工、權度) 警察部 (4課)	埼玉	(農務、商工、土木、學務、地方、河川改良、會計) 内務部 警察部 (5課)
大阪	(議事、地方、社會、土木、營繕、會計、學務、都市計畫) 内務部 産業部 (農務、商務、工務、權度) 警察部 (8課) 港務部 (3課)	群馬	(農務、蠶絲、商工、地方、學務、土木、會計、社會) 内務部 警察部 (3課)
神奈川	(地方、土木、教務、社會、會計) 内務部 産業部 (農務、商工) 警察部 (8課) 港務部 (2課)	千葉	(産業、教育、庶務、會計、土木、耕地整理) 内務部 警察部 (4課)
兵庫	(特種財産管理、社寺兵事、都市計畫、學務、社會、地方、土木、營繕、會計) 内務部 産業部 (總務、商工) 警察部 (8課)	茨城	(産業、教育、土木、耕地整理、庶務、會計) 内務部 警察部 (4課)
長崎	(農林、教育、商工水産、地方、社會、土木、會計) 内務部 警察部 (5課)	栃木	(林務、農商、耕地整理、土木、學務、社會、庶務、會計) 内務部 警察部 (5課)
		奈良	(庶務、土木、教育、勸業、會計) 内務部 警察部 (3課)

三重	(林務、地方、土木、會計、學務、社寺、軍事、農商、蠶絲、社會、耕地整理)	福井	(勸業、教育、會計)
愛知	(地方、社會、社寺、軍事、學務、土木、營繕、會計、都市計畫)	石川	(農林、商工水產、土木、建築、地方、社會、教育、會計)
靜岡	(農務、林務、蠶絲、商工、水產)	富山	(農林、商工、地方、土木、學務、社會、會計)
山梨	(地方、社會、土木、會計、社寺、軍事、學務、產業、山林、建築、調查)	鳥取	(勸業、學務、庶務)
滋賀	(山林、農商、土木、學兵、地方、會計)	島根	(庶務、土木、學務、產業、會計)
岐阜	(林野警察課、外5課)	岡山	(山林、農務、地方、商工、社會、學務、軍事)
長野	(森林、勸業、蠶絲、土木、地方、會計、教育、社會)	廣島	(農務、土木、地方、社會、學務、會計)
宮城	(地方、學務、軍事、土木、社會、產業、蠶絲、山林、會計)	山口	(地方、社會、土木、學務、軍事、農務、產業、會計)
福島	(地方、土木、勸業、山林、耕地整理、電氣、教育、會計)	和歌山	(林務、學務、社寺、軍事、社會、地方、農漁、會計、土木)
岩手	(地方、社會、土木、學務、農商、蠶絲、耕地整理、山林、會計)	德島	(地方、學務、會計、土木、農務、林業)
青森	(庶務、土木、學務、勸業、山林、會計、社會)	香川	(農林、商工水產、學務、地方、社寺、軍事、土木、會計)
山形	(勸業、土木、學務、軍事、庶務、會計)	愛媛	(庶務、社會、土木、會計、學務、農林、商工水產)
秋田	(林務、農務、商工、耕地整理、土木、學務、地方、會計)	高知	(林業、農務、商工水產、土木、教育、地方、會計)
	(勸業、庶務、教兵、農務、耕地、會計、土木)	福岡	(土木、學務、社會、庶務、會計)
		大分	(農務、商工、地方、社會、土木、會計)
		佐賀	(地方、產業、土木、會計、教育)

熊本	(內務部 (農務、地方、商工、學務、土木、蠶絲、警察部 (4課))	鹿兒島	(內務部 (農林、學務、庶務、商工、土木、社會、警察部 (3課))
宮崎	(地方、土木、學務、農商、林務、耕地整理、會計)	沖繩	(地方、學務、土木、會計、產業)

職員——大正十二年末現在に於ける林務關係職員次の如し。

府縣別林務關係職員表

府縣	縣 勤 務						郡 市 駐 在				町村 吏員	
	縣技師	產業技師	屬	縣技手	產業技手	技術員其他	計	產業技師	書記	技手		計
東京	1	1	—	4	1	2	9	—	—	—	—	—
京都	1	1	—	3	9	3	17	1	—	10	11	—
大阪	1	1	—	1	3	2	8	—	—	—	—	—
神奈川	1	2	—	5	15	1	24	—	—	—	—	—
兵庫	1	1	1	2	18	2	25	—	—	10	10	2
長崎	1	1	1	5	4	2	14	1	—	8	9	—
新潟	1	2	2	1	28	2	36	—	—	3	3	—
群馬	1	1	—	2	6	3	13	—	—	2	2	—
茨城	1	2	1	6	11	5	26	1	—	6	7	—
栃木	1	1	1	1	3	2	9	—	—	1	1	—
群馬	1	1	1	2	2	1	8	—	—	1	1	—
山梨	1	2	1	1	25	8	38	—	—	—	—	—
長野	1	1	1	5	6	—	14	—	—	2	2	—
宮城	1	2	—	7	6	1	17	—	—	2	2	—
福島	1	4	1	2	17	35	60	—	18	6	24	1
岩手	2	1	2	3	17	1	26	—	—	6	6	—
青森	1	4	3	5	57	10	80	—	—	8	8	—
山形	1	1	1	8	14	5	29	—	—	—	—	—
秋田	1	2	2	2	24	2	33	—	4	12	16	62
宮城	2	3	1	23	9	5	43	1	19	19	39	415
福島	1	2	2	2	9	6	22	—	—	13	13	—
岩手	1	2	—	11	18	1	33	—	—	8	8	1
青森	1	2	2	11	17	7	40	—	3	19	22	1
山形	1	2	1	1	7	1	13	—	—	—	—	—
秋田	1	2	1	7	7	9	27	—	1	5	6	—
宮城	1	2	—	1	12	6	22	—	—	9	9	3
福島	1	2	1	2	14	7	27	—	—	8	8	—
岩手	1	1	—	7	8	3	20	—	—	7	7	—
青森	1	1	2	4	4	5	17	—	—	—	—	—
山形	1	1	1	3	17	4	27	—	—	6	6	—
秋田	1	1	—	2	15	7	26	—	—	13	13	2
宮城	1	2	—	3	12	1	19	1	—	7	8	5
福島	1	1	2	2	16	6	28	—	—	16	16	—
岩手	1	1	1	2	16	5	26	—	—	14	14	—
青森	1	1	1	12	4	1	20	—	10	3	13	—

府 縣	縣 勤 務								郡 市 駐 在				町村 吏員
	縣技師	産業技師	屬	縣技師	産業技師	技術員	其他	計	産業技師	書記	技手	計	
德島	1	2	1	8	4	1		17	—	—	—	—	—
香川	1	—	1	2	12	2		18	—	—	—	—	—
愛媛	1	2	2	5	11	1		22	—	—	12	12	—
高知	1	—	1	2	11	5		21	—	—	2	2	—
福岡	1	1	—	2	9	5		18	—	—	16	16	—
大分	1	1	1	2	14	7		26	—	—	12	12	3
佐賀	1	—	1	2	6	2		12	—	8	2	10	—
熊本	1	1	1	2	17	2		24	—	13	13	26	2
宮崎	1	1	—	2	10	1		15	—	8	8	16	5
鹿兒島	1	—	—	2	9	2		14	—	—	9	9	4
沖縄	1	1	1	1	6	4		14	—	—	1	1	15

備考 産業主事(長野)、囑託(静岡)は便宜技師へ。産業主事補(長崎、奈良、山梨、富山、廣島、山口)は屬へ。林業技手、山林技手及雇員は技術員其他へ便宜編入せり。

前表の外明治四十三年度に於て山梨縣に林野警察制度を布きし以來他の四縣に於ても之を新設するに至れり其特置府縣並に警察官の定員等次表の如し。

特置縣	定員	開始年度	警部				計	經費	備考
			警部	警部補	巡查部長	巡查			
山梨	梨	明治43	1	1	3	60	36,587	山梨縣には定員の外林野警察課長として技師兼務せり 經費は大正8年度現在	
徳島	島	大正3	—	—	—	2	1,053		
長門	野	〃 6	—	1	16	4	15,255		
山形	形	〃 7	—	—	—	6	4,103		
青森	森	〃 7	—	—	—	3	1,310		

(2) 北海道廳

沿革——本道に森林制度を設けられしは松前藩時代にして延寶六年(去今二百五十年前)始めて江差に檜山奉行を置き該地方の檜山を留山とし、山師のみに伐採を許したりしが取締不充分なりしにより南部海岸地方の山林は悉く荒廢せり。

(幕府直轄時代)に於ては寛政十一年知内以東、東蝦夷地を直轄するや前記山林の荒廢を患ひ其濫伐を嚴禁し杉、漆等の苗木を作りて植栽せしめ、安政年間御用畑又は樂園と名けて杉、松其他を植栽し又函館附近に苗木仕立所を設け植樹を試みたりしが一般に林業思想幼稚なりしも其生育は良好にして後日に至り一般の模範となるに至れり。

(開拓使及三縣時代)を見るに明治三年開拓使札幌支廳にては木材税則を定め翌年イチキ、ハリギリ、エンジュ、サクラ、カツラ、トドマツ、クハ等の七種及火藥用ハコヤナギの伐採を禁じ、七年伐採規則を定む、十年前

記の外カラマツ、コエウマツ、エゾマツ、ホホノキ、クルミ、クワ、イタヤカヘア、イシナラ、ヤチダモ等を加へて十六種を家屋船車材として伐採を禁ぜらる、同十一年部分木仕付條例、森林監護假條例、山林原野調査假條例、山林監守人規則等を定め、十三年各郡に地理課山林係派出所を置き且本支廳に於て林務に關し規定する處少からず、同十五年、廢使置縣と共に山林事務は悉く農商務省に移りしが更に三縣に委託せられ爾來各種の規則を制定又は改廢し又札幌育種園、函館爾志、壽都種藝場等を設け七重試験場と共に苗木を育て之を官林に移植し或は民間に下付せられたり。(北海道廳時代)に入りては明治十九年廢縣置廳の結果農商務省に屬せし山林事務を擧げて道廳に移され、同二十一年林務課を設置し且全道十八箇所に派出所を設け又官林境界調査に著手せり、二十三年官林の一部を割き御料林に編入し、二十八年保安林調査に著手す、三十四年施業案編成手續を定め林務課派出所を三十箇所に保護區員駐在所を九十八箇所に置きしが、三十六年林務課派出所を半減せり、四十一年北海道森林整理に著手す、此年林務課派出所を廢し五箇の營林區署、十六箇の分署、百二十五の保護區を置き森林監守を配置す、大正七年森林整理案の改訂に著手し、森林監守を森林主事と改稱せらる。

以上は既往三時代に於ける沿革なるが此間種々なる林務法規の制定及改訂伐採の制限又は禁止、林務講習、官林の讓渡、廳所の廢合、並に各種調査事業の開始等幾多の變遷を経たるが大正十一年從來の林務課を分ち拓植部の下に林務課、林業課、地方林課の三課を置くに至れり。

事務分掌——北海道廳の分課は現在次の如し。

- 内務部(地方、社會、教育、兵事、會計、調査、統計)。
- 産業部(農務、畜産、水産、商工、糖務)。
- 拓植部(林務、林業、地方林、土地整理、殖民)。
- 土木部 警察部

而して林務課林業課に於ては國有林管理經營の事務を掌り、地方林課にては道有林の管理、經營及地方林業事務を掌る、其事務分掌次の如し。

- | | |
|-------------|--|
| 林
務
課 | 1. 國有林野の管理、處分並其土石の處分に關する事項。 |
| | 2. 營林區署及分署の位置、名稱、管轄區域に關する事項。 |
| | 3. 營林區署及分署の事務監査に關する事項。 |
| | 4. 森林警察に關する事項。 |
| | 5. 林務講習に關する事項。 |
| | 6. 森林法施行に關する事項。 |
| | 7. 林野に關する臺帳並森林統計に關する事項。 |
| | 8. 訴願、訴訟、其他爭議に關する事項。 |
| | 9. 其他林政に關する事項。 |
| | 10. 森林事務に關し他課の管掌に屬せざる事項。 |
| 林
業 | 1. 林野の調査、測量、査定、存廢區分、編入解除、並其の産物及製品處分に關する事項。 |
| | 2. 施業案及收穫豫定案に關する事項。 |
| | 3. 造林に關する事項。 |
| | 4. 林業試験に關する事項。 |
| | 5. 官行斫伐に關する事項。 |

- 課 6. 森林鐵道軌道及土木事業に關する事項。
 7. 樹病、蟲害、飛砂等に關する森林被害の防止に關する事項。
 8. 其の他國有林野經營に關する事項。
- 地方林課 1. 地方費林野の管理、處分並其の產物土石の處分に關する事項。
 2. 地方費森林事務所に關する事項。
 3. 保安林に關する事項、 4. 公有林、社寺有林並私有林に關する事項。
 5. 林業の指導、獎勵に關する事項。6. 其の他地方費林野に關する事項。
- 職員——林務課長は理事官、林業課長は技師にして專屬技師12名なり。地方林課長は産業技師にして專屬産業技師4名、産業技手34名、技術員及雇員22名を置けり、其他郡市町村等に職員なし。

(イ) 營林區(分)署

道内須要の地に營林區署及同分署を置き其署管轄に屬する國有林野の管理經營に當らしめ、營林區署同分署の下に保護區員を置き營林及保護の任に當らしむ其名稱、位置及保護區數次の如し。

營林區(分)署の分稱、位置、保護區數

營林區署名	同分署名	位置	保護區數	營林區署名	同分署名	位置	保護區數
札幌		札幌市	21	釧路		釧路市	17
	室蘭	室蘭市	11		帶廣	河西郡帶廣町	18
	浦河	浦河郡浦河町	12		陸別	足寄郡陸別村	12
	俱知安	虻田郡俱知安町	16		根室	根室郡根室町	14
	函館	函館市	9		國後	國後郡泊村	6
	檜山	檜山郡江差町	13		紗那	紗那郡紗那村	6
旭川		旭川市	20	網走		網走郡網走町	13
	天鹽	天鹽郡天鹽町	13		野付牛	常呂郡野付牛町	14
	枝幸	枝幸郡枝幸町	11		遠輕	紋別郡遠輕村	13
	宗谷	宗谷郡稚内町	18		計		257

職員——四箇所の營林區署長は何れも技師を置かる。

(ロ) 林業試験場

林業試験場は野幌林業試験場と稱し札幌郡野分村にあり専ら北海道に於ける林業上の試験を行ふ、場長は技師にして外に專屬技師一名あり、當所屬森林を保護する爲め三箇所保護區を置く。

(ハ) 森林事務所

道有林の管理に就ては道内十三箇所に森林事務所を置き其の下に監護區員を置き營林及保護に従事せしむ、其名稱、位置、監護區數次表の如し。

森林事務所の名稱、位置及監護區數

事務所名	位置	監護區數	事務所名	位置	監護區數
湯ノ川	龜田郡湯ノ川村	4	野付牛	常呂郡野付牛町	4
上ノ國	檜山郡上ノ國村	4	興部	紋別郡興部村	5
俱知安	虻田郡俱知安村	5	浦河	浦河郡浦河町	4
追分	勇拂郡安平村字追分	3	池田	中川郡川合村	6
岩見澤	空知郡岩見澤町	7	厚岸	原岸郡厚岸町	3
旭川	旭川市	4	留萌	留萌郡留萌町	3
名寄	上川郡名寄町	6	計		58

備考 旭川、野付牛の所長は産業技師、其他は産業技手なり。

(三) 土木局

沿革概要——土木局は元土木寮と稱し大藏省中の一寮なりしが明治六年十一月十日内務省の設置せられし後明治七年一月九日内務省に移管せられ二等寮と稱し道路、橋梁、堤防等の造築修繕の事を掌る、明治十年一月各省の寮を廢し局を置きたる際土木局と改稱し河川、道路、港灣の修築及砂防の事を掌り特に治水關係の河川改修に對して重きを置けり、爾來文化の進歩に伴ひ事務亦繁雜となりしが現在内務省官制に依る土木局管掌の事務は次の如し。

1. 本省直轄の土木工事に關する事項。
 2. 府縣經營の土木工事其他公共の工事土木に關する事項。
 3. 直轄工費及土木工費補助に關する事項。
 4. 軌道の特許及監督に關する事項。
 5. 河川、道路、港灣及砂防に關する事項。
 6. 公有の水面及水流に關する事項。
 7. 土地收用に關する事項。
- 分課——土木局内事務分掌は元土木寮以來時勢に應し時々改廢ありしも現在に於ては次の六課を置き事務を分掌す。

- 河川課 { 1. 河川に關する事項。 1. 砂防に關する事項。
 1. 水利に關する事項。 1. 湖沼の埋築、干拓及使用に關する事項。
 1. 災害土木工事國庫補助に關する事項。
- 道路課 { 1. 道路に關する事項。 1. 軌道に關する事項。
 1. 上水道、下水道の工事及其補助に關する事項。
 1. 土地收用に關する事項。
- 港灣課 { 1. 港灣に關する事項。
 1. 運河に關する事項(主として河に關するものを除く)。
 1. 海面の埋築干拓及使用に關する事項。
- 庶務 { 1. 土木局主管豫算に關する事項。
 1. 本省直轄土木事業費經理の調査に關する事項。
 1. 本省直轄土木事業用船舶及重要機械器具の運用に關する事項。

- 課
- 1. 人員の配置の調査に関する事項。
 - 1. 土木統計の編纂に関する事項。
 - 1. 其他他課の主管に屬せざる事項。
- 第一技術課
- 1. 河川道路港灣其の他の技術に関する事項。
- 第二技術課
- 1. 重要なる技術上の調査に関する事項。
 - 1. 本省直轄土木工事の企畫に関する事項。
- 職員——土木局職員數次の如し

高等官				判任官	總計	備考
勅任	同待遇	奏任	同待遇			
4	3	23	1	78	109	

(4) 土木出張所

沿革概要——土木出張所及土木試験所は内務大臣の監督に屬し直轄土木工事並に河川、道路、港灣及砂防の調査試験等に関する事務を分掌す、從來内務省は河川其他の土木工事起工毎に其地方に出張所を設け執務せしめたりしが明治十九年七月十二日土木監督署を置き直轄工事施行の外各地方の土木事務を監理することとなり、當時の監督署は關宿、一ノ關、新潟、大阪、徳島、久留米の六箇所なりし、超えて明治三十八年四月一日土木監督署を廢し更に出張所を設置したるものにして東京、新潟、名古屋、大阪の四出張所なりしが其後屢々改まり大正十二年末に於ける現在出張所は別表の通りなり。

土木出張所位置名稱 (大正十二年十二月末日現在)

名稱	所在地	設置年月日	分掌區域
内務省東京土木出張所	東京市麴町區道三町	明治 38. 4. 1	東京府、神奈川縣(横濱港を除く)、静岡縣(清水港、大井川流域及遠江國一圓を除く)、長野縣の内富士川流域、山梨縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、福島縣の内久慈川、那珂川流域
内務省横濱土木出張所	横濱市表高島町	大正 10. 4. 20	神奈川縣の内横濱港、静岡縣の内清水港
内務省仙臺土木出張所	仙臺市北三番町	明治 44. 4. 11	宮城縣、福島縣(久慈川、那珂川流域を除く)、岩手縣(馬淵川、米代川流域を除く)

名稱	所在地	設置年月日	分掌區域
内務省秋田土木出張所	秋田市土手長町上町	大正 7. 5. 22	秋田縣、青森縣、山形縣、岩手縣の内馬淵川、米代川流域
内務省新潟土木出張所	新潟市白山浦二丁目	明治 38. 4. 1	新潟縣、長野縣(富士川、天龍川、木曾川流域を除く)、石川縣、富山縣、岐阜縣の内庄川、神通川流域
内務省名古屋土木出張所	名古屋市東區上野杉町四丁目	大正 12. 6. 1	愛知縣、静岡縣の内遠江國一圓及大井川流域、長野縣の内天龍川、木曾川流域、岐阜縣(庄川、神通川流域を除く)、滋賀縣の内木曾川流域、三重縣(木津川、新宮川流域を除く)、福井縣
内務省大阪土木出張所	大阪市西區土佐堀二丁目	明治 38. 4. 1	大阪府、京都府、兵庫縣(神戸港及圓山川流域を除く)、奈良縣、滋賀縣(木曾川流域を除く)、三重縣の内木津川新宮川流域、和歌山縣、岡山縣、廣島縣、徳島縣、高知縣
内務省鳥取土木出張所	鳥取市東町縣會議事堂内	大正 12. 6. 1	兵庫縣の内圓山川流域、鳥取縣、島根縣
内務省神戸土木出張所	神戸市海岸通一丁目	" 8. 3. 26	兵庫縣の内神戸港、香川縣、愛媛縣
内務省下關土木出張所	下關市阿彌陀寺町	" 2. 6. 13	山口縣、長崎縣、福岡縣、大分縣、佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖縄縣

職員——判任官以上所員現在數次の如し。

所名	高等官				判任官	合計	備考
	勅任	同待遇	奏任	同待遇			
東横	1	3	29	4	85	122	
仙	1	—	8	1	17	27	
秋	1	2	10	—	37	50	
新	1	1	8	—	32	42	
名	1	3	11	—	59	74	
古	1	1	5	—	27	34	
大	1	3	9	—	73	90	
鳥	1	1	5	—	25	32	
神	1	—	11	—	27	39	
下	1	2	8	1	27	39	
計	10	16	104	6	409	576	
土木試験所計	1	—	3	—	5	8	
總計	11	16	107	6	414	585	

(5) 神宮司廳

沿革——神宮司廳の所管する森林は森林法第一條に規定せる社寺有林(神宮林)に非ずして第七條の所謂社寺境内(神宮宮域)に屬するが故に森林法の適用を受けざるものにして之を神域、宮域林及宮域附屬林に分つ。神域は古來の神宮々域に屬し宮域林及宮域附屬林は元御料林にして神宮風致保存及五十鈴川水源涵養のため神宮々域に編入の目的を以て大正十一年五月宮内省より移管せられたるものなり。

(イ) 林務課「附」(所管森林の概況)

業務——神宮司廳に林務課を置き課長は司廳高等官中より大宮司之を命ず、又林務課には技師及技手を置く。

林務課に於ては次の事務を掌る。

1. 林産物並林務材料の入札契約に関する事項。
2. 林務材料の出納保管及處分に關する事項。
3. 木竹及林産物の處分に關する事項。
4. 森林の造成及老樹の保護に關する事項。
5. 森林の施業計畫に關する事項。
6. 森林事業の豫定及實施に關する事項。
7. 林地の砂防及護岸に關する事項。
8. 前各號の外森林一般に關する事項。

職員——林務課長は技師にして技師囑託一名を置く、判任官以下には技手八名(内一人兼務)、雇員二名、外に森林の警衛に従事する衛士五名あり。「附」所管森林の概況——神域は兩宮別宮以下の周圍にして其面積次の如し。

皇大神宮 78町22 豊受大神宮 88町23
別宮 { 伊雜宮 2町49 瀧原宮 43町83 月讀宮 2町56
 月夜見宮 2町02 倭姬宮 3町10

尙外に攝社末社所管社四十九ヶ所あり。

上記神域は凡て神聖浸す可らざる絶對禁伐林にして常綠潤葉樹及杉、檜、松等針葉樹の混淆を爲し老幹巨木々々として天に朝し、崇高森嚴なる林相を呈す。

宮域林及宮域附屬林は五十鈴川の水源地たる神路山、烏路山及前山の一圍地を占め其總面積五千五百三十七町、現在に於ける林相は一部の植栽地を除きては赤松を交ゆる二三十年生の雜木林多く其總蓄積百九萬五千六百九十九石あり。

【天然林】神域を除き宮域林及宮域附屬林に於ける天然林は前記の如く赤松を交ゆる潤葉樹林にして主要なる樹種はカシ、シヒ、クス、タブ、ツバキ、シデ、モミヂ、ナツツバキ、サカキ、トネリコ、アカマツ等なり。

【人工林】人工林は杉、檜、黒松、赤松、樺にして其面積九百四十七町六反二歩あり。

檜 43町51 檜杉、黒松 240町16 檜、黒松 87町33 杉 146町66
杉、黒松 55町01 赤松 7町10 黒松 303町25 黒松、樺 34町74 樺 29町86

【其他】神域に於ける老なる樺は蟲害の爲め二、三年以來甚大なる害を受け其驅除に非常なる困難を感じつゝあり、宮域林は御料林時代に於ては其一部に於て年々失火ありしも宮域編入以來幸に火災なし。宮域林に於ては舊來の慣行により年々薪炭材として約三千三百棚を地元民に特賣す。又手入、疎伐、樹下植栽等の試験地あり。大正十二年六月神宮神地保護調査委員會の議決を経て神宮森林經營計劃を立て森林經營に關する大原則を確定せり。

(ロ) 神宮神地保護調査委員會

神宮神地の保護經營施設に關する必要なる事項を調査審議する爲め神宮司廳に神宮神地保護調査委員會を置き會長一人、委員十人以内を以て之を組織す。

會長は神宮大宮司を以て之に充て委員は官吏若は學識經驗ある者の中より内務大臣之を命じ若は之を囑託す、委員會に幹事及書記を置く。現在にては會長一、委員十名(内幹事三名兼務)書記三名なり。

(6) 復興局

復興局官制(抄)——大正十三年二月勅令26により公布せらる、其概要次の如し。

1. 復興局は内務大臣の管理に屬し東京及横濱に於ける都市計畫、都市計畫事業の執行、市街地建築物法の施行及都市計畫上建築改善に關する事務を掌る。
2. 復興局に左の職員を置く。
長官(勅任)。技監 10人(勅任)。部長 4人(勅任)。書記官專任 10人(奏任)。事務官專任 20人(奏任)。技師專任 137人(奏任)……内7人を勅任と爲すことを得。屬專任 225人(判任)。技手專任 650人(判任)
3. 復興局に長官官房及び左の四部を置く。
整地部、土木部、建築部、經理部。
4. 整地部に於ては都市計畫上土地の區畫整理其他土地の整理に關する事務を掌る、土木部に於ては都市計畫事業の執行及都市計畫上土木技術に關する事務を掌る、建築部に於ては市街地建築物法の施行並都市計畫上建築技術、建築改善及公園に關する事務を掌る、經理部に於ては豫算、決算及諸會計に關する事務を掌る。
5. 長官は内務大臣の指揮監督を受け局務を統理し部下の職員を指揮監督し判任以下の進退を專行す、技監は技術を統理す、部長は長官の命を受け部務を掌理す、書記官及事務官は上官の命を受け局務を分掌す。技師は上官の命を受け技術を掌る、屬は上官の指揮を受け庶務に従事す、技手は上官の指揮を受け技術に従事す。
6. 内務大臣は必要に應じ復興局の出張所及技術試験所を置き復興局の事務を分掌せしむることを得。

出張所及技術試験所に所長を置く、出張所の所長は書記官、事務官又は技師を以て之に充て技術試験所の所長は技師を以て之に充つ。

(附則)復興局に於ては第一條に規定するものの外臨時物資供給令施行に關する職務は經理部をして主掌せしむ。

本局分課規程(抄)——本局林務關係の部課を示せば次の如し。

- | | | |
|-----|-----|--|
| 整理部 | 庶務課 | 土地收用、買収及交換に關する事項。補償金の決定に關する事項。補償審査會に關する事項。 |
| | 施業課 | 地籍の調査に關する事項。土地及工作物の權利の調査に關する事項。土地の評価に關する事項。地價の配當に關する事項。登記に關する事項。換地處分及清算金に關する事項。土地區劃整理委員會に關する事項。土地區劃整理に伴ふ工作物の移轉處分に關する事項。地番整理に關する事項。 |
| | 技術課 | 土地の測量に關する事項。換地の設計に關する事項。 |
| 土木部 | 庶務課 | 土木工事に關する事項。他課の主管に屬せざる事項。 |
| | 工務課 | 交通運輸の計劃に關する事項。上水道下水道及地下埋設物整理に關する事項。 |
| | 道路課 | 道路の設計に關する事項。道路の工事に關する事項。 |
| | 橋梁課 | 橋梁の設計に關する事項。橋梁の工事に關する事項。 |
| | 河港課 | 運河、河川及港灣に關する事項。運河、河川及港灣に關する事項。 |
| 建築部 | 庶務課 | 市街地建築物法の施行に關する事項。建築の補導、改善及助成に關する事項。防火地區の建築補助に關する事項。 |
| | 技術課 | 市街地建築物法施行上技術に關する事項。地域地區の計劃に關する事項。建築の補導及改善上技術に關する事項。防火地區建築補助上技術に關する事項。地質調査に關する事項。區劃及建築物の計劃に關する事項。土地區劃整理に伴ふ工作物の移轉の技術に關する事項。 |
| | 公園課 | 公園の調査に關する事項。公園の設計に關する事項。公園の造營に關する事項。 |
| 經理部 | 會計課 | 豫算に關する事項。決算に關する事項。經費及諸收入の出納に關する事項。會計の監査に關する事項。官有財産の管理に關する事項。廳中用品に關する事項。廳中取締に關する事項。 |
| | 購買課 | 機械器具及材料の購入に關する事項。 |
| | 倉庫課 | 購入物品の檢收に關する事項。物品の出納保管に關する事項。倉庫事務及倉庫設備に關する事項。物品の亡失毀損の處分に關する事項。物品の賣却處分に關する事項。 |
| | 供給課 | 物資供給令施行の職務に關する事項。 |

技術試験所—(各種工事材料の試験に關する事項。)

- | | | |
|-----|---------|---|
| 出張所 | 東京第一出張所 | 京橋區、芝區、赤坂區、麴町區の一部(自吳服橋至大手門線以南並自半藏門至四谷見附線の以南)を受持區域とす。 |
| | 東京第二出張所 | 日本橋區、神田區(神田川以北を除く)、麴町區の一部(自吳服橋至大手門線の以北並自半藏門至四谷見附線の以北)を受持區域とす。 |
| | 東京第三出張所 | 下谷區、淺草區(神田川を除く)、本郷區、神田區の一部(神田川以北)東京北豐島郡南千住町の一部、龜戶町の一部、三河島町の一部、日暮里町の一部を受持區域とす。 |
| | 東京第四出張所 | 本所區、深川區、東京府葛飾郡寺島村の一部、龜戶町の一部、大島町の一部、砂町の一部 |
| | 横濱出張所 | 横濱市、神奈川縣久良岐郡大國川村の一部、同縣橋本郡保土ヶ谷町の一部を受持區域とす。 |

(四) 道 鐵 省

(1) 經理局木材防腐工場

沿革——本邦鐵道に關する防腐工場の起原は明治三十五年頃元日本鐵道株式會社に於て宇都宮に工場を設けたるを初めとするも該工場は數年繼續の後中絶したり、超へて明治四十二年鐵道院に於ては北海道石狩國砂川に防腐工場を新設し専ら棧橋用材の注入を主とし併せて枕木の注薬を行ひしが其後工場は東京市深川區鹽濱町に移轉することとなり大正七年工事を起し翌年四月工事の一部を完成せしにより茲に宇都宮工場に於ける機械の一部を移し大正八年五月八日より作業を開始し専ら枕木の注薬を主とし電柱其他省用材に對する防腐劑注入作業を施行せり。

大正十二年春該工場の擴張工事計劃せられ秋に入りて工事に著手の豫定なりしが不幸にも大震大火の厄に遇ひ遂に烏有に歸せしめたるを以て同年末應急工事に取掛り十三年三月略竣工を告げ再び作業を開始するに至れり。

事務分掌——木材防腐工場は經理局の管理に屬し東京市深川區鹽濱町にあり事務分掌次の如し。

工場長は上官の命を承け場務を掌理す、屬及事務雇員は庶務、技手及技術雇員は技術に従事す。

工場に於ては次の事項を掌る。

木材及枕木類の検査、防腐、出納、保管、配給、物品代價報告書の調製及木材防腐に關する試験。

職員——工場長(技師)1、屬2、技手3、雇員7、傭人34、會計47名。

(2) 仙臺鐵道局防雪林係

防雪林係は仙臺鐵道局工務課に屬し専ら防雪林經營の業務に従事す、而し

て其區域は仙臺、秋田、山形、福島、新津、青森の各保線事務所管内全部に互り之に従事する職員は技手以下多数を有し其一部分を各保線事務所に配屬せられあり。

(3) 札幌鐵道局防雪林係

防雪林係は工務課に屬し専ら防雪林經營の業務に従事す、而して其區域は札幌、函館、室蘭、旭川、釧路、野付牛、名寄の各保線事務所管内全部に互り技師以下多数の職員ありて其一部を各保線事務所に配屬せられあり。

(五) 內閣拓殖事務局

(1) 臺灣總督府

沿革——臺灣に於ける國有林野は明治二十八年四月同島始めて我版圖に歸するや總督府を設け其の下に民政、陸軍、海軍の三局を置き民政局内に殖産部を設け之を農務、林務、鑛務の三課に分ち産業の發達を圖れり、二十九年軍政を廢止して民政を布き同局に七部を設け別に撫墾署を設けて産業事務を管理せり、三十一年六月民政局各部を廢し民政部に二十四課を置き從來の林務課は殖産課の一係となり、同三十九年阿里山を藤田組にて經營するに及び殖産局に林務課を置けり。

而して明治四十三年四月阿里山官營の議決せらるゝと共に阿里山作業所を設け、同年又殖産局に林野調査課を置き大正四年四月之を林野整理課に改め、同年阿里山作業所を廢して營林局を設置し斫伐、造林、保護の業務を分掌するに至りしが大正八年同局官制を改め、保安林、林野取締、林業試験及民林の監督獎勵に關する事務をも取扱ふこととなり殖産局内の林務課、林業試験場、樹苗養成所を割きて併合せり、然るに又大正九年に於て營林局を廢し營林所を設け殖産局に附屬せしむ、其結果林務課は殖産課を併合して殖産局の一課に歸し林業試験場亦同局の附屬となりて今日に至れり。次に地方廳に於ては從來殖産課の一係として林務を取扱ひたりしも漸次林業の發達に伴ひ漸次専門技師を配屬し林務を取扱へり。

(1) 本府林務機關

林務機關——臺灣に於ける林務機關は次の如し。

殖産局林務課	旗山作業所、嘉義苗圃。 玉井苗圃、鳳林苗圃。 嘉義樹苗養成所。	專賣局造林課 專賣局腦務課	同支局出張所。
殖産局營林所	嘉義出張所。 八仙山出張所。 宜蘭出張所。	中央研究所林業部	同支所。

事務分掌——林務に關する各課係の事務分掌次の如し。

殖産局林務課	林野の保護取締及其監督、民林の獎勵及監督、保安林、部分林、林産物處分、森林調査及造林。
殖産局營林所	總督の指定せる區域に於ける國有林野の造林、産物の採取、製造、加工及販賣並之に附帶する鐵道、道路及其鐵道に依る貨客の運輸營業。

專賣局造林課 { 官行樟樹造林地の調査選定及殖林、樟樹造林に關する經濟調査、葉樟腦製造、造林樟樹含腦量試験、

林業部 { 内外國産及有用植物の調査及移植造林及森林保護並利用の試験及調査、種苗の改良並配付

職員——大正十二年十月現在職員次表の如し。

所屬官廳	事務官	技師	屬	技手	森林主事	合計
殖産局林務課	1	4	4	9	—	18
所屬作業所	—	—	—	4	—	4
同營林所	2	1	6	4	—	13
嘉義出張所	—	2	15	17	—	34
八仙山出張所	—	1	1	5	—	7
宜蘭出張所	—	1	3	7	—	11
專賣局 { 造林課	—	3	—	6	—	9
腦務課	1	1	—	2	—	4
同支局出張所	—	—	—	9	—	9
中央研究所林業部	—	1	2	3	—	6
同支所	—	1	1	2	—	4

(2) 州廳林務係

州廳分課——參考として州廳分課を示せば次の如し。

臺北州——內務部(地方、勸業、教育、土木)。警務部(4課)。官房(4課)。

新竹州——內務部(地方、勸業、土木、教育)。警務部。官房。

臺中州——內務部(地方、勸業、教育、土木、水利)。警務部(4課)。官房(4課)。

臺南州——內務部(地方、教育、勸業、土木)。警務部(4課)。官房(4課)。

高雄州——內務部(地方、教育、勸業、土木)。警務部(4課)。官房(4課)。

臺東廳——(庶務、稅務、警務)。

花蓮港廳——(庶務、稅務、警務)。

事務分掌——各州林務係は內務部勸業課(廳は庶務課)に屬し其業務次の如し。

林野の取締及保護、其他一般林務。

職員——大正十二年十月現在林務職員數次の如し。

州	廳	事務官	技師	屬	技手	森林主事	合計
臺	北	—	—	1	2	19	22
新	竹	—	1	1	1	19	22
臺	中	—	1	1	1	24	27
臺	南	—	—	1	1	15	17
高	雄	—	—	1	2	13	16
臺	東	—	—	1	—	4	5
花	蓮	—	—	—	1	5	6
計		4	17	38	76	99	234

(2) 朝鮮總督府

沿革——朝鮮に於ける國有林野は韓國政府時代にありては統監府の下に農商工部を置かれ其一局として山林局を置き地方に數々の林業事務所を設け苗圃、試験、造林其他山野の諸調査を行ひしが明治四十三年日韓併合の結果總督府を設置せられし以來總督府の主管に屬し農商工部の下に殖産、商工の二局を設け殖産局の下に山林課を置かれ林務を掌理せり又地方に於ては特設機關なく十三道廳の勸業課に林務係を置き三百餘萬町歩に亙る國有林の管理並に一般林業の指導獎勵を掌らしめたるが明治四十四年開始したる區分調査、大正六年來著手せる整理調査の進行に伴ひ漸次其林籍明かとなり各道の林務漸く繁多に向ひしを以て全鮮二十六ヶ所に山林課出張所を設け直接主要國有林野百餘萬町歩を管理するに至り各道廳に於ては専ら民林の指導獎勵監督を掌ることゝなれり。

國有林中最重要視せらるる鴨綠江、豆滿江流域約二百餘萬町歩の森林に對しては營林廠なる特設機關を置き之を經營しつゝあり、該廠は明治三十八年軍用木材廠として生れたるものにして日韓併合と共に總督府營林廠と改められ總督の監督を受くることゝなり茲に全道林政の統一を見るに至れり。又朝鮮は大陸的氣候の影響を受け森林植物の種類及分布、林相の變化等内地と全く其趣を異にするを以て造林、施業、利用等各種の事業を實行するに當り内地の經驗及研究の結果を直に應用すること能はざる事情の下にあり、然るに古來朝鮮には林業に關する經驗少きを以て先づ諸般の調査研究を行ふの必要ありとし大正二年度以降京城及光陵に苗圃を設け朝鮮産主要樹種の養苗に關する研究を行ひ亞で野生植物の種類及分布の調査に著手せり、斯くて尙林業全般に亙り試験を行ふの必要迫りたるを以て大正九年度より大正十四年度迄の繼續事業として漸次施設を完備する方針の下に獨立したる林業試験場を京城府外清涼里に設置し且光陵外五箇所に試験場を設け以て林業全般に關する試験研究の歩を進むるに至れり。

(4) 殖産局山林課及同出張所

朝鮮總督府殖産局の一課として山林課を置き朝鮮國有林野の管理經營並に民有林野の指導獎勵等林政に關する萬般の事務を掌りつゝあり而して同府臨時職員設置制の規定によれば砂防事業に従事する技師專任一人並に國有林調査に關する事務に従事する技師專任三人を置くことを得るものとす、職員は山林課長技師一名、事務官一名、技師六名の外屬、技手、雇員等數十名に達す。

山林課出張所は目下全鮮を通じて二十六箇所あり専ら國有林の伐採及造林事業を實行する機關にして何れも一町歩乃至三町歩の苗圃を經營し、一件の金額百圓以下、又は材積百尺以下の國有林産物賣却及讓與に關する處分につき專行し得る權能を有せり、而して其職員は判任官一名、雇員二名にして其名稱、位置、所管森林面積等次の如し。

出張所	張名	所管森林面積	所在地	出張所	張名	所管森林面積	所在地
揚安	州島	8	京畿道揚州郡接面	昌城	邊	36	平安北道昌城郡東會面
蔚奉	蔚奉	6	忠清南道瑞山郡安眠面	咸鏡南	道	28	咸鏡南道安邊郡文山面
蔚奉	蔚奉	4	全羅南道莞島郡莞島面	同	新興郡	35	同新興郡東古川面
蔚奉	蔚奉	60	慶尙北道奉化郡小川面	咸鏡北	道	71	咸鏡北道鏡城郡梧村面
蔚奉	蔚奉	40	江原道蔚珍郡蔚珍面	同	富寧郡	31	同富寧郡西上面
蔚奉	蔚奉	42	同三陟郡近德面	慶尙北	道	2	慶尙北道蔚陵郡道洞内
蔚奉	蔚奉	31	同江陵郡江陵面	平安南	道	158	平安南道寧遠郡邑内
蔚奉	蔚奉	55	同襄陽郡襄陽面	平安北	道	58	平安北道熙川郡邑内
蔚奉	蔚奉	53	同通川郡通川面	同	楚山郡	33	同楚山郡邑内
蔚奉	蔚奉	30	咸鏡北道富寧郡富寧面	江原	道	46	江原道春川郡邑内
蔚奉	蔚奉	13	忠清北道忠州郡忠州面	同	麟蹄郡	61	同麟蹄郡邑内
蔚奉	蔚奉	12	同丹陽郡丹陽面	咸鏡南	道	71	咸鏡南道永興郡邑内
蔚奉	蔚奉	25	全羅南道濟州郡濟州面				
蔚奉	蔚奉	12	全羅北道扶安郡乾光面	計		1,019	以上 26 箇所

(ロ) 林業試験場

官制に依れば林業試験場は朝鮮總督府の管理に屬し左の事務を掌る。

1. 林業に關する調査及試験、
2. 林業に關する分析及鑑定、
3. 造林用種苗の配付、
4. 林業に關する講習及講話。

林業試験場に場長、技師專任四人(奏任)を置き場長は技師を以て之に充つ。職員は目下場長(技師)一名、技師二名其他判任官以下數名なり。

(ハ) 營林廠及支廠、出張所

營林廠の事業經營に關しては既に森林利用の部に於て述べたるを以て茲には其詳細を省き其組織及職員に就き説明すべし。

官制(抄)によれば營林廠は朝鮮總督の管理に屬し鴨綠江及豆滿江沿岸に於ける森林經營に關する事務を掌る。

1. 營林廠に左の職員を置く。
廠長(勅任又は奏任)、事務官(專任一人奏任)、技師(專任七人奏任)。

1. 朝鮮總督は必要と認むる地に營林支廠を置くことを得。

支廠長は事務官、技師又は技手を以て之に充つ。

1. 營林廠は第一條に掲ぐる事務の外鴨綠江及豆滿江の漂流材木に關する水難救護の事務を掌る。

又臨時職員設置制によれば鴨綠江及豆滿江沿岸に於ける森林調査の事務に従事せしむる爲朝鮮總督府營林廠に技師專任一人を置くことを得。

本廠の分課は庶務課(課長、事務官)、業務課(課長技師)の二課にして五箇所に支廠、二箇所に出張所を置く其名稱、位置次の如し。

廠所名	所在地	廠所名	所在地
營林本廠	平安北道義州郡新義州	江界支廠	平安北道江界郡江界面
惠山鎮支廠	咸鏡南道甲山郡普惠面	茂山支廠	咸鏡北道茂山郡邑面
中江鎮支廠	平安北道慈城郡閭延面	會寧出張所	同會寧郡會寧面
新架坡鎮支廠	咸鏡南道三水郡江鎮面	龍山出張所	京畿道京城府

現在職員數次表の如し。(大正十二年八月末現在)

官職	廠長	事務官	技師	書記兼技師	書記兼技師	技師兼主事	技師兼主事	森林主事	職員	助手	囑託	計
營林本廠	1	1	1	6	1	14	—	—	51	11	2	88
惠山鎮支廠	—	—	1	2	—	11	—	2	12	9	1	56
中江鎮支廠	—	—	1	2	—	10	—	1	10	12	1	47
新架坡支廠	—	—	1	2	—	8	—	—	12	9	6	47
江界支廠	—	—	1	2	—	5	1	—	9	8	7	34
茂山支廠	—	—	1	2	—	6	—	—	8	9	12	39
會寧出張所	—	—	—	—	1	—	—	—	3	3	—	7
龍山出張所	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	2
新義州製材所	—	—	—	(1)	—	3	—	—	10	19	—	32
北下洞貯木所	—	—	—	—	—	—	—	—	2	6	—	8
計	1	1	6	17	2	57	1	3	51	114	92	352

(二) 道府郡林務係

道府地方官々制(抄)を掲ぐれば次の如し。

1. 各道に知事官房、内務部、財務部及警察部を置く。

1. 部長は事務官を以て之に充つ。

又臨時職員制によれば道に砂防事業に關する事務に従事する技師専任一人を置く。

又地方待遇職員令によれば地方産業に關する事務又は技術に従事せしむる爲道府費又は府費を以て各道又は府を通じて次の職員を置くことを得。

事務職員——産業主事 専任十七人以内 (奏任官待遇)。

技術職員——産業技師 専任四十四人以内 (奏任官待遇)。

其定員は各道に産業主事一名づゝ、産業技師は京畿、慶北に五名づゝ、忠南、全北、平北に四名づゝ、全南、慶南、黄海、平南、江原、咸南に三名づゝ、忠北、咸北に二名づゝにして林務に従事する者は此定員の範囲内に於て置くことを得るものとす。

今参考の爲め各道林務係の所屬課名、位置を示せば次の如し。

道	部	課	位置	
京畿道	内務部	林務課	京城府	
慶尚北道			大邱府	
忠清北道			清州郡	
忠清南道			公州郡	
江原道			春川郡	
黄海南道			海州郡	
黄海南道			平壤府	
平安北道			義川郡	
平安南道			咸興郡	
咸鏡北道			鏡城郡	
咸鏡南道			晉州郡	
全羅北道			光州郡	
全羅南道			全州郡	
道			同	同
道			同	同

各道林務従事職員數次の如し。(大正十二年末現在)

道名	道技師	産業技師	屬	道技師	産業技師	技術員其他	計	産業技師	技術員其他	計
京畿道	1	2	4	5	6	15	33	24	4	28
忠清北道	—	1	1	4	5	3	14	9	1	10
忠清南道	1	—	1	4	9	3	18	14	—	14
慶尙北道	1	—	1	7	6	8	23	22	6	28
慶尙南道	—	1	2	4	6	7	20	19	—	19
黄海道	—	1	2	4	14	11	32	10	—	10
平安南道	—	囑託1	1	3	2	3	10	5	4	9
平安北道	1	—	1	4	4	36	46	8	—	8
咸鏡北道	1	—	2	3	2	17	25	4	—	4
全羅南道	—	1	2	2	8	6	19	20	—	20
全羅北道	—	1	1	3	7	2	14	14	—	14
咸鏡南道	1	—	3	4	2	17	27	4	—	4

備考 郡には郡書記にして林務を執るものあり又森林保護の爲め森林主事を置かるゝも技には之を省く。

(3) 樺太廳

沿革——樺太は明治三十七、八年日露戦役の結果我領土に歸してより其行政は軍政署より民政署に移り次で明治四十年三月民政署を廢して樺太廳を設置し爾來樺太の森林原野は其主管する所にして本廳の設置當時は官房第二部の一課(林務課)として森林行政事務を掌理し其後官制改正により内務部の一課となり更に官制改正により現在は拓植部の一課として存し支廳及支廳出張所に於て一般行政の一部として森林に關する事務を取扱ひ居り又大正十一年五月臨時森林作業所官制を發布せられ本廳直轄として官行斫伐事業を施行しつゝあり。

(イ) 拓殖部林務課

拓殖部林務課に於ては左の事務を掌る。

1. 森林原野及其産物に關する事項。
2. 保安林に關する事項。
3. 苗圃に關する事項。
3. 林業に關する事項。

林務課長は技師にして別に専任技師一名の外判任官以下數十名あり。

(ロ) 臨時森林作業所

官制の定むる處によれば次の如し。

1. 臨時森林作業所は樺太廳長官の管理に屬し樺太廳長官の指定する地域に於ける森林産物の採收、加工及販賣に關する事務を掌る。

1. 臨時森林作業所に左の職員を置く。

所長。技師専任二人(奏任)。

1. 所長は技師を以て之に充つ。

而して目下職員は所長技師と専任技師一名にして外に判任官以下多數の職員あり。

(ハ) 支廳及支廳出張所林務係

支廳及支廳出張所位置、管轄區域表

支廳	位置	直轄出張所	位置	管轄區域	管轄町村	備考
大泊	樺太大泊郡	直轄富長	富内郡富内村 長濱郡長濱村	大泊郡 富内郡 長濱郡	9	
豊原	豊原郡	直轄榮濱	榮濱郡榮濱村	豊原郡 榮濱郡	13	
真岡	真岡郡	直轄野田寒	野田寒郡野田寒村	真岡郡 野田寒郡	6	
泊居	泊居郡	直轄久春内	久春内郡久春内村	泊居郡 久春内郡	5	
敷香	敷香郡	直轄散江	散江郡散江村	敷香郡 散江郡	9	
本斗	本斗郡			本斗郡	5	
元泊	元泊郡			元泊郡 新間郡	4	
鶉城	鶉城郡			鶉城郡 名好郡	5	
留多加	留多加郡			留多加郡	3	

(4) 關東廳

關東廳官制(抄)によれば次の如し。

關東州に關東廳を置き關東長官(親任官)は關東州を管轄し南滿洲に於ける鐵道線路の警務上の取締のことを掌る又南滿洲鐵道株式會社の業務を監督す。

關東廳に長官々房、内務局、警務局及外事部を置く又關東州を三區に分ち各區に民政署を置き主要の地に民政局署を置く。

關東廳に事務官專任十六人(奏任)、理事官專任八人(奏任)、屬專任百六十人(判任)、技師專任八人(奏任)、技手專任四十一人(判任)を置き技師、技手は共に上司の命を承け技術を掌る。

又臨時職員設置制(抄)によれば次の如し。

關東廳に左の職員を増置す、

1. 土地調査に關する事務に従事する者、

事務官 專任一人
事務官補 專任二人
技師 專任二人 } 奏任
屬 技手 } 專任百人以内判任、
翻譯生

2. 土木營繕の事務に従事する者、 技師專任四人

林務係は内務局殖産課に屬し技師一名、屬、技手等多數の職員ありて林務を掌る、技師は土木課並に全州、大連民政署の兼任となり各連絡を執り以て森林行政の圓滑を圖りつゝあり。

(5) 南洋廳

南洋廳の官制(抄)によれば次の如し。

南洋群島に南洋廳を置き長官(勅任)の外、部長三人(奏任)、事務官專任八人(奏任)、技師專任四人(奏任)、屬專任五十六人(判任)、技手專任十六人(判任)の職員を置く、又南洋廳には長官々房、内務部、財務部、拓殖部を置き須要の地に支廳を置く。

又臨時職員設置制によれば次の如し。

土地調査に關する事務に従事する者 專屬任一人、技手專任二人。

又産業試驗場官制によれば次の如し。

産業試驗場は南洋廳長官の管理に屬し左の事項を掌る、

1. 農産、林産及畜産に關する調査及試験、
2. 同 上分析及鑑定、
3. 同 上講習及講話、

産業試驗場に左の職員を置く。

場長、 技師專任二人(奏任) 技手、書記專任四人(判任)

林務係は拓殖部産業課に屬し一般林務に従事す。

第十八 林業試験

林業及林學に關する試験研究は農商務省林業試験場、北海道野幌林業試験場、皇室林野局林業試験場、東京帝國大學、京都帝國大學、九州帝國大學、北海道帝國大學等の農學部林學科、鐵道省大臣官房研究所、殖民地にありては朝鮮總督府林業試験場、臺灣總督府中央研究所林業部等に於て爲されつゝあり、次に從來施行したる調査及試験並に現在施行中に係るものゝ内判明せる事項に就き之を掲げ他日之が補遺を行ふ見込みなり。

(1) 農商務省林業試験場

造林試験に關する事項——土壤の性質と苗木生長との關係、土壤粒の大小と苗木根組織との關係、主要林木種子の粒數及重量、種子發芽年度、選種法と發芽力との關係、種子の遺傳性、種子發芽率と播種量との關係、林木種子の發芽に要する最適溫度、主要林木種子の貯藏法、簡便なる發芽率檢定法、ヤマナラシ種子貯藏法、苗木の根部切斷度合力其の基根の

發育に及ぼす影響、苗木移植季節及距離、苗木移植省略の簡易法、ヒノキ、サハラ苗の植栽すべき方向、樹種の陰陽の性質、苗木根切法施行の時期、苗木の生長を阻止する方法、苗木生長と結實との關係、ヤマナラシ苗木養成法、苗圃の施肥法並肥料の化學的成分と苗木生長との關係、外國樹種養成並生育狀況、苗圃土壤成分の變成、落葉及腐植土の成分、地表及腐植土の含水量、發芽に二年を要する林木種子の發芽促進法、本邦産松柏科植物種子の識別法、カラマツ母樹の調査並種子採集の方法、挿木及接木、播種期及播種方法、苗木床替の深淺と根組織との關係、スギの開花及結實の原因並其豫防法、日本産唐楡並ヒバ及スギの變種及其の材質との關係、苗木生長の刺戟劑、苗木に對する石灰苦土の比率、苗圃に於ける各種肥料の比較、林木植栽距離、枝打の程度と林木の直徑高さ並材積生長との關係、下草刈拂と幼木生長との關係、樺類の造林法、ヒバ、モミ、ツガ、ヒノキ、アカマツ等の天然更新法、種子の貯藏法、林木種子水選の價值。

木材工藝的性質及應用に關する事項——木材の強弱、木材の理化學的性質、鳴綠江材の強弱、曲木椅子の製作、潤葉樹特に未利用の雜木に就き家具製作、木材利用、北海道及樺太産木材の強弱、椛地地の性質、木材の彎曲、青梅材西川材及四谷丸太の強弱、木材防腐法。

林産物製造及應用に關する事項——鞣皮材料、製紙原料木材、ヌルテ其他の五倍子殼斗類の單寧木醋液より「メチルアルコール」の採集、炭燒法、松脂の採集、漆液の採集、森林樹木より産する植物油、トチ、ナラ、カシ、クマキ、カシハ及ミヅナラ種實中に在る澱粉の利用、木炭及醋酸石灰製造、松根油製造、カバ皮乾溜、樟腦製造、單寧材料の種類及其の性質、日本炭燻の構造並醋酸石灰製造、木材乾溜法、鋸屑の化學的利用法、松脂採集法並松脂油製造、植物油類の採集並性質及應用、アベマキ樹皮採集並塞子製造、林産物より色素の製造及應用、木材の性分。

森林の施業に關する事項——カラマツ林の間伐、吉野杉林に慣用せる間伐方法及其林木の生長に及ぼす効果、林木材積の計算方法の比較並公式、林木材積計算法の曲線法に於ける材積曲線、主要樹種の單木材積計算補助表並材積表、潤葉樹林の立木層積計算法、近畿地方苦竹林の生長及收穫、アカマツ林の生長及收穫、アカマツ林の生長概況、アカマツ林の間伐及受光伐、林木材積計算法の比較及曲線法、丸太材積簡易計算法、挿木造林と苗木造林とに依るスギ材の生長比較、スギ、アカマツ、ヒバ林の立地と生長との關係、材積生長並林木の性質等に關する根伐作業と皆伐作業との比較、天然更新による幼林と現在老林との生長比較、林分收穫表、天然生羅漢柏林の生長及作業種、有林地無林地に於ける水源涵養比較。

森林保護に關する事項——針葉樹種子の寄生蜂、米國産ヤマナラシに寄生する害蟲、揚柳科植物を害する葉蟲類、白蟻、竹林害蟲豫防、椎茸の培養及蕃殖、松茸の培養及蕃殖、白木耳の培養及蕃殖、根切蟲の習性及驅除法、松毛蟲の習性及驅除法、金龜子類の分類及習性、マツの穿孔蟲の習性及驅除法、殼斗科樹木を害する天牛の習性及驅除法、白蟻の飼育、

樺の蟻蝨及葉蜂の習性及驅除法、本邦産楠類、竹林の病害、松苗其他各種樹木の病、木材腐朽病、貯木地に於ける木材の害蟲、火災と樹林並樹木との關係、震災地木造家屋の被害、震災火災と鋪木道鋪木橋及電柱の被害、震害後觀察せる木造洋風家屋の腐朽並燒死樹に發生せる橙黃色菌に就て。

混農林業に關する事項——秣若くは肥料に適するものの造林及其の施業方法、半馬放牧の林野に及ぼす影響、火入の毛上及地力に及ぼす影響、秣及肥料用草類生産に關する施業方法。

以上列擧の外各種の試験を行ひつゝあるのみならず、森林開闢所に於ても氣象に關する各種の研究をなしつゝあり。

(2) 東京帝國大學農學部

農科大學學術報告——工藝上緊要なる日本林木の膨脹に就て、諸種木材中樹膠の量、落葉潤葉樹冬期の狀態、日本森林家の使用に供する爲作りたる松の收穫及生長法則、石灰及「マグネシア」の種々なる混合量の針葉樹の生育に及ぼす影響、四谷丸太の屈曲を生ずることに就て、松の針葉は數年間連続して伸長するものなるや、樺樹中の化學的變化、土壤中にて水の運動の論理及實驗、葉の主要なる作用に就て、海嘯に對する海岸保護林、木材の收縮及膨脹、日本産重要潤葉樹材鑑定法、日本産「チリヤ」の種類、杉材中の揮發油に就て、木材弾性の「イントロプ」性に就て、野燒の結果に就て、日本森林の將來作業法、森林及理水、樺樹中樺膠の成立及配置に就て、滿傳の林樹に對する影響に就て、白蟻の研究、天蠶の研究及日本飼育法、日本産野鼠、竹の開花に就て、植物の種子は空氣なくして發芽し得るや。

農科大學紀要——樺樹葉ツラミ新種の生活史及其被害に就て、ニセアカシヤの樹皮の有毒成分に就て、日本産針葉樹材の解剖的構造に就て、日本樹種の最大生長量。

附屬演習報告——北海道演習林産重要木材強弱試驗成績、臺灣演習林「キナ」樹栽培と其「アルカロイド」定量試驗成績、府中演習林「クマギ」毛蟲の驅除成績。

(3) 北海道帝國大學農學部

農科大學紀要——北海道産小蠶蟲及び其森林被害關係、樺太産昆蟲研究、我國私有林業の改良に就て、日本野蠶科の研究、北海道國有林の管理に就て、北海道産材料「タンニン」含有量。

同演習林研究報告——苫小牧地方蝦夷松收穫表、木材の形質高の曲線に就て、薪炭材の層積と實積との關係に就て、形數速算の新法、苫小牧演習林野生植物調査報告、材積表、ユガネムシの被害及驅除に關する報告、積角材積の新速算法、樹幹横断面積算法に就て、北海道産有用木材概覽、樹幹折解の際各齡階所屬樹高算定の新法、野幌地方蝦夷松木材收穫表、北海道樺木科樹種の解剖的研究、同齡林分中の各直徑階級に對する

本敷配分關係の統計的研究、北海道に於ける桐樹の生長に就て、凍結針葉樹の抗折強に就て、林木殊に稚苗の耐陰力の數字的表示法に關する理論的並に實驗的研究、林木の生長と陽光の強度とに關する數理的研究。

(4) 北海道廳林業試驗場

林業試驗報告記載事項——苗圃試驗、人工造林試驗、椴松、蝦夷松天然更新試驗、製炭試驗、椎茸培養試驗、主要林木薪炭燃力調査、樹木形數調査、氣象觀測表、潤葉樹體解剖、林木形數利用率、丸太材々積並層積に關する試験、樹木の發芽、開花、種實の成熟、樹葉及樹液の流動等の時期に關する調査、木材の水分、木材の收縮に關する調査、森林の風速に及ぼす關係、械糖に關する試験、椴松收穫表、北海道産樹種の單寧含有量。

(5) 鐵道省大臣官房研究所

同所に於て鐵道材料に用ひたる木材に就き調査研究したる事項次の如し。
臨海工事用材を喰害する海蟲、土工用針葉樹を腐蝕する「ボリア」菌、築港棧橋材に施用せる海蟲豫防法の效果、九州椎及檜に就ての調査、木材乾燥試験成績並枕木耐久力試験、「クレオソート」油注入材の海蟲侵蝕に對する抵抗力調査、製材率試験、木材の收縮試験、烟害橋材の強弱並腐朽試験、車輛用材の乾燥調査、ヒリツヒン産木材に關する調査、客車外部の朴材、羽目板の腐朽調査、木材防腐劑の效率比較試験、桐葉材枕木の山積法試験、北海道産車輛用主要木材乾燥試験、宇治川口製材場作業成績、木材を青變する惹姑菌に關する研究、「ウッド、パルプ」製の「ダイナモメーカー」内部天井用材、貨車臺框材擊衝試験、木材腐朽概念並掘材の害菌、防腐枕木に關する調査、材木車衝突試験、北海道材並枕木の耐久試験、「スパイキ」耐荷重試験、伐木製材より防腐劑注入迄に對する「アナ」枕木一時的防腐方法の研究、電柱の新防腐方法として三村式立木の注入作業成績、現今軌道に對する軌條及枕木の大きさを如何にせば最適なるや、燻製枕木耐久力試験、道床と枕木腐朽との關係。

(6) 鐵道省經理局木材防腐工場

本場にては専ら木材及枕木類の検査、防腐、出納、保管、配給、物品代價報告書の調製及木材防腐に關する試験を行ひつゝありて從來試験成績を得たるもの及試験中に係る資料は舉て震災の爲め焼失の厄に遇ひ何等記すべき事項なし。

(7) 臺灣總督府中央研究所林業部

中央研究所林業部は最近試驗場と稱せられたるものにして嘉義及恒春に支所を有し各種の試験を行ひつゝあり而して元本場たりし臺北苗圃、嘉義に於ける護謨苗圃及恒春に於ける熱帶植物殖育場等に於て從來施行したる試験並に現今本所、支所に於て試験したる主なる事項次の如し。

臺北本所之分——本島北部に於ける杉の生育試験及生長量、規那及古加栽培に關する試験、樟苗の栽培に關する試験、香茅の栽培に關する試験、琉球赤松、臺灣赤松、扁柏、竹柏、羅漢松、大王松、ヒマラヤ松、テータ松、石楠、廣葉杉、アラウカリア類、古々椰子、チーク、紫檀、ダルベルギヤシツソ、鐵刀木、護謨樹類、木麻黃類、アカシヤ類、古加、肉桂、イランイラン、アケノキ、油桐、烏臼樹、檳榔樹、木棉、琉球糸芭蕉、アバカ芭蕉、荔枝、マンゴ、栗、楊梅、波羅密、龍眼等の栽培試験、北部林木の耐久試験、本島産林木の利用に關する調査、本島産主なる林木の性狀調査、林投葉の漂白試験、綠珊瑚樹々液の利用に關する試験、臺灣産主なる林木の單寧含有量、同上加里含有量、香茅類より香油採取試験、古加樹より「コカイン」製造試験、染料植物、朱木、薯榔、檳榔、姜黄より色素採取試験、北部荒廢地の造林に關する調査並試験、林木施肥試験、樹木益害蟲に關する調査、烏臼樹より蠟及油の製造試験、クロモジ及カヘテ葉より香油採取試験、並木及觀賞用植物の重要害蟲調査、新高山衆森林植物帶調査。

嘉義支所之分——各種ゴム樹の栽培移植及粗製ゴムの初年採取試験、古々椰子の栽培試験、「ローセラ」の栽培試験、香茅の栽培試験、古加、規那、カカオの栽培試験、ゴム樹の間作物栽培試験、「ダルベルギヤシツソ」、錫崙肉桂、木麻黃、相思樹、紫檀、「ピルマネム」、銀ネム、桐油、チーク等各林木の造林試験。

恒春支所之分——クスノキダマシ(著名ラウケス)の利用並造林に關する調査、林投に關する試験、銀ネムの播種に關する試験、播種造林に關する試験、本島南部産林木の製炭試験、各種木麻黃の移植に關する試験、一般有用林木の殖育試験、荒廢地殖林に關する調査及試験、樟樹遺傳性に關する調査。

(8) 朝鮮總督府林業試驗場

同場に於て從來試験したる事項にして公表せられたるもの次の如し。
種苗試験——テウセンカラマツ、テウセンマツ其他三十餘種試験成績を樹苗養成指針として發刊せり。
植物調査——森林植物編第一輯乃至第十四輯並に金剛山外數十ヶ所の地方森林植物誌を編纂し且二百餘種に互れる新種を發見せり、又朝鮮豆樹名木誌、漢方藥用植物誌を發刊せり。

(9) 樺太廳

臨時工業調査所試験——樺太廳無限の寶藏たる森林の利用方法に就ては先づ島材の工藝的利用を研究し利用の途を開くの必要ありとし明治四十三年臨時工業調査所を置き大泊に工場を設け化學工藝に關する試験及調査を行ひたり、而して其の廢所に至る迄の間に行ひたるものは松脂より「テレピン」油製造試験、樟油製造、木材乾溜、割箸製造、ツンドラ製紙應用試験、パルプ試験、三井紙料工場廢液の調査、乾溜資料の調査等なり。

天然更新法其他の試験——由來本島は寒帯に屬し森林の狀況他と其趣を異にするものあるを以て特に各種の試験を行ふの必要ありとし明治四十二年申豊原附近に六千町歩の森林を選み豊原試験林と稱し主として林木の更新に關する試験を行ひたりしが後大澤試験林と改め面積を三千二十七町歩に減縮せり。而して大正元年度以降行ひたる各種の試験次の如し。

傘伐更新法による下種伐後伐の方法、帶狀皆伐四方天然下種試験、白樺上方天然下種、擇伐更新法、人工植樹、播種造林、伐木造林及材積試験、松姑嶺驅除豫防試験。

第十九 森林警察及犯罪

(一) 森林警察

(1) 沿革

維新の當初林制弛み盜伐火災各地に頻發せしも當時尙舊慣に依る山守、林守は存在せしものにして漸次監守人の配置を増し一面には區戸長をして之を取締らしめたり、明治十一年官林監守人心得を定め監守人は純粹なる保護取締に従事せしめ且監守人の監督を行はしむる爲め別に巡視人を置けり、同十九年林區署官制を布き派出所小林區を置かれたるも林務當局は未だ司法警察官たるの資格なかりき、然るに林務官吏は犯人檢舉其他取締上、不便尠からざるを以て之に司法警察權を附與するの要ありとし、二十三年裁判所構成法の發布せらるるや、林務官をして検事の事務を執行せしめ得ると同時に又刑事訴訟法中に林務官は検事の補佐として其指揮を受け司法警察官として犯罪を捜査すべき旨規定せられたり、是れ實に國有林野の管理保護に従事する官吏が司法警察官となりたる嚆矢にして翌年制服、帶劍の制を定められ二十六年更に林務官司法警察執務手續の發布を見更に大正十二年司法警察官の職務に關する規定を定められ以て今日に及びり。

民有林野に對する警察事務は維新以來常に地方警察にて行ひたるも明治四十三年初めて山梨縣に林野警察課を新設し林野、河川の取締を爲さしむることとなれり、之れ即ち林野警察の嚆矢にして他府縣にも該制度の效果顯著なるを認め大正三年以來徳島、長野、山形、青森の四縣に特置せられ警部以下巡查を合し其定員九十七名に達す(森林行政府縣の部參照)其の特設理由、組織權限及成績等は山梨縣林野警察の部に明かなり。

而して森林警察の業務として行ひたる各種取締の沿革を述べれば次の如し。
林野火入取締——之は舊藩時代より行はれ弘前藩の炭焼、和歌山藩の葉打焼の如き薪草の焼拂を行ふ際には村總代、村民實地に出働し樹木の延焼を防禦せり、又舊藩にては特に火入禁制を設けて嚴重の取締を行ひしが維新に入り野火頻發せしを以て明治十一年官林の保護を主目的とし全府縣に注意を與へ更に同二十一年山野火入取締規則標準を定めて府縣に通牒し各

地方に適切なる取締規則を設けしめたり、超えて明治三十年及四十年森林法の發布せらるるや一層火入取締を嚴重ならしむ條項を制定せられ火入者に重き責任を負はしめたり、其後四十四年に至り森林法に改正を加へ單に火災警察上の目的のみに止まらず更に國土保安及土地利用上より一層嚴密に之を取締ることとなれり。

盜伐、有害鳥獸、林産物記號等の取締——維新後早く取締に注意せられしは行道樹にして明治六、七年既に禁伐の諭告を發せられたり、又盜伐、侵墾、有害鳥獸、病菌等の被害に關しては民有としては殆ど見るべき事蹟なきも國有林野に就ては同九年、十一年相當なる取締方法を布達せられ、同十九年小林區吏服務條規を定めらるるや有害鳥獸豫防驅除の取扱法を定め又大林區署長服務概則にも之を定めたり、明治二十五年狩獵規則を發布し鳥獸の獵獲を保護せらるるに當り、官林内に於て有害鳥獸の驅除捕獲を必要とする場合は大林區署は地方廳の承認を経て實行することに定められ、二十八年狩獵法の發布せらるるに及び再び同様の取扱法を定められたり。

林産物記號に對しては國有産物は二十四年其雛形を一定したるも民有産物に就ては一定せるものなかりしが三十年森林法の發布せらるるに及び伐木造林又は賣買を業とする者は記號又は印章を警察署に届置くこととし四十年改正森林法に於て更に一層精細に規定せられたり、其他尙四十五年茨城、山梨縣下等に發生せし松苗赤枯病に對し之が驅除豫防法等に就き一般に注意を加へられたり。

(2) 司法警察官及司法警察吏

司法警察官及司法警察吏の職務を行ふ者の指定等に關し大正十二年十二月勅令 528 を以て次の如く公布せられたり。

司法警察官——次に掲ぐる者にして其所屬長官其廳所在地を管轄する地方裁判所の検事正と協議して指命したるものは刑事訴訟法第 248 條に規定する司法警察官の職務を行ふ、而して其の職務の範圍は括弧内に記載せる罪に關するものに限る。

1. 皇室林野管理局の事務官、事務官補、屬、技師、技手……(御料林野又は其産物に關する罪)。
2. 獵場監守長……(御獵場に於ける狩獵に關する罪)。
3. 監獄又は分監の長たらざる典獄、典獄補及看守長……(監獄又は分監に於ける犯罪)。
4. 林區署勤務の山林事務官、山林技師、山林副事務官、山林屬、山林技手、森林主事……(國有林野部分林、公有林野官行造林、其林野の産物又は其林野に於ける狩獵に關する犯罪)。
5. 國有鐵道の驛長又は車掌監督たる鐵道局の副參事及書記……(停車場又は列車に於ける現行犯)。
6. 北海道廳の營林區署勤務の技師並に營林區署又は營林區分署勤務の屬、技手、森林主事……(北海道に於ける國有林、部分林、其林野の産物又は其林野に於ける狩獵に關する罪)。

7. 公有林野の事務を擔當する北海道廳産業技手……（北海道に於ける公有林野、其林野の産物又は其林野に於ける狩獵に關する罪）。

8. 狩獵取締の事務を擔當する道府縣技手……（狩獵に關する罪）。

司法警察吏——次に掲ぐる者にして其所屬長官其官廳所在地を管轄する地方裁判所檢事正と協議して指命したる者は刑事訴訟法第248條に規定する司法警察吏の職務を行ふ、而して其の職務の範圍は括弧内に記載する罪に關するものに限る。

1. 皇室林野管理局技手補……（御料林野又は其産物に關する罪）。

2. 獵場監守……（御獵場に於ける狩獵に關する罪）。

3. 看守……（監獄又は分監に於ける犯罪）。

4. 國有鐵道の助役又は車掌監督助手たる鐵道局書記並國有鐵道の車掌たる鐵道局の書記、鐵道手、雇員……（停車場又は列車に於ける現行犯）。

5. 北海道廳河川監守……（北海道に於ける河川又は其附屬物に關する罪）。

(3) 山梨縣林野警察

現今林野警察の特置せられある府縣は山梨、徳島、長野、山形、青森の五縣なるが其内最完備せる山梨縣に就き説述すべし。

明治四十三年山梨縣に於て林野河川の取締を爲さしむる爲め警察部に林野警察課を新設し林野警察官を設置せり其特設理由其他次の如し。

特設理由——明治四十年の洪水は山梨縣未曾有の大災害を招き其損害實に二千餘萬圓に達したるを以て爰に治水治山の方策を樹つるの必要起り、同四十二年各河川の流域毎に水源林地を調査せしに林野荒廢激甚なりしを以て積年濫伐の惡風を改善するの緊要なるを覺り特に林野警察官を設置し林野河川の取締に當らしむこととせり。

組織及權限——明治四十三年度に於て林野、河川、取締の目的を以て警察部に林野警察課を新設し課長の外警部1、警部補1、巡查部長3を置き林野巡查の監督並林野警察事務を分掌せしめ一面林野警察巡查60名を各警察署に配置し専ら實地の取締に従事せしむ、其一人平均受持面積約五千五百町歩なり。

成績——〔イ、盜伐、濫伐、放火、野火の減少〕林野警察設置前は一村殆ど盜伐又は濫伐により生計を立てたるもの多く且任意入山の慣行ありしと雖設置以來是等の惡風大に革まり、盜伐、放火等減少したるのみならず入山の際には各所有主の承諾を受くるに至れり。

〔ロ、森林の増加、及愛林思想の發達〕當時荒廢せる林野面積は約十萬町歩なりしが警察設置以來漸次林相を回復し來り且天然林の保護育成せられたるもの甚多し、而して地方民は之等の實況を見野火、濫伐の恐るべきを覺り町村又は組合等に於て防火線を設け或は消防具を備へ林野の保護に努むるに至り一般に愛林思想を向上せり。

〔ハ、開墾地整理、河川及流木取締〕從來地方民は隨意に山野の開墾を行ひたるが明治四十三年、開墾制限地開墾手續を勵行し嚴重に取締りたるを

以て漸次整理せられ林地の崩壞を來すが如きことなきに至れり、又河川の如きも任意侵入をなし又は轉石を採取する者牧集に違あらざりしが取締勵行の結果、治水上效果大なるに至れり、尙河川を流下する流木の如きも從來任意の状態にして河岸山脚を破壊し且流木脱稅者を出したるが取締勵行の結果漸く其弊害を除き得るに至れり。

(二) 森林犯罪

沿革——往古森林産物は殆ど無主物同様の状態なりしが徳川時代に至り各藩各其規定に差違ありしも比較的嚴刑を科し取締られたるを以て人爲的加害は概して少かりしが如し。

明治に入り林政猝に弛み盜伐盛に行はれたるが爲め政府は大に之が取締に苦心し明治三年新律綱領、同六年改定律令を發布せられしも森林産物の盜採に付ては何等の罰則を設けられざりしが同十三年刑法を定め十五年より施行せらるゝや初めて刑罰を科することゝなれり、然るに同三十年森林法の發布と共に刑法と分離して別に詳細なる刑罰を定め、四十年改正森林法により一層加重せられ且實際に適應すべく改善せられたり、斯くして法制の完備、人智の發達、保護の周到等相俟て森林犯罪は年々減少の傾向を示しつつあるは喜ぶべき現象なり。

大正十一年度——今最近三ヶ年間に行はれたる國有林野犯罪件數及人員を示せば次表の如く年々減少の傾向あり、大正十一年の檢舉總數は1,498件、人員1,671人にして之を前年に比すれば件數407件、人員260人を減じ、之を大林區別に比較すれば有罪件數の最多きは青森の92件、東京の73件、秋田の72件、鹿兒島の47件等にして最少きは高知の10件、熊本の14件等とす。

國有林野犯罪表（大正十一年度）

年度又は地方	大正9										10										11										青森	秋田	東京	大阪	高知	熊本	鹿兒島
	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員																	
檢舉總數	734	1,620	620	1,285	508	990	137	280	49	146	70	210	136	142	26	45	83	175	7	127																	
	2,403	2,403	1,931	1,931	1,671	1,671	436	436	202	202	296	296	323	323	112	112	175	175	127	127																	
森林竊盜	有罪 件數	577	345	292	84	66	61	32	7	7	35																										
	有罪 人員	952	503	393	91	86	66	66	11	21	53																										
	無罪 件數	3	15	6	2	—	—	—	1	—	—																										
	無罪 人員	12	21	15	8	—	—	—	—	—	—																										
放火	免訴 件數	9	2	3	2	—	—	—	—	—																											
	免訴 人員	14	8	4	3	—	—	—	—	—																											
	其他 件數	—	—	—	—	—	—	—	—	—																											
	其他 人員	—	—	—	—	—	—	—	—	—																											
放火	有罪 件數	3	4	6	—	—	5	—	—	—																											
	有罪 人員	4	6	7	—	—	6	—	—	—																											
	無罪 件數	—	—	—	—	—	—	—	—	—																											
	無罪 人員	—	—	—	—	—	—	—	—	—																											

三等、5圓(一等及二等以外のもの)。

禁獵區——主務大臣又は地方長官は鳥獸の保護繁殖の爲め又は土地所有者の出願其他の事由に因り必要と認むるときは十年以内の期間を定め禁獵區を設くることを得、禁獵區は御料地又は國有地を其區域とせず、且其區域二府縣以上に亙らざる場合は地方長官、其他の場合は農商務大臣之を設く、禁獵區を設けたるときは其區域、存續期間を告示すると共に現在に於ける周圍の隅角、見易き場所百二十間を超えざる間隔に木標又は場合に依り制札を設くるを要す。

銃獵禁止區——地方長官は危險豫防の爲め、其他必要と認むる時は銃獵禁止區を設くることを得、本區にも制札を立て之を表示することを要す。

禁獵地——御獵地、禁獵區、公道、公園、社寺境内、墓地に於ては鳥獸を捕獲することを得ず、日出前、日没後、市街地、其他人家稠密の場所、衆人群集の場所、銃丸の達すべき虞ある人畜、建物、汽車、電車、艦船に向つて銃獵を爲すことを得ず、柵欄其他の圍障又は作物ある土地に於ては占有者、共同狩獵地に於ては免許を受けたる者、獵區に於ては獵區設定者の承諾を得るにあらざれば狩獵することを得ず。

獵區——國、道府縣、郡市町は鳥獸保護繁殖の爲め農商務大臣の認可を受けて獵區を設定することを得、獵區の面積は農商務大臣より特別の事由ありと認められたるものの外は三百町歩以上たるを要し、其存續期間は二十年以内なるも之を更新することを得。獵區を設定するには其區域内の土地の上に登記したる権利を有する者の同意を経ざるべからず、其権利者は正當の事由あるにあらざれば獵區内に於ける狩獵の承認を拒むことを得ず、承認料は特別の事由なき限り一人一日金二圓以内とす。獵區設定者は主務大臣の認可を受けて狩獵者の員數、捕獲鳥獸の種類、獵具を制限することを得。獵區には其區域を表示する標識を設くるを要す。

共同狩獵地——從來地方の慣行に依り一定の區域内に於て共同狩獵を爲せるものが舊狩獵法に依り得たる免許は新法に於ても仍ほ有効にして且其期間は更新を申請することを得べし。

特別捕獲——學術研究又は有害鳥獸驅除の爲め、其他特別の事由に因り主務大臣又は地方長官の許可を受けたる者は規定外として鳥獸の捕獲又は鳥卵の採取を許さる。

罰則——(イ)、無免許又は禁獵地にて狩獵する者、爆劇毒藥、据銃、罟、陷阱を用ひて狩獵する者、日出前、日没後、市街地、人畜、建物其他に向つて銃獵する者、詐欺的行爲を以て免許を得たる者等は五百圓以下の罰金に處せられ使用物品及捕獲物を沒收せらる。

(ロ)、狩獵鳥獸以外のものを狩獵したる者、鶏卵を採用したる者、狩獵期以外の期間に狩獵したる者、特種狩獵免許者の其捕獲採取場を讓渡受したる者、圍障内其他に於て狩獵したる者、獵區内に於て設定者の承認なくして狩獵したる者、銃獵禁止區内にて銃獵したる者、森林官吏其他の検査を拒みたる者、免許狀を他人に使用せしめたる者等は三百圓以下の罰金に處せらる。

(ハ)、禁獵地、獵區其他の標識を移轉、汚損、毀壞、除却したる者は五十圓以下の罰金に處せらる。

(2) 狩獵の行政監督

狩獵に關する行政監督及狩獵免許狀下附其他事務取扱の爲め農商務省を始

め各府縣に係官を置かるゝも府縣によりて其主管課各々異なれり、今回本會に於て調査せるものを表示すれば次の如し。

官廳名	主管課名	官廳名	主管課名	官廳名	主管課名
農商務省	農務局農政課	愛知縣	警察部保安課	鳥根縣	警察部保安課
北海道廳	産業部畜産課	静岡縣	〃	岡山縣	〃
東京府	保安部保安課	山梨縣	〃	廣島縣	〃
京都府	警察部保安課	滋賀縣	〃	山口縣	〃
大阪府	〃	岐阜縣	〃	和歌山縣	〃
神奈川縣	産業部農務課	長野縣	〃	徳島縣	〃
兵庫縣	産業部	宮城縣	〃	香川縣	〃
長崎縣	警察部保安課	福島縣	〃	愛媛縣	〃
新潟縣	内務部農務課	岩手縣	〃	高知縣	〃
埼玉縣	警察部保安課	青森縣	内務部勸業課	福岡縣	〃
群馬縣	〃	山形縣	警察部保安課	大分縣	〃
千葉縣	〃	秋田縣	〃	佐賀縣	〃
茨城縣	〃	福井縣	内務部勸業課	熊本縣	〃
栃木縣	〃	石川縣	警察部保安課	宮崎縣	〃
奈良縣	〃	富山縣	内務部農務課	鹿兒島縣	〃
三重縣	〃	鳥取縣	警察部保安課	沖縄縣	〃

(3) 獵區及禁獵區

(4) 獵區一覽

次に示せる表は大正十三年三月本會調査のものにして其記載例次の如し。表中開獵日には獵期連日入獵を許すものと土曜、日曜、大祭祀日等に限り入獵を許すものとあり。人員は入獵當日許可すべき最大限度の人数を示す。又制限は次の符號に依る。

A、甲種獵具の使用を禁す。B、五連發以上の銃を禁す。C、十番以上の大口徑銃を禁す。D、十二番以上の銃を禁す。E、獵笛又は媒鳥の使用を禁す。F、犬の使用を禁す。G、一人銃一挺又は犬一頭に限る。H、一人一日十羽以下。J、雌雉の捕獲を禁す。K、千鳥鶴雉の捕獲を禁す。L、狐狸貂の捕獲を禁す。M、張網一人五反以下に限る。N、網は一人二反以下に限る。O、兎網三反以下に限る。P、網は五反、罟罟は一反、鶉罟は六百間、換は千本以下に限る。Q、張網六反以下。

* 承認料は一回二十五圓とし二日間連続して一回とし、甲種狩獵は從來の慣行により承認料を要せず、猪及鹿の捕獲數は一組金五頭以下とし一組合の人員は六名以上十五名以内とす、張網は一人八反限りとす。

× は狩獵期間毎月 1、2、3、6、7、11、12、13、16、17、21、22、23、26、27日の15日間とす。

獵區	事務所	面積	創設
東京府大島、岡田村獵區	同村役場	同村一圓	12.12.21
雲ヶ畑獵區	京都府愛宕郡雲ヶ畑村役場	—	12.12.21
神奈川縣津久井郡烏屋村獵區	同村役場	4,408	10.10.26
同 同 牧野村獵區	同村役場	50	11.11.3
同 高座郡有馬村獵區	同村役場	同村一圓	12.11.28
同 同 海名村獵區	同村役場	同村一圓	12.11.21
埼玉縣北葛飾郡野村藤塚獵區	同村遠藤榮太郎方	94	10.10.13
同縣同郡南櫻井村川邊村獵區	南櫻井村役場	1,300	10.9.29
同 同 金杉村獵區	同村役場	500	10.10.13
同 同 旭村獵區	同村役場	513	10.10.13
同 同 三輪野江村獵區	同村役場	700	10.10.10
同 同 早稻田村獵區	同村役場	450	10.9.26
同 同 八木郷村獵區	同村役場	320	10.9.29
同 同 戸ヶ崎村獵區	同村役場	367	10.9.29
同 同 彦成村獵區	同村役場	255	11.10.13
同 北足立郡野田村獵區	同村代山宮ノ臺川	489	11.9.25
同 同 新郷村獵區	同村東本郷 927	505	11.9.25
同 同 鳩谷町獵區	同町役場	480	11.9.25
同 同 安行村獵區	同村役場	577	11.9.26
同 同 神根村獵區	同村役場	107	11.9.25
同 同 戸塚村獵區	同村役場	81	11.9.30
同 同 谷塚村獵區	同村役場	100	11.9.25
同 同 大門村獵區	同村役場	634	11.9.21
同 南埼玉郡川通村獵區	同村役場	150	11.9.25
同 同 豊春村獵區	同村役場	443	11.9.29
群馬縣碓氷郡坂本町碓氷獵區	坂本町役場	—	10.3.30
千葉縣東葛飾郡浦安町獵區	同町役場	540	11.10.11
千葉縣東葛飾郡市川町獵區	同町役場	350	11.10.11
同 同 南行徳村獵區	同村役場	379	11.10.1
同 同 國分村獵區	同村役場	631	11.10.15
同 同 行徳町獵區	同町役場	1,035	11.10.11
同 千葉郡幕張町獵區	同町役場	237	11.10.12
同 同 大和田町獵區	同町役場	1,245	11.10.11
同 同 君津郡鬼沼山獵區	{同郡佐貫町寶龍寺 206}	733	10.10.13

期限	開獵日	承認料	獵具	人員	制限
10	—	5.00	銃	—	ABCEGJ
10	—	25.00	—	—	C*
10	土、日、月、祭	2.50	銃	15	ABE
15	日、祭	2.50	銃	10	AJ
20	—	2.00	銃	—	ACJJ
20	—	3.00	銃	—	AJ
20	—	3.00	銃	3	なし
20	日 曜	7.00	銃	10	AJ
20	日 曜	7.00	甲、乙	10	なし
20	日 曜	7.00	銃、張網	10	ACM
20	日 曜	7.00	銃、張網	14	ACN
20	日 曜	3.50	銃	10	AD
20	日 曜	7.00	銃	10	AC
20	日 曜	7.00	銃	10	AC
10	日 曜	7.00	銃	5	ADG
20	日 (第三除)	5.00	銃	5	ABCEJ
20	日 (第二除)	5.00	銃	8	AC
10	日 (第二除)	3.00	銃	7	ABCEJ
20	日 (第二除)	5.00	銃	8	ABCEF
20	日 (第一除)	5.00	銃	7	ABCEG
20	日 (第二除)	5.00	銃	5	ABCEG
20	日 (第四除)	5.00	銃	3	ACE
19	日 (第三除)	5.00	銃	5	ABCEJ
10	日 (第一除)	5.00	銃	3	ABCEJG
20	日 (第一除)	5.00	銃、網	10	ABCEM
10	—	1.50	—	—	—
20	日 (第三除)	7.00	銃	10	ABCEGK
20	日 曜	3.00	銃	7	BCJ
20	{乙は日(第二除)} {甲は其他の日}	7.00	{銃、網、網}	10	BCEKP
10	日 曜	3.00	銃	10	BCJ
20	日 曜	7.00	銃	10	BCEK
10	日 曜	3.00	銃	5	BCEJ
20	日 曜	5.00	銃、兎網	10	BCJEO
20	—	1.50	—	15	なし

獵 區	事 務 所	面 積	創 設
同 夷隅郡老川村筒森獵區	千葉小林區署	967	大正 年 月 日 10. 3. 30
茨城縣牛久沼獵區	牛久村役場	同村一圓	13. 1. 28
三重縣一志郡境村城立獵區	同村城立23	967	11. 9. 11
同 阿山郡東拓植村獵區	同村上拓植1723	同村一圓	12. 11. 20
愛知縣知多郡東浦村獵區	同村石濱平林76	320	12. 3. 3
静岡縣安倍郡賤棧村獵區	同村役場	— 131	11. 10. 12
同 賀茂郡城東村大川獵區	同村役場	—	10. 9. 23
同 駿東郡深良村獵區	同村役場	742	11. 2. 21
同同須走村外四町村聯合岳東獵區	—	—	9. 8. 7
同 富士郡上井出村獵區	—	—	12. 2. 16
山梨縣南都留郡中野村獵區	同村役場	3,913	—
同 北巨摩郡清里村獵區	同村椋山 日影田 1338	984	11. 11. 20
滋賀縣坂田郡春照村獵區	同村役場	1,510	12. 5. 12
同 高島郡本庄村獵區	同村役場	—	13. 1. 21
同 伊香郡片岡村獵區	同村今市546	—	12. 12. 12
同 同 余吾村獵區	同村中三郷85	同村一圓	12. 12. 10
岐阜縣揖斐郡小島村獵區	同村役場	同村の内	12. 10. 24
同 同大和横蔵兩村聯合獵區	兩村役場	1,256	11. 12. 4
岐阜縣不破郡岩手村獵區	同村役場	756	12. 4. 13
長野縣小縣郡武石村獵區	同村役場	317	10. 3. 14
福島縣安積郡丸守村獵區	同村安子島 120	1,591	9. 10. 11
同 相馬郡石神村バツカノキ獵區	—	—	10. 3. 30
同 同 眞野村獵區	同村小島田榎下31	—	12. 12. 21
山形縣西田川郡念珠關村獵區	—	—	12. 3. 8
秋田縣仙北郡南橋岡村獵區	同村山王台 194	435	10. 10. 13
同 南秋田郡南磯村獵區	同村役場	—	12. 11. 28
福井縣足羽郡社村獵區	同村福第一號12	603	11. 9. 23
同 今立郡味眞野村獵區	同村役場	1,382	10. 10. 15
同 坂井郡加戸村獵區	同村役場	801	11. 10. 15
富山縣上新川郡福澤村獵區	同村役場	5,608	11. 10. 2
同 射水郡片口村獵區	同村役場	同村一圓	12. 12. 17
岡山縣上道郡津田村獵區	同村役場	411	11. 10. 25
山口縣豐浦郡彦島町獵區	同村役場	26,600	11. 10. 14
同 大島郡油田村獵區	同村役場	—	12. 11. 5

期限	開 獵 日	承認料	獵 具	人員	制 限
10	土、日	2.00	—	15	なし
20	—	3.00	銃	—	AC
19	—	2.00	銃	15	C
20	—	2.00	銃	—	AD
20	{ 毎月 15 日 及 30 日より 7 日以内 }	{ 4.00 2.00 }	無張 罾	—	乙
20	{ 12 月 20 日 及 3 月 20 日の 二 回 }	5.00	銃	20	AC
20	—	2.00	—	—	—
20	土、日	2.00	銃	20	なし
20	—	2.00	—	—	—
10	土、日	2.00	銃	10	E
20	{ 11 月 1 日 - 12 月 31 日、金、土、日 }	2.00	甲	20	E
20	日 曜	2.00	銃、罾	10	DEJL
5	—	2.00	銃、罾	—	AEGM
10	—	2.00	銃	—	ACJGH
10	—	2.00	銃	—	ACJGH
20	—	2.00	銃	—	ABCEJ
10	土、日	2.00	銃、罾	10	BCEJQ
10	土、日 曜	2.00	銃	10	ABCEJ
10	日 曜	1.00	銃	15	なし
5	日 曜	2.00	銃	5	BJ
10	—	1.50	—	—	—
10	—	3.00	—	—	E
20	—	—	—	—	—
19	連 日	2.00	銃	5	L
20	—	2.00	銃	—	ABCE
19	土、日	2.00	甲、乙	10	JG
20	連 日	2.00	甲、乙	25	なし
20	{ 月 三 回 } { 三 日 以 内 }	2.00	甲、乙	10	D
10	土、日、祭	1.50	銃	25	J
5	—	2.00	銃	—	AB
20	{ 11 月 末迄は 連日、以後は 日曜 }	1.20	銃	20	BCEG
18	水、日	1.50	甲、乙	20	なし
20	—	5.00	銃	—	ABCEH

獵	區	事務所	面積	創設
同	同	森野村獵區	同	大正 年 月 日 12.11.5
同	同	和田村獵區	同	12.11.5
同	同	家室西方村役場	同	12.11.21
同	同	大津郡向津具村獵區	同	12.11.30
同	同	和歌山縣日高郡南部町獵區	同村北道 292	同町一圓 12.11.20
同	同	愛媛縣新居郡大島村獵區	同村 143	473 10.10.13
同	同	福島縣宗像郡大島村獵區	同村役場	全島 9.6.30
同	同	大分縣南海部郡大入島村獵區	同村役場	— 12.11.21
同	同	鹿兒島縣高農演習林鶴岳獵區	演習林寄宿舍	— 3,105 12.4.14
同	同	始良郡霧島獵區	加治木小林區署	— 9,938 11.12.5

(口) 禁獵地及獵區

道府縣	捕獲禁止區域	禁獵區		銃獵禁止區	御獵場	獵區	共同獵區
		國設	縣設				
北海道 大空 長新 千茨 栃奈 三愛 山滋 岐長 宮福 岩	(アシカ)	1	2	11	13	—	—
	—	—	1	2	4	—	—
	—	—	1	3	5	—	—
	—	—	—	6	2	—	—
	—	—	—	6	8	—	—
	—	—	1	8	7	—	—
	—	—	—	2	2	—	—
	—	—	—	3	4	—	—
	—	—	—	8	—	—	—
	(カモシカ)	1	—	4	5	—	—
	—	—	4	6	9	—	—
	—	—	2	3	2	—	—
	(カモシカ)	1	—	13	—	—	—
	—	—	—	4	—	—	—
	—	—	—	8	1	—	—
—	—	—	14	—	—	—	
—	—	1	2	1	—	—	
—	—	—	6	—	—	—	
—	—	1	2	5	—	—	
—	—	2	10	1	—	—	
(シカ)	1	—	4	—	—	—	
(シカ)	1	—	10	2	—	—	
—	—	—	10	0	—	—	
—	—	—	15	1	—	—	

期限	開獵日	承認料	獵具	人員	制限
20	—	5.00	銃	—	ABCEH
20	—	5.00	銃	—	ABCEH
20	—	5.00	銃	—	ABCEGH
—	—	4.00	銃、網	—	BCPE
20	—	2.00	銃、張網	—	BDEQ
20	毎月15日間*	2.00	銃	5	ACEG
20	連日	1.50	銃	10	—
20	—	2.50	銃	—	ABCEJ
20	土、日	2.00	甲、乙	20	なし
10	毎月11-20日迄	2.00	甲、乙	なし	なし

箇所数 (大正十二年未現在)

道府縣	捕獲禁止區域	禁獵區		銃獵禁止區	御獵場	獵區	共同獵區
		國設	縣設				
青森 山秋 福石 富島 岡廣 山和 歌 德香 愛高 福大 佐熊 宮鹿 沖兒 計	(サル)	1	2	3	4	—	—
	(シカ)	1	—	8	3	—	—
	—	—	1	2	5	—	—
	—	—	1	9	2	—	—
	—	—	—	8	2	—	—
	—	—	—	9	3	—	—
	(シカ)	1	—	2	—	—	—
	—	—	1	2	1	—	—
	(カモシカ)	—	—	12	4	—	—
	—	—	1	3	12	—	—
	(カモシカ)	1	—	14	4	—	—
	(シカ)	1	—	5	2	—	—
	(サル)	—	—	5	—	—	—
	(シカ)	1	—	4	2	—	—
	—	—	—	1	—	—	—
(シカ)	—	—	12	—	—	—	
(シカ)	1	—	3	—	—	—	
(シカ)	1	—	1	—	—	—	
(シカ)	1	—	8	4	—	—	
(シカ)	1	—	6	1	—	—	
計	13	32	277	128	—	78	30

(4) 捕獲禁止

(イ) 捕獲禁止獸類及區域 (大正十三年一月現在)

狩獵法により狼、鹿、羚羊、貂の捕獲を禁止せる區域次の如し。
 狼——青森縣。
 鹿、鹿——香川縣小豆郡の内(草壁町、安田村、福田町、大部村、西村、池田村、大鐸村、北浦村)。
 鹿——長野縣。
 宮城縣牡鹿郡鮎川村の内金華山(離島)。
 秋田縣南秋田郡の内、男鹿半島(男鹿中村、南磯村、北浦町、戸賀村、船川港町、五里合村、脇本村、湯西村、船越村、押戸村)。
 島根縣簸川郡の内(日御崎村、鶴鷺村、鰐淵村、杵築村、杵築北村、杵築町、杵築東村、荒木村修理免、遙塔村菱根、遙塔、高濱村矢尾、日下、高巢村、國富村、國富、口字賀、美談、西田村奥字賀)。
 大分縣東國東郡西國東郡一圓(國東半島)。
 熊本縣宇土郡(三角町、郡浦村、網田村、大嶽村、松合村、網津村、綠川村、轟村、宇土町、不知火村)。
 鹿兒島縣。

鹿——北海全道。
 羚羊——群馬縣、奈良縣、和歌山縣。

(ロ) 法定獵具以外の獵具並禁止鳥獸類

府 縣	禁止獵具	禁止鳥獸類	認可年月日
			大正 年 月 日
茨城	歴し、陷鼠、箱	貂、鼬、狸	11. 10. 13
三	歴し、箱	鼬、狸	11. 10. 13
愛	箱 鼠、虎	鼬、貂	11. 11. 29
山	箱 鼠、虎	貂、鼬	11. 4. 9
岐	歴し、箱	鼬、貂	10. 9. 13
福	陷	鼬、貂	10. 2. 4
富	箱 鼠、歴し、箱	鼬、貂	11. 3. 8
廣	箱 鼠、箱	鼬、貂	11. 9. 19
和	箱 鼠、歴し	鼬、貂、狐、狸、猫、鼯鼠、獺	9.
歌	箱 鼠、歴し	鼬、貂、狐、狸	9. 2. 25
德	箱 鼠、歴し	鼬、貂、鼯鼠	9. 3. 17
愛	箱	鼬	10. 12. 3
高	箱	鼬	

(5) 狩獵免狀下附並鳥獸捕獲

(イ) 狩獵免狀下附數(其一)

免許狀	甲種	乙種	計	免許狀	甲種	乙種	計
年度				年度			
大正元	1 3 2 150 3 37,368	1 632 2 5,120 3 80,255	93,528	大正 2	1 5 2 114 3 7,434	1 678 2 4,792 3 81,928	94,951

免許狀	甲種	乙種	計	免許狀	甲種	乙種	計
年度				年度			
大正 3	1 5 2 101 3 37,078	1 643 2 4,232 3 71,534	83,593	大正 7	1 6 2 163 3 8,409	1 1,419 2 8,252 3 135,923	154,172
" 4	1 5 2 90 3 36,923	1 633 2 4,045 3 66,278	77,975	" 8	1 19 2 231 3 10,141	1 1,875 2 11,377 3 171,814	195,506
" 5	1 4 2 91 3 37,420	1 729 2 4,748 3 76,392	89,834	" 9	1 18 2 264 3 10,072	1 1,943 2 12,893 3 184,170	209,360
" 6	1 4 2 129 3 37,948	1 950 2 6,512 3 106,037	121,580	" 10	1 12 2 330 3 10,547	1 2,549 2 15,079 3 188,518	217,035

(其二)

年度	大正 10	11	年度	大正 10	11
府縣			府縣		
北海道	甲 105 乙 5,937	甲 53 乙 2,545	三重	甲 147 乙 4,130	甲 81 乙 2,295
東京	甲 77 乙 6,293	甲 53 乙 5,056	愛知	甲 713 乙 4,311	甲 609 乙 2,634
京都	甲 243 乙 4,676	甲 208 乙 3,030	静岡	甲 236 乙 7,994	甲 141 乙 4,367
大阪	甲 128 乙 3,973	甲 94 乙 3,153	山梨	甲 3 乙 3,899	甲 25 乙 2,276
神奈川	甲 61 乙 3,146	甲 32 乙 2,126	滋賀	甲 174 乙 1,363	甲 83 乙 853
兵庫	甲 154 乙 7,243	甲 104 乙 4,943	岐阜	甲 2,007 乙 5,059	甲 1,841 乙 2,634
長崎	甲 28 乙 3,803	甲 9 乙 1,943	長野	甲 829 乙 7,187	甲 730 乙 3,772
新潟	甲 143 乙 3,609	甲 79 乙 2,942	宮城	甲 329 乙 4,541	甲 217 乙 2,791
埼玉	甲 174 乙 3,602	甲 79 乙 2,207	福島	甲 361 乙 7,285	甲 264 乙 4,133
群馬	甲 23 乙 3,623	甲 15 乙 2,108	岩手	甲 29 乙 3,548	甲 31 乙 2,408
千葉	甲 654 乙 5,131	甲 396 乙 3,334	青森	甲 32 乙 1,899	甲 12 乙 1,039
茨城	甲 193 乙 5,190	甲 103 乙 3,037	山形	甲 406 乙 3,158	甲 325 乙 1,717
栃木	甲 276 乙 4,647	甲 232 乙 2,424	秋田	甲 134 乙 3,028	甲 81 乙 1,981
奈良	甲 33 乙 2,939	甲 23 乙 17,628	福井	甲 250 乙 952	甲 172 乙 589

につきても、沙鷄、山鷄は三月一日より九月三十日まで、鶉、鳩は三月一日より八月三十一日まで、鶉、秧鷄、計里、鶉勝、黄鳥は五月一日より八月三十一日まで獵獲を禁ぜらる。銃器を用ひて狩獵せんとするものは、所轄民政署又は支署を経て關東廳に出願し、免許を受けざるべからず。免許料は十五圓(職業の爲めにするものは二圓)にして免狀の有効期間は八月十五日より翌年五月三十一日までとす。免狀の再付與手数料は二十錢。

第二十一 林野放牧採草

(1) 内地、北海道

(イ) 沼 草

國有林野——古來本邦尙武の氣風は自ら馬匹愛護の念深く青森、岩手の南部馬、福島の三春馬、宮崎の福馬等其著名なるものなり、是等産馬地方は概ね高原平野に富むを以て自ら國有林野内に放牧、採草の慣行を生じ維新後尙其面目を一新するに至らざりき。

明治十三年、官有荒蕪地及原野貸渡規則を定められ開墾、牧畜成功後に於て之を拂下ぐることとなりしが、二十三年更に官有森林原野及産物特別處分規則を發布せられ牧畜(開墾)の爲めには隨意契約にて國有林野を貸付又は賣却をなし得ることとなり、然るに爾來年々逐て牛馬放牧の盛なる地方は尙無願林地使用の弊害ありしが故に、三十年及四十年森林法に之れが制裁を設けられ、爾來馬政局と山林局とは放牧上各種の協定を遂げ林業經營上障礙なきを期したり。

尙牧畜事業以外に要する採草地は舊來の慣行により副産物として拂下られたるが特別經營事業開始後農業上必要の採草地は之を除地として取扱ひ以て採草の安全を期せり。

而して大正十一年度末迄に牛馬の爲使用せしめつゝある國有林野面積次の如し。

放 牧 地	採 草 地	計
可 118,905	可 190,263	可 309,168

御料林野——此林野中放牧に關係あるは主に青森、岩手及群馬の一部分なるが、明治三十年森林法の發布せらるるや翌々年御料局は多年の慣行により放牧を禁止し難き事情あるものは一ヶ年内に於て一期間一頭に付金五錢以上の放牧料を徴収することとし、爾來地所貸付の形式によりて處理せられつゝあり。

民有林野——舊藩當時は産馬事業頗る隆盛なりしを以て放牧採草地として使用されたる林野面積は廣大なりしと雖維新後官民有區分明かとなり民有林野は更に公有、社寺有、私有等に細別せられ且多くの放牧地は公有林野に編入せられたり、從て殆ど荒廢に歸したるを以て政府は公有林野中森林として施業すべき區域、農耕地、採草地又は放牧地として利用すべき地區を區分せしめ施業方法の確立を奨励せり、然かも放牧地の整理は容易に行はれず尙濫牧に放任せる地方多し、又農業上の肥料採草地も漸く整理の緒に就きたる状態なり。

(ロ) 道府縣林野放牧 (大正十年度)

年次 又地方	御 料					
	立 木 地			無 立 木 地		
	面積	頭 數	其他	面積	頭 數	其他
東京	876	422	1	203	175	—
京都	—	—	—	113	315	—
兵庫	14,866	5,108	390	13,256	9,541	206
新潟	152	180	150	3,442	9,216	685
群馬	7,143	4,557	160	2,196	2,524	226
埼玉	1,599	373	151	568	288	22
群馬	3,802	482	1,115	5,957	1,639	734
茨城	3,606	72	2,733	496	—	717
栃木	4,522	195	2,006	676	265	—
愛知	1	—	1	5	—	3
静岡	—	—	—	105	48	—
山梨	—	—	—	719	160	156
岐阜	2,218	526	676	743	297	323
長野	1,512	495	872	4,614	658	6,487
宮城	231	10	195	7,423	922	3,572
福島	16,765	—	10,995	5,956	—	3,533
岩手	83,379	13,385	16,439	25,958	6,751	14,120
青森	15,515	1,323	4,072	27,380	10,659	15,925
山形	1,214	311	132	355	179	—
秋田	9,196	2,298	2,887	5,481	594	6,168
石川	180	200	160	176	211	201
鳥取	1,285	300	66	2,909	978	41
島根	9,936	7,205	139	8,391	7,596	809
岡山	32,487	13,009	166	25,518	16,731	539
廣島	20,853	10,268	990	14,048	8,776	1,182
山口	113	121	—	221	301	—
和歌山	101	212	—	215	267	—
香川	1,857	1,545	—	28	512	—
福岡	5	—	—	300	429	68
大分	6,416	2,056	384	28,595	17,601	4,868
佐賀	—	—	—	45	190	—
熊本	—	—	—	18,449	15,931	15,016
宮崎	2,234	15	1,359	570	95	274
鹿児島	657	609	189	2,470	3,810	8,963
鹿兒島	1,531	1,375	290	4,623	3,819	1,344
沖繩	86,056	3,645	17,390	84,651	5,629	17,366
北海道	—	—	—	—	—	—
計	330,308	70,297	64,108	296,855	127,107	103,548
			526			1,565

備考 本表は御料、國有、公有、社寺有、私有林全部の總計なり。

* 印は牛馬混淆放牧したるものにして其の牛馬の内頭數の多き方に掲げたるものなり、國有中の印を附したるは大林區署以外の管轄に屬するものなり。

(2) 樺太

樺太の露領當時に於ける牧畜は他業に比し盛大なりしものゝ如く農家何れも數頭乃至數十頭の牛馬を飼養し少くも三千頭を存せしは明かにして牛は馬の二三倍に上り豚は馬の1/2乃至1/3に過ぎざりしなり。是等畜類は自由に林野に放牧せられたるが明治三十八年我國之を占領するや何れも之を棄てて本國に引揚げたるを以て牛馬は群をなし山野を彷徨し島内は恰も一大牧場たる觀を呈したりしが爾來種畜所を設げ之を收容し且東北地方より移入を圖り種付を奨励し又一面には牧場地の貸付(牛馬又は綿羊の牧場經營者は未開地五十萬坪以内を無償にて五ヶ年以内貸付け事業完成後無償讓與す)及養狐業の奨励(一萬五千坪以内の土地を同上)を行ひたる結果次表の如し。

大正十一年度末現在、民有牧場其他

支 廳	牧 場		養 狐 場		豚 頭數	雞 頭數		
	箇所	面積	箇所	面積				
豊原外八	193	64,295,745	1,414	645	22	673	276	983

第二十二 森林教育

(一) 概 説

沿革——林業に關する學術を教育せむ爲特別機關を設置せられしは明治十五年十一月、山林局の主管に屬する東京山林學校を東京府下西ヶ原に設けたるを嚆矢とし林學の研究、生徒の教育、林業試験、書籍翻譯等を施行したりしが、同十九年六月農業專門教育の爲設けられたる駒場農學校を併合して東京農林學校と稱し之れが官制を發布せられたり。

其の後時世の進運に伴ひ農林學校の程度を高めて大學組織とし深奥の學理を教授するの緊切なるを認め明治二十三年六月帝國大學の分科大學と爲せり、分科大學は法、醫、工、文、理、農の六に分たれ農科大學は更に農、林、獸醫の三科に分たれたるが明治三十二年に至り實業學校令、同三十六年に於て專門學校令の發布を見尋で盛岡及鹿兒島等に高等農林學校を創設せられ、尙明治四十年には札幌農學校を廢し新に東北帝國大學を設立せられたり、而して實業學校令に依るものは甲、乙の二種に分れ修業年限と入學資格により區別せられたるが最近甲、乙の區別を廢せらる、斯くて世の進運に伴ひ九州、京都等に帝國大學の新設を見、又宇都宮、岐阜、三重等に高等農林學校を新設され且各地に實業學校を新設せらるゝに至れり。

現時施設——現時本邦森林教育には初等森林教育、高等專門森林教育、最高森林教育の三種あり、初等森林教育は初等の普通教育を修了せし者即ち尋常又は高等小學校卒業者に簡易の林業教育を授くるものにして全國道府縣に設置せられある農業學校是れなり、高等專門森林教育は中學又は農業學

校卒業者に高等なる森林專門教育を授くるものにして文部省直轄又は總督府の管轄に屬する高等農林學校なり、次に最高の森林教育機關は即ち大學教育にして高等なる普通教育即ち高等學校高等科卒業生に對し森林に關する學理及應用の蘊奥を授くるものにして帝國大學の一部科たる農學部林學科即ち是れなり。

以上の外農商務省林業試験場に於ては大正九年度以降毎年一ヶ月間林業技術員講習會を開き荒廢地復舊技術修習の目的にて數十名に講習を行ひ、又大日本山林會に於ても大正九年以來東京帝國大學林學部教室其他にて林業講習を行ひ毎年數十名を講習せり、尙地方山林會に於ても亦林業に關する講習、講話、實地指導等を行ひ普遍的に林業智識を啓發しつつあり。今參考の爲林學科の設置しある高等專門學校以上の學校名を示せば次の如し。

東京帝國大學農學部、京都帝國大學農學部、九州帝國大學農學部、北海道帝國大學農學部、東京帝國大學農學部實科、北海道帝國大學農學部實科、盛岡高等農林學校、鹿兒島高等農林學校、三重高等農林學校、宇都宮高等農林學校、岐阜高等農林學校、水原高等農林學校、臺灣高等農林學校。

(二) 實業教育

(1) 實業學校令及農學校規程

實業學校令(勅令29)——實業學校は實業に従事する者に須要なる智識技能を授くるを目的とし兼れて徳性の涵養に力むるものとす、而して學校の種類は工業、農業、商業、商船、水産、其他實業教育を爲す學校及實業補習學校にして獸醫學校は農業學校と看做さる、又實業學校にして高等の教育をなすもの之を實業專門學校とし專門學校令の定むる所に依る、實業學校を設立し得るものは北海道、府縣郡市町村、北海道、沖繩縣の區、北海道の一、二級町村、市町村學校組合、町村學校組合、商業會議所、農會、其他之に準すべき公共團體及私人等にして其の設置又は廢止に關しては何れも文部大臣の認可を受くるの必要あり。

農業學校規定(文部省令4)——農業學校の修業年限は學科の種類、土地の情況等に應し特別の必要なき限り、尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする場合に於ては三年乃至五年、高等小學校卒業程度を以て入學資格とする場合に於ては二年乃至三年とし、入學志願者は年齢十二歳以上の者にして小學校を卒業せざる者又は同程度と認むべき課程を卒らざる者は學力檢定を行ふを要す、農業學校の每週教授時間は實習を除き三十時以内とし、實習時間は學科の種類、土地の情況に依り適宜定めらる、而して土地の情況に依り學科を農業科、養蠶科、園藝科、畜産科、林業科等に分ち其内一學科又は數學科を置くことを得べく又學科の種類修業年限に依り或る學年の課程は學科別とせず合併教授とすることを得、尙より以上の教育を受けんと欲する者の爲めに尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限五年、高等小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限三年若くは之と同等以上

の實業學校を卒業したる者は同種類又は類似の専門學校に入學する資格あるものと指定され居りしが尙廣く高等教育機關の門戸を解放せんが爲大正十三年三月文部省告示第百九號を以て男子實業學校卒業生(但し尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限五年、高等小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限三年若くは之と同等以上の實業學校卒業生)女子實業學校卒業生(但し尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限四年、高等小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限二年若くは之と同等以上の實業學校卒業生)には専門學校入學者檢定規程第八條第一號に依り専門學校入學に關し中學校若くは修業年限四年の高等女學校卒業生と同等以上の學力を有するものと指定せられたり。

(2) 實業學校教員の資格、檢定、待遇

教員資格——資格に關しては文部省令第28號の規程に依り(イ)、學位を有する者、(ロ)、學士と稱することを得る者、(ハ)、文部大臣の指定したる者、(ニ)、教員免許令により免許狀を有する者の一たるを要す、但實業學校に於て特に必要ある場合には無資格者を教員として採用することを得べきも之れに對し教諭又は助教諭と稱することを得ざるものとせり、而して上記(ハ)文部大臣の指定したる者の内農業に關するものを摘出すれば(1)帝國大學々部選科及分科大學選科修了者、(2)官公立實業専門學校卒業生(盛岡其他の高等農林學校卒業生)、(3)東京帝國大學農學部實科及農科大學實科並に乙科卒業生、(4)北海道帝國大學農學部實科並に札幌農學校森林科、林學科等の卒業生、(5)東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所卒業生、(6)農商務省蠶業講習所本科卒業生等なりとす。

教員檢定——實業學校教員の檢定規程は大正11年1月文部省令第4號を以て始めて公布せられ從來一回も檢定試験を行ひたることなきも向後は毎年少くも一回之を實施さるべきとなり、檢定試験は受験者の學力、性行及身體に就き行はるものにして受験者の資格は(1)實業學校又は實業補習學校教員養成所卒業生、(2)中學校、高等女學校、高等女學校實科、又は實科女學校卒業生、(3)専門學校入學試験檢定合格者、(4)専門學校入學に關し指定を受けたる者、(5)徴兵令第13條又は文官任用令第6條に依り中學校と同等以上と認定せられたる學校の卒業生、(6)小學校本科正教員、尋常小學校本科正教員、小學校專科正教員又は准教員の免許狀を所有する者、(7)教員免許令に依り教員免許狀を有する者又は本令施行前實業學校教員資格に關し文部大臣の認可を受けたる者、(8)外國に於て實業學校、師範學校、中學校又は高等女學校に準すべき學校を卒業したる者、(9)文部大臣に於て適當と認定したる學校の卒業生等とす。

次の各號に該當する者は無試験檢定を受くることを得、(但し第三第四に該當する者は實習科目のみに限らる)。

(1)相當の學歷を有し實業學校又は之と同等以上の學校に於て五年以上檢定を受けむとする學科目の教授を擔任し成績優良なる者、(2)實業補習學校教員養成所を卒業し三年以上教諭の職に在り且つ檢定を受けむとする學科

目の教授を擔任し成績優良なる者、(3)實業學校を卒業し五年以上檢定を受けむとする學科目に關して實地の經驗を有し技術の優良なる者、(4)五年以上實地の經驗を有し實業學校に於て三年以上檢定を受けむとする學科目の實習教授を擔任し成績優良なる者、(5)前項第一號乃至第八號に該當する者にして教員無試験檢定に關し文部大臣の許可を受けたる學校卒業生にして成績優良なる者、(6)實業専門學校又は之と同等以上の學校を卒業し實業學校又は之と同等以上の學校に於て三年以上檢定を受けむとする學科目の教授を擔任し成績優良なる者。

試験には豫備試験及本試験あり豫試に合格せざれば本試を受くることを得ず又豫試に合格したる者が次同に本試を受くる場合には之を免除せらる。豫備試験は願書經由の地方廳にて行ひ、本試験は教員檢定委員長之を公告す。

教員待遇——免許狀を有する教員は内地公立實業學校に於ては教諭又は助教諭と稱す、學校長は奏任官待遇とし高等官八等乃至三等待遇を受け、教諭は奏任官又は判任官待遇にして奏任待遇のものは八等乃至五等の待遇を受く、又助教諭、書記及び専任舎監は判任官待遇、奏任待遇の教諭は六學級以下の學校に於ては三人以内、以上三學級を加ふる毎に一人宛を加へらる、朝鮮及臺灣に於ては總督府立並に公立實業學校の教職員は總て奏任官又は判任官にして學校長は奏任七等乃至三等、教諭は奏任八等乃至四等とす。

今參考の爲其俸給額を表示せば次の如し、但公立實業學校職員にして一級俸を受け在職五年以上に達し特に功勞ある者には奏任待遇者は七百圓以内、判任待遇者には四百五十圓以内の加俸を支給せらる。

公立實業學校職員俸給表

官 職 名	一級	二級	三級	四級	五級	六級
公立實業學校長(奏待)	3,800	3,400	3,100	2,800	2,600	2,400
朝鮮實業學校長(奏)	4,500	4,100	3,800	3,400	3,100	2,700
臺灣實業學校長(奏)						
公立實業學校教諭(奏待)	3,100	2,800	2,600	2,400	2,200	2,000
朝鮮實業學校教諭(奏)	3,800	3,400	3,100	2,700	2,400	2,000
臺灣實業學校教諭(奏)						
公立實業學校教諭(判待)	160	140	130	120	110	100
公立實業學校助教諭(判待)	120	110	100	90	80	70
公立實業學校書記(判待)	120	110	100	90	80	70
同 専任舎監(判待)						
朝鮮實業學校教諭(判)	160	135	115	100	85	75
臺灣實業學校教諭(判)						
同 書記(判)						

官 職 名	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
公立實業學校長(奏任)	2,200	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200	1,100
朝鮮實業學校長(奏任)	2,400	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200	—
臺灣實業學校長(奏任)	1,800	1,600	1,400	1,300	1,200	1,100	1,000
公立實業學校教諭(奏任)	1,800	1,600	1,400	1,200	1,100	—	—
朝鮮實業學校教諭(奏任)	1,800	1,600	1,400	1,200	1,100	—	—
臺灣實業學校教諭(奏任)	90	80	70	60	50	—	—
公立實業學校教諭(判任)	60	55	50	45	40	—	—
公立實業學校助教諭(判任)	60	55	50	45	40	35	30
公立實業學校書記(判任)	60	55	50	45	40	35	30
同 專任舍監(判任)	65	55	50	45	40	—	200
朝鮮實業學校教諭(判任)							特俸
臺灣實業學校教諭(判任)							200
同 書記(判任)							200

又公立實業學校長、教諭、助教諭、舍監にして五年以上勤続する者には年功加俸を支給せらる其年額次表の如し。

勤続年數	俸給80圓以上	俸給80圓以下
5年以上、10年未滿	108—132	60—84
10年以上、15年未滿	156—180	96—120
15年以上	216—276	132—168

(3) 實業學校一覽(甲)

實業學校中林業關係のものにして元甲種、乙種と稱せられたる區別に従ひ便宜之を(甲)(乙)に分ちて列擧することとせり。

林科の設けある學校

名 稱	位 置	創 立	分 科	修業	入學生徒 資格 定員	林 科 在學卒業 生 生	演習 林
北海道廳立空知農業學校	空知郡岩見澤町	明治40	農、林、畜産科	3年高	120	88 13	189
同廳立永山農業學校	上川郡永山村	大正12	農、林 科	3年	120	32	200
奈良縣立吉野林業學校	吉野郡川上村	明治35	林 科	5年尋	250	178 431	188
長野縣立木曾山林學校	西筑摩郡福島町	33	本 專 修 科	3年高	300	215 712	83
山形縣立村山農學校	北村山郡楯岡町	明治33	本 科 (農、林、蠶)	3年	300	87 20	406
和歌山縣立那賀農業學校	那賀郡岩出町	大正11	本 專 修 科 (農、林)	3年高	300	17	100
大分縣立日田農林學校	日田郡日田町	明治34	林 科	3年	120	115 447	50
宮崎縣立宮崎農學校	宮崎郡赤江村	33	本 科 (農、林、蠶)	3年	330	125 314	233
全羅北道裡里農林學校	益山郡裡里	大正11	農、林 科	5年尋	500	—	7,233

三學年以後林科の設けある學校

名 稱	位 置	創 立	分 科	修業	入學生徒 資格 定員	林 學 科 在 學 卒 業 生 生	演 習 林
京都府立京都農林學校	愛宕郡下鴨村	明治28	本 科 (第一、第二部別科)	3年高	250	58 312	142
新潟縣立加茂農林學校	南蒲原郡加茂町	34	農、林 科	4年	400	44 232	132
三重縣立農林學校	一志郡久居町	37	本 科 (農、林)	3年	230	15 132	82
愛知縣安城農林學校	碧海郡安城町	34	本 科 (農、林) 實習科、別科	5年尋	300	71 336	296
山梨縣立農林學校	甲府市伊勢町	37	本 科 (農、林)	3年高	240	31 103	39
滋賀縣立長濱農學校	阪田郡長濱町	29	本 科 (農、蠶、林)	3年	350	21 36	70
岐阜縣岐阜農林學校	稲葉郡加納町	大正11	本 科 (農、蠶、林) 專 修 科	3年	450	34 248	144
宮城縣小牛田農林學校	遠田郡小牛田町	明治29	農、林 科	4年	200	87 141	100
福井縣立福井農林學校	吉田郡圓山西村	28	本 科 (農、林)	4年	350	67 231	110
石川縣立農學校	石川郡松任町	大正9	本 科 (第一、第二部農林)	5年尋	50	—	50
廣島縣立西條農學校	賀茂郡西條町	明治41	畜 産 科 畜 産 科 別 科 畜 産 科	3年高	450	6 31	130
山口縣立小郡農業學校	吉敷郡小郡町	18	農、林、蠶科 獸醫畜産科	3年高	280	125 61	17
和歌山縣立西牟婁農業學校	西牟婁郡朝來村	大正12	本 科 (農、林) 專 修 科	3年	150	—	—
同縣立日高農業學校	日高郡南部町	明治37	農、林 科	3年	150	16 145	54
德島縣立農業學校	名東郡加茂名村	36	農、林 科	5年尋	200	30	3
高知縣立農業學校	長岡郡長岡村	23	豫 科 (農、林) 本 科	1年高	400	13 26	42
沖繩縣立農林學校	中頭郡北谷村	35	農、林 科	3年	300	12	96

農林科混合せる學校

名 稱	位 置	創 立	分 科	修業	入學生徒 資格 定員	林 學 科 在 學 卒 業 生 生	演 習 林
東京府立農林學校	西多摩郡青梅町	明治43	本 科	3年高	150	—	53

名稱	位置	創立	分科	修業	大學	生徒	林科	演習
					資格	定員	在學生	卒業生
兵庫縣立三田農林學校	有馬郡三田町	明治34		3	高	150		10
埼玉縣立秩父農林學校	秩父郡秩父町	33	本科	3		150		21
群馬縣立勢多農林學校	勢多郡桂登村	40	農、蠶、畜産科	3		300		45
長野縣立高井農林學校	下高井郡穗高村	39	第1部 第2部	3	高等	150		52
静岡縣立東農林學校	沼津市	35	第1部 第2部	3	高等	不定		3
福島縣立會津農林學校	河沼郡坂下町	大正10		3	高	150		16
秋田縣立農林學校	北秋田郡鷹巣町	2	農林科	3		150		29
鳥取縣立日野農林學校	日野郡黒坂村	9	本科、研究科	3		150		47
鳥根縣立松江農林學校	八東郡乃木村	明治33	本科 (農林畜産)	3		314		166
同縣立益田農林學校	美濃郡吉田村	大正10	農林科	3		150		153
岡山縣立勝間田農林學校	勝田郡勝間田町	明治35	本科 (農林畜産)	3		450		277
福岡縣立田川農林學校	田川郡田川町	大正6		3		150		17
熊本縣立阿蘇農業學校	阿蘇郡宮地町	明治34	農科、森林、畜産、農林科	3		120	317	33
同縣立葦北農林學校	葦北郡佐敷町	大正10		3		150		

農科にて林學大産を教ゆる學校

名稱	位置	創立	名稱	位置	創立
北海道立十勝農業學校	河西郡帶廣町	大正11	大阪府立農學校	東成郡鶴橋町	明治21
麻布歌醫畜産學校(財法)	麻布區新堀町	明治38	同府立園藝學校	豊能郡秦野村	大正13
東京歌醫學校(社法)	豊多摩郡邊谷町	40	神奈川縣立農業學校	中郡平塚町	明治40
東京府立園藝學校	荏原郡駒澤村	41	同縣立農蠶學校	高座郡相原村	大正12
日本歌醫學校(社法)	荏原郡目黒町	44	兵庫縣立農學校	加古郡平岡村	明治30
京都府立龜岡農學校	南桑田郡龜岡町	大正9	同縣立蠶業學校	養父郡八鹿町	30

名稱	位置	創立	名稱	位置	創立
同縣立佐用農蠶學校	佐用縣佐用村	明治42	同縣立鹿沼農商學校	上都賀郡鹿沼町	大正10
同縣立上郡農學校	赤穂郡上郡町	39	同縣立眞岡農學校	芳賀郡眞岡町	明治41
長崎縣立農學校	北高來郡諫早村	39	奈良縣立添上農學校	添上郡樺本町	大正9
新潟縣立高田農學校	高田市藪野町	32	同縣立磯城農學校	磯城郡田原本町	12
埼玉縣立旅谷農學校	大里郡熊谷町	34	三重縣立多賀農學校	名賀郡名張町	4
同縣立進社蠶業學校(社法)	兒玉郡兒玉町	明治32	愛知縣立新城農蠶學校	南設東郡新城町	7
同縣立蠶業學校	川越市小仙波	大正10	同縣立西尾蠶絲學校	幡豆郡西尾町	8
同縣立杉戸農業學校	北葛飾郡杉戸町	10	同縣立牛田農學校	知多郡牛田町	明治32
群馬縣立中ノ條農業學校	吾妻郡中ノ條町	明治32	同縣立蒲郡農學校	寶飯郡蒲郡町	大正2
同縣立甲種高山社蠶業學校(同業組合)	多野郡藤岡町	33	静岡縣立中泉農學校	磐田郡中泉町	明治29
同縣立蠶絲學校	碓氷郡安中町	大正2	同縣立蠶業學校	濱名郡曳馬村	30
同縣立佐波農業學校	佐波郡茂呂村	9	同縣立藤枝農學校	志太郡西益津村	36
同縣立小泉農業學校	邑樂郡小泉町	明治45	同縣立大宮農學校	富士郡大宮町	35
千葉縣立茂原農學校	長生郡茂原町	30	同縣立安倍農學校	安倍郡豐田村	大正3
同縣立山武農學校	山武郡大網町	大正9	同縣立小笠農學校	小笠郡六郷村	1
同縣立旭農學校	海上郡旭町	明治43	同縣立田方農學校	田方郡函南村	明治35
同縣立安房農學校	安房郡南三原村	大正11	同縣立御殿場實業學校	駿東郡御殿場町	34
茨城縣立水戸農學校	東茨城郡常盤村	明治29	山梨縣立蠶業學校	東八代郡石和町	29
同縣立結城郡立結城農學校	結城郡結城町	30	同縣立狹北農學校	北巨摩郡日野春村	大正4
同縣立石岡農學校	新治郡石岡町	43	滋賀縣立栗太農學校	栗太郡草津町	11
栃木縣立宇都宮農學校	宇都宮市今泉町	28	岐阜縣立安八農學校	安八郡安井村	10
同縣立栃木農學校	下都賀郡栃木町	40	長野縣立小縣蠶業學校	上田市	明治25
同縣立矢板農學校	鹽谷郡矢板町	42	同縣立伊那農業學校	上伊那郡伊那町	28

名	稱	位	置	創立	名	稱	位	置	創立
同縣諏訪蠶絲學校	諏訪郡平野村	〃	45	青森縣立三本木農學校	上北郡三本木町	〃	明治31		
同縣立南安農學校	南安農郡豐科町	大正	8	同縣立五所河原農學校	北津輕縣五所河原町	〃	35		
同縣北佐久農學校	北佐久郡岩村田町	明治	35	山形縣立置賜農學校	東置賜郡小松町	〃	29		
同縣更級農學校	更級郡篠井町	〃	40	同縣立莊内農學校	東田川郡藤島町	〃	34		
同縣下伊那農學校	下伊那郡罪村	大正	9	秋田縣立秋田農學校	仙北郡大曲町	〃	28		
同縣下高井農學校	下高井郡中野町	〃	10	石川縣河北農學校(組合)	河北郡津幡町	大正	13		
同縣上水内郡西部農學校(學校組合)	上水内郡榮村	明治	42	富山縣立福野農學校	東礪波郡福野町	明治	27		
同縣東筑摩農學校	東筑摩郡鹽尻村	大正	11	同縣立上市農學校	中新川郡上市町	大正	10		
同縣丸子農商學校	小縣郡丸子町	明治	45	鳥取縣立農學校	東伯郡社村	明治	28		
同縣上高井農學校(學校組合)	上高井郡須坂町	〃	45	鳥根縣立川本農學校	邑智郡川本村	大正	13		
同縣上水内農學校	上水内郡吉田町	〃	41	岡山縣高松農學校	吉備郡高松町	明治	32		
同縣南佐久農學校(學校組合)	南佐久郡白田町	〃	40	同縣山本農學校(財法)	久米郡倭文東村	大正	7		
宮城縣農學校	名取郡長町	〃	18	德島縣立板西農學校	板野郡板西町	明治	39		
同縣栗原農學校	栗原郡若柳町	〃	31	香川縣立木田農學校	木田郡平井村	〃	38		
同縣百理蠶業學校	百理郡百理町	〃	31	愛媛縣立松山農學校	松山市持田	〃	33		
同縣加美農學校	加美郡中新田村	〃	41	同縣立宇和農學校	東宇和郡宇和町	〃	41		
同縣黑川農學校	黑川郡吉岡町	〃	34	同縣立西條農學校	新居郡大町村	大正	8		
福島縣立蠶業學校	信夫郡渡利村	〃	29	福岡縣立福岡農學校	筑紫郡那珂村	明治	33		
同縣立岩瀬農學校	岩瀬郡須賀川町	〃	41	大分縣立三重農學校	大野郡三重町	〃	27		
同縣立相馬農學校	相馬郡原町	〃	40	同縣立四日市農學校	宇佐郡四日市町	〃	34		
岩手縣立盛岡農學校	盛岡市	〃	32	同縣玖珠農學校(學組)	玖珠郡森町	〃	44		
同縣立蠶業學校	東磐井郡千厩町	〃	35	同縣國東實業學校(同)	東國東郡國東町	〃	35		
同縣立水澤農學校	膽澤郡水澤町	〃	36	佐賀縣立佐賀農學校	杵島郡福治村	〃	34		

名	稱	位	置	創立	名	稱	位	置	創立
熊本縣立熊本農業學校	飽託郡出水村	明治	33	鹿兒島縣立鹿屋農學校	肝屬郡鹿屋町	明治	28		
同縣立球磨農業學校	球磨郡上村	〃	34	同縣立宮之城蠶業學校	薩摩郡宮之城町	〃	45		
同縣立菊池蠶業學校	菊池郡國府町	大正	10	大邱公立農業學校	慶尙北道達城郡壽城面	〃	43		
同縣立矢部農學校	上益城郡濱町	明治	44	光州公立農業學校	全羅南道光州面	〃	43		
同縣立天草農學校	天草郡本戶村	大正	9	咸興公立農業學校	咸鏡南道咸興郡南州東面	〃	43		
宮崎縣立高鍋農學校	兒湯郡上江村	明治	36						
同縣都城農學校	北諸縣郡沖水村	大正	5						

(4) 實業學校一覽(乙)
農 林 學 校

名	稱	位	置	創立	名	稱	位	置	創立
神奈川縣立農林學校	足柄郡吉田島村	明治	42	同縣郡上農林學校	郡上郡口明方村	大正	11		
新潟縣立津川農林學校	東蒲原郡津川町	〃	39	長野縣南佐久農林學校(學組)	南佐久郡北牧村	〃	11		
同縣立吉川農林學校	中頸城郡吉川村	〃	43	岩手縣立久慈農林學校	九戸郡久慈町	〃	9		
私立埴岡農林學校	千葉縣山武郡陸岡村	大正	4	福井縣立遠敷農林學校	遠敷郡遠敷村	〃	9		
八街農林學園(私立)	印旛郡八街町	〃	12	富山縣立水見農林學校	水見郡加納村	〃	9		
愛知縣作手農林學校(村立)	南設樂郡作手村	明治	37	鳥根縣立大東農學校	大原郡大東町	〃	8		
靜岡縣立引佐農林學校	引佐郡金指町	〃	35	山口縣立日置農學校	大津郡日置村	〃	2		
同縣立周智農林學校	周智郡森町	〃	39	北種子村立種子島農林學校	鹿兒島縣熊毛郡北種子村	明治	37		
滋賀縣阪田郡山東農林學校(學組)	阪田郡春照村	〃	37	鹿兒島縣伊佐農林學校(町立)	伊佐郡大口町	大正	3		
岐阜縣加茂農林學校	加茂郡古井村	〃	44	臺南州立嘉義農林學校	嘉義郡嘉義街	〃	8		
同縣揖斐農林學校	揖斐郡揖斐町	大正	8	岐阜縣益田農林學校(學組)	益田郡萩原町	〃	13		

農 學 校

名 稱	位 置	創 立	名 稱	位 置	創 立
東京府立府中農 蠶學校	北多摩郡 府中町	明治42	岩槻町外九ヶ村 學校組合立 中部實業學校	埼玉縣南 埼玉郡岩 槻町	大正7
同府立中野農業 學校	豐多摩郡 中野村	33	飯能實業學校 (財法)	同縣入間 郡飯能町	7
京都府立木津農 學校	相樂郡木 津町	34	南埼玉郡越ヶ谷町外 七ヶ村學校組合立 東武實業學校	同縣南埼 玉郡越ヶ 谷町	8
同府立久美濱農 學校	熊野郡海 部村	35	北埼玉實業學校 (學組)	同縣北埼 玉郡羽生 町	8
同府何鹿郡東八 田農學校(村立)	何鹿郡東 八田村	35	豐岡町外九箇村 學校組合立 豐岡農業學校	入間郡豐 岡町	9
同府立須知農學 校	船井郡高 原村	41	鴻巣町外九箇村 學校組合立 武陽實業學校	北足立郡 鴻巣町	10
同府立河守蠶業 學校	加佐郡河 守町	41	群馬縣立利根農 業學校	利根郡利 南村	大正8
大阪府黑山實業 學校(學組)	南河內郡 黑山村	大正6	千葉縣立印西農 學校	印旛郡木 下町	明治34
同府立泉南農學 校	泉南郡佐 野町	9	同縣立小御門農 學校	香取郡滑 村	33
津久井蠶業學校 (學組)	神奈川縣 津久井郡 三ヶ本村	明治35	同縣立多古農學 校	香取郡多 古町	40
愛甲農蠶學校 (同)	同縣愛甲 郡荻野村	44	同縣立天羽農學 校	君津郡湊 町	35
津名郡北淡實業 學校	兵庫縣津 名郡淺野 村	大正12	同縣立望陀農學 校	君津郡中 郷村	36
新潟縣立上組農 學校	古志郡上 組村	明治40	同縣君津郡周淮 農學校(學組)	君津郡中 村	大正43
同縣立栃尾農商 學校	古志郡下 鹽谷村	41	同縣立八生農學 校	印旛郡八 生村	明治3
同縣立中條農學 校	北蒲原郡 中條町	42	同縣香取郡大須 賀町立大須賀農 學校	香取郡大 須賀村	3
同縣立新發田農 學校	北蒲原郡 新發田町	44	同縣君津郡小櫃 農學校(學組)	君津郡小 櫃村	6
同縣立水原農學 校	北蒲原郡 水原町	43	大多喜女子實業 學校(同)	夷隅郡大 多喜町	6
同縣立佐渡農學 校	佐渡郡畑 野村	43	千葉縣立野田農 學校	東葛飾郡 野田町	8
同縣立新井農商 學校	中頸城郡 新井町	43	小見川農業學校 (町立)	香取郡小 見川町	11
同縣立直江津農 商學校	中頸城郡 直江津町	43	茨城縣小瀬農學 校(村立)	那珂郡小 瀬村	明治40
同縣立柏崎農學 校	刈羽郡比 角村	44			
同縣立安塚農學 校	東頸城郡 安塚村	43			

名 稱	位 置	創 立	名 稱	位 置	創 立
同縣立江戸崎農 學校	稻敷郡江 戶崎町	明治10	長野縣藝科農學 校(學組)	北佐久郡 芦田村	明治35
同縣立大子農學 校	久慈郡大 子町	40	長野縣松代町立 松代實業學校	埴科郡松 代町	39
同縣立笠間農學 校	西茨城郡 笠間町	42	同縣立埴科農蠶 學校(學組)	埴科郡屋 代町	42
同縣立眞壁農學 校	眞壁郡眞 壁町	42	同縣上水内郡北 部農學校(同)	上水内郡 三水村	43
同縣稻敷郡奥野 村立奥野農學校	稻敷郡奥 野村	42	同縣組合立南安 南部農蠶學校 (同)	南安曇郡 梓村	43
同縣立鹿島農學 校	鹿島郡鹿 島町	43	同縣埴南農蠶學 校(同)	埴科郡坂 城町	43
栃木縣上野原農 學校(私立)	芳賀郡祖 母井村	40	同縣上伊那郡伊 北農商學校(同)	上伊那郡 伊那富村	大正元
奈良縣立南葛城 農學校	南葛城郡 御所町	33	同縣組合立龍東 農業學校(同)	下伊那郡 喬木村	2
同縣立生駒農學 校	生駒郡郡 山町	39	同縣學校組合立 南安北部農學校 (同)	南安曇郡 東穂高町	6
三重縣立鈴鹿農 學校	鈴鹿郡龜 山町	45	同縣赤穂公民實 業學校(村立)	上伊那郡 赤穂村	6
同縣立飯南農學 校	飯南郡花 岡村	大正3	同縣北安曇郡村 立南小谷實業學 校	北安曇郡 南小谷村	8
同縣立三重農學 校	三重郡神 前村	大正11	宮城縣柴田農學 校(縣立)	柴田郡大 河原町	明治43
同縣立度會農學 校	度會郡田 丸町	9	同縣伊具農蠶學 校(學組)	伊具郡角 田町	大正9
同縣立一志實業 女學校	一志郡久 居町	11	福島縣立東白川 農蠶學校	東白川郡 棚倉町	明治41
同縣立員辨農學 校	員辨郡大 泉原村	11	同縣立信夫農學 校	信夫郡清 水村	42
同縣立多氣實業 學校	多氣郡相 可町	11	岩手縣立盛農學 校	氣仙郡盛 町	大正9
愛知縣猿投農學 校	西加茂郡 猿投村	明治39	同縣立花卷農學 校	裨貫郡花 卷川口町	10
同縣立稻澤農學 校	中島郡稻 澤町	大正3	山形縣南村山郡 上山農學校(學 組)	南村山郡 上山町	明治45
同縣大府農學校 (町立)	知多郡大 府町	12	福井縣立今立農 學校	今立郡舟 津村	大正3
靜岡縣佐野實業 學校(學組)	駿東郡小 泉村	10	同縣立坂井農學 校	坂井郡東 十郷村	6
久那土村外七箇 村組合立峽南農 工學校(同)	山梨縣西 八代郡久 那土村	12	富山縣下新川郡 三日市町外二十 三箇町村學校組 合立 實業學校	下新川郡 三日市町	明治42
滋賀縣立伊香農 學校	伊香郡木 之本町	11			
岐阜縣斐太實業 學校(縣立)	大野郡大 名田村	10			
同縣可見實業學 校(同)	可見郡伏 見村	10			

名稱	位置	創立	名稱	位置	創立
同縣立小杉農業公民學校	射水郡小杉町	大正 8	同縣立八重實業學校	山縣郡八重町	大正11
同縣立入善農學校	下新川郡入善町	" 11	和歌山縣有田郡吉備實業學校(學組)	有田郡藤並村	明治40
鳥取縣高草農學校(學組)	氣高郡松保村	明治44	同縣上太田村下太田村學校組合立太田實業學校	東牟婁郡上太田村	大正 4
同縣邑美農學校(同)	岩美郡美保村	大正 3	同縣池田專修女學校(村立)	那賀郡池田村	" 12
同縣宇倍野農學校(村立)	岩美郡宇倍野村	" 3	德島縣立板西農學校附設實業女學校	板野郡板西町	" 2
同縣本庄村外八箇村岩美實業學校(學組)	岩美郡本庄村	" 3	香川縣立香川農學校	香川郡一宮村	明治44
鳥根縣立安來農學校	能義郡安來町	明治34	同縣立飯山農學校	綾歌郡法勤寺村	大正 3
同縣立仁万農學校	通摩郡仁万村	" 36	同縣立主基農學校	綾歌郡瀧宮村	" 4
同縣立大田農學校	安濃郡大田町	" 36	愛媛縣立新居農學校	新居郡泉川村	明治34
同縣立直江農學校	鏡川郡直江村	" 45	同縣立南字和實業學校	南字和郡御莊村	" 40
同縣立今市實業學校	鏡川郡今市町	大正 4	同縣立伊豫實業學校	伊豫郡郡中村	大正 7
同縣立平田實業學校	鏡川郡平田町	" 5	同縣立宇摩實業學校	宇摩郡小富士村	明治34
同縣立横田農學校	仁多郡横田村	" 8	福岡縣立宗像農學校	宗像郡東郷村	" 35
同縣立杵築實業學校	鏡川郡杵築町	" 9	同縣立糸島農學校	糸島郡前原町	" 35
同縣立江津女子實業學校	那賀郡江津村	" 10	同縣立八女農學校	八女郡福島町	" 35
岡山縣兒島郡興除實業學校	兒島郡興除村	" 6	同縣立企救農學校	企救郡企救町	" 36
岡山縣巨瀬農學校專修學校	上房郡巨瀬村	" 11	同縣立鞍手農學校	鞍手郡香伊田村	" 36
廣島縣立庄原實業學校	比婆郡庄原町	明治40	同縣立朝倉農學校	朝倉郡三奈木村	" 39
同縣立吉田農學校	高田郡可愛村	大正 8	同縣立三池農學校	三池郡銀水村	" 40
同縣立本郷農學校	豊田郡本郷村	" 9	同縣立京都農學校	京都郡泉村	" 40
同縣立戸手實業學校	蘆品郡戸手村	" 9	同縣立三井農學校	三井郡山川村	" 40
同縣立市村農學校	御調郡市村	" 11	同縣立築上農學校	築上郡八屋町	" 45
同縣立油木農學校	神石郡油木町	" 11			

名稱	位置	創立	名稱	位置	創立
福岡縣立嘉穂農學校	嘉穂郡飯塚町	明治43	全州公立農業學校	全羅北道全州郡伊東面	" 43
同縣立遠賀農學校	遠賀郡折尾町	" 43	井邑公立農業學校	同道井邑郡井邑面	
同縣立糟屋農學校	糟屋郡大川村	大正 2	濟州公立農業學校	全羅南道濟州郡濟州面	大正 9
同縣鷹羽學館(學組)	田川郡香春町	" 7	尙州公立農蠶學校	慶尙北道尙州郡尙州南田里	大正10
大分縣北部實業女學校(學組)	北海郡那坂市町	" 10	晉州公立農業學校	慶尙南道晉州	
佐賀縣立神崎農學校	神崎郡仁比山村	" 2	海州公立農業學校	黃海道海州郡海州面	明治43
同縣立西松浦農學校	西松浦郡二里村	" 5	平壤公立農業學校	平安南道大同郡古平面	" 43
菊地東部實業學校(學組)	菊地郡大津町	" 3	安州公立農業學校	同道安州郡安州北門里	大正 3
熊本縣鹿本農學校(同)	鹿本郡大道村	" 3	義州公立農業學校	平安北道義州郡義州面弘西洞	明治44
同縣八代農學校(同)	八代郡鏡町	" 9	寧邊公立農業學校	同 道	
宮崎縣低肥農學校(縣立)	南那珂郡低肥町	明治34	春川公立農業學校	江原道	
同縣本庄農學校(同)	東諸縣郡本庄町	大正 2	北青公立農業學校	咸鏡南道	
同縣富高農學校(同)	東臼杵郡富高村	" 5	鏡城公立農業學校	咸鏡北道	
同縣高千穂農學校(同)	西臼杵郡高千穂町	" 6	熊岳城農學校(滿鐵)	滿洲熊岳城	大正12
鹿兒島縣西串良村立串良實業學校	肝屬郡西串良村	明治43	公主峯農學校(同)	同公主峯	" 12
京城公立農業學校	朝鮮京畿道				
清州公立農業學校	同忠清北道				
公州公立農業學校	同忠清南道禮山	明治43			

(三) 高等實業專門教育

(1) 實業專門學校令及委託規程

專門學校令——高等の學術技藝を教授する學校は專門學校にして特別の規定ある場合の外本令に依る、而して(道、府縣(沖繩を除く)又は市は土地の情況に應じて必要ある場合)に限り專門學校を設置することを待べく、亦私人にても之を設置し得るものとす、尙公立、私立學校の設置又は廢止に付ては文部大臣の認可を受くるの要あり、入學資格は中學校、若くは修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者又は之と同等以上の學力を有するものと認定されたる者にて其修業年限は三ヶ年以上とす、又專門學校には豫科、研究

科、別科を置くことを得べく、學校教員の資格に關する規程は文部大臣之を定む。

委託規程——本規程は明治四十年七月文部省令第23號を以て公布されしものにして同令によれば、北海道府縣郡市町村其他公共團體及私人は文部省直轄實業專門學校生徒に對し一箇月十圓以上の學費を補給し、委託生として入學せしむることを得べく且委託生は授業料を免除せらる、而して委託生は卒業の日より補給を受けし期間に一箇年を加へたる期間中當該公共團體又は私人の設置せる實業學校の教職に従事する義務を負ふ、又次の各項の一に該當するときは補給學費を償還する義務あるものとす、(1)中途退學せるとき、(2)在學中委託生たることを中止したるとき、(3)卒業後の義務を盡さざるとき、(4)懲戒免職に處せられたるとき、(4)免許狀褫奪の處分を受けたるとき。

(2) 學校職員の資格、待遇

資格——官公私立實業專門學校教員たるを得る者は(1)學位を有する者、(2)大學を卒業し學士と稱することを得る者、(3)文部大臣によりて指定されたる者、(4)文部大臣の認可を受けたる者等にして教授及助教授の二あり。

待遇——官立學校に於ては學校長は勅任官(二等)又は奏任官(五等以上)、教授は奏任官(八等以上三等)にして其内數人を限り勅任官とせらる、助教授は判任官とす、公立學校に於ては同上の待遇官とす。

「参考」 實業專門學校職員俸給表

官職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
文部省直轄學校長(勅)	5,200	4,800	4,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臺灣總督府專門學校長(勅)	5,200	4,800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文部省直轄學校長(奏)	4,500	4,100	3,800	3,400	3,100	—	—	—	—	—	—	—
臺灣高等農林學校長(奏)	4,500	4,100	3,800	3,400	3,100	2,700	2,400	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200
文部省直轄學校教授(奏)	4,200	4,100	3,800	3,400	3,100	2,700	2,400	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200
水原高等農林學校教授(奏)	4,200	4,100	3,800	3,400	3,100	2,700	2,400	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200
臺灣高等農林學校教授(奏)	4,200	4,100	3,800	3,400	3,100	2,700	2,400	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200
以上諸學校の助教授(判)	100	135	115	100	85	75	65	55	50	45	40	特俸 100
同上書記(判)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 林學科の設けある專門學校

各學校內容一覽表 (其一)

種別	學校名				
	東京帝大實科	北海帝大實科	盛岡高等農林	鹿兒島高等農林	三重高等農林
創始	明治19.10 同 上	明治 5. 4 " 32. 5	明治35. 3 " 36. 4	明治41. 3 " 42. 9	大正10.12 " 11. 4

種別	東京帝大 實科	北海帝大 實科	盛岡高等 農林	鹿兒島高等 農林	三重高等 農林
分科	農學實科、 林學實科、 獸醫學實科	農學實科、 林學實科	農學科、農 藝化學科、 林學科、獸 醫學科	農學科、林 學科、養蠶 學科、農藝 化學科	農學科、農 業土木學科、 林學科
修業年限	三ヶ年	三ヶ年	三ヶ年	三ヶ年	三ヶ年
學期	夏 {自 4. 1 至 10. 31} 冬 {自 11. 1 至 3. 31}	第 一 自 4. 1 至 7. 10 第 二 自 7. 11 至 12. 24 第 三 自 12. 25 至 3. 31	第 一 自 4. 1 至 8. 31 第 二 自 9. 1 至 12. 31 第 三 自 1. 1 至 3. 31	第 一 自 4. 1 至 7. 10 第 二 自 7. 11 至 12. 31 第 三 自 1. 1 至 3. 31	第 一 自 4. 1 至 8. 31 第 二 自 9. 1 至 12. 31 第 三 自 1. 1 至 3. 31
稱號	なし	得業士	得業士	得業士	得業士
授業料	60	50	50	50	50
入學料	3	3	—	—	—
選科授業料	設置なし	設置なし	35	30	35
研究生	設置なし	二ヶ年 以 内	二ヶ年 以 内	二ヶ年 以 内	二ヶ年 以 内
別科	—	—	農學別科	林學別科 一ヶ年36	—
聴講生	60	50	—	—	—
演習林面積	大學の項 參 照	大學の項 參 照	1,098 ^{町歩}	3,105 ^{町歩}	457 ^{町歩}
學部長又 は 校長	町田咲吉	南鷹次郎	鏡保之助	吉村清尙	上原種美
實科又 は 林學科主任	右田半四郎	小出房吉	上村勝爾	川島明八	伊藤武夫

(其 二)

種別	宇都宮 高農林	岐阜高等 農林	宮崎高等 農林	水原高等 農林	臺灣高等 農林
創設	大正 11. 11 " 12. 4	大正 12. 1 " 13. 4	—	大正 6. 1 —	大正 8. 4 —
分科	農學科、林 學科、農政 經濟學科	農學科、林 學科、農藝 化學科	—	農學科、林 學科	農學科、林 學科
修業年限	三ヶ年	三ヶ年	—	三ヶ年	三ヶ年

種別	學校名 宇都宮 高農林	岐阜高等 農林	宮崎高等 農林	水原高等 農林	臺灣高等 農林
學期	第1期 自4.1 至8.31	第1期 自4.1 至8.31	—	前 自4.1 至8.31	第1期 自4.1 至8.20
	第2期 自9.1 至3.31	第2期 自9.1 至3.31	—	後 自9.1 至3.31	第2期 自8.21 至12.31
			—		第3期 自1.1 至3.31
稱號	得業士	得業士	—	得業士	得業士
授業料	50 ^圓	50 ^圓	—	35 ^圓	40 ^圓
入學料	—	—	—	—	3 ^圓
選科授業料	35 ^圓	35 ^圓	—	35 ^圓	設置なし
研究生	二ヶ年 以内	二ヶ年 以内	—	二ヶ年 以内	設置なし
別科	—	—	—	林學特科	—
聴講生	—	—	—	—	—
演習林面積	選定中	—	—	町反畝 2,936.77	町歩 630
校長	伊藤義長	東海林力藏	—	大工原源太郎	大島金太郎
實科又は 林學科主任	楠木徳二	高島規孝	—	植木秀幹	八谷正義

(4) 東京帝國大學農學部林學實科 (東京府花原郡目黒町上目黒駒場)

沿革——明治十九年十月、東京農林學校林學科に初めて簡易科を置かれしを嚆矢とし、同二十二年林學簡易科第一回生二十名卒業す。
 明治二十三年六月、東京農林學校を廢止し帝國大學農科大學となるに及び林學簡易科は林學乙科と改稱さる、七月乙科第一回生三十六名卒業、十一月乙科學課々程を定めらる、明治三十年御料局に於て林務擴張の爲め乙科給費生を設け卒業の上之を採用することとなる、六月東京帝國大學農科大學と改稱さる。
 明治三十一年五月、新に林學實科を置かれ入學資格を中學卒業程度と定めらる。
 明治三十二年七月、林學乙科最終卒業生七名、及林學實科第一回生三名卒業す。
 明治四十五年規則改正あり入學資格の範圍を廣め甲種程度の農業學校卒業生も試験の上入學を許可さることとなる、大正八年二月、帝國大學令改正により東京帝國大學農學部林學實科となり以て今日に及べり。
 尙沿革に付ては後掲東京帝國大學林學科の記事参照のこと。
 既往卒業生數——明治十九年始業以來の卒業生數次表の如し。

(大正13年1月調)

卒業年次	種別	卒業生數
明治22年	東京農林學校 林學簡易科	20
明治23年—明治29年	帝國大學農科大學 林學乙科	120
明治30年—明治34年	東京帝國大學農科大學 林學乙科	45
明治35年—大正7年	東京帝國大學農學部 林學實科	591
大正8年—大正12年	東京帝國大學農學部 林學實科	175
計		951

學年學期及修業年限——學年は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る、一學年を夏學期(4月1日—10月31日)、冬學期(11月1日—3月31日)の二期に分ち修業年限は三ヶ年とす。

入學資格——(1)中學校卒業者、(2)專門學校入學者檢定規程による合格者、(3)專門學校入學者檢定規程に依り指定されたる學校卒業者、(4)甲種程度の農業學校卒業者の四種にして下記の學科目につき中學校卒業程度に依り入學試験及び身體検査を行ひ之に合格したる者は入學を許可せらる。

受験科目及手数料——受験科目は作文、數學(代數、幾何、三角)、動物學、植物學、物理學、化學、英語(英文和譯)、及體格検査等とし林學實科志望者は英語に代ゆるに獨逸語を以てすることを得、又受験手数料は5圓にして願書に添付提出するを要し、入學料3圓は入學許可を受けたる後納入す。

授業料——一學年を通じ金60圓にして二期に分納するものとす。

科目及時間——各學年に於ける學科目及教授時間次表の如し。

學年	科目		學年	科目		學年	科目	
	夏期 每週	冬期 每週		夏期 每週	冬期 每週		夏期 每週	冬期 每週
第1年	物理學及氣象學	2	3	造林學	3	3	法學大意	3
	地質學及土壤學	3	1	森林保護學	2	2	森林法律學	3
	化學	2	2	森林利用學	2	2	森林管理法	2
	植物學	2	2	森林經理學	3	3	林政學	3
	數學	2	2	森林工學	2	2	森林動物學	2
	森林測量學	3	3	森林理水及砂防工學	3	3	熱帶林業	2
	測樹學	3	—	林產製造學	2	2	造園學	2
	經濟學大意	2	2	獨逸語	4	4	狩獵術	1
	林價算法及林業較利學	—	3	造林學實習	1回	1回	財政學	2
	獨逸語	4	4	森林經理學實習	—	2回	農學大意	2
第2年	森林測量學實習及製圖	2回	2回	森林理水及砂防工學實習	1回	1回	卒業實習	—
	測樹學實習	1回	—	實地演習	—	1回		
	林價算法及林業較利學實習	—	1回					
第3年	實地演習	(隨時)		實地演習	(隨時)			

科 目	學 年								
	第 一			第 二			第 三		
	第一	第二	第三	第一	第二	第三	第一	第二	第三
農學及畜産學大意	—	—	—	—	—	—	—	(3)	—
獨式體操	2	2	2	(2)	(2)	(2)	(3)	(2)	(2)
兵化學	—	—	—	—	—	—	—	—	—
森林植物學實驗	1回	1回	1回	—	—	1回	—	—	—
森林動物學實驗	1回	1回	1回	—	—	—	—	—	—
森林測量學實習及製圖實習	—	1	1回	1回	—	—	—	—	—
森林數學實習	—	—	—	1回	1回	—	—	—	—
森林土木學實習	—	—	—	—	—	1回	1回	—	—
森林利用學實驗及實習	—	—	—	—	1回	—	—	1回	—
森林製造學實驗及實習	—	—	—	—	—	—	1回	1回	—
森林經理學實習	—	—	—	—	—	—	1回	1回	—
森林實地演習	不定	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1回	1回
合 計	27	28	26	24	22	25	20	21	12
	2回	3回	3回	(4) 3回	(6) 3回	(4) 3回	(5) 3回	(5) 4回	(4) 1回

備考 表中活弧を附せるは選擇科目にて内二科目を選擇するものとす。

授業担当教官——次表の如し。(但科目は前表の略字を用ゆ)

科 目	教 官	科 目	教 官
林學特別講義	教授 林博 小出 房吉	造林、同實習	助教授 影山 純介
林業政策、管理	〃 〃 穴戸 乙熊	森林測量同實習、製圖、數學(實習)土木、同實習	〃 蓮見道太郎
利用、同實驗實習	〃 〃 宮井 健吉	土 木	〃 吉川 元民
數 學	〃 折木 十吉	經理、同實習	〃 佐藤 義夫
獨 逸 語	豫科教授 東 新	植物、同實習	〃 工藤 祐舜
	〃 吉崎 十七	林産製造、同實習、實驗	〃 福山 伍郎
英 語	〃 和田 禎純	動物、同實驗	〃 木下榮次郎
	〃 齋藤 護國	氣 象	林博 中島 廣吉
	〃 廣橋 浩	化學、同實驗	〃 伊藤 光治
修 身	〃 藤原 正	地 質	〃 中尾 清藏
	〃 守屋恒三郎	土 壤	〃 足立 仁

科 目	教 官	科 目	教 官
狩 獵	助教授 山根 甚信	樹 病	講師 龜井 專次
畜産大意	〃 宮脇 富	法學通論	〃 小島喜一郎
財政、經濟	〃 岡村 精次	農學大意	〃 若林 功
森林法律	〃 小林己智次	救急療法	〃 關 健藏
物 理	講師 小山 民造	兵式體操	〃 中村虎太郎

(6) 盛岡高等農林學校林學科 (盛岡市)

沿革——明治三十五年三月二十七日、勅令第98號を以て設置せられ農學科、林學科、獸醫學科を置かる。

同三十六年一月十六日、文部省内に事務所を設置し事務を開始す、四月盛岡市に新設されたる本校に移轉す、五月農學科、林學科に各三十名、獸醫學科に二十四名計八十四名入學を許可され授業を始む。

明治三十八年十二月二十三日、演習林として岩手縣岩手郡御明神村所在山林567町4反餘歩を農商務省より交附せらる、翌三十九年四月二十六日林學科第一回生二十五名卒業し、其得業式を舉行す。

大正元年四月、學則改正、農學科を第一部、第二部に分つ、同二年三月四日、本校演習林として岩手縣瀧澤村所在山林151町6反2畝歩を農商務省より移管轉換せらる、同七年十二月十八日、學則改正、農學科第二部を農藝化學科と稱せられ以て今日に及べり、而して既往卒業生は大正十三年一月現在にて426名、在學生は86名なり。

入學資格——前掲北海道帝國大學農學部林學實科の項参照のこと。

特待生——學術優等品行方正なる學生を選抜し特待生として特に授業料を免除せらる。

卒業及稱號——第三學年の終りに於て得業試問若くは得業論文を提出し其成績と第三學年の試験成績とを考査し之に合格したる者へ得業證書を授與せられ得業士と稱することを得。

選科生——科目若くは教科目を選択専修せんとする者は學生の教授上差支なき限り學年の始めに於て試験の上選科生として在學を許さる、成績適當なりと認められたる者は修了證書を授與せらる、又其學業成績佳良なる者は本科生として得業證書を授與せらる。

農學別科——作物其他に關し實地に經營せんとする者及實地指導の任に當らんとする者に必要なる學術技藝を授くるものとす。

其他——前掲内容一覽表参照のこと。

學科目及授業時間——林學科に於ける學科目及毎週授業時間次表の如し。

課 目	學 年		第 一		第 二		第 三	
	學 期	第一	第二	第一	第二	第一	第二	
修身學	1	1	1	1	1	1	1	
造 林 學	2	2	2	2	2	2	2	
森 林 保 護 學	(4)	(4)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	
森 林 數 學 及 森 林 經 理 學	—	—	—	3	3	4	1	
森 林 利 用 學	—	—	(1)	(1)	(6)	(6)	—	
森 林 產 製 造 學	—	—	2	(1)	(1)	2	2	
森 林 土 木 學	—	—	—	—	(3)	(3)	—	
森 林 政 治 學	—	—	3	3	2	2	—	
森 林 管 理 學	—	—	(2)	(2)	(2)	(2)	—	
森 林 法 規 學	—	—	—	—	—	2	2	
測 量 學 及 製 圖	4	4	—	—	—	—	—	
法 律 學 及 行 政 大 意 學	(9)	(9)	(6)	(6)	—	—	—	
經 濟 財 政 學 學	—	—	2	2	1	—	—	
物 理 學 及 氣 象 學	—	—	2	2	2	—	—	
化 學 及 分 析	2	2	1	1	—	—	—	
森 林 動 物 學 及 昆 蟲 學	3	3	(3)	—	—	—	—	
森 林 植 物 學 及 樹 病 學	2	2	—	—	—	—	—	
地 質 學 及 土 壤 學	2	(2)	2	—	—	—	—	
農 業 大 意 學	—	—	—	—	2	2	—	
狩 獵 語 語 操	—	—	—	—	1	1	—	
獨 逸 語 語 操	2	2	1	1	1	1	—	
體 操	5	5	4	4	3	3	—	
合 計	1	1	1	1	1	1	—	
實 驗 及 實 習	29	29	29	28	27	27	—	
森 林 演 習	(13)	(15)	(15)	(13)	(15)	(15)	—	
無 定 時	無 定 時	無 定 時	無 定 時	無 定 時	無 定 時	無 定 時	—	

備考 第三學年末に於て一ヶ月以内授業を缺き森林事務見習に従事せしむ。

授業擔任教官——次表の如し。(但科目は前表の略字を用ゆ)。

科 目	教 官	科 目	教 官
數 學、利 用、 林 産 製 造 經 理 學、造 林	教授 上村 勝爾 武藤 益藏	林 政、管 理、數 學、行 政 大 意、 獨 逸 語	教授 伊藤 門次

科 目	教 官	科 目	教 官
(外國留學中) 教授	三浦第二郎	農 學 大 意	教授 定盛 兼助
保 護、測 量 及 製 圖	內田繁太郎	造 林、狩 獵、財 政	助 教 授 上田 政次
獨 逸 語、教 育	玉置 邁	氣 象	飯 島 市 郎
植 物、樹 病	松本 義	體 操	講 師 野呂久二藏
地 質、土 壤	長谷川米藏	土 木	小 泉 多 三 郎
化 學	伊藤 武男	物 理	小 山 民 造
修 身、英 語	西田 平一	法 規	細 井 新 之 介
經 濟、法 律	橋川 渡	動 物、昆 蟲	進 士 織 平

演習林——現在は二箇所にして上村教授其林長なり即ち次の如し。

御明神演習林 { 所在地——岩手縣岩手郡御明神村字赤澤山。
創 設——明治38年11月6日國有林の移管を受く。
面 積——實測789町7反1畝21歩。

瀧澤演習林 { 所在地——岩手縣岩手郡瀧澤村。
創 設——大正2年3月4日相善山151町餘を、大正8年
10月11日菖蒲澤及野澤146町餘歩を國有林よ
り移管せらる。
面 積——298町2反9畝26歩。

(7) 鹿兒島高等農林學校林學科 (鹿兒島市)

沿革——本校は明治四十一年三月三十一日勅令第68號を以て設置せられ農學科及林學科を置かる。

翌四十二年五月三十一日文部省内に事務所を置き事務を開始す、七月十五日鹿兒島市に新設されたる校舍に移轉す、九月二十一日林學科生28名、農學科31名に入學を許可し、二十八日より授業を開始す。

同年十二月十二日本校演習林として鹿兒島縣肝屬郡垂水村、牛根村及び佐多村所在の山林947町餘歩を農商務省より交附さる、明治四十五年七月十一日林學科第一回生21名、選科生1名卒業す。大正九年二月七日、學則改正、養蠶學科を増設せらる、大正十年三月二日、學則改正、農藝化學科を増設せらる。

而して既往卒業生は大正十三年一月現在にて341名、現在學生は91名なり。

入學資格——(1)入學資格は中學校卒業生、(2)尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限五年、高等小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限三年若くは之と同等以上の農業學校卒業生、(3)專門學校入學者檢定規程に依る試験檢定合格者、(4)專門學校入學者檢定規程第八條第一號の指定を受けたる學校卒業生等にして農學科志望者は本人又は父兄の所有地別に對する調書の添付を要す。

學年及學期——前に同じ。

別科——本校内には短期専門の學術技藝を授くる目的を以て農學別科、及林學別科を置く、修業年限は一ヶ年とし學年は十月一日に始まり翌年九月三十日に終る、入學資格は(1)尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限5年及高等小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限三年の農業學校を卒業し且卒業後一ヶ年間以上實務に従事したる者、(2)其他の農業學校卒業者は2年乃至1年以上實務に従事したる者、(3)前各號に準し農林業に相當經歷ある者等にして入學試験及口頭試問に合格せし者に入學を許可せらる、入學試験科目は國語、數學、英語の三科にして甲種農業學校卒業の程度とす、入學檢定料2圓、授業料は年額36圓、課程修了者には修業證書を授與せらる。

其他——前掲内容一覽表及盛岡高等農林學校記事参照のこと。

學科目及授業時間——林學科の科目及毎週授業時間次表の如し。

科 目	學 年 第 一			第 二			第 三		
	第一	第二	第三	第一	第二	第三	第一	第二	第三
修 體	1	1	1	1	1	1	1	1	1
外 國 語	1	1	1	1	1	1	1	1	1
數 學	6	6	6	5	5	5	3	3	3
物 理 學 及 氣 象	4	3	3	—	—	—	—	—	—
地 質 學 及 土 壤 學	3	3	3	—	—	—	—	—	—
森 林 昆 蟲 學 及 樹 病 學	2	2	2	2	2	2	—	—	—
森 林 植 物 學	2	2	2	2	2	2	—	—	—
經 濟 學 及 行 政 學	2	2	2	—	—	—	—	—	—
法 律 及 測 量 學	—	—	—	2	2	2	2	2	2
森 林 學 及 森 林 保 護 學	2	3	3	1	1	1	—	—	—
森 林 利 用 造 治 學	2	2	2	3	3	3	—	—	—
森 林 土 木 學 及 數 理 學	—	—	—	2	2	2	2	2	2
森 林 經 理 學	—	—	—	3	3	3	—	—	—
森 林 法 律 及 森 林 管 理 學	—	—	—	—	—	—	2	2	2
森 林 經 濟 及 林 政 學	—	—	—	—	1	2	3	3	3
森 林 帶 學	—	—	—	—	—	—	1	1	1
農 產 獵 工	—	—	—	—	—	—	(1)	(1)	(1)
畜 狩 機 械	—	—	—	—	—	—	(1)	(1)	(1)

科 目	學 年 第 一			第 二			第 三		
	第一	第二	第三	第一	第二	第三	第一	第二	第三
植 民 政 策 學	—	—	—	—	—	—	(1)	(1)	(1)
合 計	28	28	28	26	26	28	19	19	19
物 理 學 實 驗	(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)	(9)	(9)	(9)
化 學 實 驗	2	2	—	—	—	—	—	—	—
森 林 植 物 學 實 驗	—	—	—	—	—	3	—	—	—
森 林 事 務 見 習	3	3	3	3	5	4	2	2	2
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

授業擔任教官——次表の如し。(但科目は前表の略字)

科 目	教 官	科 目	教 官
造林、保護、林産製造、狩獵、英語、熱帯林學	澗野 旭子 教授	化 學	鈴木 重雄 教授
森林法律、管理、森林經濟、林政、獨逸語	川島 明八	植物、樹病、實驗	助教 内藤 喬
(在外研究中)	萬年 信吉	地 質、土 壤	西田孝太郎
森林土木、治水、林學、數學、土木實習	西 力造	利用、造林、數	東 巽
動物、昆蟲、實驗	岡島 銀次	經 理、實 習	講師 小野 隆義
物 理、氣 象	伊豆 直吉	森 林 土 木	磯崎 恒男
法律、經濟、財政、行政大意	横山 三穗	測 量、實 習	黑井 雄三
修身、教育、英語、獨逸語	黒木 重也	殖 民 政 策	松岡 正男

演習林——現在ニヶ處にして西教授其主事たり。

演習林 { 所在地——鹿兒島縣肝屬郡垂水村及牛根村に跨る。
創 設——明治42年12月12日國有林の移管を受く。
面積——3,105町2反歩。

農林實習地 { 所在地——鹿兒島縣肝屬郡佐多村。
創 設——明治42年12月12日。
面積——316町2反歩。

(8) 三重高等農林學校 (津市上濱町)

沿革——本校は大正10年12月10日勅令第456號を以て設置され、同日現校長上原種美氏校長に任命せらる。

大正11年1月學生募集、同年4月開校、各科40名宛計120名に入學を許可

し26日より授業を開始す。

入學資格——前掲各高等農林學校に同じ。

其他——前掲一覽表其他を参照のこと。

學科目及授業時間——林學科に於ける科目及毎週授業時間次表の如し。

科 目	學 年			第 一			第 二			第 三		
	學 期			第 一	第 二	第 三	第 一	第 二	第 三	第 一	第 二	第 三
	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時
修 體	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
獨 逸	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
英 數	5	5	5	4	4	4	3	3	3	3	3	3
物 理 學 及 氣 象 學	2	2	2	(3)								
化 學 及 分 析	3	3	3		(3)							
地 質 學 土 壤 學	2	2	2									
森 林 動 物 學 及 昆 蟲 學	2	2	(2)									
森 林 植 物 學 及 樹 病 學	3	(3)	2									
森 林 測 量 學	3	3	3	1	1	1						
測 樹 學				1	1	1						
林 價 算 法 及 森 林 較 利 學				1	1	1						
造 森 林 保 護 學		1	2	2	2	3						
森 林 保 利 學				2	3	3						
森 林 經 理 學				3	3	3						
森 林 工 學				2	2	2						
森 林 理 水 及 砂 防 工 學				2	3	3						
森 林 產 製 造 工 學							3	3				
森 林 管 理 法							2	2				
森 林 法 規 學							2	2				
森 林 政 治 學							4	4				
經 濟 學 及 財 政 學				2	2	2	2	2				
法 學 通 論 及 行 政 法				2	2	2	2	2				
狩 獵 學							2					
農 學 大 意								2	2			
植 民 大 政 策 學								△ 2	△ 2			
教 育 及 實 驗								△ 2	△ 1			
特 別 講 義							(6)	(8)	(12)			
合 計	28	29 (3)	28 (2)	28 (3)	28 (3)	29	24 △ 4	23 △ 3	(12)			
林 學 實 驗 及 實 習 (回 數)	2	2	2	4	4	4	3	3				
森 林 演 習				不 定	同	同	同	同				
森 林 事 務 見 習							不 定	同	同			

備考 () を附せるは實驗の時數、△を附するは隨意科目の時數とす。

授業担任教官——次表の如し。(但同上)

科 目	教 官	科 目	教 官
理水、砂防、工學、測量、獨逸語	教授 林 伊藤 武夫	經濟、財政、殖民政策	教授 中野 清作
林政、管理、法規、法通、行政大意	教授 川田 繁治郎	化學、分析	稻川 次郎
利用、林産製造、植物、數學、英語、造林、經理、獨逸語	教授 關谷 文彦	測樹、林價算法、較利、理水砂防、實習、工學實習、測量實習	助教授 野知里 慶助
病 理	教授 山本 光政	保護、狩獵、造林實習	馬岡 隆清
修身、獨逸語、教育	教授 高橋 隆道	地質、土壤	講師 恒藤 規隆 矢作 菊藏
動物、昆蟲	教授 岡 言智	體 操	米倉 嘉彌
物理、氣象	教授 宇田 一	農 學 大 意	未 定
	北川久五郎		

演習林——所在地は三重縣一志郡八幡村字平倉にして大正13年國有林の移管を受く、其面積457町6800なり。

(9) 宇都宮高等農林學校 (宇都宮市)

沿革——本校は大正11年11月20日勅令第441號を以て設置せられ農學科、林學科、農政經濟學科の3科に分たる、翌て同月27日農學博士佐藤義長氏校長に任せらる。

大正12年4月16日林學科二十名に入學を許可し授業を開始せり。

入學資格——(1)中學校卒業生、(2)專門學校入學檢定合格者、(3)專門學校入學に關し無試験檢定の指定を受けたる者、(4)入學資格を尋常小學校卒業程度とする修業年限五年の實業學校卒業生又は入學資格を高等小學校卒業程度とする修業年限三年の實業學校卒業生、若くは之と同等以上の實業學校卒業生、但し何れも志望學科と同種類若くは類似の學科を修めたる者に限る、而し前掲(1)、(3)、(4)の學校卒業生にして其在學中最後の三學年の學業成績が同一學年級の及第者全數の十分の一以内の席次に在りたる者は無試験檢定に依り出願することを得、此場合には單に體格検査及口頭試問のみにて入學を許さるゝことあり、此無試験檢定に依るものは募集人員の三分の一以内とす。

學年及學期——學年は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る、學期は第一學期(4月1日—8月31日)、第二學期(9月1日—3月31日)の二學期に分たる。

其他——盛岡、鹿兒島、高等農林學校の内容一覽表参照のこと。

學科目及授業時間——林學科に於ける科目及毎週授業時間次表の如し。

科	學 年 期	第 一		第 二		第 三	
		第 一	第 二	第 一	第 二	第 一	第 二
		學 目		學 目		學 目	
森 林 法 規	木 材 商 業	—	—	—	—	2	—
救 農 教 體	急 學 育	—	—	—	—	—	2
森 林 植 物 學 實 驗	林 動 物 學 實 驗	1	1	1	1	(3)	1
森 林 化 應 用 機 械 學 實 習	林 測 量 實 習 及 製 圖	1	1	—	—	—	—
森 林 數 學 實 習	森 林 土 木 工 學 實 習	—	—	—	1	—	—
森 林 理 水 及 砂 防 工 學 實 習	森 林 土 木 工 藝 學 實 習	—	—	1	—	1	—
森 林 利 用 學 實 習	森 林 化 學 及 林 產 製 造 實 習	—	—	—	1	—	—
森 林 經 理 學 實 習	森 林 經 理 學 實 習	—	—	—	—	1	—
森 林 學 實 地 演 習	森 林 學 實 地 演 習	不 定	不 定	不 定	不 定	不 定	不 定
計	{ 講 義 實 習	28	28	26	26	20	20
		3	2	3	4	(3)	(4)

備考 ()を附したるものは隨意科目の時數とす。

(11) 水原高等農林學校 (朝鮮京畿道水原郡)

沿革——本校は朝鮮教育令及其他に依り朝鮮總督府に於て設立せるものにして其沿革の大要次の如し。

明治39年9月、元農商工學校の農科生徒及京城學堂の農業速成科生徒を收容し尙ほ新に林學速成科を設けて本校を創始し、9月10日京城に於て開校式を舉行せり、當時校長は官制に依り農務局長之を兼任せり。

明治40年1月、農林學校と改稱し京畿道水原郡日荊面西屯里なる總督府勸業模範場の隣地に校舍を新築し之に移轉す、四月林學速成科生徒十二名修業せり、明治41年1月、官制改正の結果校長として勸業模範場長兼任することとなる、四月林學速成科第二回生七名修業せり。

明治43年10月1日、官制改正の結果朝鮮總督府農林學校と改稱し且つ勸業模範場附屬となる、大正6年3月14日、府令第19號を以て本校に専門科を設置さる。

大正7年3月30日、水原農林専門學校官制公布され、4月1日同規程發布せらる、同時に勸業模範場の所屬を離れ獨立したる實業専門學校となる、大正11年4月1日、府令を以て水原高等農林學校規程發布せられ校長は従前の通

り勸業模範場長を以て之に充てらる。

而して舊農林學校當時に林學速成科を卒業したるもの19名、現在在學生は87名なり。

入學資格——(1)中學校又は高等普通學校卒業生、(2)農業學校卒業生(但し尋常小學校又は修業年限六年の普通學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限五年の學校卒業生、高等小學校又は普通學校高等科卒業程度を以て入學資格とする修業年限五年の學校卒業生、又は之等と同等以上の學校卒業生に限る)、(3)專門學校入學者檢定規程に依る檢定合格者、但し中學校又は高等普通學校卒業生にして卒業席次が全數の十分の一以内の者には入學試験を缺くことを得。

選科生——教授上差支なき限り資格證衡の上入學を許さる。

特科——入學資格は朝鮮男子にして舊朝鮮教育令に依る高等普通學校卒業生、及び之と同等以上の學力ありと認められ且つ本校所定の入學檢定に合格したる者とす、而して特科生にして在學中成績良好、且つ專門學校入學者檢定規程に依る試験に合格したる者は本科に編入せらる、入學試験は國語及漢文、數學、英語、動物及植物、化學、とし別に口頭試問及體格検査を行ふ。

卒業生特別資格——卒業生は高等普通學校及女子高等普通學校教員の資格を與へらる、但其資格は專修科目に應じ次の如く科目を指定せらる。

本科——農學科(動物學、植物學、化學、農業)。 林學科(動物學、植物學、數學)。

特科——農學科(農業)。 林學科(動物學、植物學)。

其他——前記内容一覽表参照のこと。

學科目及授業時間——林學科に於ける科目及毎週授業時間次の如し。

科	學 年 期	第 一		第 二		第 三	
		前	後	前	後	前	後
		時		時		時	
修 國 獨	身 語 語	1	1	1	1	1	1
逸	學 學	3	3	2	2	—	—
數 理 學 及 氣 象 學	學 學	4	4	3	3	3	3
物 理 學 及 土 壤 學	學 學	4	4	—	—	—	—
地 質 學 及 昆 蟲 學	學 學	2	2	—	—	—	—
化 學 及 樹 病 學	學 學	3	3	1	—	—	—
地 動 物 學 及 樹 病 學	學 學	3	3	—	—	—	—
動 物 學 及 樹 病 學	學 學	2	2	2	2	—	—
森 林 植 物 學 及 樹 病 學	學 學	2	2	2	2	—	—
經 濟 學	學	—	—	2	2	—	—
法 學 通 論	學	—	—	—	—	2	2
林 政 學	學	—	—	—	—	2	2
森 林 法 律 及 森 林 管 理 學	學	—	—	—	—	3	3
森 林 測 量 學	學	2	2	2	2	—	—
森 林 土 木 及 治 水 學	學	—	—	—	—	3	3
森 林 造 林 學	學	1	1	2	2	2	2

科 目	第一		第二		第三	
	前	後	前	後	前	後
森林植物、造林	—	—	2	2	—	—
森林經理、數學、英語	—	—	3	3	—	—
樹病	—	—	2	2	—	—
測量、林產製造、英語	—	—	2	2	1	1
森林保護學	—	—	—	—	3	3
狩用造數	—	—	—	—	1	1
藝術學學操	—	—	—	—	—	—
語意學	1	1	1	1	1	1
大政民育	(2)	(2)	(2)	(2)	(3)	(3)
計	—	—	—	—	(1)	(1)
計	28	28	27	26	21	21
實驗	(2)	(2)	(2)	(2)	(5)	(7)
賞森	5	5	5	5	5	5
演習	—	—	不定	不定	不定	不定

授任擔任教官——次表の如し。(但同上)

科目	教官	科目	教官
森林植物、造林	教授 植木 秀幹	保護、利用、獨逸語	助教授 李 鐘 昨
森林經理、數學、英語	" 鈴木外代一	昆 蟲 講 師	岡本半次郎
樹病	"	化 學	鈴木 眞吉
測量、林產製造、英語	助教授 山林 暹 砂 防 工 學	"	鈴木 恭介

演習林——現在ニヶ處にして鈴木教授其長たり。

全州演習林 (所在地——全羅北道全州郡所陽面及東上面に跨る。
面積——2,936町7反7畝。
創設——大正8年5月21日。

水原演習林 (所在地——學校接續地。
面積——29町1畝14歩。
創設——大正2年3月6日。

(12) 臺灣高等農林學校 (臺灣臺北市)

沿革——大正8年1月4日勅令第1號を以て臺灣教育令の發布あり亞で同4月18日勅令第127號により臺灣總督府農林專門學校官制を公布せられ茲に本校の設置を見たり、大正8年5月9日、教授阿部文夫學校長事務取扱を命ぜられ、臺北師範學校内に於て創立事務を開始せり、同年6月8日府令第83號を以て規則を公布せられ、本校に豫科(修業年限3年)、本科(修業年限3年)を置き本科を分ちて農業科、及林業科の二となし生徒の定員

は各科を通じて600人(1學級50人)と定めらる、又同日告示第74號を以て本校の位置を臺北廳大加坊堡、臺北城内西門街(舊總督府廳舍)に定められ18日開校式を舉行さる。

大正9年3月16日、演習林として臺中廳棟上堡石圍埔庄及東勢角庄所在の山林349甲餘を、同年6月2日臺南廳大目降里礁坑仔庄及廣儲東里庄所在の山林340甲餘の保管轉換を受く。

大正11年3月25日、第一回豫科生卒業者に修了證書を授與せらる、同年3月31日、臺灣總督府諸學校官制を公布せられ亞で本校は現在の名稱に改稱され、新に農學科及林學科を設置せらる、而して現在在學生は10名なり。

目的及學科——本校は本島の内外に於て農業林業に従事せんとする男子に須要なる高等の學術技藝を教授するを以て目的とし、農學科及林學科の設置あり。

入學資格——(1)中學校卒業者、(2)明治36年文部省令第14號專門學校入學檢定規程又は大正10年府令第95號專門學校入學者檢定に關する規定に依る試驗檢定合格者、(3)前號の規程に依り專門學校の入學に關し無試験檢定に合格したる者、但無試験檢定は募集人員の三分の一以内に限り中學校又は實業學校の卒業者にして其學業成績の最終學年に於て其全數の五分の一以上の順位に在りたる者に付行はるものとす。

現在在學生——本校現在學生は舊臺灣總督府農林專門學校に屬する農業科及林業科の生徒、並に現行規則に依る農學科生徒とす。

其他——前掲内容一覽表参照のこと。

學科目及授業時間——林學科に於ける科目及毎週授業時間次の如し。

科 目	第一		第二		第三	
	第一	第二	第一	第二	第一	第二
修獨物化地氣土數森樹	1	1	1	1	1	1
逸理	5	5	5	5	4	4
質象	3	2	2	—	—	—
肥料	2	2	2	2	—	—
測量物	—	—	—	—	—	—
植物保護	4	4	3	—	—	—
病動物	3	3	3	—	—	—
經濟	—	—	—	2	—	—
身語學學學學學	—	—	—	—	2	2
論學	—	—	—	—	—	—
通	2	2	2	—	2	2
財政	—	—	—	2	2	—

(11)公私立の大學は文部大臣の監督に屬し、相當員數の擔任教員を置き之が採用は文部大臣の認可を経るを要す。

(12)本令に依らざる學校は勅定の規程に別段の定ある場合を除くの外、大學と稱し又は其名稱に大學たることを示すべき文字を用うることを得ざるものとす。

(ロ) 大學の種類及統數

現在に於ける大學は總計33校にして其種類次の如し。

帝國大學——5校。 公立醫科大學——4校。

官立單科大學——7校。 私立大學——17校。

以上の内官立單科大學は醫科大學5校、商科大學1校、關東廳立の旅順工科大学とす、尙近く朝鮮に帝國大學設置せらるゝ外、官立專門學校中東京高等工業(工科)、神戸高等商業(商科)、東京及廣島高等師範(文理科)の4校は大學に昇格せらるゝ管なり。

(ハ) 帝國大學及同農學部

學部及講座——帝國大學は法學、醫學、工學、文學、理學、農學、經濟學、法文學の八部に分たる。各學部には講座を置き教授之を擔當す、教授を缺き又は特に事情ある場合には助教授又は囑託講師をして擔任せしむることあり。

大學院——大學に大學院を置く入學資格は當該學部の卒業生又は之と同等以上の學力を有し當該學部教授會に於て適當と認められたる者とし其入學出願は學部卒業の日又は學年の始より30日以内とす、在學期は2年とし尙引續き在學希望の者は當該學部教授會の議を経て總長より許可せらるゝも通じて5年を超ゆることを得ず。

評議會——各學部及各學部の教授2人以内を以て組織され總長之が議長たり、其審議事項は(1)學部に於ける學科の設置及廢止、(2)講座の設置及廢止に付諮詢したる事項、(3)大學内部の制規、(4)其他文部大臣又は總長の諮詢したる事項、(5)高等教育に關する事項に付意見を文部大臣に建議することを得。

教授會——學部の教授を以て組織し學部長之が議長となり學部の學科課程、學生の試験、其他文部大臣又は總長の諮詢したる事項を審議す。

職員待遇——次の如し。

【本俸】は次表の如くにして尙功績顯著なる教授、助教授は特に700圓以内の加俸を給與さる。

官名	等級				
	1級	2級	3級	4級	5級
帝國大學總長(勅)	7,000	6,500	—	—	—
同 教 授(勅、奏)	4,500	4,100	3,800	3,400	3,100
同 助 教 授(奏)	3,100	2,800	2,600	2,400	2,200
同 書 記 官(奏)	4,500	4,100	3,800	3,400	3,100
同事務官、司書官等(奏)	3,800	3,400	3,100	2,700	2,400
官立大學長(勅)	6,000	5,500	5,200	—	—
同 教 授(勅)	5,200	4,800	4,500	—	—
同 教 授、助 教 授(奏)	4,500	4,100	3,800	3,400	3,100
同 事 務 官(奏)	3,800	3,400	3,100	2,700	2,400
助手、書記、司書等(判)	160	135	115	100	85

6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級
—	—	—	—	—	—	—
2,700	2,400	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200
2,000	1,800	1,600	1,400	1,300	1,200	1,100
2,700	2,400	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200
2,000	1,800	1,600	1,400	1,200	1,100	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
2,700	2,400	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200
2,000	1,800	1,600	1,400	1,200	1,100	—
75	65	55	50	45	40	—

【講座俸】(1)教授は其擔任する講座に對し學科の種類、職務の繁閑に従ひ年額 600圓以上 1,800圓以下の講座俸を給與され、二講座擔任の場合には其兼擔する講座俸の半額を給與さる、但し本俸と合して 5,700圓を越えざるものとす、(2)助教授は同じく年額 300圓以上 900圓以下の講座俸を給與され、講座を擔任する場合は其講座俸の半額を受く、(3)講師は講座を擔任する場合には其講座俸額以内の手當を給せらる。

【職務俸】(1)教授にして講座外の授業を擔任するときは年額 900圓以内、(2)學部長に補せられたるものは 1,200圓以内、(3)演習林長に補せられたるものは東京帝國大學に於ては 900圓、其他の帝國大學に於ては 900圓以内の職務俸を給さる、(4)講座俸、職務俸は通じて 2,200圓を又本俸と合して6,000圓を超ゆることを得ず。

農學部内容——各帝國大學に於ける農學部内容一覽次表の如し。

種別	東京帝大農學部	京都帝大農學部	九州帝大農學部	北海道帝大農學部
學校の濫觴	徳川幕府時代	明治30年6月	明治36年3月	明治5年4月
帝國大學創立	明治19年3月1日	明治30年6月	明治43年12月	大正7年3月
農學部開設	明治23年6月11日	大正12年11月27日	大正8年2月	—
林學科開設	明治23年6月11日	同上	大正11年2月	—
學年	自4月1日至3月31日	自4月1日至3月31日	自4月1日至3月31日	自4月1日至3月31日
學期	夏學期 自4月1日至10月31日 冬學期 自11月1日至3月31日	—	第一學期 自4月1日至10月31日 第二學期 自11月1日至3月31日	第一學期 自4月1日至7月10日 第二學期 自7月11日至12月24日 第三學期 自12月25日至3月31日

種別	東京帝大 農學部	京都帝大 農學部	九州帝大 農學部	北海道帝大 農學部
學科	農學科、農藝化學科、林學科、獸醫學科、水産學科、	農作園藝學科、林學科、農化學科、農林生物學科、農林工學科、農林經濟學科	農學科、農藝化學科、林學科	農學科、農業經濟學科、農業生物學科、農藝化學科、林學科、畜産學科(第一部、第二部)
入學資格	高等學校及學習院の高等科理科卒業生	同	高等學校高等科理科卒業生又は之と同等以上の學力ある者	本學附屬大學豫科卒業生
稱號	農學士	農學士	農學士	農學士、林學士
大學院	本學卒業生	同	左	同
選科生	十九歳以上の男子	—	—	滿十八歳以上の男子
聽講生	授業料 75圓	—	—	授業料 75圓
研究料	—	—	専攻科あり	研究科あり
授業料	正科、選科、聽講生 75圓	正科、選科 75圓	正科、選科 75圓	正科、選科、聽講生 75圓
入學料	正科、選科 5圓	正科、選科 10圓	正科、選科 10圓	正科、選科 10圓
入學檢定料	正科、選科 10圓	正科、選科 10圓	正科、選科 10圓	正科、選科 10圓
大學院攻究料	50圓	50圓	50圓	50圓
大學院入學檢定料	20圓	20圓	20圓	20圓
演習林	10ヶ所、164,000町歩	—	5ヶ所、51,733町歩	7ヶ所、127,330町歩
總長	農博 古在由直	醫博 荒木寅三郎	工博 眞野文二	農博 佐藤昌介
農學部長	理博 町田咲吉	事務取扱 大杉繁	農博 本田幸介	農博 南鷹次郎
演習林長	林博 右田半四郎	未定	林博 植村恒三郎	林博 小出房吉

(2) 東京帝國大學農學部林學科

(1) 沿革

明治十年十二月、東京府北豊島郡西ヶ原村に内務省地理局主管の樹木試験場を設置さる、明治十一年一月、駒場農學校成り開校式に陛下臨幸せらる、明治十二年五月、内務省内に山林局を設置せられ、同十四年四月、山林局事務規程改正、學務課を設置し樹木試験場を其所管に移さる、明治十五年九月、西ヶ原樹木試験場及山林局學務課を廢し新たに東京山林學校を西ヶ

原に設置し、農商務省の直轄となす、明治十七年十一月、府下下板橋在の山林局用地を樹木試験場として東京山林學校に貸附せらる、明治十九年四月、東京山林學校官制公布せられ、同年七月二十二日、勅令第56號を以て東京山林學校を駒場農學校と併合し、新たに東京農林學校を府下荏原郡目黒村上目黒駒場(現在の場所)に設置さる、同年十月、東京農林學校林學科第一回生江崎政忠外十三名に卒業證書を授與せらる。

明治二十三年六月十日、勅令第92號及第93號を以て東京農林學校を農科大學となし帝國大學の一分科大學となす、同年九月十日、農科大學學科課程を定め、同十九日農科大學卒業生は其學科に應じ農學士、林學士、獸醫學士と稱することを得、同時に舊駒場農學校、東京農林學校卒業生も其學科により學士と稱し得ることとなれり、明治二十六年九月七日、勅令第93號を以て帝國大學分科大學に講座制を敷かれ農科大學に二十講座、内林學科に三講座を置かる。

明治二十八年五月六日、千葉縣長狹郡天津町大字清澄に於ける山林 336 町餘を林學實習用として政府より交付せらる、之れ我邦に於ける學校演習林の濫觴なり、明治三十年六月、東京帝國大學農科大學林學科となり、明治三十一年二月二日、上總國君津郡に於ける山林 1,836 町餘を政府より交附を受け清澄演習林に加へらる。

明治三十七年六月、林學科講堂、七月林學實驗室の新營成る、明治四十五年四月、林學四講座を設置せらる。

大正七年十二月、大學令公布、同八年二月帝國大學令改正され從來の分科大學は學部と稱することとなり、同時に學則を改正せられ學年を四月一日より翌年三月三十一日迄とし學期を夏冬の二期に分つ、卒業生は農學部の學科程を了へたる者は總て農學士と稱することとなれり、大正九年四月二十日、學部通則改正、大正十一年三月、初めて林學科卒業生たる農學士卒業せり、大正十二年四月、森林化學講座を設置さる。

既往卒業生數——林學科既往の卒業生は合計 533 人にして内 517 人は林學士、16 人は農學士と稱するものなり。

今之を學校別に表示すれば次の如し。

東京農林學校(明治19年—同22年).....	38人
帝國大學	{ 舊東京農林學校林學科修業(明治23年).....18 同 上(明治25年).....26 農科大學林學科(自明治27年至明治29年).....22 農科大學林學科(自明治30年至大正7年).....379
東京帝國大學	{ 農學部林學科 { 林學士と稱するもの { 自大正8年...34 至大正9年 農學士と稱するもの { 自大正11年...16 至大正12年

計

533

(2) 概要

學年及學期——毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。農學部に於

科 目	教 官	科 目	教 官
理水、砂防(特講、特實習)測量(實習及製圖)	教授 林博 諸戸 北郎	測 樹(實習)	助教授 吉田 正男
應用氣象	農博 稻垣 乙丙	森 林 植 物	理博 草野 俊助
農林地質、土壤、森林地文	理博 脇水鐵五郎	分 析 化 學	松山 芳彦
植 物 生 理	池野成一郎	物 理、化 學	理學部 山口 與平 助教授
樹 病	白井光太郎	狩 獵 術	講 師 八戸 道雄
生物化學總論、同研究法	農博 鈴木梅太郎	高 等 數 學、力 學	林博 西垣 晋作
造 園	原 照	森 林 保 護	中村賢太郎
農 學 大 意	吉川 祐輝	森 林 理 水 及 砂 防(實習)	石井未太郎
經 濟	經濟學部 河津 選 教授 法博	森 林 植 物 (實 驗)	矢野 宗幹
森林管理、森林法律	助教授 林博 齒部 一郎	有 機 化 學	小南 清
森林化學、林産物製造(實驗)	三浦伊八郎	財 政	後藤 格次
		法 學 通 論	藤井 眞信
			眞野 毅

演習林——附屬演習林は合計10個所、其總面積十六萬四千町歩あり。

演習林長 教授 林博 右田半四郎

同 本 部 東京府荏原郡目黒町上目黒(澁谷局區内)東京帝國大學農學部 林學教室内

代々木演習林	所在地 東京府豊多摩郡代々幡村字代々木。 面積 實測3町8反8畝歩。 創設 明治35年9月(公債證書と交換)。
府中演習林	所在地 東京府北多摩郡府中町字蛇窪。 面積 實測15町6反1畝27歩。 創設 明治35年9月(公債證書と交換)。
千葉縣演習林	所在地 房總の國界に跨り、清澄奥山の兩山林に分る。 面積 實測2,249町餘。 創設 明治28年5月(國有林の交附、民地購入)。 派出所 千葉縣安房郡天津町字清澄。
北海道演習林	所在地 石狩國空知川の上流右岸に在り、略長方形を成す。 面積 概測27,648町。 創設 明治32年10月13日(國有林の交附、民地購入)。 派出所 石狩國上川支廳空知郡山部村山部。
臺灣演習林	所在地 濁水溪の支流たる陳有蘭溪流域の左岸全部及清水溪及北勢溪流域の一部を包有し、最低八百尺より最高新高山の絶頂一萬三千尺の地に及ぶ。 面積 概測57,620町。 創設 明治35年9月(總督府より下附)。 派出所 臺中州竹山郡竹山庄。

江原道演習林	所在地 江原道杆城郡赤壁江流域の大部を占む。 面積 概測26,600町。 創設 明治45年12月(總督府より國有林貸付を受く)。 派出所 江原道高城郡高城面。
全羅道演習林	所在地 全羅南道求禮郡及光陽郡に跨り鎭津江流域の左右支流に亘る。 面積 概測22,923町3畝7歩。 創設 明治45年12月(總督府より國有林の貸付を受く、其後民地を購入して之に加ふ)。 派出所 全羅南道光陽郡光陽面。
樺太演習林	所在地 東海岸相川流域全部及小田寒川流域の一部を包含す。 面積 概測20,630町。 創設 大正3年7月(國有林の所管換を受く)。 派出所 樺太豊原支廳榮濱郡榮濱村
秩父演習林	所在地 秩父郡大瀧村、荒川上流中津川大血川等數個所に點在。 面積 概測6,097町7反7畝歩。 創設 大正5年12月(民地購入)。 派出所 埼玉縣秩父郡秩父町。
愛知縣演習林	所在地 愛知縣東春日井郡及丹羽郡に跨る二園地。 面積 實測1,354町4反6畝歩。 創設 大正11年11月(御料林を公債證書と交換)。 派出所 愛知縣東春日井郡瀬戸町。

(3) 京都帝國大學農學部林學科

(イ) 沿革

明治30年6月勅令第209號を以て京都帝國大學設置、第211號を以て官制を定めらる、當部は理工科大學のみなりしが明治32年9月法科、醫科兩大學を、同39年9月文科大學を開設され、大正3年7月理工科大學を分離して理科、工科の兩大學となせり。

明治42年11月、臺灣高雄州屏東郡に於て國有山林6萬甲歩を基本財産林として交付さる。

大正8年2月、帝國大學令改正により分科大學は各學部となり、同年5月經濟學部を開設さる。

大正12年11月27日、勅令第488號、第489號、第490號を以て官制改正と同時に農學部を新設され其の内に林學科を置き大正13年5月林學三講座、農作園藝學二講座、農林化學四講座、農林生物學三講座、農林工學二講座、農林經濟學一講座を設けらる。

(ロ) 概要

學年——大正13年4月より始業。

學生收容人員——大正13年度分 95名(林學科25、農林化學科25、農林生物學科10、農林工學科10、農林經濟科25)。

入學資格——(1)次の資格を有する者に定員を超過せざる限り入學を許す、高等學校及學習院高等科理科卒業生、同上及同文科卒業生、帝國大學學部所定の試験に合格したる學士、一學部又は他の學部より轉學を望む者。

(2)次の資格を有する者は學力檢定試験の上入學を許す、官公立農、林、蠶、水産専門學校卒業生、帝國大學農學部實科卒業生、高等

師範學校本科理科卒業生、本學部選科生又は選科修了者、以上諸學校卒業生と同等以上の學力ありと認めたる者、

但官公立農林專門學校及之に準ずる學校卒業生中學業成績優秀にして當該校長の推薦する者は特に審議の上入學を許可せらる。

入學試験——上記專門學校卒業生其他に對し施行する本科入學試験は物理、化學、動植物、外國語(英、獨、佛の内一ヶ國語)にして其期日は毎年3月之を行ふ、但し本學部在學中の選科生及選科修了生に對しては3月の外更に9月に施行す。

入學願書提出期日は高等學校卒業生は毎年2月15日迄、但缺員ある場合に限り3月末日迄願書を受取り、3月施行の入學試験を受けんとする者は2月15日迄、9月施行の入學試験を受けんとする者は8月15日迄。

入學願書には次の書類を添付するを要す、卒業證明書(卒業に至らざるものは卒業見込證明書)、職業を有する者は勤務先の受驗認可書、高等師範學校卒業生は服務の義務なき旨の證明書、最近撮影手札形(臺紙なし)半身寫眞、學校醫若しくは官公立病院の健康證明書、外國學生、臺灣、朝鮮留學生は公使又は學生監督の紹介書、檢定料金拾圓現金又は爲替を以て納入すること、一旦受理したる受驗料は如何なる事由あるも返付せられず、

選科——本科生收容定員に缺員ある場合は次の資格を有する者に限り學力檢定の上選科生として入學を許可さる、(イ)專門學校卒業生、(ロ)右學校卒業生と同等以上の學力ありと認めたる者、但本科入學試験を受け合格せざる者尙選科生として入學を希望する者に對しては本科入學試験の成績に依り入學の許否を決定せらるることあり。

入學試験科目は物理、化學、動植物、外國語(英、獨、佛の内一ヶ國語)に就き之を行ふ但し本人の履歴により一部又は全部の試験を免除せらるることあり、入學試験は3月行はる、入學願書は2月15日迄に提出するを要す。

學科目——各學科の科目は分ちて必修科目及選擇科目とし之を3年に配當す其の科目次の如し。

農作園藝學科[必修科目]育種學、作物學、園藝學、園藝利用學、栽培汎論、園藝學特論、造園學、土地改良耕地整理學、土壤學、肥料學、農具學、植物病理學、應用昆蟲學、農林氣象學、農業經營學、植物生理生態學、農林生物化學、育種學實驗、作物學實驗、園藝學實驗、農場實習、植物病理學實驗、應用昆蟲學實驗、論文。

[選擇科目]畜産學大意、養蠶學大意、林學大意、農林土木汎論、農林器械學、農産製造學、農林地質學、農林植物分類學、植物内部形態學、植物外部形態學、植物細胞學、醱酵生理學、營養化學、經濟原論、農業經濟學、農林動物分類學、農政學、農更、農林地質學實驗、農林植物分類學實習、植物内部形態學實驗、植物外部形態學實驗、植物細胞學實驗、以上の外他學科の科目をも隨意に選擇することを得。

林學科[必修科目]造林學、森林利用學、森林施業學、造園學、森林保護學、材積測定及林價算法、農林地質學、土壤學、農林生物化學、應用昆蟲學、農林植物分類學、樹木生理學、樹病學、運材學、製材學、農林測量學、林政學、農林氣

象學、農林地質學實驗、農林化學實驗、應用昆蟲學實驗、農林植物學實驗、農林生産學實習、森林施業學實習、農林測量實測製圖、演習林實習、論文。

[選擇科目]狩獵學、木材加工法、園藝學、農作園藝學大意、肥料學、林産製造學、植物内部形態學、植物外部形態學、農林土木汎論、森林理水砂防學、農林器械學、農政學、農業經營學、林業經濟學、植物内部形態學實驗、以上の外他學科の科目をも隨意に選擇することを得。

農林化學科[必修科目]農作園藝學大意、林學大意、農林生物化學、農林生物化學特論、醱酵生理學、應用菌學、農産製造學、土壤學、土壤學特論、肥料學、肥料學特論、營養化學、林産製造學、有機化學、分析化學、物理化學、顯微化學及實驗、農林地質學、植物生理生態學、農林動物分類學、農林化學實驗、應用菌學實驗、論文。

[選擇科目]畜産學大意、養蠶學大意、農林氣象學、無機化學、膠質化學、電氣化學、工業化學、纖維、油脂、機械工學、農林地質學實驗、農林器械學、以上の外他學科の科目をも隨意に選擇することを得。

農林生物學科[必修科目]農作園藝學大意、林學大意、養蠶學大意、農林植物分類學、農林動物分類學、植物生理生態學、動物生理生態學、植物病理學、植物病理學特論、應用昆蟲學、昆蟲學特論、樹病學、樹木生理學、遺傳學、育種學、土壤學、植物内部形態學、植物細胞學、動物細胞組織學、植物病理學實驗、植物生理生態學實驗、農林植物分類學實習、農林動物分類學實習、農林化學實驗、論文。

[選擇科目]畜産學大意、作物學、園藝學、肥料學、農林生物化學、農林氣象學、園藝利用學、醱酵生理學、營養化學、應用菌學、動物分類學特論、植物外部形態學、農林地質學、顯微化學及實驗、應用菌學實驗、育種學實驗、植物内部形態學實驗、植物細胞組織學、動物細胞組織學實驗、農林地質學實驗、生物學野外實習、以上の外他學科の科目をも隨意に選擇することを得。

農林工學科[必修科目]農作園藝學大意、林學大意、農林土木汎論、土地改良耕地整理學、灌溉及排水法、運材學、製材學、森林理水砂防學、農林器械學、農林地質學、土壤學、農林測量學、農林氣象學、數學、力學、構造強弱學、道路及橋梁、機械工學、農林土木汎論實習、土地改良耕地整理灌溉排水實習、運材製材學實習、森林理水砂防學實習、農林器械學實習、農林測量實測製圖、論文。

[選擇科目]作物學、園藝學、造林學、森林利用學、森林施業學、造園學、木材加工法、肥料學、農政學、林政學、農業經營學、農業經濟學、林業經濟學、土木行政、農場實習、演習林實習、以上の外他學科の科目をも隨意に選擇することを得。

農林經濟學科[必修科目]農作園藝學大意、林學大意、畜産學大意、養蠶學大意、農政學、林政學、農業經營學、森林施業學、農業經濟學、林業經濟學、經濟原論、經濟政策汎論、憲法、農史、民法第一部、民法第二部、行政法、財政學、商法、經濟史、統計學、殖民政策、社會政策、農場實習、演習林實習、論文。

[選擇科目]造林學、森林利用學、狩獵學、土壤學、農林地質學、肥料學、農林動物分類學、農林植物分類學、農具學、土地改良耕地整理學、刑法總論、土木行政、哲學、社會學、生物學野外實習、農政學演習、林政學演習、以上の外他學科

の科目をも随意に選擇することを得、選擇科目は三學年を通じて五科目以上とし毎學年の始めに於て之を選ばしむ。

演習林——演習林は合計四ヶ所、其面積108,600町歩。

- 臺灣演習林 { 所在地 高雄州屏東郡荖濃河流域。
創設 明治42年11月15日(國有林移管)。
面積 60,000町歩。派出所 屏東郡屏東街。
- 朝鮮演習林 { 所在地 慶尙南道咸陽郡及山淸郡並に全羅北道南原郡智異山北面に跨る。
創設 大正元年12月12日(國有林借受)。
面積 24,300町歩。派出所 咸陽郡蕭卜面。
- 樺太演習林 { 所在地 敷香郡新路村古丹岸流域及敷香村亞屯川流域。
創設 大正4年12月27日及8年12月27日(國有林移管)。
面積 20,000町歩。派出所 敷香郡新路村。
- 芦生演習林 { 所在地 京都府北桑田郡知中村由良川上流。
創設 大正10年4月4日(部落有林地上權設定)。
面積 4,300町歩。派出所 北桑田郡知井村。

(4) 九州帝國大學農學部林學科

(イ) 沿革

明治三十六年三月、勅令第54號により京都帝國大學の一分科として福岡醫科大學を福岡市郊外に設置せらる、明治四十三年十二月、勅令第448號を以て九州帝國大學を設置せられ、九州帝國大學醫科大學となる。大正八年二月、帝國大學令改正により醫學部の外に工學、農學の兩部を置かる、大正十一年二月、文部省令第8號を以て農學部に農藝化學科及林學科二科を置かる。同年四月、農學部附屬演習林に演習林長を置かる。

(ロ) 概要

入學資格——(1)高等學校高等科卒業生、(2)又は之と同等以上の學力ある者即ちイ、舊高等學校大學豫科卒業生、ロ、大正十一年以後の學習院高等科卒業生、ハ、文部大臣に於て舊高等學校大學豫科と同等以上と認めたる學校を卒業したる者、ニ、學部に於て臨時施行する學力檢定試験に合格したる者、ホ、大學令による大學の附屬大學豫科卒業生等とす、而して前掲(2)のニ、に該當する者は專門學校程度の農林學校又は高等師範學校本科理科卒業生及び之と同等以上の學力ありと認められたるものなるを要す。

入學順位——入學許可の順位は(1)高等學校高等科理科卒業生、(2)舊高等學校大學豫科第二部及第三部卒業生、(3)學習院高等科理科卒業生等には優先權を與へらる若し缺員ある場合は(1)大學に於て試験に合格し學士と稱する者、(2)高等學校高等科文科卒業生、(3)學習院高等科文科卒業生、(4)學力檢定試験合格者に入學を許可せらる、尙本大學學生にして退學し再び入學を志願する者又は轉學を乞ふものは缺員ある場合に限り之を許し、又大學令に依る他の大學豫科を卒業したる者は場合により入學を許さる。

合格及稱號——學士試験に合格したる者には合格證書を付與せられ、農學

部を了へたる者は農學士と稱することを得、從て本大學には林學士と稱するものなし。

專攻科——農學に關係ある事項を攻究せんとする者の爲めに專攻科を置かる、其の入學資格は(1)大學令に依る大學及專門學校令による學校卒業生、(2)農學部長に於て適當なりと認められたる者とす、而して入學料は10圓、攻究料は年額50圓とし、在學中相當の攻究をなしたるものと認めたる者には學部長に於て證明書を附與す。

其他——農學部一覽表及東京帝國大學の記事参照のこと。

學科目及授業時間——林學科に於ける科目及每週授業時間次表の如し。

科 目	學 年		第 一		第 二		第 三	
	第一	第二	第一	第二	第一	第二	第一	第二
必 須 科 目								
地 質 學	2	2	—	—	—	—	—	—
土 壤 學	2	2	—	—	—	—	—	—
氣 象 學	1	1	—	—	—	—	—	—
植 物 學	2	2	—	—	—	—	—	—
樹 木 學	—	2	—	—	—	—	—	—
數 力 學	3	3	—	—	—	—	—	—
構 造 學	3	3	—	—	—	—	—	—
測 量 學	2	—	—	—	—	—	—	—
建 築 學	2	—	—	—	—	—	—	—
森 林 工 學	—	—	—	2	—	—	—	—
砂 防 工 學	—	—	—	—	2	—	—	—
造 林 學	—	—	—	—	2	—	—	—
森 林 保 護 學	—	—	—	2	—	—	—	—
熱 帶 林 業 學	—	—	—	—	—	—	2	—
森 林 利 用 學	—	—	—	—	2	—	—	—
森 林 化 學	—	2	—	—	—	3	—	—
測 算 學	2	1	—	—	—	—	—	—
林 業 經 理 學	—	—	—	—	2	—	—	—
林 業 利 用 學	—	—	—	—	—	3	—	—
森 林 政 治 學	—	—	—	—	—	2	—	—
森 林 經 濟 學	—	—	—	—	—	—	3	—
森 林 法 律 學	—	—	—	—	—	2	—	—
森 林 學 通 論	—	—	—	—	2	—	—	—
植 物 學 實 驗	—	—	—	—	—	1	—	—
測 量 學 實 習	1回	1回	—	—	—	—	—	—
森 林 工 學 實 習	—	1回	—	—	—	—	—	—
砂 防 工 學 實 習	—	—	—	—	—	1回	—	—
樹 木 學 及 造 林 學 實 驗	—	1回	—	—	—	—	1回	—
森 林 利 用 學 實 驗	—	—	—	—	—	1回	—	—
森 林 化 學 工 藝 實 驗	—	1回	—	—	—	1回	—	—

科	學 年	第 一		第 二		第 三	
		第一	第二	第一	第二	第一	第二
森 林 經 理 學 實 習	—	—	—	—	—	1回	—
森 林 法 律 學 演 習	—	—	—	—	—	—	—
森 林 學 地 演 習	1回	1回	1回	1回	1回	—	—
森 林 實 地 演 習	(隨 時)	(隨 時)	(隨 時)	(隨 時)	(隨 時)	(隨 時)	(隨 時)
選 擇 科 目							
森 林 動 物 學 及 實 驗	1及1回	2	—	—	—	—	—
樹 病 學 及 實 驗	—	—	1及1回	—	—	—	—
機 械 工 學 大 意 及 實 驗	2及1回	—	—	—	—	—	—
電 力 工 學 大 意 及 實 驗	—	3	—	—	—	—	—
財 政 學 大 意 及 實 驗	—	—	1	2	—	—	—
造 熱 帶 農 業 學 論 學 學	—	—	—	—	—	2	—
統 計 學 論 學 學	—	—	—	—	—	2	—
森 林 動 物 學 實 驗	1回	—	—	—	—	—	—
樹 病 學 實 驗	—	—	—	—	—	—	—
機 械 工 學 大 意 實 驗	—	1回	—	—	—	—	—
特 別 講 義	—	—	—	—	—	—	—

備考 實驗、演習及實習は毎回2時間以上とす、選擇すべき科目は五科目以上とす。

授業擔任教官——次表の如し。(但科目は略字)

科 目	教 官	科 目	教 官
測樹、林價算	教授 林博 堀田 正逸	樹 病	教授 中田覺五郎
法、林業裁利、		機 械 工 學 大 意	工 博 生原寺 順
森林經理		森 林 化 學 工 藝	助 教 授 西田 屹二
林政、森林管	植村恒三郎	測 量	安藏善之助
理		數 學、演 習	末綱 恕一
森林土木、砂	藤岡 光長	經 濟	竹内 諭二
防工學、森林		森 林 動 物	小山 準三
利用		電 力 工 學	江崎 佛三
造林、森林保	土井 藤平	統 計	熊澤 尙文
護、造園		氣 象	鈴木清太郎
地 質	理博 河村 幹雄	建 築 構 造	岡田 武松
土 壤	農博 大工原銀太郎	法 學 通 論	倉田 諭
植 物	理博 瀨藤理一郎	樹 木 學	植木 秀幹
力 學、演 習	桑木 或雄	熱 帶 林 業	林博 金平 亮三
材 料 力 學	工博 小野 鑑正		

演習材——農學部附屬演習林は合計五箇所、其面積51,733町歩なり。

演習林長 教授 林博 植村恒三郎。

早 良 演習林	所在地 福岡縣早良郡姪濱町及壹岐村に跨り今津灣の一角を占むる防風保安林なり。	創 設 大正11年10月(國有林移管)。	面積 約55町歩。
粕 屋 演習林	所在地 福岡縣粕屋郡篠栗村及久原村に跨る。	創 設 大正11年10月(國有林移管)。	面積 約369町歩。
朝 鮮 演習林	所在地 朝鮮慶尙南道河東郡及山淸郡に跨る智異山南方一帯の地を占む。	創 設 大正元年12月(國有林借受)。	面積 約26,637町歩。
臺 灣 演習林	所在地 臺灣臺北州文山郡石碇庄後坑仔溪流城。	創 設 大正2年2月(國有林移管)。	面積 約2,000町歩。
樺 太 演習林	所在地 露領に近き幌内川支流ホイエ川流域を占む。	創 設 大正3年4月(國有林移管)。	面積 約20,505町歩。
	派出所 敷香郡新路村大字内路。		

(5) 北海道帝國大學農學部林學科

(イ) 沿革

明治五年四月開拓使假學校を東京芝罘上寺内に設置す、明治七年農學專門科を置く、明治八年八月假學校を札幌に移し札幌農學校と改稱す。

明治九年七月米國「マサチューセツツ」州、農業學校の範をとり農學及び必要學科の教授をなし修業年限を四ヶ年として卒業生に農學士の學位を授與すべき制を定めらる、又別に修業年限三ヶ年の豫備科を創設し本科に入るべき階梯を設けられたり。

明治十五年二月開拓使廳廢止せらるゝに及び本校は農商務省の所屬となり北海道事業管理局の管理に移りしが明治十九年一月同局廢止せられしかば又再び北海道廳の所屬となり更に明治二十八年四月文部省の直轄に移り以て今日に及び。

明治三十二年五月新に森林科(今の林學實科の前身)を設置せらる。

明治三十四年三月石狩國雨龍郡に於ける國有林三萬町歩を内務省より所管換となり本校維持資金に編入せらる之を第一基本林となし爾來各所に演習林を設置せられたり。

明治三十六年實業學校令改正せられ本校は實業專門學校と指定せらる。

明治四十年六月勅令第230號を以て仙臺に東北帝國大學を設置せらるゝや其一分科大學として本校を農科大學となし農學、農藝化學、林學、畜産の四科を置き且講座の數を定められ、而して林學科には三講座を置かる。

明治四十三年六月林學科講堂の新築成、明治四十四年五月林學に二講座を増設せらる、明治四十五年五月林政學森林管理學の一講座を増設せらる。

大正七年三月北海道に帝國大學を設置せらるゝや本大學は北海道帝國大學農科大學となる、大正八年二月帝國大學令改正され北海道帝國大學農學部となる、大正十年四月森林工學講座を増設せらる。

(口) 概 要

入學資格——本大學附屬大學預科卒業者、及一般入學志願者を收容し尙缺員ある場合には(1)高等學校高等科理科卒業者、(2)同文科卒業者、(3)他の帝國大學學生にして轉學を望む者、(4)學習院高等科卒業者、(5)本學に於て施行する檢定試験合格者の順位を以て入學を許さる。

卒業及稱號——在學は六ヶ年を超ゆることを得ず、在學中履修せし學科の授業終了せしときに其學科及び修學最終學期に於て論文の試験(學士試験)を経て之等に合格したるものは其學科に従ひ農學士又は林學士と稱し得ることとなり。

研究科——本學には研究科の設置あり。

其他——農學部内容一覽表及東京帝國大學記事参照のこと。

學科目及毎學年授業時間——次表の如し。

科 目	學 期			科 目	學 期		
	第一	第二	第三		第一	第二	第三
土 壤 地 質 學	2	2	2	農 學 大 意	—	3	3
土 壤 象 學	—	2	—	應 用 機 械 學	2	2	2
土 氣 象 學	—	2	—	行 政 法	2	2	2
森 林 植 物 學	4	4	4	民 刑 事 訴 訟 法	2	2	2
樹 病 學 及 木 材 腐 蝕 論	2	2	2	特 別 講 義			
森 林 昆 蟲 學	2	2	2	森 林 土 木 工 學 に 關 する 事 項	—	1回	1回
森 林 用 鳥 乘 原	2	—	—	森 林 理 水 及 砂 防 工 學 に 關 する 事 項	—	—	1回
森 林 最 小 二 乘 法	2	1	—	造 林 學 及 森 林 保 護 學 に 關 する 事 項	—	1回	1回
森 林 經 濟 政 治 學	2	3	3	森 林 利 用 學 に 關 する 事 項	—	1回	1回
法 學 通 論	2	2	2	森 林 經 理 學 に 關 する 事 項	—	1回	1回
森 林 測 量 學	3	3	3	林 業 政 策 に 關 する 事 項	—	1回	1回
森 林 樹 生 長 論	—	—	2	土 壤 土 質 學 實 驗	—	—	1回
森 林 木 價 算 法 及 學 及 學	3	2	—	森 林 植 物 學 實 驗	1回	1回	1回
森 林 高 等 數 學 及 學	2	2	4	森 林 昆 蟲 學 實 驗	1回	1回	—
森 林 土 木 工 學	2	2	2	森 林 應 用 鳥 乘 原	1回	—	—
森 林 理 水 及 砂 防 工 學	2	2	2	森 林 測 量 學	1回	1回	1回
造 森 林 保 護 學	5	2	2	森 林 實 習 及 製 圖	1回	1回	1回
森 林 保 護 學	2	2	2	森 林 實 習 及 製 圖	1回	1回	1回
森 林 副 產 物 論	1	1	—	森 林 價 算 法 及 學	—	—	1回
森 林 產 製 造 學	2	2	2	森 林 土 木 工 學	—	1回	1回
森 林 經 理 學	5	2	2	森 林 設 計 及 實 習	—	1回	1回
森 林 管 理 學	2	2	—	森 林 理 水 及 砂 防 工 學	1回	—	1回
森 林 業 政 策 學	3	3	3	森 林 工 學 設 計 及 實 習	1回	—	1回
森 林 法 律 學	2	2	2	造 林 學 及 森 林 保 護 學	2回	2回	2回
森 林 帶 美 林 學	1	1	—				
森 林 牧 畜 學	—	2	—				

科 目	學 期			科 目	學 期		
	第一	第二	第三		第一	第二	第三
森 林 利 用 學	1回	1回	1回	應 用 機 械 學	1回	1回	1回
實 驗 及 實 習	2回	1回	—	設 計 及 製 圖	不定	不定	不定
森 林 產 製 造 學 實 驗	—	2回	—	林 學 實 地 演 習	—	—	—
森 林 經 理 學 實 習	—	—	—				
必須時間數							
講 義	140時間以上			特 別 講 義	4回以上		
演 習、實 驗、實 習、設 計 及 製 圖	29回以上						

授業責任教官——次の如し。(科目は略字)

科 目	教 官	科 目	教 官
森 林 經 理 (實 習、特 講)、林 價 算 法、林 業 較 利(實 習)	教授 林博 小出 房吉	森 林 測 量 (實 習、製 圖)、森 林 理 水、砂 防 工 學(設 計、實 習、講 義)	助 教 授 吉 川 元 民
造 林、森 林 保 護(實 習、特 講)	“ “ 新 島 善 直	林 業 政 策、森 林 管 理(特 講)	“ “ 福 山 伍 郎
森 林 美 學	“ “ 中 尾 清 藏	土 壤、地 質(實 驗)	“ “ 中 尾 清 藏
林 業 政 策、森 林 管 理(特 講)	“ “ 中 尾 清 藏	森 林 植 物 (實 驗)	“ “ 工 藤 祐 壽
森 林 利 用 (特 講、實 習、實 驗)	“ “ 中 尾 清 藏	最 小 二 乘 法	“ “ 三 田 村 幸 吉
樹 病、木 材 腐 蝕 論	理 博 宮 部 金 吾	森 林 法 律	“ “ 小 林 己 智 次
森 林 昆 蟲 (實 習)	理 博 松 村 松 年	高 等 數 學、森 林 土 木 工 學 (實 習)	“ “ 西 田 辰 三 郎
土 壤	“ “ 三 宅 康 次	木 材 牧 畜	“ “ 宮 脇 富
氣 象	“ “ 時 任 一 彦	應 用 機 械 (設 計、製 圖)	“ “ 鳥 山 嶺 男
財 政、經 濟 原 論	“ “ 森 本 厚 吉	熱 帶 林 學、農 學 大 意	“ “ 若 林 功
森 林 土 木 工 學 (設 計、實 習、特 講)	助 教 授 影 山 純 介	民 事 訴 訟 法	“ “ 杉 浦 忠 雄
林 木 生 長 論、湖 樹(實 習)	“ “ 中 島 廣 吉	法 學 通 論	“ “ 小 野 寺 盛
		行 政 法、憲 法	“ “ 大 岡 叢

演習林——本學演習林は合計七箇所、面積127,330町31,28歩。

演習林長——教授 林博 小出房吉。

本 部——札幌市 北海道帝國大學農學部林學科内。

苦小牧 演習林	所在地 膽振國勇拂郡苦小牧町。(室蘭支廳) 創設 明治37年1月(國有林移管)。面積 2,274町步餘。 派出所 苦小牧町大字苦小牧字ヲテーネ。
雨龍 演習林	所在地 石狩國雨龍郡幌加内村。(空知支廳) 創設 明治34年3月(國有林移管)。面積 概測30,000町步。 派出所 幌加内村第八號殖民地。
天鹽第 一演習 林	所在地 天鹽國中川郡常盤、中川兩村に跨る。(上川支廳) 創設 明治35年1月(國有林移管)。面積 概測19,679町步。 派出所 中川村上音威子府。
天鹽第 二演習 林	所在地 天鹽國天鹽郡幌延村。(留萌支廳) 創設 大正元年8月31日(國有林移管)。面積 概測22,738町步。 派出所 幌延村字トイカンベツ川口。
樺太 演習林	所在地 樺太西海岸久春内郡三濱村。 創設 大正6年6月(國有林移管)。面積 概測19,907町步。 派出所 久春内支廳久春内郡久春内町。
朝鮮 演習林	所在地 全羅北道茂朱、長水兩郡に跨る。 創設 大正2年9月(國有林借受)。面積 概測16,545町步餘。 派出所 茂朱郡茂朱面邑内里。
臺灣 演習林	所在地 臺中州能高郡。 面積 6,847町步餘。 創設 大正5年8月。 派出所 臺中州能高郡埔里社街。

(五) 學 位

(1) 學 位 令

沿革——現行學位令に依る博士は「ハクシ」と訓じ俗に通稱せらるる「ハカセ」なる名稱は古來因襲の久しき其儘用ひられしものにして其の間多少の差違あり、博士の起源は遠く天智、天武皇朝時代に大學寮を開設されし時に始まり音博士、書博士、明法博士、文章博士、紀傳博士、明經博士、算博士、律學博士、曆博士、陰陽博士等の稱號を用ひられしも多くは官名と稱すべきものなりしなり、然るに徳川時代寛政年間に至り、古賀精里、尾藤二州、柴野栗山を當時寛政三博士と稱へ、稍今日の博士に似たる處ありしも未だ學位と稱するを得ざりき維新後政府は幕府時代の諸學校を收めて再興するや即ち昌平黌を大學となし明治二年七月八日其の官制を定め且教官として大、中、少の博士(奏任官)を置き、次て明治四年文部省の設けらるるに及び同年八月十日大學の官制を改正せられ、文部省に大、中、少博士を置き大、中博士は勅任官とせしが翌五年之を廢して大、中教授とせり、然れとも之等の博士は一の官名と見做されたるものにして博士を學位とせらるるに至りしは實に明治二十年五月二十日勅令第十三號學位令の發布に依るものとす。

當時の學位令は五箇條より成り博士及大博士の二とし、更に之を法學、醫學、工學、文學、理學の五種に分たる、而して之が授與に就ては大學院に入り規定の試験を経たる者、又は之と同等以上の學力ある者に帝國大學評議会の議を経て文部大臣之を授け、又大博士の學位は博士會の會議に付し

學問上特に功績ありと認めたる者に閣議を経て文部大臣之を授くと規定せり、其他之に關する細則は文部省令第四號に依り公布せられたり。越えて明治三十一年十二月勅令第 344號を以て學位令を改正せられ學位の種類を法、醫、藥、工、文、理、農、林、獸醫の9種とし、(イ)帝國大學大學院に入り定期の試験を経たる者、(ロ)又は論文を提出して學位を請求し帝國大學分科大學教授會に於て之と同等以上の學力ありと認められたる者、(ハ)博士會に於て學位を授くべき學力ありと認められたる者、(ニ)帝國大學分科大學教授にて當該大學總長の推薦に依る者等は何れも文部大臣より學位を授與せらるることとなり、而して若し學位を有する者其榮譽を汚辱する行爲ありし時は之を褫奪せらる、尙之が細則に就ては文部省令第 1號を以て規定せらるる處ありしが大正九年再び之れに大改正を加へられたり、現行學位令即ち是れなり。

現行學位令——は大正九年七月五日勅令第 200號を以て公布されしものにして全文10箇條及附則 4項より成る、學位は博士とし、大學に於て文部大臣の認可を経て之を授與す、其種類は文部大臣の認可を経て大學に於て之を定む、而して學位を授與せらるべき者は(イ)大學學部研究科(即ち帝國大學に於ては大學院)に於て二年以上研究に従事し論文を提出して學部教授會の審査に合格したる者、(ロ)又は論文を提出して學位を請求し學部教授會に於て之と同等以上の學力ありと認められたる者等にして學位を授與せられたる者は授與の日より六ヶ月内に其の提出に係る論文を印刷公表するを要す、但し學位授與前に印刷公表したるものあるとき又は文部大臣に於て其印刷公表が相當ならずと認められたるものは此限に在らず。論文審査には手数料を徴收することを得、其他論文審査の手續、學位に關する規程等は大學に於て之を定め文部大臣の認可を受くるものとす。尙本令附則に於て舊學位令及博士會規則は廢止さる、但し舊令に依り授與されたる學位は仍其效力を有することに規定せられたり。

(2) 各 大 學 學 位 規 程

前述の如く學位の種類、論文審査の手續、手数料等は官公私立大學に於て夫々定むる所あるも林學に對する學位を授與する大學は東京、京都、九州、北海道の四帝國大學あるのみなるを以て茲には以上四大學に於ける學位規程を概括して記述せむとす。(但し東京、京都、九州の三大學に於けるものは殆ど大同小異にして一々區別の要なきも北海道大學のものは稍其趣を異にする處あり)

今前記四帝國大學に於て授與せらるる學位の種類を擧ぐれば次の如し。

東京帝國大學——法學、醫學、藥學、工學、文學、理學、農學、經濟學。

京都同——法學、醫學、工學、文學、理學、經濟學、農學。

九州同——醫學、工學、農學。

北海道同——農學、林學、獸醫學、醫學。

即ち舊學位令に依り文部大臣より授與されたる林學博士は仍依然效力を有するが故に其名稱榮譽等何等異なる所なきも大正九年新學位令發布後は東

京、京都、九州の三大學に於ては林學博士の稱號を廢止され農學部にて論文を審査の上授與さるゝ學位は總て農學博士と稱することゝなれり、北海道大學のみは依然林學博士の稱號を存す。

提出論文は一篇に限らるゝも外に参考として他の論文を附加提出することを得べく且論文は日本文、英文、獨文、又は佛文たるを要す、北海道大學學位規則は特に此旨明記しあり他の大學も亦之に準すべきものとす、又京都大學に於ては論文は三通提出するを要す、學位を請求する者は論文審査手数料として金百圓を納附するものにして唯北海道大學に於ては同大學大学院にて二年以上研究に従事したるものに限り此手数料を要せず。

論文は總長に提出するを原則とするも北海道大學に於て大学院卒業の者は學部長を經由提出するものとす、論文審査に當り總長は論文の類屬に従ひ之を當該學部教授會にて行はしめ、學部教授會は二人以上の審査委員を選びて之を審査せしむ、審査委員は其論文要旨を教授會に報告し、其審査の決定をなすには教授會に於て在職教授三分の二以上（北海道大學にては四分の三以上）の出席者を要し且つ出席教授の三分の二以上（北海道大學にては四分の三以上）の同意を得て合格の認否を決定し教授會は其結果を總長に報告するものとす。

(3) 林學博士錄

現行學位令に依る林學關係の學位を有する者は僅に二名のみにて他は總て舊令に依るものなり、次表中「院」は大学院卒業、「論」は論文提出、「評」は大學評議會推薦、「總」は大學總長推薦、「博」は林學博士會推薦、「*」は現行學位令による農學博士、「X」は同上による林學博士、「○」は東北（又は北海道）大學に於ける論文審査又は總長の推薦によるものにて、其他は凡て東京帝國大學關係の者とす。

現官職名	氏名	學位授與	現官職名	氏名	學位授與
東京帝國大學教授	河合鍾太郎	明32.3 一院	北海道帝國大學教授	新島 善直	明42. 一論
東京帝國大學教授	本多 靜六	明32.3 一論	東京帝國大學教授	諸戸 北郎	大2. 一總
	志賀 泰山	明32.3 一評	農商務省林業試驗場技師	三村鐘三郎	大3. 一論
	中村 彌六	明32.3 一評	(大正10年8月死亡)	望月 常	大4. 一論
東京帝國大學教授	川瀬善太郎	明32.3 一總	北海道帝國大學教授	宍戸 乙熊	大6. 一總
北海道帝國大學教授	小出 房吉	明33.6 一論	(大正8年8月2日死亡)	石丸 文雄	大8. 一博
農商務省林業試驗場長	白澤 保美	明36. 一論	(大正11年9月14日死亡)	松波 秀實	大8.8 一博
(明治40年6月1日死亡)	守屋物四郎	明40.5 一博	農商務技師	佐藤鍾五郎	大8.8 一博
東京帝國大學教授	右田半四郎	明40. 一總	九州帝國大學教授	堀田 正逸	大8.8 一博
	村田 重治	明41. 一論	北海道帝國大學教授	宮井 健吉	大8. 一總

現官職名	氏名	學位授與	現官職名	氏名	學位授與
帝室林野局技師	和田國次郎	大8. 一論	東京帝國大學講師	西垣 晋作	大9.12 一論
農商務省林業試驗場技師	寺崎 渡	大8.9 一論	九州帝國大學助教授	藤岡 光長	大9.12 一論
朝鮮總督府林業試驗場長	戸澤又次郎	大8.9 一論	京都帝國大學教授	佐藤彌太郎	大9.12 一論
宇都宮高等農林學校教授	鍋木 徳二	大8.9 一論	洋行 中田村 剛	大9.12 一論	
京都帝國大學教授	市河 三祿	大9.4 一院	三重高等農林學校教授	伊藤 武夫	大9.12 一論
九州帝國大學教授	植村恆三郎	大9.4 一論	臺灣總督府中央研究所技師	金平 亮三	大9.12 一論
東京帝國大學助教授	三浦伊八郎	大9.4 一論	北海道帝國大學助教授	中島 廣吉	大12.7 一論
東京高等造園學校々長	上原 敬二	大9.4 一論	宇都宮高等農林學校講師	鈴木 茂次	大13.1 一論
帝都復興局技師兼鐵道技師	山田 彦一	大9.4 一論	帝室林野局技師	長岡文之進	大13. 一論
東京帝國大學助教授	蘭部 一郎	大9.4 一論	林業試驗場技師	山本 和藏	大13. 一論

(4) 林學出身にて他學位を有する者

- 小泉源一(札實) 理學博士(植物) 大正5年
ドクトル エコノミー プブリケー
 中村彌六 Doctoris Oeconomiae Publicae (獨逸ミュンヘン大學、明治15年6月28日)
ドクトル エコノミー プブリケー
 本多靜六(東大) Doctoris Oeconomiae Publicae (獨逸ミュンヘン大學、明治25年3月10日)
 鉢立友吉 Master of Forestry (米國エール大學、明治38年)
ドクトル エコノミー プブリケー
 本郷高德(東實) Doctor Oeconomiae Publicae (獨逸ミュンヘン大學、明治43年12月14日)
マスタイ オフ フォレストリー
 堀田正逸(京大) Master of Forestry (米國エール大學、大正11年6月22日)
 植木秀幹(東實) Master of Forestry (米國ハーバード大學、大正11年6月22日)

備考 獨逸ミュンヘン大學名は ユニバーシターフ ルドウィグ マキシミリアネフ Universitate Ludovico-Maximilianeae フー ミュンヘン Zu München と稱す

(5) 林學博士學位論文表題

- 「註」本表中(主)は主文、(參)は參考論文の略字なり。
 河合博士 本邦有要潤葉樹識別法(獨文)。
 本多博士 (主)日本森林植物帶論(獨文)。

- 小出博士 東邦有用木材の収縮膨脹及復張に関する研究(邦文)。
- 白澤博士 (主)樟樹體內に於ける樟腦及樟腦油の形成并に其分布の状況(邦文)。(參)日本産菩提樹屬植物(獨文)、(參)日本産松柏科植物の新種(獨文)。
- 村田博士 日本森林租稅論(邦文)。
- 新島博士 (主)北海道産小蠹蟲及其森林被害關係(獨文)。(參)スコリチニ(小蠹蟲科の一部)の日本種に就て(英文)、(參)日本産スコリトプステチブ屬一二の生活状態に就て(獨文)、(參)日本産クリフアルス屬に就て(獨文)。
- 三村博士 本邦に於ける製炭並其副製品製造に就て(邦文)。
- 望月博士 木材の工藝的利用論。
- 和田博士 (主)樹幹の形狀及幹材求積式に就て(獨文)。(參)幹數論(獨文)。
- 寺崎博士 (主)マダケ林の收穫研究。(參)近畿地方マダケ林の收穫、(參)スギ、ヒノキ、モミ、ツガ、アカマツの單木材積計算補助表(參)スギ林の生長及收穫、(參)スギ收穫曲線論(英文)、(參)本邦産主要林木の形狀高表に関する研究(邦文)。
- 戸澤博士 立木幹材積及樹皮面積計算法に就ての研究(邦文)。
- 楠木博士 (主)鐵道害地森林施業に関する基本要項の研究(邦文)。(參)煙害葉の化學的研究の價值及實驗の一端(邦文)、(參)實驗煙害鑑定法(邦文)、(參)樹木の生長に及ぼす葉片摘切期節の影響(邦文)、(參)麥類摘去或は截斷の收穫に及ぼす影響(邦文)。
- 市河博士 我國に於ける「ロツギンケ」の理論及實際(邦文)。
- 植村博士 (主)本邦に於ける林野の入會關係に就て(邦文)。(參)森林放牧並に採草に関する研究(邦文)、(參)森林と治水(邦文)。
- 三浦博士 (主)日本産木炭の性質並に植物性脱色炭の製法及性質に関する研究(邦文)。(參)杉心材色素の性質及染色的價值に就て(邦文)、(參)樟腦冷却器の改造に就て(邦文)、(參)毒素による樹木の枯殺と其檢出(邦文)、(參)タンニン浸出液著色度測定の標準として沃度規定液の價值に就て(邦文)、(參)針葉油の含有率と所謂樹脂溝及精油粒との關係(邦文)。
- 上原博士 (主)神社林の研究(邦文)。(參)樹木移植法(邦文)。
- 山田博士 (主)鐵道防雪林論(邦文)。(參)防雪林の造り方(邦文)、(參)並枕木耐久力試驗報告第一回(邦文)、(參)防腐枕木に関する調査報告(邦文及英文)、(參)樺素材枕木の山積方法に関する試驗報告(邦文)、(參)九州に於ける椎及び檜に就て(邦文)、(參)煙害樺材の強弱及腐朽試驗報告(邦文、笠井幹夫と共著)、(參)車輛用材製材率報告(邦文)、(參)安治川日製材場作業成績。
- 蘭部博士 森林所有權及之に對する國家の干涉(邦文)。
- 西垣博士 鐵索路の理論及計算法(邦文)。
- 藤岡博士 (主)スギの樹齡査定及植栽年度鑑定法を論ず(邦文)。
- 佐藤博士 森林の整理期に関する森林較利學的研究(邦文)。
- 田村博士 日本庭園の發達を論ず(邦文)。
- 伊藤博士 海岸砂防工に関する研究(邦文)。
- 金平博士 (臺灣産樹木の解剖的研究及其識別並に氣候の樹木に及ぼす影響に關する批判的比較(英文)。

- 中島博士 (主)氣象要素の樹木生長に及ぼす影響に就て(獨文)。(參)苦小牧地方蝦夷松林收穫表(邦文)、(參)形數連算の新法(邦文)、(參)柚角材積の新速算法(邦文)、(參)樹幹折解の際各階所屬樹高算定の新法(邦文)、(參)野幌地方蝦夷松木材收穫表(邦文)、(參)北海道の森林火災と天候との關係(邦文)。
- 鈴木博士 嶺山備林論(邦文)。
- 長岡博士 林分生長曲線の解折的研究(邦文)。
- 山本博士 (主)赤松に就ての洞樹に関する研究(邦文)、(參)薪材の層積に関する研究、(參)立木の層積算定に関する研究。

(六) 林業講習講話

(1) 農商務省(大林區署)主催

(イ) 沿革

林業に関する智識を短時日間に會得せしむるには講習講話に依るを捷徑とす、殊に大小林區署に勤務する營林主事補及森林監守の如き直接の林務員に之等の智識を注入するは最緊要のことに屬するが故に農商務省は明治三十一年十一月訓令を以て林務講習規則を發布し爾後毎年大林區署をして實行せしめたり。然るに林區署官制の改正により小林區署に森林主事を置くに及び平素營林及林野保護の實行者たる森林主事を教練するの必要ありとし明治四十三年四月農商務省訓令を以て森林主事教練規則を發布し大林區署に於て大に之が教習を爲すに至れり。是より先明治三十二年特別經營事業の創始せらるゝや、技術員養成の目的を以て當時の林野整理局(支局)員並に中學卒業生又は之と同等以上の學力を有するもの内より一定人員を撰拔し林業講習規程を定めて翌年十月より之を開始し三十七年度迄に380名を講習せり。尙公有林野整理開發に関する講習會を開催するの必要を生じ明治四十四年より大正四年迄五回に亘り全國二十一箇所に於て全國縣郡市町村の官公吏を集め總計4,609名の講習を了したり。

(ロ) 森林主事教練

森林主事教練規則は明治43年4月1日農商務訓令第5號を以て定められ各大林區署は同則に依り所屬森林主事の教練を行ふ。教練を別ちて教習及補習とし、教習は新に任用したる森林主事に林務を修得せしむる爲め必ず施行するものとし、教習期間は一回九十日以上とす、但し次の各號の一に該當する者には教習の全部若くは其の一部を省略せらるゝことあり、東京及北海道帝國大學林學實科卒業生、官公立專門學校林學科卒業生、農商務省山林局林業講習所卒業生、甲種農業學校林學科卒業生、本教習終末試驗合格者、文官任用令第三條に依る判任文官の有資格者、乙種農業學校林學科卒業生。補習は大林區署長に於て必要と認めたる森林主事に林務を練習せしむるものにして、教練科目を分ちて學科及實科の二とす、講師は大林區署員中に就き署長之を命じ、必要ある場合は學識經驗ある者に講師を囑託することあり。

り、教習の終期には學科及實科に就て終末試験を施行し之に合格したる者には合格證書を附與せられ又補習を終りたる者にも修了證書を附與せらる。

新に任用せられたる森林主事にして前記合格證書を有せざるものには保護區官舎詰を命ずることを得ざるものとす、但し己むを得ざる事由により農商務大臣の認可を得たる場合に限り臨時保護區官舎詰を命ぜらるゝことあり。而して大正十一年中施行したるもの次表の如し、但青森、鹿兒島大林區署に於けるものは大正十三年の分を掲記す。

森林主事教練成績表

大林區署	教 練 期 間	科 目	講 師	合格者數
大 阪	大正11年 自 9.27 至 12.7 70日間 實 科 自 12.8 至 12.27 20日間	林學通論、造林土壤肥料砂防、施業按、測樹學、測量製圖、利用林產物、運搬裝置及施行方法、保護學、各種豫定案、民法大意、森林法、國有林野法及附屬法令、行政法大意、國有林野產物賣拂規則、會計例規、刑法、刑事訴訟法、森林法、捕繩法、救急法、官吏服務規律及署員心得(以上學科) 造林及砂防(實科)	山林技師、山林事務官、山林事務官補、山林屬、山林技手、檢事、巡查、陸軍軍醫の27講師	雇 35
秋 田	大正11年 自 1.26 至 4.27 29日間	以上の外森林整理、森林土木製圖、司法警察官執務心得、諸手續報告	山林事務官、山林技師、山林技手、判事、警部、醫師、柔道教師の18講師	森林主事15 雇 21 36
東 京	大正11年 自 2.1 至 2.1 90日間	大阪と大同小異に付省略	山林事務官、山林技師、山林技手、山林屬、囑託醫、巡查の20講師	森林主事39 雇 19 58
高 崎	大正11年 自 6.1 至 8.31 92日間	大阪と大同小異に付省略	山林事務官、山林技師、山林技手、山林屬、檢事、警部補、保健衛生技師の22講師	雇 23
青 森	大正13年 自 1.18 至 4.22 95日間	同 上	同上の33講師	教習生58の内 森林主事11 雇 26 計 37
鹿 兒 島	自 1.8 至 4.15 98日間	同 上	大林區署長其他同上の23講師	27

(2) 北海道廳主催

(4) 林務技手及森林主事講習

北海道國有林の直接管理經營の實務に従事する林務技手及森林主事に對し大正十一年度中北海道廳に於て行ひたる講習は各一回にして次表の如し。

種別	講習日數	科 目	講 師	講習生數	設 授 與 數
林務技手講習	自大正10.12.1 至 12.11.30	林學通論、測量、森林數學、經理學、利用學、造林學、法學通論、森林法、造林及林産製造、執務規程、官吏服務規程(官吏服務及處務、林務統計及和算、會計法規、事業豫定案、森林土木、賣貨法規)	技師、技師の 16講師	33	27
森林主事講習	90日間	林學通論、森林經理學及測樹、造林及保護、測量、數學、法學通論及刑法、刑事訴訟法、森林法	同 上 8講師	28	28

(ロ) 林産増殖其他一般講習講話

林産増殖に關する獎勵は明治十七年度始めて國費を以て廣島縣の實地家格崎圭三氏を招聘し専ら築窯製炭の改善指導に當らしめ一面椎茸栽培に關する講習講話並實地指導をも行はしめたるを嚆矢とし翌年之を地方費の事業に移し三十九年度以降更に醋酸石灰製造の指導をも兼ねしめ次で四十年以降は更に専任の林業技手二名を置き巡回指導の外俱知安模範林々産製造所に於て毎年一回本廳主催の下に長期の製炭改良講習會を開き各支廳管内より講習生を募り大正三年度迄引續き開催すること六回に及べり、而して新業者の漸次覺醒を見るに至りしを以て新に築窯補助金下付規則を制定公布し町村又は其他公共團體及個人にして改良窯を築き講習會を開催したる場合に於ては本廳より講師派遣且補助金交付の制を設け今日迄引續き實施中に屬す。

以上の施設以來大正十一年度迄の開會數67回、開催延日數1,617日、講習人員1,332人、補助金額2,010圓とす、尙十一年度に於ては後志支廳管内町村農會をして山葵の試作を爲さしめ其成績により全道に之を普及せしむべく指導中なり。

前記講習講話、實地指導の外一般的に地方民の森林思想を涵養し林業の智能を注入して以て林間林業の發展を促がすの緊要なるを認め町村又は各種團體其他集會の機を利用し特に吏員を派出して林業に關する講習講話を行はしめ之れが普及徹底を期しつつあり。

今從來行ひたる各講習講話を年次別に表示せば次の如し。

年次	築 窯 講 習		椎茸栽培指導		一般講習		一般講話	
	回數	延日數	延日數	箇所數	延日數	箇所數	延日數	延人員
3	5	131	16	95	—	—	—	—
4	8	168	8	154	—	—	—	—

年次	築案講習			推茸栽培指導			一般講習			一般講話		
	回数	延日数	築案数	延日数	箇所数	延人員	延日数	箇所数	延人員	延日数	箇所数	延人員
5	5	131	21	107	86	23	753	—	—	—	—	—
6	8	199	16	137	30	14	281	—	—	—	—	—
7	9	199	15	250	2	1	10	—	—	—	—	—
8	9	207	17	163	1	1	25	—	—	—	—	—
9	8	239	23	127	3	3	28	239	8	127	112	112
10	7	165	18	159	4	2	18	165	7	159	43	43
11	8	178	29	140	18	10	189	227	18	488	82	81
計	67	1,617	163	1,332	144	54	1,304	631	33	774	237	236

(3) 地方廳及地方山林會其他の主催

(イ) 沿革

各府縣又は府縣山林會並に郡市町村其他の公共團體に於て林業講習會を開催するもの甚多し、例へば静岡縣の施設として明治三十九年以來製炭法講習を開き亞で醋酸石灰製造法の傳習を爲したるが如き、岡山縣山林會が明治三十四年以來十數回に互り森林學其他の林業講習會を開講せしが如き當時最顯著なるものなりしが、爾來其の他の各府縣に於ても各其地方に發達せしむるを有利と認めし事業を選び特に學者又は實地家を聘して講習講話又は傳習を試み或は郡の吏員を各地に派遣して巡回講話又は實地指導を爲す等林業思想の普及に努力したる結果、明治の末葉より林産工藝に著しき發達を來し從來多額の輸入を仰ぎし工業原料の如き漸次之を防遏し得るものあるに至れり、即ち木材パルプ、薄板、紡織用木管及シヤツトル、水道木管、木毛、經木及經木眞田、其他木材乾溜生産品の如き其著しきものとす。

(ロ) 講習概要

今大正十一年中各地方に於て施行したる講習概要を表示せば次の如し。

大正十一年地方林業講習表

地方	主催者	開會		講習生數	講習科目
		回数	日數		
東京	市町村	2	17	34	楕林手入法、佐倉炭製法 伏燒製炭法、松茸栽培法
	部落其他	2	21	194	
京都	郡	1	7	200	竹林栽培法 同製炭法、竈築法、俵裝法、製炭實地講習
	市町村	3	8	185	
	部落其他	3	42	125	
神奈川	縣	230	200	450	竹林並に推茸山葵栽培
兵庫	郡	2	6	137	間伐講習、竹林増殖法 製炭改良 同
	市町村	1	20	21	
	部落其他	15	427	356	

地方	主催者	開會		講習生數	講習科目
		回数	日數		
長崎	部落其他	1	21	16	製炭改良
新潟	縣	3	70	148	森林學概要、造林學、各種製炭法、測量、測樹、同業組合法、林業一般八名式石窯伏燒、林業一般經營 竹林増殖、竹細工、製炭法、竹林造成及植栽、木炭製造、桐栽培法、竹細工
	郡	20	98	387	
新潟	市町村	8	54	265	山葵栽培、木炭改良、林業一般經營、桐樹栽培法、椎茸栽培法、竹林栽培法、其他
	部落其他	24	156	493	
埼玉	縣	4	150	36	竹製品著色、塗漆、木工品製作、杞柳細工、實地傳習 竹細工、山葵栽培法、製炭法
	部落其他	3	52	50	
群馬	郡	2	41	36	製炭法 桐林及竹林經營、一般林業經營製炭法 一般林業經營、桐林及竹林の經營製炭法
	市町村	7	14	345	
	部落其他	11	30	850	
千葉	縣	6	34	412	製炭法、椎茸栽培法 同上、同上 竹及桐栽培法、椎茸栽培法 椎茸栽培法、竹林造成法、赤松枯病豫防法、製炭法、一般造林法
	郡	5	19	180	
	市町村	2	2	91	
	部落其他	7	11	341	
栃木	縣	24	73	578	伏燒製炭傳習、椎茸、山葵の栽培 造林法、簡易測量法、簡易測樹法 竹林改良、竹林造成法、挿木造林法 竹林改良造成法、枝打及間伐簡易測樹及測量法
	郡	3	10	73	
	市町村	2	10	71	
	部落其他	5	10	181	
奈良	市町村	1	3	36	森林政策概要、伐採及立木材積算法
三重	市町村	1	2	30	林業大意
愛知	郡	1	14	50	製炭法 竹林改良法、森林及林業、用材林及間伐實地指導、立木及木材、積算法、同上實習、砂防工事
	市町村	2	20	41	
	部落其他	14	26	857	
静岡	縣	2	36	82	度量衡法規、測樹、測量、森林施業、林業關係法規、製炭法、林政、林産物需給關係 製炭法及林業經營
	部落其他	5	54	392	

地方	主催者	開會		講習 生數	講習 科目
		回数	日數		
山梨	縣郡	1	14	16	伏燒法 同上、策及柵細工
		3	19	102	
滋賀	郡市町村 部落其他	3	7	109	造林及竹林造成 同上 製炭、森林組合、簡易木工、間伐材利用
		1	7	30	
		18	180	561	
岐阜	縣市町村 部落其他	5	81	609	製炭實地傳習並講話、山林經營、木材 利用法 椎茸山葵栽培實地傳習並講話 竹細工實地傳習、箸製造實地傳習、製 炭實地傳習
		12	13	99	
		10	121	313	
長野	縣郡市町村 部落其他	2	14	52	造林法、森林保護、森林組合、測量及 測樹、保安林施業、公有林整理、法 規 簡易測量、製炭法 森林間伐及枝打、竹細工法、製炭法、 製炭法
		4	30	125	
		3	32	70	
		5	63	215	
宮城	縣	19	331	685	製炭改良、山葵及椎茸栽培
福島	縣部落其他	1	5	166	簡易測量 一般林業、木工、髓髓細工、製炭法
		11	321	22	
岩手	郡市町村 部落其他	6	51	264	經濟的造林法、樹苗養成法、製炭法、 測樹法、 赤松造林法、製炭法 製炭法、椎茸栽培法
		8	172	135	
		5	46	175	
山形	縣郡	48	211	1,272	樹苗養成、造林、手入、間伐、材積計 算、製炭、木工 林野測量、伏燒製炭法
		6	53	124	
秋田	縣市町村 部落其他	3	30	181	木炭に關する一般事項、製炭法及炭 質鑑定法、同業組合法規、製炭實習 一般林業、杉造林法、間伐法、桐椎茸 栽培法、測樹法、改良製炭法其他 改良製炭法
		13	126	359	
		1	14	20	
福井	部落其他	13	101	276	造林學、簡易測量、森林利用、森林法 規、竹細工製法、伏燒製炭法
石川	縣郡市町村 部落其他	28	136	628	森林經營法、竹製品製造法、伏燒製 炭法 造林改良法、森林保護及管理法、挿 木造林法 挿木造林法 薪炭林の改良増殖法、製炭法、竹林 改良増殖法、樹苗養成法、造林法改 良、桐造林法其他
		3	4	108	
		1	1	20	
		19	28	635	

地方	主催者	開會		講習 生數	講習 科目
		回数	日數		
富山	縣郡部落其他	2	2	33	林業一般 造林法 伏燒製炭法講習及實地指導
		4	4	600	
		1	15	23	
鳥取	郡市町村 部落其他	1	4	174	造林一班及公有林野整理 竹林及製炭改良 林業一班、竹林造成、製炭改良、木炭 伏燒法、鋸屑製炭法及炭團製造法
		5	37	303	
		20	127	510	
島根	郡市町村 部落其他	13	268	291	製炭法學理及實習、伏燒製炭法實習、 薪炭林經營法 伏燒製炭法の實習 苗圃及造林、竹林利用
		8	24	294	
		6	52	120	
岡山	縣郡市町村 部落其他	7	182	129	伏燒製炭法 一般林業、製炭法、林野測量法 苗木仕立法、竹林改良法 砂防工法、造林法、森林測量、森林法 利用法、材積計算法
		4	46	201	
		1	2	100	
		1	7	69	
廣島	縣郡部落其他	19	122	1,161	竹林造植、木炭製造、竹細工、山葵栽 培、椎茸栽培、挽物細工、造林 挽物細工 林業一般、造林、木炭製造、竹細工、挽 物細工、椎茸栽培
		1	10	13	
		19	241	996	
山口	郡市町村 部落其他	25	105	1,044	林業一般、製炭改良法、竹林造成 林業一般、竹林造成 林業一般、造林、竹林造成、經理、測樹 測量、副產物栽培法、製炭改良法、其 他
		3	8	101	
		2	14	124	
和歌山	縣部落其他	5	29	611	林業一般、竹林、製炭、棕桐栽培 松材加工、製炭
		2	21	35	
徳島	縣部落其他	7	235	105	林業大意、測樹法、杉扁柏竹櫟造林法、 林學大意、森林法大意、重要樹種の造 林法、測樹法大意
		8	24	374	
香川	縣郡部落其他	2	39	32	大正式製炭改良法 苗圃經營法、林業通論、檫桐杉山檜扁 柏造林法、椎茸及松茸栽培法、竹林經 營法 普通林業
		2	3	51	
		1	1	55	
愛媛	縣郡部落其他	2	26	88	英式製炭改良法、伏燒法 同上、枝打間伐法 英式製炭改良法、伏燒法、一林造林法
		15	48	515	
		5	41	135	
高知	部落其他	3	154	67	木炭製造

地方	主催者	開 會		講 習 生 數	講 習 科 目
		回数	日 數		
福 岡	縣	2	20	88	竹材加工法 竹林増殖法及改良法、造林法、間伐法、測樹法、木炭製造法 木炭製造法、竹材加工法
	郡	7	85	221	
	部落其他	2	31	43	
大 分	縣	3	7	76	林業一般 普通造林及竹林改良及新植
	郡	11	11	865	
	部落其他	1	2	60	
佐 賀	郡	3	32	109	木炭製造實習 林業一般及造林法、木炭製造實習、竹細工實習 椎茸栽培法
	市 町 村	4	24	95	
	部落其他	1	4	10	
熊 本	郡	18	134	574	竹細工、木炭、椎茸栽培、森林間伐 竹細工、森林間伐 竹細工、木炭製造、椎茸栽培、輪轉細工
	市 町 村	6	31	248	
	部落其他	22	213	793	
宮 崎	郡	3	328	55	製炭改良傳習 同上 製炭改良傳習、椎茸栽培法及乾燥法傳習
	市 町 村	1	90	45	
	部落其他	6	306	839	
鹿 兒 島	縣	28	894	529	木炭、燒杉下駄 材積計算、技打 磨丸太、造林の利用
	郡	2	10	203	
	部落其他	2	16	377	
沖 繩	郡	1	7	26	造林學、測樹法、林價算法、森林法規、簡易測量
計	縣	453	2,942	8,167	講師は博士、學士、技師、技手、屬、各種組合長、林業家、其他林業に關係ある學校教員等にして其成績一般に良好なり。
	郡	169	1,454	6,836	
	市 町 村	95	707	3,018	
	部落其他	275	3,004	10,713	
	計	992	8,107	28,734	

(4) 大日本山林會主催

(1) 沿 章

大日本山林會に於ける第一回林業講習會は大正八年八月にして爾來毎年夏季に於て行ひ其開催期間は概二週間とす講習箇所は毎年同しからざるも東京帝大林學教室、千葉縣下清澄演習林其他著名の森林地にして衆人の集し易き箇所を隨時選定せり、聽講者の資格は各府縣林業技術員及甲種農林學校、同農學校林學擔任教員とし約百名とす、講師は東京帝大農學部林學

科教授、助教授、講師、農商務省其他高等官又は學識名望ある諸氏にして概十名内外とし、講習料は之を要せざるも旅費其他は自辨とし修了者には講習證書を授與す。
而して大正八年第一回以降施行したる講習成績を掲ぐれば次の如し。

(口) 講 習 成 績 第1回—第5回林業講習會成績表

年次	月 日	箇 所	科 目	講 師	講 習 生 數
大 正 8 (第1回)	自 8.11 至 8.24	〔學科〕 東京帝大農學部林學科講堂 〔實科〕 千葉清澄同大學演習林	木材運搬、公有林整理統一、木材工藝的利用、林産製造、北米の林業、林野開墾	川 瀨、田、西、村、望、三、高、島、8講師	技師 4 技手 58 教諭 19 其他 3 計 84
			清澄演習林の施業計劃及杉林收穫表の調製法、拱熱式製炭法、清澄地方の農家副業、並樅材の利用		
9 (第2回)	自 9.11 至 9.24	〔學科〕 同 〔實科〕 同	木材工藝的性質、造林方法の改良、林木成熟論、理水及砂防工、森林組合總論、造園學、木材價格總論、木材價格論各論、造林法の改良、森林組合各論、	本 多、白、有、藤、諸、川、田、吉、村、10講師	計 75
			演習林の經營、森林施業、造林實習、木材乾溜及椎茸栽培、各地視察		
10 (第3回)	自 7.31 至 8.10	〔學科〕 盛岡市岩手縣商品陳列所 〔實科〕 岩手縣廳内	林産物の化學的利用特に製炭に就て、地方廳に於ける森林行政、森林經營と放牧、森林の利用に就て、各種造林法批判、本邦薪炭消費量	本 多、三、浦、關、植、村、上、川、瀨、の、6講師	計 127
			岩手縣瀧澤驛、盛岡高等農林學校演習林、及岩手縣林業株式會社苗圃視察、岩手郡太田佐々木氏杉落葉松人工造林地にて實習、同郡雫石村々有林及小岩井農場視察		
11 (第4回)	自 7.20 至 7.27	〔學科〕 東京帝大林學科教室 〔實科〕 東京府下府中演習林及同上	木材乾溜及製炭法、林道設計、本邦に於ける林産物の需要供給に就て、森林利用、擇伐林の施業、理水及砂防工、歐米の林業、造園	右 田、三、浦、西、川、白、諸、村、田、8講師	甲組 43 乙組 30 計 73
			甲組 木炭品質鑑別法 乙組 林道設計實習		

年次	月日	箇所	科目	講師	講習生数
13 第5回	自 7.11 至 7.20	[學科] 群馬縣下赤城 山上湖畔 [實科] 赤城山及榛名 湖畔	國立公園と造園、簡易なる水 力應用の製材工場、造林と間 伐、地方行政、本邦に於ける 林産物の需給趨勢、木材の工 藝的利用、製炭と木炭鑑別法 赤城山下赤松杉林、榛名山杉 檜造林地及榛名湖畔附近山林 視察	本多、 川瀬、 中西、 和佐、 渡邊、 森の 8講師	120
13 (第6回)	自 7.20 至 7.26	[學科] 静岡縣秋葉山 上社務所	森林火災の防衛に就て、間伐 に就て、今後の運材施設に就 て、造林法實地視察	川瀬、 崎、 垣、 村、 西中、 の 4講師	276

(七) 教育 雜 件

(1) 林學出身者就職一覽 (大正11年末現在)

程度	學校名	卒業生数	就職別					計
			官職	公務員	林業教育者	民業	その他	
大 學	東京帝國大學農學部	523	技師 其 他	164 3 53	47	61	32	401
	北海道帝國大學農學部	119	技師 其 他	16 38	19	33	—	107
專 門 學 校	東京帝國大學農學部林學實科	928	技師 其 他	66 285 110	41	137	128	767
	北海道帝國大學農學部林學實科	410	技師 其 他	19 169	42	111	—	360
	盛岡高等農林學校	388	技師 其 他	33 165	49	100	14	361
	鹿兒島高等農林學校	295	技師 其 他	175 —	23	55	—	253
實 業 學 校	東京府立農林學校	330	技師 其 他	24 7 16 5	32	165	31	280
	京都府立農林學校	1,075	技師 其 他	37 8 5	3	160	781	994
	新潟縣立加茂農林學校	693	技師 其 他	1 52 1 9	8	82	509	662

程度	學校名	卒業生数	就職別					計
			官職	公務員	林業教育者	民業	その他	
實 業 學 校	埼玉縣立秩父農林學校	425	屬、技師 其 他	13 17 10	—	—	385	425
	群馬縣立勢多農林學校	490	技師 其 他	1 3 7	—	73	406	490
	奈良縣立農林學校	412	屬、技師 其 他	50 2 3 23	6	246	51	381
	三重縣立農林學校	573	屬、技師 其 他	17 4 17 1	10	6	513	569
	愛知縣安城農林學校	310	技師 其 他	1 90 5 29	10	42	104	281
	山梨縣立農林學校	606	屬、技師 其 他	98 10 26	6	2	443	585
	舊滋賀縣立農林學校	371	技師 其 他	3 7 5 3	2	6	326	352
	滋賀縣立長濱農林學校	17	技師 其 他	1 —	—	10	6	17
	岐阜縣立農林學校	220	技師 其 他	41 5 31	1	58	70	206
	長野縣木曾山林學校	661	技師 其 他	161 37 166	4	195	62	625
技 校	宮城縣小牛田農林學校	134	屬、技師 其 他	56 7 10	4	7	47	131
	秋田縣立農業學校	249	技師 其 他	19 25 93	—	14	77	228
	秋田縣立農林學校	1,039	屬、技師 其 他	6 13 3	—	2	1,015	1,039
	福井縣立福井農林學校	209	技師 其 他	24 7 17	—	63	86	197
	鳥根縣立松江農林學校	1,072	屬、技師 其 他	22 3 19	1	4	926	975

程度	學校名	卒業生數	就 職 別					計
			官 署	林 業	民 業	其 他		
			職 名	員 數	教 育 者			
實 業	岡山縣勝間田農林學校	602	技手 森林主事 助 手 履	29 20 3 19	—	5	467	553
	廣島縣立西條農學校	444	技手 助 手 森林主事 履	4 4 1 4	—	3	405	421
	山口縣立農業學校	104	技手 森林主事 履	23 4 6	7	42	12	99
	和歌山縣立農林學校	619	屬、技手 森林主事 履	35 4 31	9	242	281	585
	香川縣立農林學校	562	技手 森林主事 履	11 5 12	4	5	525	562
	愛媛縣立松山農業學校	614	屬、技手 履	8 6	1	6	551	572
	高知縣立農業學校	1,026	技師 屬、技手 森林主事 履	5 72 23 53	4	19	850	1,026
	福岡縣立田川農林學校	87	森林主事 履	1 1	—	1	82	86
	大分縣立農林學校	648	技師 屬、技手 森林主事 履	1 129 40 37	11	87	291	596
	熊本縣立阿蘇農業學校	313	屬、技手 森林主事 履	58 33 44	—	68	91	294
校	熊本縣立農業學校	1,114	森林主事 履	1 3	—	3	1,107	1,114
	熊本縣立球磨農業學校	522	技手 森林主事 履	16 12 1	—	5	461	494
	宮崎縣立宮崎農學校	294	技師 屬、技手 森林主事 履	1 101 34 19	—	14	111	280
	合 計	18,498	技師 屬、技手 助 手 森林主事 履 計	307 2,100 23 340 195 676 3,641	343	2,133	11,251	17,368

〔註〕 表中卒業生數と計と一致せざるは死亡、兵役、遊學、不明等の爲めにして總計 1,130人あり。

(2) 東京高等造園學校 (澁谷町常磐松御料地 東京農業大學構内)

沿革——海外諸國に於ては已に造園に關する技術を修得する機關として専門學校を特設しあるも我が國に於ては未だその設立を見ざるを遺憾とし大正十三年四月上原博士主唱の下に本校を創設せられたり。

目的——本校は造園に關する學術と技術とを授け意志堅實にして品性高尚なる技術者を養成するを以て目的とし本科及實科の二種に分つ、又研究科の設けあり。

學年及修業年限——本科學年は4月10日—翌年3月31日とし2ヶ年修業、實科は3月10日—翌年2月28日とし1ヶ年修業とす。

授業料及入學料——入學料は何れも5圓とし、授業料は本科年額96圓、實科72圓、外に實習費は各自實費を負擔するものとす。

入學資格及特典——本科は中學四年修了程度の學力ある男子、實科は高等小學校卒業程度の學力ある男子とし學生中品行方正、學術優秀にして一般生徒の模範たる者は在學中の學費免除、卒業後の學資貸與、海外留學等の特典を受く。

入學試験及許可數——入學願書受付期日は毎年四月五日迄、大正三年度は無試験銓衡とし志願者本科60人、實科28人ありしが其内本科35人、實科14人の入學を許さる。

卒業——卒業試験に級第したるものは卒業證書を授與され成績優秀にして品行方正なる者には優等證を授與さる、稱號なし。

教授科目——(學科目)造園概論、造園設計造園工學、造園材料、造園意匠、造園植物、造園語學、兒童遊園、建築大意、造園建築、造園史、庭園管理、果樹園藝、蔬菜園藝、花卉園藝、觀賞植物、養畜大意、應用美學、設計心理、公共造園、都市計畫、公園計畫、田園都市、測量。

(設計實習)圖案及製圖、日本庭園、西洋庭園公園、田園都市、路網計畫、住宅設計。

(造園實習)庭園地割、庭園植栽、經營管理、岩組配置、樹木移植、仕様見積。(課外講義)造園現地講義、名園見學指導、茶道生花講義、盆景講義、洋畫講義、造園法規。

講師——*上原敬二、*大溝勇、*永見健一、*中島卯三郎、東京市技師 井下清、ドクトル 本郷高德、*土田保三、*關口鐵太郎、*北村德太郎、*山田醇、*保岡勝也、*龍居松之助、*黒田明信、(其他)帝都復興局田中惟徳、東京市技師相川要一、早大講師 藤直和。

職員——(顧問)農博、横井時敬、林博、本多静六。(校長)林博、上原敬二。(理事)井下清、岩崎潔治、龍居松之助。(常)筒井春香。

第二十三 公園、庭園、行道樹

(一) 公 園

(1) 沿 革

歐洲諸國に於ける公園施設の沿革は頗る古く既に埃及人は柱廊其他の建築物、彫刻物等を以て裝飾したる小規模の公園を具へ、亦「アリシア」人、波